

2014年度学位論文（博士）

禅宗寺院に於ける境致と十境詩について

Kyochi and the Poems of jikkyo-shi at the Zen temples

京都造形芸術大学大学院

芸術研究科 芸術専攻

平出美玲

目次

序章	1
1. 研究の背景	1
2. 研究の目的と方法	4
第一章 中国禅宗寺院に於いて詠まれた題詩の特徴と「境致」の関係	7
1. 南宋五山寺院に於いて詠まれた題詩	9
2. 中国南宋五山寺院以外の寺院で詠まれた題詩	21
3. 中国禅宗寺院で詠まれた題詩が冠する「詠」「景」「境」それぞれの特徴や違いについて	26
4. 「詠」「景」「境」について文字の音声による違いの分析	37
5. 中国南宋五山寺院の「境致」についての中国と日本の史料比較	40
小結	47
第二章 五山寺院で詠まれた題詩についての考察	50
1. 日本に於ける「境致」選定と十境詩の成立	51
2. 中国五山寺院の題詩についての考察	58
3. 日本五山寺院の十境詩についての考察	91
小結	112
第三章 日本の禅宗寺院に於ける「境致」「十境」について	114
1. 『扶桑五山記』『和漢禅刹次第』に記載された「境致」	115
2. 鎌倉・京都五山寺院に於ける「境致」の位置について	130
3. 『扶桑五山記』『和漢禅刹次第』に記載された南宋五山寺院の「佳名」	143

4. 南宋五山寺院の題詩に選定されている「佳名」の位置について	157
小結	164
第四章 日本に於ける境致の発展、十境についての考察	167
1. 邸宅に選定された境致と十境詩について	167
2. 三條坊門殿の「相府十境」詩について	175
3. 近世の邸宅に見る「八景」との関係	187
4. 「十境十乗止観」についての考察	189
小結	191
結論	193
引用文献	199
参考文献	202
表目次	203
表	204
図目次	217
図	218
図引用文献	235
謝辞	236

序章

1. 研究の背景

12世紀末に栄西が日本に伝えた禅宗が、日本で本格的に広まったのは鎌倉時代以降である。時の鎌倉幕府は禅宗を公の宗教として利用するために、南宋の官寺制度を導入し五山十刹を制定した。同時に取り入れられた中国禅宗文化は、その後の日本文化に多大な影響を与える事となった。その中で、各寺院に於いて禅僧によって選定される「境致」や、それに対して詠まれた「十境詩」についても、五山制度と共に日本にもたらされた中国禅宗文化の一つであると考えられてきた。禅宗寺院の境致についての先行研究は複数存在するが、「境致」について言及している最初の論考は、1934年に出版された外山栄策の『室町時代庭園史』である。この研究は室町時代の庭園について、論文中で一貫して「境致」や「十境」の考察を行い、この時代の庭園文化に於ける「境致」や「十境」の重要性を示唆している。しかし外山栄策の研究は、日本の事例だけを対象としている為に、その手本となつたとされる中国での事例についての考察が行われていない。そこで主だった先行研究の中で、特に中国禅宗寺院の境致について言及している田島柏堂、関口欣也、蔡敦達の三氏の論文を挙げ、以下にその内容と本研究と関係する問題点についてまとめた。

田島柏堂は「天童山十境」と禅語散策 - 「拜登」・「警策」考 - の中で、永平寺十四世建擲（1415 - 1474）が記した道元の伝記『建擲記』の中に記載されている「天童山十境」（異本有り）について、建擲が何を拠り所にして収録したのか不明であるとして、その究明を試みている。参考としているのは『五山十刹図』（金沢市大乘寺所蔵）の「天童山景德寺伽藍配置図」と『天童寺志』（『中國佛寺志』）で、『建擲記』に記載されている十境の題を各本の文章と照らし合わせ、十境の所在地を明確にする試みを行っている。この「十境」の十題の内、「登閣」が『天童寺志』『天童寺續志』に見えない事を明らかにし、「登閣とい

うのは、何々閣という楼阁（高層の建築物）に登って、外を眺めた絶景を称し、閣は千仏閣のことを指しているように推考されるⁱ⁾と述べている。氏は更に「十境」の語彙について「「十境」という題名で纏まった記録は『寺志』、『續志』あるいは中国の語録などを検索するも、宋・元・明の間には見出すことができないⁱⁱ⁾とし、『建搨記』に初めて見出されると述べている。そして「「十境」も恐らく禪師が在宋中または帰国後、選定命名して何か書き留めてあったのを、建搨が採録したものと推測されるⁱⁱⁱ⁾」と述べている。ここで解る事は、田島柏堂が「十境」という題名で纏まった記録が中国語の文献には見出されないと明記している事である。これは本論文でも主題の一つとして検証した事柄である。

また関口欣也は論文「中国江南の大禅院と南宋五山」で、記録に残っている中国禅宗寺院の境致の所在とその特質について言及している。この中で氏は『大宋国諸寺次位』をみると、境致はその寺の建築や自然環境の勝地および靈蹟などからなり、江南の大禅院では自然的、人工的、宗教的、歴史的環境の総合美が尊ばれていたことが知られ、山を控えた占地を反映して前山や後山を境地に数え、境致と江南の山水との深い関係を示している^{iv)}と述べ、境致がどのようなものかを説明している。また、境致の概念が何時頃生じたのかについては、成熟過程はまだ明らかではないとしながらも、唐代に遡るとしている。また、北宋時代の作例として「舒亶が天童寺を詠んだ詩^{v)}」の題を挙げ、「十境」と述べている。しかしこの題詩は、舒亶（1041 - 1103）の著作『乾道四明図経』に於いて「天童十題」の名で記載されているものである。そのため、この十題の詩が「十境詩」として定義できるかについては疑問が残る。また「中世五山伽藍の源流と展開」という論文では、境致について「五山をはじめとする禅宗寺院では禅宗の自然観にもとづき、周囲の自然環境を尊重して、これと伽藍との総合的な景観美を境致という言葉で表現し、大伽藍から小禅院まで、寺の内外の景観を構成する山や池および諸堂を境致に数えた。そして境致は漢詩で文学的に理想化され、環境の美化をいっそう増進した^{vi)}」と説明し、日本に於けるそれらの源流は「南宋から元の五山を筆頭とした大禅宗寺院にある」と述べている。また『扶桑五山記』の「南宋国諸寺次位」を基に「境致はその寺の建築や自然環境の勝および靈蹟などからな

り、江南大禪院では自然的、人工的、宗教的、歴史的環境の総合美が尊ばれていたことが知られ、山をひかえた占地を反映して前山や後山を境致に数え、江南の山水と境致の深い関係を示している。そして北宋ころから適当な数の境致（多くは十）を選んで詩に詠われ、景観美が詩で文学的に理想化された」と述べている。また境致の対象となるものは、寺院中心部の建築群よりも、寺ごとに変化に富む周辺の自然景観とそれを生かした亭などであるとしている。そして「境致の概念は「十景」などよりきめがこまかく、日本の禪院の環境形成にきわめて大きな影響をおよぼした^{vii}」と説明している。しかし本論文で検証している様に、その根拠となる文献『扶桑五山記』に記載されている南宋五山各寺院の境致は、中国で編纂された文献『中國佛寺志』の中には記載されていなかった。そのため今後の更なる検証が必要であると考えます。

蔡敦達は「日本の禪院における中国的要素の摂取：十境を中心として」で、境致選定が中国でいつ頃始まったのか、そして日本に取り入れられてからどの様に発展したかを考察している。そして南宋五山を中心とする中国禪宗寺院で行われていた境致の選定は、当時の文人がその邸宅や別荘の庭園に対して十の景物を選んで詩に詠むという慣習に影響を受けて発達したものであり、これら「十詠」「十題」という詩の形式が禪宗寺院において「十境」へと発展したと述べている。その根拠として日本人入元僧の別源円旨（1294 - 1364）の『南遊集』に収録されている「和雲外和尚天童十境韻」を挙げ、この偈頌が雲外雲岫の偈頌の和韻詩である事から、天童寺十境は雲外雲岫によって選定されたものであろうと述べている。さらに、この天童寺十境の十題は全て『扶桑五山記』の境致の記載の中に含まれている事から「十境の選定は南宋以降、五山をはじめとする中国の禪院で行われていたことがわかる^{viii}」と結論付けている。次にこの結論を裏付けるための例として、舒亶の『乾道四明図経』に載る「天童十題」を挙げ、「天童十題」の内の5題が先の「天童十境」と重なる事を指摘し、「文人・禅僧を問わず、同じ主題を詩・偈に書いたことは、直接ではなくても両者の間に交流のあったことが窺われる。（中略）禅僧による禪院の十境選定は、こうして文人から影響を受け、また、かれらとの交流を通じて作り出されたものと思われる^{ix}」

としている。しかし、先に関口の論文の項でも述べたように、「十題」と「十境」を単純に同じものと見なしてもよいかという疑問が残る。詠、題、景、境の違いについて蔡は、同じ十種の題詩について史料ごとに詠が使われていたり景が使われていたりして、一定ではない事から「十詠」「十題」が「十景」に変化するプロセスはさらに「十境」へとつながるもので、「十境」は「十詠」「十題」を踏襲したものと考えられる^{x)}と説明している。また当時流行していた「八景図」や「八景詩」も十境に置ける景観選定に影響を及ぼしたと述べている。そして中国の禅院で行われていた境致選定の根拠となる史料として、『扶桑五山記』及び別源円旨の『南遊集』が挙げられているが、これらの史料はどちらも日本人によって書かれた日本の文献と捉えてよいと考える。そうであるならば、中国に於ける事柄についての根拠を求める時に、日本で書かれた文献史料と中国で書かれた文献史料との内容に異なりがある場合、その信頼性は中国の文献の方が優れていると考えざるを得ない。舒亶の「天童十題」についても、関口の項で述べた通り、「十題」と「十境」を同じものと見做してよいのかという検証を行う必要があると考える。

境致そのものを論じている最初の論文として挙げられるのが、玉村竹二の「禅院の境致」である。論文は主に日本に於ける「境致」選定について考察が行われている。中国禅宗寺院については、日本同様に数多くの十境が設定されていたらしいと述べた上で、その根拠を『和漢禅刹次第』や『扶桑五山記』と共に『天童寺志』をはじめ、中国の各寺志類にも記されてある所である^{xii)}として、『中國佛寺志』の記述を挙げている。

2. 研究の目的と方法

以上の先行研究を踏まえた上で、本論文は中国禅宗寺院に於いての境致選定が如何なる状況であったか、またどれ程普及していたのかを検証した。そして日本に置ける境致選定

と十境詩についての分析を行い、中国の文献に見られる禅宗寺院で詠まれた題詩との比較を行う。その結果として、日本に於ける「境致」の選定や「十境詩」を詠むという慣習がどの様に始まったのかを明らかにしたい。

研究の為の史料としたのは、先ず、中国で明代から清代にかけて数多く編纂された地方志の一種である『中國佛寺志彙刊』である。この史料は上述した様に玉村竹二も中国禅宗寺院における「境致」選定の根拠として言及している事から史料として有効であると考えた。この史料は中国の代表的な仏教寺院の各寺院史の叢書で、原本の刊行年代は北魏時代から清代に及んでおり、古典文献と見做されるものも多く含まれている。その主な内容は、寺院の来歴、伽藍建築、高僧傳記、法語詩偈、法脈、觀応事績や周辺の地理や文化風俗についての記載も含まれている。これに対して日本で書かれた文献史料として、『扶桑五山記』と『和漢禅刹次第』を使用し、中国の文献との比較検証を行った。『扶桑五山記』は、鎌倉瑞泉寺所蔵の文書で、昭和36年に鎌倉市文化財に指定された。その主な内容は、京都・鎌倉の五山寺院住持歴代、境致、諸塔頭、寮舎など、及び中国五山・十刹・甲刹の開山、住持歴代、更に日本の十刹・諸山一覧、五山十刹の位次の変遷などが記載されている。そして『和漢禅刹次第』は、「禅刹記」と呼ばれる書籍のひとつで、その内容は、先ず中国五山寺院の所在地、開山、住持歴代、境致を挙げ、次に十刹・甲刹の所在地、開山、境致が挙げられている。更に日本の五山・十刹の位次変遷、諸山の一覧とその所在地、開山などが記載されている。これらの文献史料の中から、主に中国五山寺院で詠まれた題詩と日本の両五山寺院の十境詩を探し出し、考察を行った。また、十境詩については『五山文学』に収録されている禅僧の語録から取り出したものを使用した。更に、「境致」やそれに準ずる「佳名」と地理的環境について考察を行うために、作成された時期ができるだけ境致（或いは佳名）の選定年代と近い絵図を使用することとした。それにより、境致（或いは佳名）の所在地と寺院の関係や、現在の寺院との比較が可能になった。

第四章で、日本に於ける「十境」選定の文化的発展についての考察を行った。この章では、主に室町時代以降の武家や公家の邸宅で選定された「十境」や「八景」について、第

三章までで見てきた禅宗寺院に於ける「十境詩」との比較を行い、その特徴について述べた。そして最後に、第一章から第四章を通して論証された事柄を踏まえ、「十境」という語彙が如何にして使用されるに至ったのかについての考察を試みた。

第一章 中国禅宗寺院に於いて詠まれた題詩の特徴と「境致」の関係

はじめに

日本の禅宗寺院で境致選定が普及したのは、境致選定と題詩作成が中国禅宗寺院で広く行われていた事から、中国禅の影響を受けて発展した日本の禅宗に於いても、同様に影響を受けて発展した為であると考えられている。それを明らかにする為に本章では、先ず中国禅宗寺院における境致選定が如何なる状況であったか、またどれ程普及していたのかを文献史料を基に調べる事にした。そしてその結果を、日本の文献史料に書かれている内容と比較する事により、中国の文献と日本の文献の間に相違点が存在するか否かを検討する。その目的は日本禅宗寺院に於ける境致選定と十境詩が、中国禅宗寺院で行われていた文化的活動をそのまま導入したものであるかを明らかにする事である。使用した文献は、中国で明代から清代にかけて数多く編纂された地方志の一種である『中国仏寺志彙刊』で、南宋五山寺院については『径山志』『武林靈隠寺志』『雲林寺志』『天童寺志』『勅建浄慈寺志』『明州阿育王山志』『明州阿育王山續志』が確認できた。これらの史料には、それぞれの寺院で詠まれ編纂された詩偈が数多く記載されているが、その中から特に複数の題詩が一纏まりに成っていて、それが全て同じ作者に依って詠まれているものを探し出し、その種類を分類する事とした。その上で、日本で書かれた五山寺院についての文献である『扶桑五山記』の各寺院の項に記載されている題を参考に、中国の『佛寺志』に記載されていた題詩の題との比較をおこない、その特徴を分析した。寺院によっては同一人物に依って詠まれた一纏まりの題詩が全く確認できないものもあった。この様な場合についても、『扶桑五山記』に記載されている題を『佛寺志』の中を探し出し、それら単独の詩についての特徴を分析した。

1 節では南宋五山寺院に於いて詠まれた題詩を作者や詩の形態によって分類した。その上で、『中国佛寺志』中に数多く収録されている題詩の中から、複数で一纏まりになっている題詩、特に 10 首一纏まりになった題詩を抽出する作業をおこなった。そうする事に依り、

南宋五山寺院で境致選定が行われ、十境詩が詠まれていた場合、各寺院の文献に記載されている題詩の中に、同じ作者に依る一纏まりの題詩が有り、更にそれが 10 題で纏められていれば十境詩であると結論づける事ができる。また一纏まりの題詩が複数収録されていた場合、それぞれの題詩に選ばれている題が共通している程、その題が境致として選定されたものではないかと考える事ができると考えた。

次の 2 節では、1 節で取り上げた南宋五山寺院（萬寿寺、靈隱寺、天童寺、浄慈寺、阿育王寺）以外の中国禅宗寺院を対象として、『中國佛寺志』に収められている寺院志に収録されている題詩についての分析をおこなった。そこで全ての禅宗寺院志に「境致」や「十境」という語の記載、或いは「景」「詠」「題」という語を冠して一纏まりの題詩が収録されているかを確認した。そして「境」「景」「詠」「題」などの語で一纏まりになっている題詩の収録数、種類などを分類、比較した。

続く 3 節では、それまで 1、2 節でおこなってきた題詩の抽出と分類によって検討が可能となった「境」「景」「詠」でそれぞれ一纏まりになった題詩の特徴や違いについて検証した。即ち、作者或いは編者が「境」「景」「詠」の中から特に 1 文字を選択して題詩に冠する事にどの様な意味が在ったか、規則性が在ったかについて検証した。

そして 4 節では、複数首で一纏まりの題詩に冠される「境」「景」「詠」という語が、使用される時点で意識的に区別されていたか否かについて考察するために、文字の持つ音からの分析をおこなった。ここでは発音される母音と子音を比較して混同されやすい音が在るかを確かめるために発音比較などをおこなった。

最後に 5 節では、南宋五山寺院について、これまで使用してきた中国語の史料と日本で書かれた史料との比較をおこなった。日本の史料には主に『扶桑五山記』と『和漢禅刹次第』を使用した。ここでは史料中の「境致」や「十境」という記述の有無や、境致の題の記載内容と、『中國佛寺志』でこれまで分析してきた結果との比較検証をおこなった。

1. 南宋五山寺院に於いて詠まれた題詩

(1) 萬壽寺

興聖萬壽禪寺は徑山寺の主寺とされている。『徑山志』卷九に「偈詠」、卷十に「名什」の章が設けられていたが、これらの章には一定数の纏まった題詩は収録されていなかった。但し『扶桑五山記』の萬壽寺の項に記載されている二十種類の題（「清涼法海（山門）」「龍井」「天下徑山」「五髻峯」「龍淵室」「淨髮閣」「不動巖」「不動軒」「凌霄閣」「含暉亭」「御愛峯」「喝石巖」「楞伽室」「流止亭」「福地」「靈雞塚」「鉢盂峯」「碁盤石」「萬年正續院」）の内、四種類の題を冠した詩が、それぞれ単独で収録されていた。卷九の「偈詠」には、原肇の「喝石巖」（七言律詩）、龍大淵の「含暉亭」「凌霄閣」（七言律詩）、超宗の「喝石」（七言絶句）が収録されていた。また卷十の「名什」には、范至能の「凌霄庵」（五言排律）、徐懋弁の「喝石巖」（五言絶句）、黄汝亨の「題靈雞塚」「題喝石巖」（五言絶句）が収録されていた。「偈詠」と「名什」の両章合わせると、「喝石（巖）」四首、「凌霄（閣・庵）」二首、「含暉亭」一首、「靈雞塚」一首で、「喝石」が最も多い。これらの詩を分類したものが表1である。右に作者名と詩の形態を記載した。

これら四題の詩を形態から分類すると、七言律詩が三題、七言絶句が一題、五言排律が一題、五言絶句が二題（その内の一題は重複）である。この事から、これらの詩は、題が『扶桑五山記』に収録されている内の四題ではあっても一纏まりの題詩とは考えられない。

また「偈詠」の章内に、祖銘によって詠まれた五種類の峰に対する題詩が纏まって収録されていた。何れも五言古詩（六句）で「堆珠峰」「大人峰」「鵬博峰」「宴坐峰」「朝陽峰」の五題であるが、『扶桑五山記』には記載されていない。

(2) 靈隱寺

『靈隱寺志』には七首の纏まった題詩が収録されており、その題詩が元々十首あった内

の七首を収録している由が記載されていた。しかしそれ以外に「境致」や「十境」の記載は無かった。この七首は『靈隱寺志』卷八「詩詠」の五言古詩を集めた中に収録されていた。それは梅詢（詢知和尚）が詠んだもので、「有靈隱寺詩十首勒石冷泉亭上今在七首^{xii}」と記載されているように、元々十首の詩が石に刻まれていたが現在はその内の七首が残っている。詩は八句の古詩で「本寺（靈隱寺）」「冷泉亭」「飛來峰」「曲水亭」「龍泓洞」「蓮華石」「猿呼洞」の七題である。この七題を『扶桑五山記』に記載されている題と比較する。『扶桑五山記』に記載されているのは、「蜚來峯」「直指堂」「冷泉亭」「猿呼洞」「石蓮峯」「北高峰」「合澗橋」「壑雷亭」「鷺嶺」「九里松徑」「蓮峯堂」「梅檀林」の十二題である。この題の中で「靈隱寺詩十首」中の七首に含まれているのは「冷泉亭」「飛來峰」「猿呼洞」の三首だけであった。（表2）

『靈隱寺志』の題詩は、元々十首あった内の七首なので『扶桑五山記』の十二題と単純に比較する事は難しいが、それでも七題の内の三題しか共通しないのは多いとは言えない。靈隱寺周辺の景勝地の中でも特に「冷泉亭」「飛來峰」「猿呼洞」は現代に至るまで著名である事から、これらの題詩が詠まれた当時から一般に知られた名勝であった事が考えられる。

『靈隱寺志』卷八は、「詩詠」を年代別ではなく、詩の形態別に収録した巻である。ここには五言古詩三十一首（この内に上記の七首を含む）、七言古詩八首、五言律詩四十六首、七言律詩五十四首、五言絶句十八首、七言絶句三十八首、五言排律八首がそれぞれ収録されていた。『靈隱寺志』に収録されていた題詩の中から上述の『扶桑五山記』に記載された十二題と同じ題の詩を抜き出すと、何れの形態にも『扶桑五山記』に記載されている題の詩が含まれていたが、その種類は十二題の内の六題だけである事がわかった。それ以外に「靈隱寺」の題詩が五言絶句以外の全ての形態で詠まれていた。それぞれの題を形態ごとに纏めると表3の様になった。

表3に纏めた題詩と、上述の梅詢が詠んだ七題とを比較すると、共通している題は「本寺（靈隱寺）」「冷泉亭」「飛來峰」「猿呼洞」の四題であった。但し「本寺」或いは「靈隱

寺」の題は『扶桑五山記』の十二題には含まれていない。

それぞれの形態で、同作者が複数の題詩を詠んでいたが、『扶桑五山記』に含まれている題詩だけに絞ると、同作者で三種類の題を詠んでいるものが「七言絶句」に一例あった。しかしその他は、同作者によって詠まれている題詩は二種類までであった。

「五言古詩」に十首中七首が収録されていた梅詢（詢知和尚）については『靈隱寺志』巻五下の「歴代人物」の章に「梅詢字堯臣知仁和縣事有武陵十詠詩刻石冷泉亭上^{xiii}」と記載されていた。これに依れば、梅詢は仁和県（杭州市にかつて存在した県）の長官で、彼の詠んだ「武陵十詠詩」が冷泉亭の傍らに在った石に刻まれていたという事がわかる。しかし武陵が湖南省に在る景勝地を指している可能性があるため、ここに記載されている「武陵十詠」が「靈隱寺詩十首」と同じものであると断定する事ができない。上述の通り、この「靈隱寺詩十首」の内の七首は「本寺（靈隱寺）」「冷泉亭」「飛来峰」「曲水亭」「龍泓洞」「蓮華石」「呼猿洞」で、『扶桑五山記』の十二種類に含まれるのは「冷泉亭」「飛来峰」「呼猿洞」の三首だけである。

靈隱寺については『靈隱寺志』と共に『雲林寺志』に於いても取り上げられている。『雲林寺志』巻六は「詩詠」に充てられた巻で、三種類の纏まった題詩が収録されていた。一つ目は、郭祥正という同一作者による五言絶句詩十二首で、「北高峰塔」「石門澗」「靈隱浦」「合澗橋」「猿呼洞」「葛塢」「韜光菴」「西菴」「臥犀泉」「青林洞」「白沙泉」「翻經臺」の題詩が記載されていた。また、李考光の詠んだ「靈隱十詠」と、貝瓊の詠んだ「靈隱十景」という二種類の題詩が収録されていた。この二つの題詩は、何れも五言律詩で詠まれた十首の纏まった題詩という点で共通しているが、それぞれ十題のなかで同じ題は三首しか無かった。「靈隱十詠」の題は「靈隱寺」「冷泉亭」「蓮花峰」「飛来峰」「鍊丹井」「猿呼洞」「水臺盤」「翻經臺」「高峰塔」「龍泓洞」であった。「靈隱十景」の題は「蓮花峰」「龍泓洞」「葛洪井」「合澗橋」「連巖棧」「飯猿臺」「夢謝亭」「理公巖」「題名塔」「猿呼洞」であった。共通しているのは「蓮花峰」「猿呼洞」「龍泓洞」の三題であるが、これらは同じ韻を持っている訳ではなかった。

次に、これらの題を先程の『靈隱寺志』の場合と同じように『扶桑五山記』に記載されている十二種類の題と比較してみる。『扶桑五山記』の十二題は「蜚来峯」「直指堂」「冷泉亭」「猿呼洞」「石蓮峯」「北高峰」「合澗橋」「壑雷亭」「鷲嶺」「九里松徑」「蓮峯堂」「梅檀林」であるので、最初の五言絶句詩十二首の題詩と比較すると、完全に共通しているのは「合澗橋」と「猿呼洞」の二首で、『雲林寺志』の「北高峰塔」は『扶桑五山記』の「北高峰」と非常に近い事から、合計で三題あると考える。「靈隱十詠」では、完全に共通しているのは「冷泉亭」「飛来峰」「猿呼洞」の三首で、「靈隱十詠」の「高峰塔」が『扶桑五山記』の「北高峰」に近い。また「靈隱十景」では、共通するのは「合澗橋」と「猿呼洞」の二首だけであった。これらを表にして表4に示した。

以上の事から『扶桑五山記』で挙げられている題は、必ずしもその寺院の境致として広く認識されていたという訳ではない事が考えられる。「靈隱十詠」や「靈隱十景」といった「十境」詩に類似した題詩は存在しているが、十題に選定された景物は、詠み手によって様々で、同じ題の方が少ない事がわかる。

(3) 天童寺

『乾道四明図経』巻八に「天童十題」として舒亶（1041 - 1103）の詩が収録されている。『天童寺志』にはこの舒亶の詩が十三首収録されていたが『乾道四明図経』とは異なり、纏った題詩として記載されてはいなかった。

『天童寺志』巻之一「山川攷」は、天童寺の景勝地について述べられた章であるが、景勝地ごとにその説明があった後、景勝地に対して詠まれた詩が時代を追って収録されている。この章に舒亶の詩は八首収録されており、その内の七言絶句で詠まれた六首が「天童十題」詩中の六首と同様の詩であった。残る二首は、七言律詩一首と七言排律一首で、天童寺山号の「太白山」について詠んだものであった。八首とも、その詩自体には題名がついていなかったが、出版社が編集した本の目次には「山川攷」で述べられている景観それ

それに表題が付けてあり、舒亶の六首は「天童十題」と表題と詩がほとんど一致した。六首の表題は「太白峰」「玲瓏巖」「響石」「佛蹟石」「神龍霧」「虎跑泉」である。「天童十題」の中で上記の六首に対応するのは「太白峰」「玲瓏巖」「響石」「佛石」「龍池」「虎跑泉」であるが、この中の「佛石」「龍池」は表題中の「佛蹟石」「神龍霧」との題の類似や詩が同じであることから、それぞれ対応していることが解る。

また、天童寺の建造物について述べた『天童寺志』巻之二「建置攷」に、天童寺の寺院周囲に建つ建造物に対して舒亶が詠んだ詩が四首収録されているが、その中の三首は、題がついていて『乾道四明図経』に収録されている「天童十題」詩中の三首と同じ題詩であった。残る一首は「山川攷」の章の場合と同様に、他の三首とは形態が異なり、七言律詩で詠まれたものであった。この章で「天童十題」と共通の三首は「臨雲閣」「春楽軒」「宿鷺亭」で、残る七言律詩の題は「蒙堂」であった。残る一首「太白庵」は『天童寺志』巻之九「轄麗考（附莊産）」に収録されていた。

『天童寺志』に収録されていた舒亶の詩は十三首であったが、そのうち三首は「天童十題」に含まれるものではなく、形態も異なる詩であった。『天童寺志』には舒亶の「天童十題」詩は全て収録されていたが、十題纏まった形で記載されている訳ではなかった。表 5 に舒亶の題詩を纏めた。

『天童寺志』巻之二「建置攷」の康熙五十二年（1713年）の中に十景詩が一種類収録されていた。これは「太白山十景詩」と題されており、釋元乗が詠んだものである。詩の形式は、瀟湘八景に倣った七言絶句の題詩が十首一揃いになっているものであった。題詩は「深徑廻松」「青關噴雪」「雙池印景」「西礪分鐘」「玲瓏天鑿」「太白生雲」「東谷秋紅」「南山晚翠」「平臺鋪月」「鳳岡修竹」の十首で、瀟湘八景に類似しており、瀟湘八景同様に季節毎の情景を表現した題詩が多い。この中で明らかに季節が解るのは「青關噴雪」「東谷秋紅」「南山晚翠」「平臺鋪月」の四首であるが、残る六首も含めて自然の中の景観を詠んだ詩集である事は、瀟湘八景と共通している。これは、同じ十題の詩集という形式を取りながら、上記の「天童十題」の題詩とは明らかに異なる特徴である。表 6 で「太白山十景詩」

と「瀟湘八景」の第を比較した。

また日本人入元僧の別源円旨（1294 - 1364）が留学先で記した『南遊集』には「和雲外和尚天童十境韻」の題詩が収録されているが、『天童寺志』と『天童寺續志』に雲外雲岫の詩は記載されていなかった。また、雲外雲岫自身の語録にも十境は収録されていない。しかし雲外雲岫は、別源円旨の二つの著作に序文を残している事がわかっている。『南遊集』の為の序文には「南遊集序、名山勝境、古今題詠者多、詩勝境則境歸於詩、境勝詩則詩不入境、詩與境合、見詩即見境、境與詩合、見境即見詩、苟不然、則詩境兩失、日本旨禪者作天童十詠、句意不凡、書此以實其美^{xiv}」とあり、別源円旨が「天童十詠」を詠んだ事が述べられている。しかし、ここで言われている「天童十詠」が『南遊集』に収録されている「天童十境韻」を指しているのかは定かではない。

『南遊集』に記載された「和雲外和尚天童十境韻」の十首は七言絶句の題詩で、「萬松關」「翠鎖亭」「宿鷺亭」「清關」「萬工池」「登閣」「玲瓏巖」「虎跑泉」「龍潭」「太白禪居」の十首である。舒宣の「天童十題」とは、「宿鷺亭」「玲瓏巖」「虎跑泉」の三首が一致し、「龍潭」と「太白禪居」の二種が類似している。この十境詩の題のうち「天童十題」と一致していた、あるいは類似していた題以外に「萬松關」「翠鎖亭」「清關」「萬工池」は「山川攷」及び「建置攷」の章に記載されており、複数の作者がそれぞれの題に対して詠んだ詩が収録されているが、別源円旨の詩は収録されていない。

表 7 に、別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」と舒宣の「天童十題」の題を表に表して比較した。

この表で明らかな通り、天童寺について詠まれた十首の題詩が複数存在する事は確かであるが、それぞれの題が必ずしも一致している訳ではない事が明らかになった。別源円旨の「和雲外和尚十境韻」と舒宣の「天童十題」は同じ七言絶句で詠まれた十首の題詩であるが、完全に共通しているのは十題中の三題、「宿鷺亭」「玲瓏巖」「虎跑泉」だけであった。

次に舒宣及び別源円旨の十首の題詩と『扶桑五山記』に記載されている題との比較をする。『扶桑五山記』に記載されているのは「五鳳楼」「光明蔵」「九峯」「龍潭」「玲瓏巖」「雙

沼」「宿鷺亭」「清關」「萬松關」「萬工池」「登閣」「妙高臺」「翠鎖亭」「門外二十里松徑」「虎跑泉」「太白禪居」の十六題である。この内、舒亶の十首と完全に共通するのは「宿鷺亭」「玲瓏巖」「虎跑泉」の三題で、類似しているのは「龍池（神龍霧）」「太白庵」の二題である。別源円旨の十首と完全に一致するのは「宿鷺亭」「玲瓏巖」「虎跑泉」「龍潭」「太白禪居」「萬松關」「翠鎖亭」「清關」「萬工池」「登閣」で十題全てが一致している事がわかった。反対に『扶桑五山記』だけに記載されているのは「五鳳楼」「光明蔵」「九峯」「雙沼」「妙高臺」「門外二十里松徑」の六題であった。表8にこれらを表にまとめた。

この様に、『扶桑五山記』や別源円旨の十題と比較して、舒亶の十題はその半数が同一ではない。これは文献が書かれた国が異なるために起こった結果とも考えられるが、そもそも同じ目的を持って詠まれた作品ではないためとも考えられる。

(4) 浄慈寺

『勅建浄慈寺志』に収録されていた一定数の纏まった題詩は全て「西湖十景」詩であった。収録されていたのは巻首二の「御製詩拈額聯」の章と巻十四の「園亭一」の章である。また巻二十五には「藝文二 南屏詩一」、巻二十六には「藝文二 南屏詩二」という章があり、南屏を詠んだ詩が収められていた。南屏は『扶桑五山記』に記載されている十二種の題の一番目に記載されている「南屏山或云南屏峯」を指すと考えられるが、これは浄慈寺の主山である。

「西湖十景」は断桥残雪、平湖秋月、曲院風荷、蘇堤春曉、三潭印月、花港觀魚、南屏晚鐘、雷峰夕照、柳浪聞鶯、双峰挿雲の十首だが、『浄慈寺志』に収録されているのは「南屏晚鐘」と「雷峰夕照」の二種類だけであった。巻首二は「御製詩拈額聯」とあるように皇帝の詠んだ詩の扁額の対聯を収録した章である。「清聖祖仁皇帝御製詩拈額聯^{xv}」とある通り、清代第四代皇帝の康熙帝（1654 - 1722）が詠んだと考えられる西湖十景詩の扁額が掛けられていた。康熙帝の扁額の題は「雷峯西照」と「南屏晚鐘」と記載されているが、「雷

峯西照」は「雷峰夕照」と同種の題と考えられる。それぞれの題は詩を伴っておらず、扁額が掛けられていた場所が記載されていた。「雷峯西照」は「恭鐫石刻在雷峯之巔有亭^{xvi}」とあるので、雷峰の頂に有る亭に掛けられていた。また「南屏晚鐘」は「恭鐫石刻在寺門對面有亭^{xvii}」とあり、山門に面して建てられていた亭に掛けられていた事がわかる。収録されていた詩は「南屏晚鐘」「雷峰夕照」がそれぞれ七首で、最初の一首ずつが作者の判る和韻詩を伴っていた。残る五首ずつは何れも疊舊作韻と記載されており、五首全てが最初の詩の疊韻詩であった。また卷十四の「園亭一」には「南屏晚鐘」「雷峰夕照」共に異なる作者の詩が二十七首ずつ収録されていた。作者は「南屏晚鐘」と「雷峰夕照」で作者が共通している詩は二十七首中二十三首であった。

『浄慈寺志』には西湖十景中の「南屏晚鐘」と「雷峰夕照」だけが収録されていたが、これは何れも浄慈寺周辺の景観を詠んでいるという理由からと考えられる。その一方で、寺院に対して選定された「境致」や「十境」詩、或いは「十景」「十詠」などの記載は無かった。

(5) 阿育王寺

『明州阿育王山志』の卷十上下は「玉几社詠」と題された章で、阿育王寺に対して詠まれた詩が収録されている。この中には、一纏まりの題詩が幾つか含まれていた。

卷十の上には、「阿育王四景」と題して、雪巖祖欽（13世紀）の詠んだ「舍利塔」「望海亭」「無畏堂」「淵靈廟」の七言絶句詩。「阿育王八景」と題して、それぞれ作者の異なる八首の七言律詩の題詩；倪光（明代）の「山横玉几」、杜英の「香篆烧雲」、鄒閻の「燈燃兩塔」、史鏞の「井湧金沙」、方震の「鐘度重關」、王政の「螢照松堂」、倪鑰の「鹿鳴芝洞」、蔡欽の「茶鑪煮月」。そして樂長卿の「育玉山十詠」と題して「舍利塔」「玉几峰」「金沙井」「仙書岩」「佛石」「七沸潭」「大權洞」「承恩閣」「涌現巖」「妙喜泉」の十首の七言絶句詩である。

『明州阿育王山續志』卷十一には、宋代の官僚楊覃（958 - 1011）の「和育王十二題」という題詩が収録されていた。五言絶句で詠まれた「金沙池」「佛跡峯」「七沸石」「袈裟衣」「名月臺」「石屏峯」「靈鰻井」「供奉泉」「育王塔」「八角殿」「晉年札」「重臺蓮」の十二題である。また卷十二には、阿育王寺第八十代住持の釋自學（明代）が詠んだ「次十境韻」という七言絶句の次韻詩が収録されている。題は「舍利塔」「涌現岩」「七沸潭」「大權洞」「佛跡岩」「仙書岩」「妙喜泉」「宸奎閣」「金沙井」「玉几峯」であった。そして同じく阿育王寺第八十四代住持、清源本（明代）の「次十景韻」が収録されているが、これは前述の釋自學による「次十境韻」詩と共通の韻を踏んでいることがわかった。

卷十五には、清代の阿育王寺の禅僧である釋晚荃の五言律詩が十首収録されている。題は「涌現岩」「玉几峰」「金沙井」「放光松」「赤堇峰」「佛蹟亭」「鬼谷祠」「望海亭」「妙喜泉」「袈裟石」であった。この釋晚荃の十首は、「十境」「十景」といった一纏まりの題詩として収録されてはいなかった。しかし十題中「涌現岩」「玉几峰」「金沙井」「妙喜泉」の四題は前述の釋自學の「次十境韻」と共通しており、「望海亭」は雪巖祖欽の「阿育王四景」にも入っている。

『阿育王山志』及び『阿育王山續志』には「阿育王四景」「阿育王八景」「育王山十詠」「和育王十二題」「次十境韻」「次十景韻」そして釋晚荃の十題の合計七種類の纏まった題詩が収録されていた。これらの題詩を種類ごとに纏めたものが表 9 である。

同じ題で色分けすると「育王山十詠」と「次十境韻」「次十景韻」は九題が同じで、残る一題も「閣」である事がわかる。詩の形態も同じ七言絶句であった。確かめると「育王山十詠」詩と「次十境韻」「次十景韻」詩が共通の韻を踏んで詠まれている事がわかったので「次十境韻」と「次十景韻」は「育王山十詠」詩の次韻詩であると考え事ができる。また「育王山十詠」の「承恩閣」が他の二題では「宸奎閣」になっているが詩自体は共通の韻を踏んでいた。宸奎閣は南北に延びる阿育王寺伽藍の最も北で、中軸の西側に位置しており、蘭溪道隆が阿育王寺に住持した時に、地元の人々によって寄進されたものである。北宋第四代皇帝の仁宗（1010 - 1063）が親書した頌詩の宸翰を奉じたことから宸奎閣と名

づけられた。「承恩閣」については、宸奎閣の南に位置する方丈殿の一室が承恩堂と呼ばれている^{xviii}ので、方丈に付随した重層建築物であったと考えられる。これらの事から、題詩の「承恩閣」と「宸奎閣」は別の対象物について詠まれた詩であるが、「宸奎閣」は「承恩閣」と同じ韻を踏んでいる和韻詩であると結論づけた。韻は四文字中の二文字か三文字取っている場合が多いが「次十境韻」詩と「次十景韻」詩の韻の数を比較すると、すべての詩で同数か、あるいは「次十景韻」詩で「次十境韻」に対する韻が更に詠み込まれているかの何れかであった。たとえば「舍利塔」では「次十境韻」詩と「次十景韻」詩の「育王山十詠」に対する韻は結句の一文字だけであるが、「次十景韻」詩の「次十境韻」詩に対する韻は承句と結句の二文字あった。また「仙書岩」では「育王山十詠」詩に対する韻は起句、承句、結句の三文字であったが、「次十景韻」詩の「次十境韻」詩に対する韻は更に転句も含まれて四句全てで韻を踏んでいた。これらの例から、「育王山十詠」詩の次韻詩は「次十境韻」だけで、「次十景韻」は「次十境韻」詩の次韻詩として詠まれたものであると考える事ができる。

以上の事から「育王山十詠」と「次十境韻」「次十景韻」は十首で纏まった題詩とそれに続く次韻詩である事がわかった。次に他の題詩について考察する。まず「阿育王四景」は、先述の三種類の題詩同様に七言絶句で詠まれている。しかし先述の三種類の題詩と共通しているのは四題中「舍利塔」一題だけで、その詩も韻の共通性は見られない。「望海亭」は、釋峴荃の十題にも含まれている題だが、五言律詩で詠まれている釋峴荃の詩との共通性はないと言える。残る二題は、他の何れの題詩にも含まれていなかった。

「阿育王八景」は七言律詩で、題が四文字で情景描写が表現されている事は瀟湘八景詩の伝統的技法と共通する。また七言律詩で詠まれている事も、多くの瀟湘八景詩の形態と共通する。これは他の題詩には見られない「阿育王八景」詩の特徴で、瀟湘八景詩に倣った名所題詩として詠まれたものであると考えられる。

「和育王十二題」は、元となる十二題の詩に和した題詩であると推測されるが、元となった題詩自体は収録されていなかった。題になっている景物の幾つかは他の題詩でも詠ま

れているが、何れも他の題詩の題銘とわずかに違う。例えば他の題詩では全て「金沙井」となっているものが「和育王十二題」では「金沙池」となっており、他で「七佛澤」となっているものは「七佛石」となっている。また、題で他の題詩と共通するのは四題だけで、残る八題は「和育王十二題」だけに見られる景物である。題が共通している四首についても、詩が五言絶句で詠まれているので、他の題詩との共通性はない。

最後に釋暉荃の十題についてであるが、これは釋暉荃が詠んだ十首の題詩を一纏めにしたものである。題が他の題詩と共通しているのは七首と多いが、その中で「育王山十詠」「次十境韻」「次十景韻」と共通するのは「金沙井」「玉几峰」「佛石(亭)」「涌現岩」「妙喜泉」の五題で、残る「望海亭」と「袈裟(石)」の二題は「阿育王四景」と「和育王十二題」とそれぞれ一題ずつ共通していた。但し釋暉荃の十題は五言律詩で詠まれているので、題が共通していても他の題詩との共通性は見られない。

『明州阿育王山志』『明州阿育王山續志』には一種類の「十境」詩が収録されていた。この題詩は「次十境韻」とある事から次韻詩である事がわかった。しかしこの題詩の元となったと考えられる題詩は「十境」ではなく「育王山十詠」として纏められていた。また「次十境韻」詩の更に次韻詩であると考えられる題詩も収録されていたが、これは「次十景韻」として記載されていた。次韻詩を作成する場合でも十詠と十境そして十景は同意語として扱われていると考えられ、元の題詩に倣う必要はないという事が言える。この事は禅宗寺院において「十境」や「境致」が、禅宗固有の特別な概念として捉えられていた訳ではなく、「詠」や「景」と同等に用いられていた事を示唆するものである。

次に『明州阿育王山志』『明州阿育王山續志』に収録されていた題詩を『扶桑五山記』に記載されている題と比較した。『扶桑五山記』に記載されているのは「玉几峯」「玉几亭」「無畏堂」「妙喜泉」「鄮峰」「舍利道場」「靈鰻池」の七題である。この中で『明州阿育王山志』『明州阿育王山續志』の題詩と共通する題を取り上げると、完全に一致するのは「玉几峯」「無畏堂」「妙喜泉」の三題であった。また「靈鰻池」は類似する「靈鰻井」があった。残る「玉几亭」「鄮峰」「舍利道場」は何れの題詩にも含まれていなかった。しかし何れの題

詩も『扶桑五山記』の四題の中の一題あるいは二題を含むに止まっていた。「玉几峯」と「妙喜泉」は「育王山十詠」及び二種類の次韻詩に、「無畏堂」は「阿育王四景」にそれぞれ含まれており、「靈鰻池」は「和育王十二題」の「靈鰻井」と共通している。表 10 はこれをまとめたものである。

これを見ると、『扶桑五山記』に記載されている題は必ずしも中国仏教寺院志に編纂された題詩と共通している訳ではない事がわかる。阿育王寺志には南宋五山寺院の寺志の中で唯一「十境」が収録されていたが『扶桑五山記』に記載されていた題の中で、この十境詩と共通する題は「玉几峯」と「妙喜泉」の二題だけであった。

分析

ここまで南宋五山の各寺院の寺志に収録されていた題詩について分析したが、「十境」詩が収録されていたのは阿育王寺志に一種類だけであった。纏まった題詩の収録は複数あったが、必ずしも十首で纏められている訳ではなく、四題、八題、十二題が存在した。纏められた題詩に使用されているのは「境」の他に「景」「詠」「題」などで、最も多く収録されていたのは「景」であった。これは、天童寺志に「太白山十景詩」、浄慈寺志には「西湖十景」の内の二題、そして阿育王寺志には「次十景韻」「阿育王四景」「阿育王八景」の三種類が収録されていたので、五山寺院志全てを合計すると五種類であった。「詠」「題」はそれぞれ一種類ずつあり、何れも阿育王寺志に収録されていた「育王山十詠」と「和育王十二題」である。五山寺院の寺志には、纏まった形で収録されている題詩が全く無い場合も多かった。萬寿寺には全く収録されておらず、詩はそれぞれ単独で記載されていた。靈隠寺には「靈隠寺志十首」という記載があったが、この十首が元々、「境」「景」「詠」「題」などで纏まった題詩であったかは定かではない。浄慈寺には「西湖十景」の記載があったが、収録されていたのは「西湖十景」詩中の二題のみであった。そもそも「西湖十景」は、純粹に浄慈寺自体に対して詠まれた詩であるとは言い難い。結論として、纏まった題詩が

収録されているのは、天童寺志の「太白山十景詩」と、阿育王寺志の「育王山十詠」「次十境韻」「次十景韻」「阿育王四景」「和育王十二題」「阿育王八景」で、五山寺院中の二寺だけであった。そしてこの内の「太白山十景詩」と「阿育王八景」は、浄慈寺の「西湖十景」二首と同様に「瀟湘八景」詩の形式を取っていて、この他の題詩とは種類が異なる題詩群であるという事がわかった。

また、十首の詩を一纏まりにして収録している例だけを取り上げてみると、靈隠寺の「靈隠寺志十首」（靈隠寺志に収録されているのは七首）、天童寺の舒亶の詩十首（『乾道四明図経』に収録されている「天童十題」と同一のもの）と「太白山十景詩」（「瀟湘八景詩」と同種のもの）、阿育王寺の「育王山十詠」「次十境韻」「次十景韻」の六種類であった。この中で、「太白山十景詩」は「瀟湘八景」詩や浄慈寺志に収録されていた「西湖十景」と同種のものなので、その他の五種類とは型式が異なる。靈隠寺と天童寺のものは、十首一纏まりになった題詩ではないという点で共通している。それに対して阿育王寺の「育王山十詠」「次十境韻」「次十景韻」は、日本の禅宗寺院で数多く詠まれた「十境詩」に最も近い型式を取っている。特に「次十境韻」は「育王山十詠」の次韻詩ではあるが、南宋五山寺院の寺志の中に収録されていた唯一の「十境詩」である。但し『扶桑五山記』に記載されている題と共通の題の詩は二首だけであった。

2. 中国南宋五山寺院以外の寺院で詠まれた題詩

本節では中国南宋五山寺院以外の寺院では、「境致」や「十境」の記載がどの程度確認できるのか、或いは「景」「詠」「題」などとの併記がみられるのかを確認する。その為これまで同様に『中國仏寺志彙刊』を史料として、「境」「景」「詠」「題」などの題詩の拾い出しを行い、以下に挙げる。

(1) 雲居聖水寺

雲居聖水寺（杭州市）の史料『雲居聖水寺志』卷三には「山中十詠」として五言律詩が収録されている。その十詠は、

「聖水寒巖」「塔基松樂」「振衣亭」「超然亭」「一滴泉」「三台石」「西山晴雪」「東嶺翠濤」「古堞秋雲」「長廊夜月」である。

(2) 峨眉山

峨眉山（四川省）の史料『峨眉山志』卷一には「峨眉十景」として七言絶句が収録されている。その十景は、

「金頂祥光」「靈巖疊翠」「聖寺晚鐘」「象池夜月」「白水秋風」「洪椿曉雨」「雙橋清音」「九老仙府」「大坪霽雪」「羅峯晴雲」である。

(3) 龍興祥符戒壇寺

龍興祥符戒壇寺（杭州市）の史料『龍興祥符戒壇寺志』卷三には「寶極觀十景」として、異なる作者による三種の詩が収録されている。題は共通しており、

「弧雲訪道」「赤脚談玄」「蒼松雪鶴」「玉沼金鱗」「祖庭秋月」「仙閣朝霞」「觀橋春水」「環林夕照」「石壇丹桂」「玄圃緋桃」である。

(4) 雲棲寺

五雲山に在る雲棲寺（杭州市）の史料『雲棲紀事』には「雲棲六景」として七言絶句の詩が、作者違いで全十六種類収録されている。その六景は、

「廻耀峯」「寶刀ロウ（山編に龍）」「壁觀峯」「青龍泉」「聖義泉」「金液泉」である。

(5) 慧因高麗寺

慧因高麗寺（杭州市）の史料『玉岑山慧因高麗華嚴教寺志』の「景物」の章には、十種の景とその説明が記載されている。但し詩は付随していない。その十景は、

「玉岑聳峙」「慧澗環流」「箕泉瀉珠」「蛟窗橫鐵」「石窩怪石」「雕礎神工」「輪藏凌雲」「普門却暑」「瑞光古像」「徑閣幽觀」である。

(6) 棲霞寺

攝山山麓の棲霞寺（南京市）の史料『攝山志』の巻首には、沈徳潜（1673 - 1769）による「遊攝山十二首詩韻」という十二句の五言排律が収録されている。その題は、

「綵虹明鏡」「幽居」「般若臺」「桃花澗」「紫峰閣」「玉冠峯」「千佛巖」「九株松」「疊浪崖」「萬松臺」「白鹿泉」「最高峯」である。

同じく巻首に「題棲霞十景」という七言絶句詩が収録されている。その十景は、

「棲霞山」「玲峯池」「紫峯閣」「萬松山房」「天開巖」「幽居菴」「疊浪崖」「珍珠泉」「彩虹明鏡」「徳雲菴」である。この十景詩については、巻一の「棲霞」に、十題それぞれに対して風景の説明文と風景図が収録されている。

(7) 弘慈広濟寺

律宗の弘慈広濟寺（北京市）の史料『勅建弘慈廣濟寺新志』下巻には、七言律詩の「十景詩」が収録されている。十景は、

「梵閣春雲」「徑臺夜月」「中庭放鶴」「別室馴猿」「花開方丈」「香裊深窓」「院樹秋陰」「海棠晚色」「大椿團蓋」「仙棗垂瓔」である。

(8) 慶雲寺

慶雲寺（広州市）の史料『鼎湖山慶雲寺志』巻六には、4種類の題詩が収録されている。

1つは「題鼎湖十景」で、4種類の中で唯一の五言絶句詩である。その十景は、

「湖山鼎峙」「峽水朝宗」「憩菴環翠」「小歇羣峯」「方池月印」「曲徑雲封」「龍澤飛瀑」「鳳嶺踈鐘」「菩提花雨」「塔院香風」である。

残る3題は何れも七言絶句詩であった。

先ず「鼎湖十景」の十景は、

「湖山鼎峙」「峽水朝宗」「憩菴環翠」「小歇羣峯」「方池月印」「曲徑雲封」「龍澤飛瀑」「鳳嶺踈鐘」「菩提花雨」「塔院香風」である。また、この十題に対しては説明文と風景図も収録されている。

次に「天湖十四景」の十四景は、

「折路勝空」「曲泉尋海」「虎谿煙鎖」「鳳巔雲過」「石塏凌霄」「袈裟布地」「碧潭龍舞」「瀑澗猿啼」「鷺山暮雨」「壁嶂晡雲」「石徑行僧」「松陰踞客」「冑臺澹月」「龍井疎星」である。

最後に「慶雲十詠」の十詠は、

「湖山鼎峙」「峽水朝宗」「憩庵環翠」「小歇羣峰」「方池月印」「曲徑雲封」「龍澤飛瀑」「鳳嶺踈鐘」「菩提花雨」「塏院香風」である。

(9) 増城海門寺

増城海門寺（広州市）の史料『華峯山志』巻三には、七言律詩で詠まれた作者の異なる「十景詩」が収録されており、十景の中の8題には、七言律詩の後に、更に五言絶句が1首から2首ずつ付随していた。その十景は、

「斷塵石僧歸」「整衣臺晚眺」「觀瀑臺雨霽」「一葉軒乘涼」「聽琴石流泉」「蝴蝶洞深花」「阿

耨池月印「臥雲洞枕石」「梅花亭賞雪」「太古居談經」である。

同じく卷三には、五言古詩で詠まれた「華峯十詠」、卷四には「華峯十景詩」と題された十景詩の中の10題中5題が収録されていた。また卷五には「華峯十景」の記述があり、10題中7題が収録されていたが、何れも詩の形態が揃っていなかった。同じく卷五には「羊城八景詩」と題された五言律詩が8題中2題収録されていた。その二景は、

「蒲澗濂泉」「景泰僧歸」である。

卷一には「十景詩蹟」と題して上述の「華峯十景」についての記述が確認できるので、華峯山に対して選定された十景は上記の漢字五文字による10題が定着していたと考えられる。

分析

以上の事柄を纏めると、五山寺院以外の寺でも多くの纏まった題詩が詠まれている事がわかる。最も多くみられるのは「景」で11種類あった。次に「詠」が3種類で、残る1種は名称を伴わずに一纏まりの題詩として収録されていた。しかし、「境致」や「十境」と銘打たれた題詩は確認できなかった。11種類の「景」と3種類の「詠」の特徴を挙げると、「詠」の題詩は全て十首で一纏まりであるのに対して、「景」は十首一纏まりが11種類中8種類で、その他六首、八首、十四首で纏まっているものが一種類ずつあった。

次に上述の結果に五山寺院の仏寺志に収録されていた題詩を含めて、改めてその傾向を確認する。五山寺院の題詩を含めた場合でも「景」の題詩が最も多く、17種類であった。その中で「十景」は12種類で、それ以外は「四景」「六景」「十四景」がそれぞれ1種類ずつ、「八景」が2種類であった。また、「詠」の題詩は5種類で、その全てが「十詠」であった。「景」と「詠」以外の例としては、『阿育王寺志』に収録されていた「和育王十二題」と「次十境韻」が挙げられる。以上の事から、仏寺志に収録されている纏まった題詩の多くは十首で一纏まりとされている事がわかる。まず「詠」は必ず十首で一纏まりと成って

いた。収録数では「十景」が一番多いが「景」には十首以外で一纏まりとする事もあった。そして十首以外の場合も「四景」「六景」「八景」「十四景」と、必ず偶数で纏められていた。また次韻詩が収録されていたが、元の題詩が「十詠」であるのに対して韻詩は「十境」として纏められており、更に「十境」詩の韻詩が「十景」として纏められていた。これは「十詠」、「十景」、「十境」が同一の意味で用いられていた事、更にそれらを用いる場合には、それぞれに明確な区別がなされていなかった事を示すものと考えられる。

3. 中国禅宗寺院で詠まれた題詩が冠する「詠」「景」「境」それぞれの特徴や違いについて

これまで、各寺院志に記載された題詩を主に一纏まりになった題詩の数によって整理してきた。以上の結果を踏まえて、ここではそれぞれの題詩の特徴を分類し、「詠」「景」「境」という表題の違いが、詩に詠まれる対象の違いや特徴に関係しているのかを検討する。初めに、これまでに題詩を挙げた全ての寺院について、それぞれの『寺志』に収録されていた題詩と共に記述する。寺院ごとに整理し、纏まった題詩が名称を冠して収録されていた場合はその名称、同一作者による纏まった題詩の場合はその作者名、それ以外の場合は本文で使われている名称を用いて記載した。

(1) 萬寿寺

萬寿寺には、1種類が確認された。題詩に対する名称は無く、作者の記載も無かった。『寺志』に記載されていた名称は「偈詠」で、「喝石（巖）」「凌霄（閣・庵）」「含暉亭」「盤陀石」「靈雞塚」「妙喜庵」の6題であった。

(2) 靈隱寺

靈隱寺には、5種類確認できた。2つは作者名の記載があり、題詩に対する名称がなかった。梅詢の題詩は7首で、「本寺（靈隱寺）」「冷泉亭」「飛來峰」「曲水亭」「龍泓洞」「蓮華石」「猿呼洞」である。郭祥正の題詩は12首で、「北高峰塔」「石門澗」「靈隱浦」「合澗橋」「猿呼洞」「葛塢」「韜光菴」「西菴」「臥犀泉」「青林洞」「白沙泉」「翻經臺」である。

題詩に対する名称が無く、「詩詠」として記載されていたものが6首あり、題は「飛來峰」「冷泉亭」「北高峰」「猿呼洞」「九里松」「合澗橋」である。

題詩に対して名称が付いていたものが、2種類あった。1つは、「靈隱十詠」で、題は「靈隱寺」「冷泉亭」「蓮花峰」「飛來峰」「鍊丹井」「猿呼洞」「水臺盤」「翻經臺」「高峰塔」「龍泓洞」である。もう1つは「靈隱十景」で、題は「蓮花峰」「龍泓洞」「葛洪井」「合澗橋」「連巖棧」「飯猿臺」「夢謝亭」「理公巖」「題名塔」「猿呼洞」である。

(3) 天童寺

天童寺には作者の名前で収録された題詩が2種類あった。舒亶の題詩は、「太白峰」「玲瓏巖」「響石」「佛蹟石」「神龍霧」「虎跑泉」「臨雲閣」「春樂軒」「宿鷺亭」「太白庵」の10題である。釋元乗は、「深徑廻松」「青關噴雪」「雙池印景」「西礪分鐘」「玲瓏天鑿」「太白生雲」「東谷秋紅」「南山晚翠」「平臺鋪月」「鳳岡修竹」の10題で、「瀟湘八景」詩の形式の題であることがわかる。

(4) 浄慈寺

浄慈寺については、『寺志』に西湖十景との記載があり、「南屏晚鐘」「雷峰夕照」の2題が収録されていた。

(5) 阿育王寺

阿育王寺には 6 種類の題詩が収録されていた。その内の 5 種類には題詩に名称が付けられていた。残る 1 種は作者名での収録であった。

「阿育王四景」は「舍利塔」「望海亭」「無畏堂」「淵靈廟」の 4 題が記載されている。「阿育王八景」は、「山横玉几」「香篆烧雲」「燈燃兩塔」「井湧金沙」「鐘度重關」「螢照松堂」「鹿鳴芝洞」「茶鑑煮月」で、「瀟湘八景」詩の形式である。「育王山十詠」は、「舍利塔」「玉几峰」「金沙井」「仙書岩」「佛石」「七沸潭」「大權洞」「承恩閣」「涌現巖」「妙喜泉」である。

「和育王十二題」は、「金沙池」「佛跡峯」「七沸石」「袈裟衣」「名月臺」「石屏峯」「靈鰻井」「供奉泉」「育王塔」「八角殿」「晉年札」「重臺蓮」が記載されている。そして「次十境韻」と「次十景韻」は同じ 10 題に対して詠まれた詩で、題は「舍利塔」「涌現岩」「七沸潭」「大權洞」「佛跡岩」「仙書岩」「妙喜泉」「宸奎閣」「金沙井」「玉几峯」である。

作者の名前で収録されていたのは、釋琬荃の 10 首で、「涌現岩」「玉几峰」「金沙井」「放光松」「赤堇峰」「佛蹟亭」「鬼谷祠」「望海亭」「妙喜泉」「袈裟石」である。

(6) 聖水寺

聖水寺には、「山中十詠」という名称の題詩が収録されており、その題は「聖水寒巖」「塔基松樂」「振衣亭」「超然亭」「一滴泉」「三台石」「西山晴雪」「東嶺翠濤」「古堞秋雲」「長廊夜月」である。これは「瀟湘八景」詩形式の題と景物の名称の題が 10 題の中に混在しており、統一されていない。

(7) 峨眉山

峨眉山は「峨眉十景」が詠まれており、題は「瀟湘八景」形式の「金頂祥光」「靈巖疊翠」

「聖寺晩鐘」「象池夜月」「白水秋風」「洪椿曉雨」「雙橋清音」「九老仙府」「大坪霽雪」「羅峯晴雲」である。

(8) 戒壇寺

戒壇寺の「寶極觀十景」は「弧雲訪道」「赤脚談玄」「蒼松雪鶴」「玉沼金鱗」「祖庭秋月」「仙閣朝霞」「觀橋春水」「環林夕照」「石壇丹桂」「玄圃緋桃」の10題である。

(9) 雲棲寺

雲棲寺の「雲棲六景」は「廻耀峯」「寶刀ロウ（山編に龍）」「壁觀峯」「青龍泉」「聖義泉」「金液泉」の6題である。

(10) 華嚴教寺

華嚴教寺の題詩は名称が付いておらず、景物として、「玉岑聳峙」「慧澗環流」「箕泉瀉珠」「蛟窗横鐵」「石窩怪石」「雕礎神工」「輪藏凌雲」「普門却暑」「瑞光古像」「徑閣幽觀」の10題が収録されている。

(11) 棲霞寺

棲霞寺は、題詩に名称が付いたものが2種類あった。先ず「遊攝山十二首詩韻」には、「綵虹明鏡」「幽居」「般若臺」「桃花澗」「紫峰閣」「玉冠峯」「千佛巖」「九株松」「疊浪崖」「萬松臺」「白鹿泉」「最高峯」の12題が記載されている。そして「題棲霞十景」には、「棲霞山」「玲峯池」「紫峯閣」「萬松山房」「天開巖」「幽居菴」「疊浪崖」「珍珠泉」「彩虹明鏡」「德

雲菴」の10題が記載されている。

(12) 廣濟寺

廣濟寺は「十景詩」として、「梵閣春雲」「徑臺夜月」「中庭放鶴」「別室馴猿」「花開方丈」「香裊深窓」「院樹秋陰」「海棠晩色」「大椿團蓋」「仙棗垂瓔」の10題が記載されている。

(13) 慶雲寺

慶雲寺は題詩の名称が付けられているものが4種類しゅうろくされていた。「題鼎湖十景」は、「湖山鼎峙」「峽水朝宗」「憩菴環翠」「小歇羣峯」「方池月印」「曲徑雲封」「龍澤飛瀑」「鳳嶺疎鐘」「菩提花雨」「塔院香風」の10題である。「鼎湖十景」は、「湖山鼎峙」「峽水朝宗」「憩菴環翠」「小歇羣峯」「方池月印」「曲徑雲封」「龍澤飛瀑」「鳳嶺疎鐘」「菩提花雨」「塔院香風」の10題である。「天湖十四景」は、「折路勝空」「曲泉尋海」「虎谿煙鎖」「鳳巔雲過」「石墜凌霄」「袈裟布地」「碧潭龍舞」「瀑澗猿啼」「鷺山暮雨」「壁嶂晡雲」「石徑行僧」「松陰踞客」「肩臺澹月」「龍井疎星」の14題である。「慶雲十詠」は、「湖山鼎峙」「峽水朝宗」「憩菴環翠」「小歇羣峰」「方池月印」「曲徑雲封」「龍澤飛瀑」「鳳嶺疎鐘」「菩提花雨」「墜院香風」の10題である。

(14) 増城海門寺

増城海門寺は同じ10題に対して3種類の詩が収録されていた。1つは題詩に名称が付けられておらず「十景詩」として収録されていた。残る2つは名称がついており、それぞれ「華峯十詠」と「華峯十景詩」であった。その10題は、「斷塵石僧歸」「整衣臺晩眺」「觀瀑臺雨霽」「一葉軒乘涼」「聽琴石流泉」「蝴蝶洞深花」「阿耨池月印」「臥雲洞枕石」「梅花

亭賞雪」「太古居談經」である。

また、「羊城八景詩」と題された詩の中で 2 題だけが収録されていた。題は「蒲澗濂泉」「景泰僧歸」である。

分析

次に上述の題詩を「詠」「景」などの名称毎に分け、更にその中で題詩の種類毎に纏めた。題詩の種類の違いは大きく二種類あると考える。一つは『扶桑五山記』の日本の禅宗寺院の章に記載されている「境致」と同様に景物の名称をそのまま題としているもの、もう一つは「瀟湘八景」詩の題と同様に景観の情景を描写しているものである。この、景物の名称をそのまま題にしている詩と瀟湘八景の様な所謂「八景」詩の違いは非常に明確である。本稿では便宜上「境致」系と「瀟湘八景」系という語を使用して区別をおこなった。ここで言う「境致」系の題詩には「境」だけではなく「景」や「詠」を冠しているものも含まれているが、何れも題に選ばれている場所が対象となる景物の名称そのものであるという点で共通するものを分類した。それに対して「瀟湘八景」系については、これも「景」とは限らず「詠」を冠した例も多く在る上に、題詩の数も 8 首であるとは限らない。それでも「瀟湘八景」系に分類する根拠として、題が 4 文字で表されている例が殆どである事、そしてその題は景物の名称ではなく、景物を含む景観を描写しているものであるという事が挙げられる。また次章では詩の内容についての分析をおこなっているが、詠まれている詩の内容についても「境致」系の題詩と「瀟湘八景」系の題詩では違いが見られる。即ち「境致」系の詩では、題に選ばれている景物に対する観念的な説明を試みる内容であるのに対して、「瀟湘八景」系の題詩では、景観に対する情景描写が中心で、「境致」系の詩と比較してより文学的であると言えよう。

(1) 詠

「境致」系には以下の3種類が確認できた。

- ① 靈隠十詠「靈隠寺」「冷泉亭」「蓮花峰」「飛來峰」「鍊丹井」「猿呼洞」「水臺盤」「翻經臺」
「高峰塔」「龍泓洞」
- ② 靈隠十景「蓮花峰」「龍泓洞」「葛洪井」「合澗橋」「連巖棧」「飯猿臺」「夢謝亭」「理公巖」
「題名塔」「猿呼洞」
- ③ 育王山十詠「舍利塔」「玉几峰」「金沙井」「仙書岩」「佛石」「七沸潭」「大權洞」「承恩閣」
「涌現巖」「妙喜泉」

「瀟湘八景」系には以下の2種類が確認できた。

- ① 慶雲十詠「湖山鼎峙」「峽水朝宗」「憩庵環翠」「小歇羣峰」「方池月印」「曲徑雲封」「龍澤飛瀑」「鳳嶺疎鐘」「菩提花雨」「塢院香風」
- ② 山中十詠「聖水寒巖」「塔基松樂」「振衣亭」「超然亭」「一滴泉」「三台石」「西山晴雪」「東嶺翠濤」「古堞秋雲」「長廊夜月」

山中十詠は「境致」系と「瀟湘八景」系の題が混在している事がわかる。

(2) 景

- a) 十首で一纏まりに成っているものを、更に「瀟湘八景」系と「境致」系の2種類に分類した。

「瀟湘八景」系には以下の7種類が確認できた。

- ① 西湖十景「南屏晚鐘」「雷峰夕照」
- ② 峨眉十景「金頂祥光」「靈巖疊翠」「聖寺晚鐘」「象池夜月」「白水秋風」「洪椿曉雨」「雙橋清音」「九老仙府」「大坪霽雪」「羅峯晴雲」
- ③ 寶極觀十景「弧雲訪道」「赤脚談玄」「蒼松雪鶴」「玉沼金鱗」「祖庭秋月」「仙閣朝霞」「觀橋春水」「環林夕照」「石壇丹桂」「玄圃緋桃」

④十景詩「梵閣春雲」「徑臺夜月」「中庭放鶴」「別室馴猿」「花開方丈」「香裊深窻」「院樹秋陰」「海棠晚色」「大椿團蓋」「仙棗垂瓔」

⑤題鼎湖十景「湖山鼎峙」「峽水朝宗」「憩菴環翠」「小歇羣峯」「方池月印」「曲徑雲封」「龍澤飛瀑」「鳳嶺疎鐘」「菩提花雨」「塔院香風」

⑥鼎湖十景「湖山鼎峙」「峽水朝宗」「憩菴環翠」「小歇羣峯」「方池月印」「曲徑雲封」「龍澤飛瀑」「鳳嶺疎鐘」「菩提花雨」「塔院香風」

⑦十景詩・華峯十詠・華峯十景詩「斷塵石僧歸」「整衣臺晚眺」「觀瀑臺雨霽」「一葉軒乘涼」「聽琴石流泉」「蝴蝶洞深花」「阿耨池月印」「臥雲洞枕石」「梅花亭賞雪」「太古居談經」この題詩は漢字五文字で構成されているが、上述の十景の題詩と同様に情景を描写する題である事から「瀟湘八景」系に含めてよいと考える。

「境致」系には以下の2種類が確認できた。

①題棲霞十景「棲霞山」「玲峯池」「紫峯閣」「萬松山房」「天開巖」「幽居菴」「疊浪崖」「珍珠泉」「彩虹明鏡」「德雲菴」

②次十境韻・次十景韻「舍利塔」「涌現岩」「七沸潭」「大權洞」「佛跡岩」「仙書岩」「妙喜泉」「宸奎閣」「金沙井」「玉几峯」

b) 十首で一纏まりには成っていない題詩を、更に「瀟湘八景」系と「境致」系に分類した。

「瀟湘八景」系には以下の3種類が確認できた。

①阿育王八景「山横玉几」「香篆燒雲」「燈燃兩塔」「井湧金沙」「鐘度重關」「螢照松堂」「鹿鳴芝洞」「茶鑪煮月」

②羊城八景詩（二題）「蒲澗濂泉」「景泰僧歸」

③天湖十四景「折路勝空」「曲泉尋海」「虎谿煙鎖」「鳳巔雲過」「石塢凌霄」「袈裟布地」「碧潭龍舞」「瀑澗猿啼」「鷺山暮雨」「壁嶂晡雲」「石徑行僧」「松陰踞客」「冩臺澹月」「龍井疎星」

「境致」系には以下の2種類が確認できた。

- ①阿育王四景「舍利塔」「望海亭」「無畏堂」「淵靈廟」
- ②雲棲六景「廻耀峯」「寶刀ロウ（山編に龍）」「壁觀峯」「青龍泉」「聖義泉」「金液泉」

c) その他の形式で、更に瀟湘八景」系と「境致」系」に分類した。

「瀟湘八景」系には以下の2種類が確認できた。

- ①釋元乘（十首）「深徑廻松」「青關噴雪」「雙池印景」「西礪分鐘」「玲瓏天鑿」「太白生雲」
「東谷秋紅」「南山晚翠」「平臺鋪月」「鳳岡修竹」
- ②景物（十首）「玉岑聳峙」「慧澗環流」「箕泉瀉珠」「蛟窗橫鐵」「石窩怪石」「雕礎神工」「輪藏凌雲」「普門却暑」「瑞光古像」「徑閣幽觀」

「境致」系には以下の8種類が確認できた。

- ①舒亶（十首）「太白峰」「玲瓏巖」「響石」「佛蹟石」「神龍霧」「虎跑泉」「臨雲閣」「春樂軒」「宿鷺亭」「太白庵」
- ②釋晄荃（十首）「涌現岩」「玉几峰」「金沙井」「放光松」「赤堇峰」「佛蹟亭」「鬼谷祠」「望海亭」「妙喜泉」「袈裟石」
- ③偈詠（六首）「喝石（巖）」「凌霄（閣・庵）」「含暉亭」「盤陀石」「靈雞塚」「妙喜庵」
- ④詩詠（六首）「飛來峰」「冷泉亭」「北高峰」「猿呼洞」「九里松」「合澗橋」
- ⑤梅詢（十首中七首収録）「本寺（靈隱寺）」「冷泉亭」「飛來峰」「曲水亭」「龍泓洞」「蓮華石」「猿呼洞」
- ⑥郭祥正（十二首）「北高峰塔」「石門澗」「靈隱浦」「合澗橋」「猿呼洞」「葛塢」「韜光菴」
「西菴」「臥犀泉」「青林洞」「白沙泉」「翻經臺」
- ⑦和育王十二題「金沙池」「佛跡峯」「七沸石」「袈裟衣」「名月臺」「石屏峯」「靈鰻井」「供奉泉」「育王塔」「八角殿」「晉年札」「重臺蓮」

⑧遊攝山十二首詩韻「綵虹明鏡」「幽居」「般若臺」「桃花澗」「紫峰閣」「玉冠峯」「千佛巖」
「九株松」「疊浪崖」「萬松臺」「白鹿泉」「最高峯」

(3) 「詠」と「景」が使用される傾向についての分析

これまで「詠」と「景」を冠した名称を持つ題詩を、「瀟湘八景」系と「境致」系の2種類に分類した。その中で二種類の題詩がそれぞれ幾つあるかを以下に纏めた。

a) 詠

「詠」を冠する題詩は全て10首で一纏まりに成っていた。その中で「境致」系が3種類、「瀟湘八景」系が1種類であった。また「境致」系と「瀟湘八景」系が混在していたものが1種類あった。その合計は5種類である。

b) 景

「景」冠する題詩は10首一纏まりのもの、そうでないものがあつた。10首一纏まりだつたものの内、「瀟湘八景」系は9種類、「境致」系は3種類であつた。その合計は12種類であつた。また、10首一纏まりではないものについては、「瀟湘八景」系が3種類（その内、八景が2種類、十四景が1種類）で、「境致」系が2種類（四景、六景が1種類ずつ）であつた。その合計は5種類である。

c) その他

上述した a、b の何れにも当てはまらないものについては、「境致」系が8種類で、十首が3種類、六首が2種類、十二首が3種類であつた。但し、十首3種類中の1種類は七首のみの収録であつた。「瀟湘八景」系は2種類で、何れも十首一纏まりであつた。その合計は10種類である。

以上の事について、まず「詠」で纏められた題詩は全て十首で一揃い（「十詠」）となっている事が注目される。題詩の名称は何れも、「十詠」の頭に場所の名前を冠している。そして題の種類については、景物の名称をそのまま使用している「境致」系の方が多く、それは何れも五山寺院で詠まれたものであった。

それに対して「景」の題詩では、十首で一纏まりになっているもの（「十景」）もそれ以外の数で一纏まりになっているものも、景観の情景を描写する「瀟湘八景」系の数が多かった。十首以外の数で一纏まりのものでは、「八景」が2種類あったが、これはそのまま「瀟湘八景」詩を連想する題詩である。特に「阿育王八景」については、八景詩が八首全て収録されており、先の『阿育王寺志』のところでも述べたが、「瀟湘八景」詩と類似した特徴を持っている。それでも双方の題を比較してみると、「阿育王八景」の方は「瀟湘八景」の題ほど抒情的ではないように思われる。比較するため、以下に双方の題を列記した。

阿育王八景：「山横玉几」「香篆烧雲」「燈燃兩塔」「井湧金沙」「鐘度重關」「螢照松堂」「鹿鳴芝洞」「茶鑪煮月」

瀟湘八景：「瀟湘夜雨」「洞底秋月」「煙寺晚鐘」「遠浦歸帆」「山市晴嵐」「漁村夕照」「江天暮雪」「平沙落雁」。

この様に、「阿育王八景」の題は、情景ではなくその時の状況を描写したものが多く事がある。何れにしても「景」の題詩の特徴は「詠」とは対照的に「瀟湘八景」から派生した題詩が中心になっていると考えられる。

最後に「詠」や「景」という名称が冠されていない題詩についてであるが、これは「境致」系の題のものが8種類で「瀟湘八景」系の題のものが2種類と、「境致」系のものの方が多かった。

全体を見ると、「境致」系が16種類、「瀟湘八景」系が15種類、混在したものが1種類なので、どちらかに偏っている訳ではない事がわかる。また、十首一纏まりの題詩が22種類なのに対して、それ以外の数で一纏まりの題詩は10種類である事から、十首で一纏まり

とする「十詠」「十景」が一般的だった事が言える。「景」の題詩については「瀟湘八景」と同様の「八景」詩も含まれていたが、その数は 2 種類と少なかった。また「瀟湘八景」系の題を持つ 15 種類の題詩についても、その内の 12 種類が十首一纏まりで構成されていた。中でも「景」の名称を冠している「瀟湘八景」系の題詩については、八首一纏まりなものは 2 種類であったのに対して、十首一纏まりなものは 9 種類あり圧倒的に多い。この事からも、寺院で詠まれた題詩については、題の種類が「境致」系と「瀟湘八景」系の何れの場合でも十首で一纏まりとする形式が最も一般的であったと考えられる。

上述した寺院は、五山寺院を始めとして殆ど全てが禅宗の寺院であったが、廣濟寺（北京市。現在の弘慈広濟寺）だけは禅宗寺院ではない。題詩は十景詩と題された「瀟湘八景」系の十首一纏まりのもので「題詠」の章に収録されているが、それ以外に巻頭には十題それぞれの景観図が収録されている^{xix}。これを見ると十景全てが寺域内の情景を描写したものである事がわかる。

4. 「詠」「景」「境」について文字の音声による違いの分析

それでは「詠」「景」「境」は、上述の『阿育王寺志』に収録されていた十首の題詩 3 種類（「十詠」と、その次韻詩である「十境」、「十景」）に見られるように、混同されて使用されていたと言えるのであろうか。先にも述べたように『中國佛寺志』全巻に収録されていた題詩の中で「十境」詩は『阿育王寺志』の「次十境韻」詩だけであった。しかし「十詠」詩や「十景」詩は数多くの例が見いだせるので、十首一纏まりの題詩を詠む事は盛んに行われていたようである。その為、中国の寺院では、特化した形式の下で十境詩を詠むという事が日本の禅宗寺院の様に盛んには行われていなかったのかもしれない。或いは、「詠」「景」「境」の何れを使用しても同じような意味合いで受け止められていたのだろうか。そこで「詠」「景」「境」の三字は、音や意味から混同しやすい文字であるのかを検証

した。(中古音、『中原音韻』音は藤堂明保編『学研和漢大字典』2001年版に依った)

それぞれの文字の字音：

境 《上梗》 jìng (現代音) - k₁Λŋ (中古音) - kiəŋ (『中原音韻』)

景 ⊖ 《上梗》 jǐng (現代音) - k₁Λŋ (中古音) - kiəŋ (『中原音韻』)

⊖ 《上梗》 yǐng (影) - ɿΛŋ (中古音) - iəŋ (『中原音韻』)

詠 《去敬》 yǒng (現代音) - ɦiuΛŋ (中古音) - ioŋ (『中原音韻』)

これをみると、現代音では「境」と「景」の⊖で、どちらの文字も jing と発音されており、違いは母音【i】の声調である事がわかる。「境」の母音は第四声の【i】、「景」の母音は第三声の【i】なので、単語を発音する時のアクセントには明らかな違いがある。中古音や『中原音韻』ではアクセントの位置が明確ではないが、「境」と「景」は何れの時代に於いても殆ど同音であった事がわかる。「詠」については、中古音の母音【i】【Λ】と子音【ŋ】が、また『中原音韻』の母音【i】と子音【ŋ】が「境」「景」と共通している。但し中古音では【u】が【i】と【Λ】の間に入っているし、『中原音韻』では母音が【o】である。以上の事柄から、「境」「景」「詠」の3文字は比較的近い音で発音される文字ではあるが、「境」と「景」が近似している事と比較して「詠」との共通性は多くないと言える。

中国禅宗寺院で詠まれた題詩は、種類別に分類すると「景」を冠した題詩が最も数多く詠まれていた事がわかるが、「景」の題詩は「詠」(または「境」)の題詩と比較すると一纏まりにされる数も様々で、題の種類も「境致」系と「瀟湘八景」系が混在している。このため考えられるのは、先ず「景」を冠した題詩が詠まれて、その中の「十景」が視覚からではなく聴覚から混同されて、次第に別の文字を冠した題詩が詠まれる様になったという事である。『中原音韻』に依る音声为例に取ると、「十景」の⊖【ʃiəi iəŋ】の音声は「十詠」【ʃiəi ioŋ】と混同されやすいと考えられるし、「十景」⊖【ʃiəi kiəŋ】の音声は「十境」【ʃiəi kiəŋ】と混同された為に「十境」という名称が使用されるようになったという仮説が立てら

れる。その事を裏付ける例として北宋の禅僧であった覚範恵洪（1071 - 1128）の『石門文字禅』巻八に収録されている「瀟湘八景」詩の序が挙げられる。そこには「宋迪作八境絶妙人謂之無聲句演上人戲余曰道人能作有聲乎因爲之各賦一首^{xx}」と書かれている。この中で覚範恵洪は、宋迪（11世紀後半）の瀟湘八景図と詩の関係を説いているが、「八景」の事が「八境」と表現されている事がわかる。この例をみても、「景」と「境」は混同されて使用される事が少なからずあったと言えるだろう。

しかし、上記の考えでは『明州阿育王山志』と『明州阿育王山續志』に収録されていた3種類の題詩の作成順序の説明が見つからない。『明州阿育王山志』『明州阿育王山續志』によると、これらの3種類の題詩は先ず、樂長卿の「育王山十詠」が詠まれ、次に阿育王寺第八十代住持、釋自學の「次十境韻」、続いて同じく阿育王寺第八十四代住持、清源本の「次十景韻」が「育王山十詠」詩の次韻詩と更にその次韻詩として詠まれている。何故「十詠」の次韻詩が「十境」になり、その「十境」の次韻詩が「十景」になったのかは明確ではないが、この場合では「十詠」【*f1əi iəŋ*】が「十景」2種類の音声という中継を経ずに「十境」【*f1əi kiəŋ*】に変化した事になるので、先に行った音声による文字の混同という説では説明が付けられない。何故なら、これまで行ってきた検討では「景」と「詠」との混同、或いは「景」と「境」との混同に対しては音声が類似しているためという説明を付けてきたが、先に挙げた「育王山十詠」に対して詠まれた次韻詩が何故「次十境韻」という名称になったのかは、この検討では説明できない。「景」を介さないで「詠」【*iəŋ*】と「境」【*kiəŋ*】の音声が混同されたという事は考えにくいからである。

尤も「十境」詩はこの阿育王寺の「次十境韻」が、中国仏教寺院で詠まれた題詩の中で唯一の例である事を考えると、「次十境韻」が特殊な事例と考えた方がよいのかも知れない。

蔡敦達は、その論文『中世の禅院空間に関する研究』で、中国五山寺院では『佛寺志』の記載に、「境致」という単語の代わりに「景致」という単語を同じ意味として使用しているのではないかと述べている。「景致」という単語については、『中國佛寺志』全文献中14寺志の本文中にそれぞれ一か所ずつ計14回の記載が確認できる。しかし、それらが使用さ

れている文章の文脈を検証すると、例えば『靈隱寺志』では晦山戒顯（1610 - 1672）の「募化叅石増靈隱山門景致疏」と題された一文が収録されており、続く文章は靈隱寺の景勝地について述べられたものである事が確認できる^{xxi}。この様に「景致」という単語は景観、景勝といった意味で使用されていると考えられ、日本の禅宗寺院に於いて意味付けされ、使用されていた「境致」という単語と同義語として使用されたとは考えられない。漢字の意味を見ると、

「境」：①さかい、境界。くぎり目。「国境」②さかいの内側。しきられた地域。領地。③ところ。場所。「異境」④場合。めぐりあわせ。地位。「境遇」⑤ありさま。様子。「心境」
「景」：⊖①ひかり、ひざし、日光。②あきらか（明）。③けしき。ながめ。「勝景」④ありさま。様子。おもむき。風情。⑤あおぐ（仰）。したう（慕）。⑥めでたい。⇒慶。⑦おおい。堂々としている。⑧おだやか。⊖かげ。光により生ずるかげ。⇒影。（『新漢語林』大修館書店）

とあり、2つの文字の持つ意味の違いは混同される要素が多いとは言い難い。この事からも『佛寺志』で「境致」と同じ意味で「景致」という単語を使用していたと断言する事は難しいのではないかと考える。

5. 中国南宋五山寺院の「境致」についての中国と日本の史料比較

以上の分析から、中国の禅宗寺院について書かれた中国語の史料には、日本で書かれた禅宗寺院についての史料とは異なり、「境致」或いは「十境」詩についての記述が殆ど残されていないという事が明らかになった。しかし日本に於ける「境致」選定や「十境」詩の作成は、中国（特に南宋）の禅宗寺院の風習を取り入れた事で日本に定着、広まったと考えられている。玉村竹二校訂の『扶桑五山記』解説には「本書の大略の性格は題名の通り、日本の京都・鎌倉の五山の住持歴代や、境致（境内の目ぼしい建築や山水木石）諸塔頭・

寮舎などを記し、更にこれに付随して、中國の五山・十刹・甲刹の開山・住持歴代・境致、日本の十刹・諸山の一覧、五山・十刹の位次の變遷などをも併記してゐるものである^{xxii}とあり、『扶桑五山記』に中国禅宗寺院の「境致」が記載されていると説明されている。

『扶桑五山記』は江戸時代中期の享保七～八年（1722～23）の間に作成された写本で、五卷五冊から成っている。第一卷には「大宋國諸寺次位」と題して、中国の五山・十刹・甲刹の所在地・住持次位と共に、境致と考えられるものが挙げられている（但し、これらは第二卷の日本五山寺院の場合とは異なり、「境致」と記載された項目に纏められている訳ではない）。第二卷は、前半には日本の五山・十刹の次位の変遷、そして諸山の所在国・開山が記載されている。後半は、京都・鎌倉の五山の仏殿上梁銘・境致・塔頭・住持次位の記載が始まり、その第一位南禅寺についてまでが収録されている。そして第三卷以下に、南禅寺以外の京都・鎌倉五山寺院について収録されている。ただ「境致」については、日本の五山寺院の中にも記載の無い寺院が存在し、反対に十刹・諸山の寺院に関しては、殆どの寺院で記載が無い中で幾つかの寺院には「境致」という項目が設けられて記載されていた。日本の寺院の中で「境致」の記載が明確であるのは、京都・鎌倉の五山寺院の内、京都の萬寿寺と鎌倉の浄妙寺を除く九寺（但し萬寿寺には東漸和尚作の「萬壽十境偈」の記載がある）と、十刹の大慈寺、諸山の三河州光音禅寺、大隈州正興禅寺、薩摩州廣濟禅寺、豊後州大智寺の五寺であった。

また『扶桑五山記』と同種の「禅刹記」に『和漢禅刹次第』があるが、これも『扶桑五山記』と同様に中国五山寺院の所在地・開山・住持歴代（元代末期頃迄）・境致（『扶桑五山記』同様「境致」の語は記載されていない）と十刹・甲刹の所在地・開山・境致を挙げ、更に、京都と鎌倉の五山・十刹の次位の変遷と諸山の一覧及びその所在地・開山・境致が挙げられており、その内容は殆ど変わらない。

ここに挙げた文献史料では、中国禅宗寺院についての記述で、中国で編纂された『中國佛寺志』と日本で編纂された『扶桑五山記』や『和漢禅刹次第』といった「禅刹記^{xxiii}」における「境致」の記述に違いがみられた。そもそも『中國佛寺志』においては、「境致」の

記述は見つからず、「十境」詩も阿育王寺の「次十境韻」のみであった。また日本の「禪刹記」では、京都・鎌倉の五山寺院や十刹・諸山の幾つかに「境致」の記載があったが、中国五山寺院については、境致に該当すると考えられる題が「境致」とは明記されずに列挙してあるだけであった。

以上の事から、中国禅宗寺院では、「境致」という語が一般的に使用されていた訳ではなかったという事が考えられる。そこで『中國佛寺志』に記載されていた「複数に纏まった題詩（主に十題で纏められているもの）」の題と『扶桑五山記』や『和漢禪刹次第』に記載されている「境致」と考えられる題をそれぞれの寺院毎に比較、類別する事で、中国と日本の題がそれぞれ持つ特徴や共通性が明らかになると考えた。

(1) 萬寿寺

中国：「喝石（巖）」「凌霄（閣・庵）」「含暉亭」「靈鷲塚」(4)

「堆珠峰」「大人峰」「鵬博峰」「宴坐峰」「朝陽峰」(5)

日本：「清涼法海」（山門）「龍井（一穴）」「天下徑山」（総門）「五髻峯」「龍淵室」（方丈）「淨髮閣」「不動巖」「不動軒」（方丈、法堂以方丈兼）「凌霄峯」「凌霄閣」「含暉亭」「御愛峯」「喝石巖」「楞伽室」「流止亭」「福地」「靈鷲塚」「鉢孟峯」「碁盤石」「萬年正續院」（無準塔）(20)（『徑山志』と共通する題には下線）

萬寿寺については、『扶桑五山記』には「境致」と考えられる 20 種類の題の記載があった。『中國佛寺志』に記載されていた題詩の内、『扶桑五山記』に挙げられている題と共通しているものは 4 種類あったが、何れも単独で詠まれた詩と考えられる。

また『中國佛寺志』に収録されていた題詩の中には、同一作者によって「峰」に対して詠まれた五種類の題詩が収録されていた。これらは、五言古詩（六句）で詠まれた「堆珠峰」「大人峰」「鵬博峰」「宴坐峰」「朝陽峰」の五題であるが、何れも『扶桑五山記』の題には含まれていない。しかし『扶桑五山記』の題の中にも「五髻峯」「凌霄峯」「御愛峯」「鉢

孟峯」と、四種類の「峯」が含まれており、「峰」や「峯」が題詩の重要な主題の一つであった事が伺える。

中国：「堆珠峰」「大人峰」「鵬博峰」「宴坐峰」「朝陽峰」

日本：「五髻峯」「凌霄峯」「御愛峯」「鉢孟峯」

(2) 靈隠寺

中国：「本寺（靈隠寺）」「冷泉亭」「飛來峰」「曲水亭」「龍泓洞」「蓮華石」「猿呼洞」「北高峰（塔）」「九里松」「合澗橋」「石門澗」「靈隠浦」「葛塢」「韜光菴」「西菴」「臥犀泉」「青林洞」「白沙泉」「翻經臺」「蓮花峰」「鍊丹井」「水臺盤」「翻經臺」「葛洪井」「連巖棧」「飯猿臺」「夢謝亭」「理公巖」「題名塔」（29）

日本：「蜚來峯」「冷泉亭」「猿呼洞（白猿洞）」「北高峯」「合澗橋」「九里松徑」「直指堂」「石蓮峯」「壑雷亭」「鷺嶺」「蓮峯堂」「梅檀林」（12）（『靈隠寺志』と共通する題には下線）

靈隠寺では『中國佛寺志』に記載されていた 29 種の題の内の 6 種類が『扶桑五山記』と共通していた。『扶桑五山記』には 12 種類の題が記載されていたので、『扶桑五山記』に記載されていた題の丁度半数が『中國佛寺志』にも記載されていた事になる。共通する六種類は「峯」「亭」「洞」「橋」「松（徑）」で、建造物と自然物が混在しているが、その他の題と比較して目立った特徴がある訳ではない。

(3) 天童寺

中国：「太白峰」「太白庵」「玲瓏巖」「響石」「神龍霧」「虎跑泉」「佛蹟石」「臨雲閣」「春樂軒」「宿鷺亭」「太白山」「蒙堂」（12）（舒亶の題詩 12 題、『扶桑五山記』と共通する題には下線）

日本：「五鳳樓」「千仏閣」「光明藏」「九峯」「龍潭」「玲瓏巖」「雙沼」「宿鷺亭」「清關」「萬松關」「萬工池」「登閣」「妙高臺」「翠鎖亭」「門外二十里松徑」「虎跑泉」「太白禪居」(16)

天童寺では『中國佛寺志』記載されていた舒亶の題詩 12 種類の内 3 種類が『扶桑五山記』の題と共通していた。『扶桑五山記』には 16 種類の題が記載されていたので、その内の 13 種類が『中國佛寺志』には記載の無い題である。反対に、『南遊集』に収録されている別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」の十題は全て『扶桑五山記』の 16 種類の中に含まれていた（「萬松關」「翠鎖亭」「宿鷺亭」「清關」「萬工池」「登閣」「玲瓏巖」「虎跑泉」「龍潭」「太白禪居」）。この事から、中国で中国人によって詠まれた題詩と日本人によって書かれた書物に収録されている題・題詩では、かなりの違いがみられるという事がわかる。

(4) 浄慈寺

中国：(0)

日本：「南屏山」「南屏峯」「慧月山」「南高峰」「六和塔」(后山)「枯木堂」(僧堂)「宗鏡堂」(法堂)「六橋」「西湖」「千峯閣」「羅漢堂」「正徧知閣」「霜花巖」(12)

浄慈寺では『中國佛寺志』には「境致」系の題詩が収録されていなかった事から、『扶桑五山記』など日本で編纂された史料にしか「境致」の記載は見られない。

(5) 阿育王寺

中国：「舍利塔」「望海亭」「無畏堂」「淵靈廟」「玉几峰」「金沙井」「仙書岩」「佛石」「七沸潭」「大權洞」「承恩閣」「涌現巖」「妙喜泉」「金沙池」「佛跡峯」「七沸石」「袈裟衣」「名月臺」「石屏峯」「靈鰻井」「供奉泉」「育王塔」「八角殿」「晉年札」「重臺蓮」「佛跡岩」「宸奎

閣」「放光松」「赤菫峰」「佛蹟亭」「鬼谷祠」「袈裟石」(31) (『扶桑五山記』と完全または部分的に一致しているものには下線)

日本:「玉几峯」「玉几亭」「無畏堂」「妙喜泉」「鄮峰」「舍利道場(妙勝之殿)」「靈鰻池」(7)

阿育王寺では『中國佛寺志』に記載されていた31種類の題の内『扶桑五山記』に記載されていたと七種類の題と完全に一致していたのは3種類だけであった。『阿育王寺志』には比較的多くの纏まった題詩が収録されていたが、それぞれの題は共通していないものも多く、題詩は合計で31種類にも上った。それにも拘わらず『扶桑五山記』の7種類の題の内3種類しか共通していないのは決して多いとは言えない。ただ、完全には一致していないが共通の題と考えられるものが2種類あった(「舍利塔」「靈鰻井」)。反対に、7種類の内で共通ではなかった題は「玉几亭」と「鄮峰」の2種類だけであった。

分析

『中國佛寺志』の五山寺院の中で、一定数で纏められた題詩が収録されていたのは、靈隱寺・天童寺・阿育王寺の3寺であったが、何れの例をみても『扶桑五山記』や『和漢禪刹次第』といった日本で編纂された史料に記載されていた「境致」と考えられる題と完全に一致しているものはなかった。

始めに靈隱寺では、5種類の纏まった題詩が収録されていたが、それぞれが全く異なった題を含んでいる。これは、「瀟湘八景」詩に見られるような特定の題が定着していたというよりは、数ある景観の中から作者が自らの好みで選択し、纏めたものであると推測される。題として選ばれていた景観は合計で29種類あったが、その中で『扶桑五山記』に収録されていたものは6種類しかない。解りやすい例として挙げられるものに、「靈隱十詠」と「靈隱十景」という題詩2種類がある。これらは何れも十題の纏まった題詩を集めたものだが、この2種類の題詩でそれぞれ選ばれている題が共通しているのは「猿呼洞」「蓮花峰」「龍

泓洞」の3種類だけであった。また、この2種類の題詩それぞれの『扶桑五山記』（「境致」として挙げられているのは12種類）との比較をみると、「靈隱十詠」では「冷泉亭」「飛來峰」「猿呼洞」の3種類が共通しており、他に「高峰塔」が類似している。また「靈隱十景」の方は、「猿呼洞」と「合澗橋」の合計2題が共通している事がわかった。これに対して『扶桑五山記』に「境致」として挙げられていたもので「靈隱十詠」と「靈隱十景」には含まれていなかった題は「北高峯」「九里松徑」「直指堂」「石蓮峯」「壑雷亭」「鷺嶺」「蓮峯堂」「梅檀林」の8種類（但し「北高峯」は類似の題有り）で、中でも「直指堂」と「梅檀林」は、単独の詩詠にも詠まれてはいなかった。

次に天童寺では、『天童寺志』には纏まった形での収録はされていなかったが、舒宣によって詠まれた10種類の題詩が収録されていた。これらの題詩は、舒宣の『乾道四明図経』の中では「天童十題」として纏まった形で収録されている。この題の中で『扶桑五山記』（「境致」として挙げられているのは16種類）と共通しているのは「玲瓏巖」「虎跑泉」「宿鷺亭」「太白庵」（但し『扶桑五山記』での記述は「太白禪居」）の4種類だけであった。これに対して『扶桑五山記』に挙げられていた題で「天童十題」に含まれていなかったものは「五鳳樓」「光明藏」「九峯」「龍潭」「雙沼」「清關」「萬松關」「萬工池」「登閣」「妙高臺」「翠鎖亭」「門外二十里松徑」の12種類であった。

最後に阿育王寺では、5種類の纏まった題詩が収録されていたが（「阿育王四景」「育王山十詠」「和育王十二題」「次十境韻・次十景韻」及び、釋畹荃によって詠まれた十首）、この5種類の中で『扶桑五山記』（「境致」として挙げられているのは7種類）と完全に一致しているものは無かった。「阿育王四景」では「舍利塔」（但し『扶桑五山記』では「舍利道場」）と「無畏堂」と4種類中の2種類、「和育王十二題」では「靈鰻井」（但し『扶桑五山記』では「靈鰻池」）と12種類中1種類しか共通していなかった。また十首で一纏まりになっている題詩では、「育王山十詠」で「舍利塔」（但し『扶桑五山記』では「舍利道場」）と「玉几峰」の2種類、「次十境韻・次十景韻」では「舍利塔」「妙喜泉」「玉几峯」の3種類、そして釋畹荃の十首では「玉几峰」と「妙喜泉」の2種類だけであった。それに対して『扶

桑五山記』に挙げられた上記の 5 種類の纏まった題詩の何れにも含まれていなかったのは「玉几亭」「鄮峰」の 2 種類だけであった。

小結

日本では鎌倉時代から禅宗寺院を中心に、そして室町時代になると武家や貴族の邸宅に於いても「境致」選定や、それに伴った「十境」詩を作成する事が盛んになっていった。この習慣は、日本に於ける禅宗の五山制度が南宋五山に倣って導入された経緯から、制度に付随する形で中国から日本にもたらされたと考えられている。例えば関口欣也はその著書で、日本の禅宗寺院が五山制度を取り入れた時に制度の一環として境致の概念も導入されたとし、鎌倉五山寺院に見られる自然景観と建築群および人工的環境形成の総合美が、中国宋代の禅宗寺院に於ける「境致」の概念に依るものであると述べている^{xxiv}。

確かに、『五山文学』に残る漢詩の様式・形式を見ると、中国の禅僧達が詠んでいた詩偈の影響を強く受けている事は間違いない。そこで本章では、「境致」選定や「十境」詩の作成の習慣が何処でどのように始まったのかを明らかにする為に、中国の文献史料から「十境」詩を探し出す事を試みた。中国宋代の禅宗寺院についての史料はそれ程多いとは言えず、中国禅宗寺院に於いて「境致」の選定が慣習的に行われていたという確かな文献史料は見つからなかった。本論文で使用した『中國佛寺志』は、明代から清代に数多く編纂された中国の地方誌を扱う文献史料の一つである。その主な内容は寺院の歴史沿革、所在地や地理環境、伽藍建築、高僧伝、法語や詩偈、法脈、伝承、感応事跡、風俗などである。

この史料から、中国の五山寺院を始めとする禅宗寺院で詠まれた「一定数に纏まった題詩」を探し出し分析した結果は上述の通りである。最初に、対象を南宋五山寺院の五寺だけに絞り、『徑山志』『武林靈隱寺志』『雲林寺志』『天童寺志』『勅建浄慈寺志』『明州阿育王山志』『明州阿育王山續志』の中に収録されている「一定数に纏められた題詩」を拾い出

した。その上でそれらの題詩の題を分類し、『扶桑五山記』に記載されている南宋五山寺院の「境致」と考えられる題と比較した。

次に、五山寺院以外の寺院では、「境致」や「十境」の記載がどの程度確認できるのか、或いは「景」「詠」「題」などとの併記がみられるのかを確認する為に、先程と同様に『中國仏寺志彙刊』の五山寺院以外の全ての巻を史料として、「境」「景」「詠」「題」などの題詩の拾い出しを行い、五山寺院の場合と同様の分析を行った。その結果、中国語の文献では一定数に纏められた題詩は頻繁に見られるにも拘らず、それらに使用される名称は「景」や「詠」であり、「境致」や「十境」という語が極めて稀にしか使用されていない事が明らかとなった。以上の事から「詠」、「景」、「境」の三文字が混同されやすい文字であるかを検証した。例えば『阿育王寺志』に収録されていた十首の題詩：「十詠」と、その次韻詩である「十境」、「十景」に見られるように、「詠」、「景」、「境」は同じような意味合いを持ち、混同して使用されたと考える事が可能かを検証する事とした。その為「詠」「景」「境」の三字は、音や意味から混同しやすい文字であるのかを検証した。

以上の事を検証した結果、中国禅宗寺院では、「境致」という語が一般的に使用されていた訳ではなかったという事が考えられた。そこで最後に、『中國佛寺志』に記載されていた「複数に纏まった題詩（主に十題で纏められているもの）」の題と『扶桑五山記』や『和漢禅刹次第』に記載されている「境致」と考えられる題を、五山寺院の史料に絞って比較、類別し、中国と日本の題がそれぞれ持つ特徴や共通性を明確にしようと試みた。

以上の結果、『中國佛寺志』の史料からは、「境致」や「十境」詩は殆ど見つける事ができなかった。唯一記載のあった『明州阿育王山續志』の「次十境韻」という次韻詩についても、その十首の題の中で『扶桑五山記』に挙げられていた 7 題と共通していたのは三首だけであった。『中國佛寺志』には「境致」以外の題詩は数多く収録されており、中国禅宗寺院に於いて、寺院とその周辺の景観に対して佳名を付けて詩を詠むという習慣が一般的であった事は確かである。それにもかかわらず、「境致」や「十境」という語彙を使用しているのは全体を通して一例だけであった。それは、この様な形式の題詩を作成する時に「境

致」や「十境」という概念で景観を捉えるという事が、我々が考えている程普及していた訳ではなかったという理由から来るのではないだろうか。

上述した様に、日本で「中国禅宗寺院の境致」と考えられて、日本で編纂された文献史料にも記載されているものが、中国で編纂された中国禅宗寺院志の史料の中に広く記載されている訳ではない事が明らかになった。このため、『扶桑五山記』や『和漢禅刹次第』といった「禅刹記」系史料の南宋五山寺院の項に列挙されている「境致」と考えられる題が、中国に於いても同様に「境致」という認識で捉えられていたものであるのか、或いはそれ以前に、日本の禅宗寺院の様な「境致」選定が確かに行われていたのかという事についても、現段階に於いて確信を持つことができない。またそうであるならば、日本の禅宗寺院に於ける「境致」選定の定着と普及については、中国の南宋五山制度を導入した時に同時に輸入された概念という今までの解説だけでは説明が付かず、その起源をより明確にする方法も今後検討していかねばならない。

ここまで、中国の禅宗寺院で詠まれた題詩を対象に分析を行ってきた。そこで次に、これまでの結果を踏まえて、中国禅宗寺院の題詩の題を日本の禅宗寺院の「境致」と比較する事で、二者に共通する特徴や、一方だけに目立つような特徴を明らかにしたい。その上で、中国の題詩と日本の「十境」詩がどれ程の共通性を持っているのかを検討する。

第二章 五山寺院で詠まれた題詩についての考察

はじめに

一章では中国禅宗寺院に於いての境致選定が如何なる状況で、どれ程普及していたのかを調べた。それにより日本に於ける境致選定と十境詩作成の習慣が、どの程度中国禅文化に影響を受けているのかを明らかにしようと試みた。そこで中国の明代から清代にかけて編纂された『中國佛寺志』を史料とし、日本の禅宗寺院に見られるような境致選定や十境詩を探し出す作業を行った。その結果、中国禅宗寺院志には「境致」という語彙は使用例が無い事が明らかになった。また十境詩については、10首で一纏まりになった題詩は複数収録されていたものの、「十境」と題されていたものは『明州阿育王山續志』に収録されていた、釋自學の「次十境韻」の1例だけであった。

そこで本章では、中国と日本の主に五山寺院で詠まれた10首一纏まりの題詩を取り上げて、それぞれの詩を読み下し、詠まれている内容について比較・分析を行う事とした。また、題についても、寺院の敷地内やその周辺に数ある対象物の中からどの様な対象を選定しているかについて比較検証を行う。詩に詠まれている内容の比較と共に題の種類も比較する事で、中国と日本の禅宗寺院それぞれで詠まれた題詩が持つ特徴と、その差異及び共通点を明らかにしたいと考えた。

就いては先ず1節で、日本の禅宗寺院に於ける境致選定と十境詩の作成過程について、おおよその成立年代とその作者を整理し提示する事にした。それにより、次節以降で行う、中国五山寺院と日本五山寺院でそれぞれ詠まれた題詩の比較に於いて、成立年代の混同による解釈の過誤を避ける事ができると考えた。続く2節では、中国の五山寺院で詠まれた題詩の中で、特に10首で一纏まりに成ったものを取り上げて、読み下しを行った。その上で、共通の題に対して異なる作者によって詠まれた詩が在れば、その内容を比較。また作者の違いによる選定対象の差異や詩の内容の特徴についての解釈を行った。次に3節では、2節で行ったのと同様の分析を日本の五山寺院に残されている十境詩でも行う事とした。本

章は、以上の分析を行う事によって、中国と日本の五山寺院でそれぞれ詠まれた 10 首一纏まりになった題詩の、差異と共通点を明確にする事を目的とした。その結果として、日本の禅宗寺院で選定された境致と、それに付随して作成された十境詩が、中国禅宗寺院で行われていた（宗教活動の一環としての）文化的慣習をそのままの形で取り入れたものであるのか否かという疑問に対する回答の一端が得られると考えた。

1. 日本に於ける「境致」選定と十境詩の成立

境致選定や十境詩の成立について考察する場合に参考とする史料の代表的なものは『扶桑五山記』と『和漢禅刹次第』である。『扶桑五山記』は江戸時代中期の写本で、知足という僧らが宝暦八年（1758 年）に京都の臨川寺で書写したものであるが、その原本が成立したのは享保七年から八年の間（1722～1723 年）であると考えられている^{xxv}。また『和漢禅刹次第』は『扶桑五山記』と同種の「禅刹記」本で、『群書類従』釋家部に収められているが、確かな成立年代はわかっていない。この「禅刹記」に類する本は、中国五山十刹甲刹の所在地・開山・住持歴代（元末頃まで）、次に日本の五山十刹の位次決定の変遷、諸山の一覧、そしてその所在地・開山・境致などを挙げているものを指す。

しかし『扶桑五山記』や『和漢禅刹次第』は史料として重要ではあるが、成立年代が江戸中期と考えられるため、日本の五山寺院創建時期からは 500 年近い開きがある。そこで以下に、日本に於ける早期の禅宗寺院創建一覧及び、その寺院の中で確認できた「境致」や十境詩の一覧を作成した。更にそれらの詩の作者と制作年代を考察することで、その特徴を明らかにする。

（1）日本五山寺院の創建年及びその開山について

鎌倉・京都両五山寺院は京都五山の別格とされた南禅寺を加えて 11 寺あり、ここではそ

れに加えて、日本で最初に創建された禅道場である博多聖福寺を加えた 12 寺について検討した。表 11 にはその 12 寺を創建年代順に並べ、開山の名前を記載した。明庵栄西が二度目の入宋から帰国した建久 2 年（1191 年）から後、7 年間の短い期間に博多、鎌倉、京都にそれぞれ寺院を建立している。聖福寺の方丈には、玄岱¹筆の「安山十境」という木額が掛けられているが『扶桑五山記』の安国山聖福寺の項に十境の記載は見られない。また栄西が境致選定を行った或いは十境詩を詠んだという記録は確認できなかった。

これらの寺院を創建年代順にみると、先ず博多の聖福寺、そして鎌倉五山第三位の寿福寺と京都五山第三位の建仁寺が、何れも入宋経験を持つ日本人僧の明庵栄西が開山となり創建されている。これら 3 寺の創建年代は比較的近く、1200 年前後数年の間に集中して建設された事がわかる。それから 30 年程経って、京都五山第四位の東福寺が建設されているが、これも入宋した経験を持つ日本人僧が開山である。1250 年代には、鎌倉の建長寺と京都の万寿寺ができていますが、万寿寺は 11 世紀の終わり頃建てられた六条御堂が基となり、正嘉年間に禅寺に改められた寺院である。また鎌倉五山第五位浄妙寺も 12 世紀終わり頃建てられた寺院だが、善寺に改められたのは 13 世紀後半である。どちらの寺院とも開山は日本人僧である。鎌倉五山第一位の建長寺についてはこれまでとは異なり、南宋からの渡来僧が開山となった禅宗寺院である。その後 1280 年初頭には鎌倉で、第二位円覚寺と第四位浄智寺が相次いで創建され、どちらの寺も開山は南宋からの渡来僧であった。最後に、13 世紀終わりから 14 世紀にかけて京都で 3 寺が建てられている。年代順に南禅寺、天龍寺、相国寺であるが、これらの寺院の開山は何れも留学経験の無い日本人僧である。

この様に見ると、早い時期に創建された後で禅寺に改められた万寿寺と浄妙寺を除いて考えた場合、年代順に 3 段階に分ける事ができる。最初の段階が聖福寺から東福寺までの 4 寺で、何れも留学経験を持つ日本人僧が開山となった寺院が建てられる時期。次に建長寺、円覚寺、浄智寺の 3 寺で、これは南宋から来日した渡来僧が開山となる寺院が建てられる

¹ 高玄岱（慶安 2 年 - 享保 7 年/ 1649 - 1722 ）長崎の儒学者、書家、篆刻家。字は子新斗瞻、号は天漪葵山。深見玄岱とも。

時期で、3寺は何れも鎌倉の寺院である。最後に京都で南禅寺、天龍寺、相国寺の3寺が建てられるが、これらの寺院の開山は全て留学経験の無い日本人僧である。この様に、始めは留学経験を持つ日本人僧が開山となった寺院が鎌倉、京都のどちらにも作られていたが、時代が少し下ると先ず鎌倉では南宋からの渡来僧が開山となる寺院が続けて創建され、次に京都では渡来僧ではなく、また留学経験を持った僧でもないという立場の日本人僧が開山となる例が出てくるというのは、禅宗寺院が創建された時期毎の理念を窺う事ができて興味深い。

(2) 五山寺院十境詩と、その成立年代推定の根拠となる事柄

五山寺院の十境詩で確認できるものは決して多くない。前章で指摘した通り、中国禅宗寺院で「十境」詩という形式を取り、中国人僧によって詠まれたものは、阿育王寺に於ける釋自學の「次十境韻」(14世紀末～15世紀初頭)1例だけである。それに対して日本の禅宗寺院で詠まれた十境詩、或いは日本人によって詠まれた十境詩がどれ程確認できるかを以下に検討したい。そこで日本の禅宗寺院に於ける十境詩を表12にまとめた。寺院ごとにその十境詩の題名、作者、十境詩が収録されている著作名、及び十境詩成立推定年代を記載した。

日本人僧によって最も初期に詠まれた十境詩は、別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」で、1320～1330年(延祐7年～天歴3年)の間の作品であると推定できる。これは別源円旨の2つの詩文集のうち在元中に書かれた『南遊集』に収録されており、別源円旨が天童寺に居た時に詠まれたものである。題名によれば「和韻詩」であるが、雲外雲岫の十境詩は確認できなかった。但し雲外雲岫が『南遊集』のために書いた序文が残っている。これは天童寺に対して詠まれた十境詩だが、日本人僧によって詠まれた十境詩最初の作例である事から重要であると考えられる。次に古い例は、明極楚俊が建長寺で詠んだ「題建長寺十境」で、明極楚俊が建長寺に住持していた1330年(元徳2年)から1333年(正慶2年)の間

に詠まれたものと考えられる。また明極楚俊の十境詩には、乾峰士曇の和韻詩が残されている。続いて建仁寺の「東山十境」が清拙正澄によって詠まれている。これも清拙正澄が建仁寺に住持していた 1333 年（正慶 2 年）から 1335 年（建武 2 年）の間に詠まれたものと推測され、『禅居集』に収録されている。和韻詩を除いて最も後に詠まれた作例が、夢窓疎石の「天龍寺十境」で、『夢窓国師語録』に収録されている。詠まれた時期は、夢窓疎石が開山となり天龍寺の落慶供養が行われた 1345 年（康永 4 年）から死去する 1351 年（観応 2 年）の間であるが、「天龍寺十境」の和韻詩が 2 題詠まれており、その成立時期が 1347 年以降の十数年間と考えられるので、1347 年頃には詠まれていた可能性がある。

和韻詩を考慮せずに、それぞれの寺院に対する最初の十境詩だけに注目すると、南宋の寺院に対する詩は日本人僧によって詠まれているが、建長寺と建仁寺、即ち日本の寺院に対する十境詩はどちらも渡来僧によって詠まれている事がわかる。第一章で考察した様に、中国の文献史料からは中国禅宗寺院で詠まれた題詩に「十境」という名が付けられている例は 1 つしかなかった。それにも拘らず、日本の禅宗寺院に対して詠まれた十境詩の中で最も古い例と考えられる「題建長寺十境」と「東山十境」が何れも中国からの渡来僧によって詠まれているという事は、これをどのように解釈すればよいのか判断するのは容易ではない。今後の検討課題としたい。

以上の様に「十境詩」について、成立年代順に纏めてみると、現在確認できる十境詩は全て 1300 年代前半から中頃にかけて詠まれているという事がわかる。また、上記の各寺院に於いて最初に境致選定を行って十境詩を詠んだ 4 人の人物：別源円旨、明極楚俊、清拙正澄そして夢窓疎石について、上述した十境詩作成推定年代を導き出す根拠としては、それぞれが該当する寺院に住持していた時期を基にした。

先ず別源円旨については、元応 2 年（1320 年）に入元し、天童寺では雲外雲岫に師事している。そして元徳 2 年（1330 年）に帰国している。著書『南遊集』は在元中に書かれたものなので、「和雲外和尚天童十境韻」はこの 10 年の間に詠まれた事がわかる。次に明極楚俊については、来日前の経歴として先ず育王山の横川如珙に参じた後、靈隠寺の虎巖浄

伏の門に移って侍香として仕え、虎巖の法を嗣いでいる。そして天童寺に赴いて止泓道鑑に侍して蔵鑰となり、その後金陵（南京）の奉聖寺に出世している。瑞巖寺・普慈寺の両寺に歴住した後、婺州双林寺主となった。径山の前堂首座であった天曆 2 年（嘉曆 4 年・1329 年）、大友貞宗からの使節に招請され渡日し、その年の 5 月に博多入港。元徳 2 年（1330 年）2 月から正慶 2 年（1333 年）までの 3 年間、建長寺に住持している。その後は京都に移り、正慶 2 年（1333 年）に年南禅寺十三世、建武元年（1334 年）には建仁寺二十四世として住持している。これらの事から明極楚俊の「題建長寺十境」が詠まれたのは建長寺住持であった元徳 2 年（1330 年）2 月から正慶 2 年（1333 年）までの 3 年の間であると推測できる。清拙正澄は、先ず来日前の経歴として鼓山の平楚聳、浄慈寺の愚極至慧・方山文寶、靈隠寺の虎巖淨伏、育王山の東岩淨日、蒋山の月庭、仰山の虚谷希陵・晦機元熙に参禅しており、浄慈寺の愚極智慧の法嗣である。袁州(江西省)の鷄足山聖因寺や松江(江蘇省)の真浄寺にも住した。泰定 3 年（嘉曆 1 年・1326 年）に来日し、北条高時の招きで鎌倉建長寺に住し、その後も浄智寺、円覚寺を歴住している。醍醐天皇の勅命により、幕府滅亡後（正慶 2 年・1333 年）は京都の建仁寺、南禅寺などに住し、信濃守護の小笠原貞宗の招きで信濃伊賀良の暈秀山開善寺の開山となっている。開善寺の創建年代が建武 2 年（1335 年）とされているので、「東山十境」が詠まれたのは清拙正澄が建仁寺禅居庵に招かれた正慶 2 年（1333 年）から開善寺創建の建武 2 年（1335 年）までの 2 年間であると考えられる。最後に「天龍寺十境」についてであるが、夢窓疎石が天龍寺の開山となって落成供養が行われたのは、後醍醐天皇七回忌に当たる康永 4 年（1345 年）である。そして、その翌年の貞和 2 年（1346 年）二月に「亀山十境」を定め、「天龍寺十境」の偈頌を詠んでいる事がわかっている。『太平記』第二十四卷「天龍寺建立事」の項には、夢窓疎石が「十境」を定めた由が記載されている。

この 4 人の中では、建長寺の明極楚俊と建仁寺の清拙正澄が渡来僧であるが、2 人とも来日前に南宋五山寺院を歴住しており、特に靈隠寺と阿育王寺には両名共に参禅していた事がわかった。

分析

五山寺院の十境詩について、確認できるものは以上の 7 種あったが、次韻詩が含まれているので十境詩の残る寺院の数は南宋・日本を合わせても 4 寺だけで、多いとは言えない。その 4 寺 4 種の十境詩は、南宋五山第二位天童寺の「和雲外和尚天童十境韻」、鎌倉五山第一位建長寺の「題建長寺十境」、京都五山第三位建仁寺の「東山十境」そして同じく京都五山第一位天龍寺の「天龍寺十境」で、何れも 1300 年代に詠まれている。この中の「和雲外和尚天童十境韻」は天童寺の雲外雲岫の十境詩に対する次韻詩の形が取られているが、天童寺に残る雲外雲岫の題詩は『天童寺志』にも雲岫自身の語録にも記載されていないので、存在が確認できなかった。そこで「十境」の名称で題詩が残る、別源円旨の次韻詩を史料として使用した。

この中で最も早い時期に詠まれたのが別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」で、別源円旨が元に滞在していた 1320 年から帰国までの 1330 年の間に書かれた『南遊集』に記載されている。次が明極楚俊の「題建長寺十境」で、彼が建長寺に住持していた 1333 年から 1336 年の間に詠まれた。そして清拙正澄の「東山十境」が、清拙正澄が建仁寺に住持していた 1333 年から 1335 年の間に成立したものと考えられる。最後に夢窓疎石の「天龍寺十境」が、天龍寺創建の 1345 年から夢窓疎石が死去する 1351 年の間に詠まれたと思われる。この様にそれぞれの十境詩の制作年代を比較すると、現在確認できるものに限られるとは言え、五山寺院の十境詩は 1320 年から 1351 年の 30 年の間に相次いで詠まれた事がわかる。

以上の事から境致選定と十境詩の成立を纏めると、まず、南宋五山の天童寺の十境詩は日本人留学僧によって現地で詠まれており、続く鎌倉五山の建長寺と京都五山の建仁寺の十境詩はどちらも中国から来日した僧によって詠まれている。この間の経緯を見ると、日本に於ける十境詩の成立は南宋の禅宗寺院の影響下にあったという印象を受ける。そして、

その後 10 年を経て天龍寺が建立された時には、留学経験を持たない日本人禅僧によって天龍寺の十境詩が詠まれている。すなわちこの 10 年の間に、境致選定や十境詩が日本人の手によって行われるまでに浸透したと考える事ができる。

前章では、日本の禅宗寺院で詠まれた十境詩が中国五山寺院の影響を受けて発展したのかを明らかにするために、中国五山寺院の寺志に収録されている題詩についての考察をおこなった。中国の禅宗寺院志では『明州阿育王山續志』に阿育王寺第八十代住持釋自學（?-1404 年）が詠んだ「次十境韻」詩が収録されているが、これは 14 世紀末から 15 世紀初頭にかけての成立と考えられるため、日本の十境詩成立に影響を与えたとは考えられない。この「次十境韻」は、『明州阿育王山志』に収録されている樂長卿という人物が詠んだとされる「育王山十詠」の次韻詩であるが、樂長卿の生存年が明らかではないため、「育王山十詠」詩の成立年代も明確にはわからない。更に題を見れば明らかであるように、この題詩は「十境」詩ではなく「十詠」詩である。また、別源円旨が詠んだ天童寺の十境詩は「和雲外和尚天童十境韻」という和韻詩であるが、和韻の元歌を詠んだとされている雲外雲岫の題詩は『天童寺志』及び『天童寺續志』の何れにも収録されていない。また『雲外雲岫語録』にもその記載はない。ただ語録には、雲外雲岫が別源円旨の『南遊集』の序文を書いた由が記載されており、その全文が収録されている。しかしその中で雲外雲岫は、別源円旨が「天童十詠」を詠んだと述べていて、やはり「十境」の記載は確認できない。

次に「題建長寺十境」を詠んだ明極楚俊と「東山十境」を詠んだ清拙正澄について、来日前の記録があるかを調べた。二人は何れも 1330 年代に当時の元から日本に来日した僧で、来日前には南宋五山寺院を歴住している（明極楚俊は、阿育王寺・天童寺・靈隠寺・徑山寺、清拙正澄は、浄慈寺・靈隠寺・阿育王寺）。だが南宋五山寺院の仏寺志には明極楚俊と清拙正澄の詩文は収録されておらず、来日前に既に「建長寺十境」や「東山十境」の様な題詩を詠んでいたかどうかはわからなかった。

以上の様に、南宋五山寺院の文献史料の中に、日本の禅宗寺院で詠まれた十境詩が中国五山寺院の影響を受けて発展したと断定するための明確な繋がりを見出す事はできなかつ

た。そこで以下の節では、現在確認できる日本禅宗寺院の十境詩と『中國佛寺志』の五山寺院志に記載されている題詩（「十景」「十詠」など）の読み下しを行い、その内容をそれぞれ解釈・比較する。更にその結果を分析する事で、日本に於ける十境詩と中国五山寺院で詠まれた題詩との関係性を明らかにする。

2. 中国五山寺院の題詩についての考察

日本五山寺院の境致は『扶桑五山記』や『和漢禅刹次第』に記載がある通りであるが、列挙されている境致の数は一定ではなく、寺院によって大きく異なっている。従って「十境」が各五山寺院で明確に定まっていたかどうか、はっきりとはわからない。『扶桑五山記』及び『和漢禅刹次第』共に、日本の五山寺院については五寺全てに対して「境致」を列挙しているが、この中で十境詩が確認できるのは、先にも述べた通り、鎌倉の建長寺と京都の建仁寺、天龍寺の三寺だけである。中国五山寺院については更に少なく、中国の文献に確認できる一定数で一纏まりの題詩は「十境詩」という括りで記載されている訳ではない。そこで、本項では中国五山寺院の題詩について、日本五山寺院の十境詩との類似が認められる様式のもの、即ち10首で一纏まりとされている題詩を特に取り上げて、詠まれている内容や対象としている題についての詳しい考察を試みた。また天童寺については、日本からの留学僧である別源円旨の十境詩が残されている。この天童寺の十境詩は『天童寺志』には収録されていないが、『天童寺志』に記載されている題詩の中で特に舒亶の「天童十題」との比較が可能であるという点で重要であると考え、天童寺の項で取り上げる事とした。

(1) 天童寺

天童寺に対して詠まれた題詩の中で十題一纏まりで構成されているものは、別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」と舒亶の「天童十題」である。舒亶の「天童十題」は『天童寺

志』では纏まった形での収録は為されていないが、舒亶の著作である『乾道四明図経』の記載では「天童十題」という纏まった題詩とされているため、その記述通り「天童十題」として取り上げた。別源円旨と舒亶の両作品とも七言絶句で詠まれており、十題一纏まりで構成されていて類似点が多い。しかしそれぞれ十種の題の中で共通しているのは半数の五題だけであった。

以下に別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」と舒亶の「天童十題」を挙げる。カッコ内には読み下し分を記載し、仏教用語の単語に対しては下線を付けた。

「和雲外和尚天童十境韻」別源円旨

萬松關

廿里蒼髯來路遙 清風樹々響寒濤 等閑掉臂那邊過 誰管門頭千尺高

(二十里の蒼髯の遥かなる路を來る、清風樹々に寒濤が響く、等閑に臂を掉し那邊を過ぎるか、誰ぞ管せん門頭千尺の高きを)

翠鎖亭

十二欄干凝碧寒 青山綠水四連環 簷頭滴々零松露 孤鶴飛從天外還

(十二の欄干碧寒を凝らす、青山綠水四つに連環す、簷頭に松露の零滴々たり、孤鶴飛從い天外に還る)

宿鷺亭

機自忘時心自閑 夢飛江海立欄干 向明月裏藏身去 莫與雪花同色看

(機自ずから忘るる時心自ずから長閑なり、夢に江海を飛び欄干に立つ、明月のうちに向かいて身を隠し去り、暮を共に雪花同じく色を見る)

清關

山青雲白冷相依 是子歸來就父時 寒淡門風難入作 且從門外見容儀

(山青く雲白く冷たく相依り、これ子の帰り来て父に就く時、寒淡は門風に入り無し難し、且に門外容儀を見るに従う)

萬工池

鑿斷山根通宿雲 萬夫鑊下水泥分 池成月到鑑天象 不比黃河徹底渾

(山根を鑿断して宿る雲を通し、万夫はかなえの下の水泥を分かち、池成り月到期て天象を鑑み、黄河の徹底した渾に比せず)

登閣

一溪流水隔塵境 萬疊青山遶石房 不涉階梯超佛地 毘盧頂上罵諸方

(一溪の流水塵境を隔て、万疊の青山石房をめぐる、階梯をわたらずして仏地を超す、毘盧の頂上に諸方を罵る)

玲瓏巖

懸崖蒼壁太高生 不假天工雕琢成 突出八方無背面 四山花木自枯榮

(崖に懸る蒼壁はなほだ高く生じ、天工をかりず雕琢を成す、八方に突出して背面無く、四山の花木自ずから枯榮す)

虎跑泉

菸菟爪下湧寒泉 一飲方知如蜜甘 多少禪和除渴病 休言衆味不相兼

(菸菟の爪下に寒水湧き、一飲まさに蜜甘の如きを知る、多少の禪和の渴病を除く、言うをやめよ衆味相兼ねずと)

龍潭

頭角淵潜水月交 清波徹底蘸青霄 有時沙界施甘澤 浩々業林長異苗

(頭角は淵にひそみて水月交わり、清波は徹底して青霄にひたす、時有りて沙界に甘澤を施し、浩々たる業林に異苗を長ずる)

太白禪居

東晉沙門曾此禪 青山都是舊青氈 長庚星沒天河曉 童子不來徑幾年

(東晉の沙門ここに禪と会いて、青山はこのふるき青氈を統べる、長庚星は曉の天河に没し、童子幾年を経ても来ず)

「天童十題」舒宣

太白峰

千峰下視盡兒孫 仙事寥寥不可聞 長作人間三月雨 請看膚寸嶺頭雲

(千峰より見下ろせば子孫尽き、仙事は寥寥として聞くべからず、人の長きに作す間三月の雨、見んと請う膚寸の嶺頭の雲)

玲瓏巖

詭形迴與萬山殊 空洞繇來一物無 直恐虛心自天意 人間穿鑿枉工夫

(詭形共に達す殊なる万山に、空洞の由来一物も無し、直ちに恐れる虚心は自ずから天意にて、人の穿鑿はまげて工夫す)

響石

淵明休弄沒絃琴 混沌中含太古音 聞説幾回風雨夜 四山渾作老龍吟

(淵明らかにもてあそぶを休む絃琴無し、混沌の中に太古の音を含む、聞き説く幾回の風雨の夜を、四山の混じりて老龍吟をなす)

佛蹟

蒼崖絶壁印苔痕 陳跡千年尚似新 杖履紛々走南北 幾人不是刻舟人

(蒼崖の絶壁に苔の痕をしるし、つらねる跡は千年なお新しきがごとし、杖履紛々と南北に走り、幾人か不是を舟人に刻む)

龍池

霧蹤聊寄數峯雲 雨意含雲白晝昏 不用高僧時呪鉢 一泓長貯萬家村

(靈跡に峯雲の教えを寄せるをたのしみ、雨意は雲に含まれ白昼昏し、高僧おりしも呪鉢を用いず、一泓長く万家村に貯える)

虎跑泉

一嘯風從谷口生 直教平地作滄溟 靈山不與江心比 誰會茶仙補水經

(一嘯すれば風は谷口に從いて生まれ、直ちに教える平地は滄溟を作る、靈山は江心とし、たしむに与せず、誰か会う茶仙の水經を補うに)

臨雲閣

高僧終日笑憑闌 亦似無心懶出關 幾度海風吹散雨 坐看彩翠落人間

(高僧終日笑いて欄干により、また閣を出るを怠るは心無きがごとし、幾度か海風雨を吹き散らし、坐して看ん彩翠の人の間に落ちるを)

春樂軒

隔水崑花紅淺深 花邊相對語幽禽 管絃不到山間耳 誰會憑闌此日心

(水を隔つ岩花の紅淺深なり、花辺りに相對して幽禽と語らう、管絃は山間の耳に到らず、誰か解す欄干によるかくなる日の心を)

宿鷺亭

雲過干溪月上時 雪蘆霜葦冷相依 正綠野生如僧癖 冑爲游魚下釣磯

(雲は干溪を過ぎて月の上がる時、雪蘆霜葦は冷たく相依りて、まさに緑の野生僧癖の如し、肯んずる遊魚の爲す釣磯に下るを)

太白庵

何年仗錫此徘徊 天井眞官爲我來 芝圃鶴歸香火冷 石壇空鎖舊莓苔

(何れの年にか錫にたのみてここに徘徊し、天上我來てまことに官をなす、芝圃に鶴帰りて香火冷たく、石壇はふるき莓苔を空しくとざす)

上述の二種類の題詩は何れも天童寺に対して十題が選定されて詩が詠まれているが、十題中で共通しているのは、「宿鷺亭」「玲瓏巖」「虎跑泉」と、「龍潭/龍池」「太白禪居/太白庵」で 5 題だけである。またそれぞれの十詩の中で、仏教思想が詠み込まれているかどうかについても検討を行った。詩に使われている単語の中に仏教用語が含まれているかをみると、別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」では 10 題中 5 題に使用され、単語数は 9 語であった(門風・容儀・塵境・階梯・佛地・毘盧・禪和・沙界・童子)。それに対して舒亶の「天童十題」では 10 題中 4 題に仏教と関係のある単語が確認できたが、純粹に仏教用語として数えられるものは 4 語中 1 語だけ(不是)であった。残る 3 語は「高僧」が 2 回と「僧癖」という単語で、僧侶の事を述べているが仏教用語とは言えないものであった。以上を考察すると、別源円旨は天童寺に修行僧として滞在している時に詠んだ詩であるので、立場上禪宗思想が詩に詠み込まれている事は決して不思議ではない。それに対して舒亶の場合は、その立場が公には官僚であり、また在家の文人であったので、禪宗寺院に対して詠んだ詩でもそれ程宗教思想が含まれなかったと言えよう。

先述した通り、別源円旨と舒晝のそれぞれ 10 題の詩のうち共通しているのは半数の 5 題だけであるが、以下に共通の題に詠まれた詩を比較する（上が別源円旨、下が舒晝）。また詩の下には読み下しも記載して、同様に比較した。

宿鷺亭

機自忘時心自閑 夢飛江海立欄干 向明月裏藏身去 莫與雪花同色看
雲過于溪月上時 雪蘆霜葦冷相依 正綠野生如僧癖 冑爲游魚下釣磯

- 機自ずから忘るる時心自ずからのどかなり、夢に江海を飛び欄干に立つ、明月のうちに向かいて身を隠し去り、暮を共に雪花同じく色を見る

- 雲は干溪を過ぎて月の上がる時、雪蘆霜葦は冷たく相依りて、まさに緑の野生僧癖の如し、肯んずる遊魚の爲す釣磯に下るを

玲瓏巖

懸崖蒼壁太高生 不假天工雕琢成 突出八方無背面 四山花木自枯榮
詭形迴與萬山殊 空洞繇來一物無 直恐虛心自天意 人間穿鑿枉工夫

- 崖に懸る蒼壁はなほだ高く生じ、天工をかりず雕琢を成す、八方に突出して背面無く、四山の花木自ずから枯榮す

- 詭形共に達す殊なる万山に、空洞の由来一物も無し、直ちに恐れる虚心は自ずから天意にて、人の穿鑿はまげて工夫す

虎跑泉

菸菟爪下湧寒泉 一飲方知如蜜甘 多少禪和除渴病 休言衆味不相兼
一嘯風從谷口生 直教平地作滄溟 靈山不與江心比 誰會茶仙補水經

- 菸菟の爪下に寒水湧き、一飲まさに蜜甘の如きを知る、多少の禅和の渴病を除く、言うをやめよ衆味相兼ねずと

- 一嘯すれば風は谷口に從いて生まれ、直ちに教える平地は滄溟を作る、靈山は江心としたしむに与せず、誰か会う茶仙の水経を補うに

龍潭/龍池

頭角淵潜水月交 清波徹底蘸青霄 有時沙界施甘澤 浩々業林長異苗
霧蹤聊寄數峯雲 雨意含雲白晝昏 不用高僧時呪鉢 一泓長貯萬家村

- 頭角は淵にひそみて水月交わり、清波は徹底して青霄にひたす、時有りて沙界に甘澤を施し、浩々たる業林に異苗を長ずる

- 靈跡に峯雲の教えを寄せるをたのしみ、雨意は雲に含まれ白昼昏し、高僧おりしも呪鉢を用いず、一泓長く万家村に貯える

太白禪居/太白庵

東晋沙門曾此禪 青山都是舊青氈 長庚星沒天河曉 童子不來徑幾年
何年仗錫此徘徊 天井眞官爲我來 芝圃鶴歸香火冷 石壇空鎖舊莓苔

- 東晋の沙門ここに禅と会いて、青山はこのふるき青氈を統べる、長庚星は曉の天河に没し、童子幾年を経ても来ず

- 何れの年にか錫にたのみてここに徘徊し、天上我来てまことに官をなす、芝圃に鶴帰りにて香火冷たく、石壇はふるき莓苔を空しくとぎす

それぞれの 5 題は何れも、題に選ばれた景観の情景を描写しており、どちらの詩も同じ対象物を詠んでいるという事がよくわかる。時代で見ると、舒亶が 11 世紀から 12 世紀初頭の人で、別源円旨は在元期間が 1320 年から 1330 年なので 14 世紀前半ということになり、二人の詩が詠まれた時期にはおよそ 2 世紀の隔りがある。それにも拘らず二人の詩には同じ様な情景が描写されているというのは、その景観が 2 世紀の間変化せずに保たれた景勝地であったからだと考えてよい。それは即ち、これらの題が「十境」として宋代頃を選定されたというよりも、景勝地としてそれ以前からよく知られた景観群の題であったという事である。

『天童寺志』では題毎に複数の作者の詠んだ詩が纏めて収録されているが、舒亶と同じ題で詠まれた詩を作者名と共に以下に挙げる。舒亶は宋代の作者であるが、宋代の他に明代、清代の詩が作者名と共に収録されている。舒亶以外の作者の詩が記載されていたのは「太白峰」「玲瓏巖」「響石」「佛蹟」「龍池」「虎跑泉」「宿鷺亭」の 7 題であった。(舒亶と同じ形態の七言絶句詩には下線を付けた)

太白峰

密雲圓悟偈 (明代) 七言絶句

泡園汪樞 (明代) 五言律詩

玲瓏巖

謝翱晞髮 (宋代) 五言排律 (十六句)

白川楊明 (明代) 七言律詩

屠隆 (明代) 七言絶句

響石

光孝冰壑 (清代) 七言絶句

寶巖爐雪 (清代) 七言絶句

佛蹟

景星湛菴 (清代) 七言絶句

龍池

余寅 (明代) 七言絶句

王爾祿 (清代) 七言古詩 (十六句)

虎跑泉

王安石 (宋代) 七言絶句

宿鷺亭

陸游 (宋代) 七言絶句

「臨雲閣」「春樂軒」「太白庵」の3題は舒晝以外の作者による詩は収録されていなかった。

続いて、別源円旨の題詩の中で舒晝の十題に含まれていない5題について、『天童寺志』に詩が詠まれているかどうかを調べた。その5題は「萬松關」「翠鎖亭」「清關」「萬工池」「登閣」である。

清關

奔泉倒峽忽成關 流者無心聽者閑 坐久全身疑水化 耳根先到石橋還 (陸寶、明代)

可惜清關水 滔滔愛出山 挽雷無計策 從此溷人間

遊山不住山 終然汚泥滓 水聲忽笑人 汝亦暫清耳 (張士埏、清代)

以上の様に別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」詩の中で舒亶の「天童十題」に含まれていない 5 題について、他の作者の詩が収録されているかどうかを調べたところ、「清關」の 1 題のみに対して 2 種類の詩が確認できた。1 種は明代の詩で、別源円旨と同じ七言絶句詩、もう 1 種は清代の詩で、五言律詩のものであった。

また、別源円旨と舒亶の両方に共通する題で、他の作者の詩が確認できたのは「宿鷺亭」「玲瓏巖」「虎跑泉」「龍潭/龍池」の 4 題である。これに「清關」を加えた 5 題については、他の作者によって詠まれた詩が『天童寺志』に記載されている事になる。言い換えれば、残る「萬松關」「翠鎖亭」「萬工池」「登閣」「太白禪居」の 5 題は、別源円旨によって詠まれた詩しか確認できないという事である。

以上の検証から、舒亶の「天童十題」の内「臨雲閣」「春樂軒」「太白庵」の 3 題と、別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」の内の「萬松關」「翠鎖亭」「萬工池」「登閣」「太白禪居」の 5 題は、詩の主題としてそれ程定着していた訳ではないという事が考えられる。また、何れの題詩も、共通した 10 題で複数の作者によって詩が詠まれるという事が行われなかったと考えられる。10 題で纏まった形式の題詩についても例が多いとは言えず、舒亶の「天童十題」が最も十境詩に近いが、別源円旨の 10 題との共通性が明確に在るとは言い難い。更に『天童寺志』には「十境」あるいは「境致」の記載は全く無い。これらの事から、先行研究で蔡が述べている「十境は日本の禅院に発生したものではなく、すでに南宋・元時代の中国の五山において選ばれるようになっていたのである^{xxvi}」という論点は、確証を得る事が難しいと思われる。そこで更に詳しく検証するために、別源円旨と舒亶の題詩以

外の中国五山寺院で詠まれた「十詠」「十景」「十境」詩についても検証する。

(2) その他の中国五山寺院で詠まれた題詩について

天童寺以外の五山寺院で確認できた 10 題一纏まりの題詩は、靈隠寺に 2 種類、天童寺に 1 種類、阿育王寺に 4 種類の合計 7 種類確認できた。題名は以下の通りである。

靈隠寺 : 「靈隠十詠」「靈隠十景」

天童寺 : 「太白山十景詩」

阿育王寺 : 「育王山十詠」「次十境韻」「次十景韻」及び釋晝荃という人物の詠んだ十題（十題一纏まりについて名称に記載無し）

a) 「太白山十景詩」

この中で天童寺の「太白山十景詩」については、天童寺の題詩について述べていた前節では取り上げなかった。その理由は、この題詩が別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」や舒亶の「天童十題」とは異なり、「瀟湘八景」詩と同じ様式の題を冠していた為である。「瀟湘八景」系の題詩についての見解は、前章でも述べた通り、「境致」系の題詩とは種類が明らかに異なると考えている。そのため別項にして検証を行った。

「太白山十景詩」の様式は別源円旨や舒亶のものと同じく七言絶句で詠まれている。カッコ内には読み下し分を記載した。

「太白山十景詩」 釋元乗

深徑廻松

開青關翠兩行松 夏續春陰雪斷冬 未見梵天樓閣露 深深先百出雲鐘

(開青關翠なる兩行の松、冬を断つ春陰の雪は夏に続く、未だ見る梵天の樓閣の露、深々と先ず百出する雲の鐘)

清關噴雪

最宜雨後看清關 百道泉歸一噴間 滾滾雪濤翻不盡 大開龍口響空山

(最も宜しからん雨後に見る清關、百道泉は一噴の間に帰る、滾々の雪は濤翻尽きず、大開の龍口は空山に響く)

雙池印景

池清外内合胸襟 容得壬峯倒插深 蕩月磨風如鏡裏 從無痕迹著浮沉

(池清は内外に胸襟を合わせ、壬峯の倒れて挿深するを容れ得る、蕩月を磨く風は鐘裏に如り、浮沈を著す痕跡に従う事なかれ)

西澗分鏡

鉢盂峯下落匆匆 溪竹交加曲轉東 聽得滿山風雨夜 鐘聲又在月明中

(鉢盂は峯下に落ち匆々とし、溪竹は交加して東に曲がり転げる、聴き得る満山の風雨の夜を、鐘声また在り月明かりの中)

玲瓏天鑿

西崑高豁有窗軒 雲見眞根水見源 臥雪膽寒離夜虎 攀藤臂斷墮秋猿

(西岩の高豁に窓軒有り、雲は眞根を示し水は源を示す、臥雪に膽寒して夜虎を離れ、秋猿は攀登る藤の臂斷するに墮ちる)

太白生雲

晴時爲淡雨爲濃 村外先占此一峯 我只在山看画法 妙於染處藹重重

(晴時に淡く雨に濃き、村外に先ず此の一峯を占める、我ただ山に在りて画法を看、妙に於いて染む所重々とたなびく)

東谷秋紅

太白山中東谷秋 夕陽紅樹晚雲樓 好春別有霜天外 早是梅花接上頭

(太白山中に東谷の秋、夕陽は樹を紅にして雲樓に晩れる、好春を別ち天外に霜有り、早くもこれ梅花の頭上に接づく)

南山晚翠

南山翠拱北峯寒 觀面招呼向晚看 流水隔橋春尚在 竹扶松老萬千竿

(南山の翠は北峯の寒を拱し、觀面に招呼して晩に向かうを見る、流水は橋を隔てて春は尚在り、竹の萬千竿にて松の老いるを扶ける)

平臺鋪月

月光鋪滿一臺平 皎皎黃昏到五更 何處不逢山夜好 對人無此十分明

(月光は平らな台一面にひろがり、黄昏は五更に到りて皎々とする、何所にてか山に逢わずんば夜を好しとし、人々に応えて此れに十分明らかな事無し)

鳳岡修竹

青鳳岡頭日日來 黃鸝轉處坐轉苔 好風引入天然閣 竹下春蘭秋又開

(青鳳は岡頭に日々来りて、黄鸝の轉る所に苔を転りて坐す、好く風を引き入れん天然の閣、竹下に春蘭の秋に又開く)

上記の十景詩は、詠まれている内容が時節毎に現れる自然の情景を中心に構成されており、別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」や舒晝の「天童十題」の詩とは種類が異なり、4文字から成る題からも見て取れる様に、瀟湘八景詩と同じ様式の詩である事がわかる。「太

白山十景詩」という表題も、天童寺に対して詠んだ詩ではなく、太白山という自然物を詠んだという事を意味していると考えられ、瀟湘八景との共通性をより多く持つ。以上の事から釋元乗の「太白山十景詩」は、本論文で研究対象としている十境詩やそれに準ずる題詩には当てはまらない例であると見做す事ができる。

b) 靈隱寺の題詩

続いて靈隱寺の題詩について考察を行う。靈隱寺には「靈隱十詠」と「靈隱十景」の2種類が確認できた。どちらも五言律詩で共通しているが、それぞれの十題の中で同じ題名は「蓮花峰」「猿呼洞」「龍泓洞」の3題だけであった。この事からこれら2種類の題詩は、選定対象も殆どが異なっていて互いに関係性が有るとは考え難い例と言える。先ず李考光の「靈隱十詠」、次に貝瓊の「靈隱十景」を挙げた。カッコ内は読み下しで、仏教用語と思われる単語には下線を付けた。

「靈隱十詠」 李考光

靈隱寺

南洲崇西極 大山樹崇闕 經榮緬齊梁 宏麗自吳越

玉水生虹蜺 金樞孕初月 稍高得縱觀 川流淨如髮

(南洲は西極を崇び、大山の樹は闕を崇ぶ、榮を経て齊梁を遥かに偲び、吳越自ら宏麗なり、玉水は虹蜺を生じ、金樞は初月に孕む、やや高きを得て縱觀し、川の流れるは髮の如く淨し)

冷泉亭

寒漪亂方樹 到景盪晴宇 濫觴側江海 盈縮見寒暑

下土方早暎 神物闕霖雨 水上有佳人 不得與之語

(寒漪は方樹を亂し、晴宇を動かし景に到る、濫る杯は江海を傾け、盈縮は寒暑に見える、

土方を下りて早渴き、神物は霖雨に閉ざす、水上に佳人有て、語を与え得ず)

蓮花峰

怪石翻厚地 神功謝琢蝕 水深玉井凍 風多日車側

空聞涉江詠 尚見嘉樹惜 匪石有遺誠 我心不可易

(怪石は厚地を翻し、神功は琢蝕を謝す、水深き玉井は凍り、風多き日の車を側ける、江を詠ずるを空しく聞き涉り、なお嘉樹を惜しむるを見る、石に匪すと遺誠有りて、我が心変わるべからず²⁾)

飛來峰

石室藏素猿 丹穴養元鷲 刻畫鬼力窮 疏鑿禹功舊

貝葉多蟲魚 漢玉泯螭紐 棟宇何王作 後人遂奔走

(石室に素猿を蔵め、丹穴に元鷲を養う、刻画の鬼は力尽き、疏鑿は古き禹功なり³⁾、貝葉⁴⁾に蟲魚多く、漢玉は螭紐を滅ぼす、棟宇は何れの王が作り、後人は奔走を遂げる)

鍊丹井

人生百歳期 乃欲此金石 鬼神守丹火 龍虎泛元液

寒泉石已凍 繁露秋易碧 往者汲井生 高峰有飛鳥

(人生は百歳を限りとし、乃ち此れ金の石なるを欲す、鬼神は丹火を守り、龍虎は元液に泛かぶ、寒泉の石は己から凍り、繁露は秋碧に易わる、往は井生を汲み、高峰に鵲の飛ぶ有り)

猿呼洞

²⁾ 『詩經国風』「拍舟」を踏まえている

³⁾ 『書經』「夏書」

⁴⁾ 貝多羅葉の略称、植物の葉を加工し紙の代わりに用いた筆記媒体

猿静不自噪 棲宿有常處 朝飲既在澗 暮止俄在樹

冥冥青楓林 上有飛鳥路 思爾不可見 去隱南山霧

(猿は静かならず自ら噪ぎ、棲宿する所は常に有り、朝飲む澗は既に在り、暮に止まる樹は俄かに在る、冥々と青き楓林、上に飛鳥の路有り、思うにこれを見るべからず、去りて南山の霧に隠れる)

水臺盤

幽幽南山下 中沚有敲石 窪尊絶制度 曲流泛醪液

自鑑媿濯足 臨深懷衽席 惟應洗心者 能使百慮失

(幽々たり南山の下、沚の中に敲石有り、窪尊は制度を絶ち、曲流に醪液の泛ぶ、自ら鑑み濯足を媿じ、懐深き衽席を臨む、洗心するに惟だ応じ、能く百慮をして失わしむ)

翻經臺

高臺亦荒蕪 雲氣久已寂 伊人樹白業 後來念遺跡

蟲魚出華言 科斗藏壞壁 嗟然不可見 風雨日易夕

(高台は大いに荒蕪し、雲気は久しく己は寂なり、伊人は白業を樹し、将来に遺跡を念う、蟲魚は出でて華を言い、科斗を隠し壁を壊す、嗟然れども見るべからず、風雨の日は夕に易わる)

高峰塔

地勢傾東維 華岳持厚載 靈戸俯河漢 孤標拔江海

初日謝芳暉 蜿蜒貫華采 揚舡指吳粵 遙見出暎靄

(地勢は東維に傾き、華岳は厚載を持つ、靈戸は河漢に俯し、孤標は江海より抜け出す、初日は芳暉に謝し、蜿蜒と華采を貫く、揚舡は吳越を指し、暎靄より出るを遙かに見る)

龍泓洞

陰風肅然至 神物在洞府 電火走石間 虎氣上幽處
泄雲無時出 積雪自太古 屈蟠混泥塗 作解到雷雨

(陰風は肅然と至り、神物は洞府に在る、稲妻は石の間を通り、虎気は奥深い所に上る、
泄雲は自ら太古なり、屈蟠に泥塗を混ぜ、解を作り雷雨に到る⁵⁾)

「靈隱十景」貝瓊

蓮花峰

亂雲交**靄靄** 孤石竦岩巖 地識金仙隱 巖看玉女朝
香爐分秀色 太華並高標 恐有峩眉雪 千秋尚未消

(乱雲は**靄靄**と交り、孤石は岩巖に竦む、地は金仙の隠れるを識り、巖は玉女の朝を見る、
香爐は秀色を分け、太華は高標に並ぶ、恐れ有り峩眉の雪、千秋の未だ消えず)

龍泓洞

遠通羅刹國 近接梵王臺 海客然犀入 山人採乳回
林間無日月 地底有風雷 聞道畹蜒去 寒潮自往來

(遠く羅刹国に通じ、近く梵王台に接す、海客は然犀に加わり、山人は採乳して戻る、林
間に日月無く、地底は風雷有る、道を聞かば畹蜒と去り、寒潮は自ら往來す)

葛洪井

洗藥源頭路 通人有石門 水涵青壁靜 雲與紫霞奔
朝飛鳥 連肱夜飲猿 仙翁今不見 濯足弄潺湲

(源頭路に薬を洗い、石門に通人有りる、水は静かに青壁を涵し、雲は奔る紫霞を与える、

⁵⁾ 五行の流れる様子が詠まれている

朝に飛ぶ鳥の鼓翼し、猿は肱を連ねて夜飲する、仙翁今は見えず、潺湲を弄び足を濯ぐ)

合澗橋

横水東西落 幽人日夜過 宛宛龍赴壑 隱隱鵲填河

緬想赤城路 潜通滄海波 遠公不送客 芳草澗邊多

(横水は車西に落ち、幽人は日夜を過ごす、宛々と龍は壑に赴き、隱々と鵲は河を填ぐ、緬想す赤城の路を、潜通す滄き海波を、遠公客を送らず、芳草は澗辺に多し)

連巖棧

危棧梯空上 人行杳靄中 嶮應踰鳥道 幽已出龍宮

日月三天近 風雲一徑通 何時倚飛翠 極目送孤鴻

(危うき棧梯の空上にあり、人は杳き靄中を行く、嶮に応え鳥道を踰え、幽に己で龍宮を出る、日月は三天に近く、風雲は一徑を通る、何時翠の飛ぶに倚り、極目まで孤鴻を送る)

飯猿臺

猿父識猿性 身與羣猿居 應同支遁馬 豈識狙公狙

共息貝多樹 時分香積廚 黑衣今不至 長嘯意如何

(猿父は猿の性を識り、猿の群れに身を与える、同に応じず支遁⁶の馬、豈狙公の狙を識るや、貝多樹に共息し、香積廚に時を分ける、黑衣は今に至らず、長嘯の意は如何ならん)

夢謝亭

相傳謝康樂 曾寄杜明師 此客今為土 何人更解詩

山空黃葉墮 歲久綠苔滋 日暮高亭坐 悠然動我思

⁶ (314 - 366)、東晋の僧、字は道林、陳留(河南省開封市)出身、格義仏教の代表とされる

(相傳の謝康樂、すなわち杜明師に寄る⁷、此に客は今土を為し、何人が更に詩を解かん、山空に黄葉落ち、歳久しく緑苔滋す、日暮て高亭に坐し、悠然と動すれば我思う)

理公巖

山僧住上方 高處更蒼蒼 不雨雲煙濕 長春草木香
削成看小朶 幽絶擬空桑 漫識跣趺處 白猿今亦亡

(山僧は上方に住し、高所は更に蒼々とする、雨降らず雲煙は湿り、長き春に草木は香る、削成は小朶を看て、幽絶は空桑を擬げる、漫に識る跣趺の所、白猿は今また亡ぶ)

題名塔

雁塔高千尺 東南遠建標 江山畱過客 日月記前朝
鐸受天風震 梯經劫火燒 四賢誰復繼 千古意寥寥

(雁塔の高さ千尺、東南遠く標を建てる、江山に過客留まり、日月に朝を前に記す、鐸は天風を受け震え、梯を経て劫火に焼かれる、四賢の誰かまた継ぎ、千古の意は寥寥たる)

猿呼洞

白猿呼不至 洞口白雲重 澗落經霜果 崖畱挂月松
相傳來萬里 獨嘯應千峰 碧玉環猶在 何人識舊蹤

(白猿は呼び至らず、洞口は白雲を重ねる、澗に落ちる霜果を経て、崖に留まる月は松に掛かる、相傳は萬里を来て、獨嘯に千峰が応ず、碧玉の環は猶在りて、何人か旧跡を識る)

まず、2種類の題詩に共通していた「蓮花峰」「猿呼洞」「龍泓洞」の三題については、

⁷ 謝康樂は、「山水詩」の祖とされる謝靈運(385 - 433)を指し、幼い頃は錢塘杜明師という道士に預けられていたと言われている

読み下し文を比べてみたところ「蓮花峰」と「猿呼洞」の2題では詠まれている内容に目立った共通性は見られなかった。ただ「龍泓洞」については、その内容には多くの類似性が在った。その理由として「龍泓洞」が、現在に於いても「飛来峰三洞」と呼ばれる洞窟聖地であり、「龍泓洞」という場に対して人々が持つ共通したイメージが存在している事が理由と考えられる。

また、2種類の詩全体を通して読み下し文から受け取る事ができる特徴としては以下の2点が挙げられる。1点目は、寺院の景観を詠んだ詩であると考えていた程には仏教的、或いは禪宗的な事柄は詠まれていないという事である。詩中に使われた仏教用語も貝瓊の「靈隱十景」では合計9語あったが、李考光の「靈隱十詠」では2語しか確認できなかった。詩の内容についても仏教的、禪宗的な事柄が詠まれている訳ではない事がわかった。たとえ仏教用語が使われている詩であっても、その内容は仏教の教えを説いた内容ではなかった。2点目は、「十詠」「十景」共に、その景勝を称える歌が詠まれている訳ではないという事である。これは、読み下し文を比較すれば明らかな様に、前述の釋元乗「太白山十景詩」に詠まれている詩の特徴とは明らかに異なっている。「靈隱十詠」と「靈隱十景」に詠まれているのは「太白山十景詩」の様な自然の情景を描写した詩ではなく、題それぞれに対する説明や解説に近いものであると解釈できる。

c) 阿育王寺の題詩

阿育王寺には「育王山十詠」とその次韻詩である「次十境韻」「次十景韻」、そして命題は付いていないが10題で一纏まりになっている題詩1種類の合計4種類が確認できた。「育王山十詠」とその次韻詩は七言絶句で詠まれていたが、残る1種類は五言律詩で詠まれており、同じ10題の題詩ではあっても関係性は無いものと考えてよい。

「育王山十詠」 樂長卿

舍利塔

八萬四千眞舍利 奉之一顆一浮屠 西來駐此開慈化 香裡常看現寶珠

(八万四千の眞の舍利、一顆が一浮屠と之を奉る、西来し此に駐まり慈化を開き、香裡に常に看る宝珠の現れるを)

玉几峰

寶殿當頭瑞氣多 好峯如几玉初磨 山靈想有酥醪供 當戶敷陳禮佛陀

(宝殿の当頭に瑞気多く、好き峰は初磨する玉の几の如し、山靈は酥醪の供えを有するを想い、当戸は仏陀への礼を敷陳する)

金沙井

金沙耀日水溶溶 中有靈鰻解化龍 親見早時曾應禱 山川六月雨漫空

(金沙耀日に水は溶々とし、中有の靈鰻は龍と化するを解す、親しく見る早時の禱りに会応するを、山川は六月の雨空に漫す)

仙書岩

才公坤是何代人 名鑛巖石尚如新 摩挲老眼看不足 山鳥一聲天地春

(才の公坤は代人何れ、名鑛の岩石は尚新しきが如し、老眼は看るに足らず摩挲し、山鳥の一声は天地の春)

佛石

面如滿月色如金 萬德融通俱此心 不是腳跟堅似鐵 如何踏得石頭深

(面は満月の如く色は金の如し、萬の徳の融通は此の心と等し、是にあらず脚跟の堅きは鉄に似たり、如何に踏み得たる石の頭の深きを)

七沸潭

烏石庵前澗水深 一泓寒水空人心 此時古佛曾涓滴 留得清名直至今

(烏石庵の前の澗水は深く、一泓の寒水は人心を空にす、此の時古仏はすなわち涓滴なり、留め得る清き名は直に今に至る)

大權洞

山椒古洞間無塵 雲物深藏護塔神 歲月雖長人跡少 一番花發一番春

(山の椒は間にして無塵の古洞、雲物は護塔神の深藏なり、歲月は長いと雖も人跡は少なく、一番の花は一番の春を發する)

承恩閣

山僧入觀語投機 奎畫聯篇出禁闈 欲向招提彰聖德 雲端薨棟尚翬飛

(山僧は入觀して投機を語り、奎畫の聯篇は闈を出る事を禁ず、招提に向かわんとする聖徳は彰かに、雲端は棟の薨を尚も翬飛する)

涌現巖

萬山深處石如床 寶塔西來向此藏 珍重獵師誠念切 自然雲裡露毫光

(萬山の深き處は石床の如く、西來の宝塔は此の藏に向かう、獵師は珍重する誠念を切り、雲裡の自然は毫光の露)

妙喜泉

水光心境兩無蹤 過鳥行雲亦是空 可是老僧親會得 故留一鑑表清風

(水光と心境の両とも無蹤にて、鳥の過ぎ雲の行くもまた是空なり、しかれども老僧の肉親を會得し、故に一鑑の表に清風を留める)

「次十境韻」釋自學

舍利塔

西竺分來鎮海隅 奇形異狀世難圖 夜深現出香雲裡 炬赫猶如琥珀珠

(西竺より分け来る海隅を鎮め、奇なる形や異なる状の世の難を求める、夜深きに現出する雲裡の香、赫い炬は琥珀の珠の如し)

涌現岩

烏石山中最吉祥 千年舍利久珍藏 一朝慧達來虔禱 湧出浮圖放寶光

(烏石は山中にて最も吉祥にて、千年の舍利も久しく珍藏する、一朝に慧りに達し来りて虔を禱り、湧き出でる浮図は宝光を放つ)

七沸潭

碧澗寒潭百尺深 清光皎潔照天心 傳聞七佛曾來浴 一道流輝亘古今

(碧澗の寒潭は百尺の深さにて、清光は皎潔に天心を照らす、伝え聞く七仏はすなわち来りて浴すると、一道の流れは古今より輝く)

大權洞

梵苑清幽絕世塵 洞中風月自通神 大權顯迹名猶在 雲合雲開幾度春

(梵苑は清幽にて世塵を絶ち、洞中の風月は自ら神に通じる、大権を現し迹に名は猶在り、雲合い雲開く幾度の春)

佛跡岩

果滿三祇百煉金 功圓無度幾生心 腳跟牢實從人看 頑石分明一寸深

(果は満ちる三祇の百煉金、功の匠は節度無く幾ら心に生ずる、腳跟牢實なる人に従いて看る、頑石の明らかに一寸深し)

仙書岩

石上鑄書是異人 墨光常帶紫痕新 烟霾雨洗難磨滅 占斷祇園萬古春

(石上に書を鑄つは是異人にて、墨光は常に紫痕の新たなるを帯びる、烟霾雨が洗い磨滅し難く、占断する祇園の萬古の春)

妙喜泉

老禪過化顯靈踪 鑿出清泉映碧空 海衆雲廚蒙利濟 天人咫尺仰高風

(老禪は靈踪顯かと化すを過ごし、鑿より出る清泉に碧空映る、海に雲多く廚を蒙り利を濟す、天人は咫尺に高風を仰ぐ)

宸奎閣

大覺談元合聖機 親將詩偈賜金闈 宸奎高閣蘇公銘 落落清名四海飛

(大覺の元を談するは聖機と合し、親將は詩偈に金闈を賜る、宸奎の高閣に蘇公の銘を記し、落々として清名は四海に伝わる)

金沙井

鄮峯東畔金沙井 千古潛藏護塔龍 邑令年年來奠祭 大施甘澤灑長空

(鄮峯東畔の金沙井、千古より塔を守る龍が潛藏す、邑令は毎年来りて奠を祭り、大施の甘澤は長空に灑ぐ)

玉几峯

天排玉几當門外 不用良工巧琢磨 春霽山花開萬朶 宛如仙女散曼陀

(天を排し玉几を門外に当て、良工巧の琢磨を用いず、春霽の山の萬朶に花開き、宛も仙女の如く曼陀に散る)

「次十景韻」清源本

舍利塔

黄金鑄出塔中虚 百億神天護地圖 舍利古今光不夜 莫教人訝活龍珠

(黄金を鑄り出す塔中は虚しく、百億の神は天を護り地を図る、舍利は古今より夜に光らず 人は龍珠の活あるを訝しむ事莫れ)

涌現岩

育王勝地八禎祥，湧出浮圖舍利藏 日月不知天地老 年年花發笑春光

(育王の勝地は八の禎祥にて、舍利藏より浮図の湧出す、日月天地の老うを知らず、年々花は春先に発笑する)

七沸潭

地不寛兮水不深 分明只要滌塵心 滿身垢濁無人洗 贏得虚名耀古今

(地寛からず水深からず、分明するは只塵心を滌うを要す、満身の垢濁を洗う人無く、嬴は古今に耀く虚名を得る)

大權洞

菩薩金軀迥脫塵 只因護塔顯威神 洞門開處無人到 野草間花不計春

(菩薩の金軀は迥に塵を脱し、只塔を護るに因り威神を顯す、洞門の開く所に到る人無く、野草の間花は春を計らず)

佛跡岩

男兒膝下有黄金 踏斷懸崖鐵石心 多少人看都不識 可憐埋沒白雲深

(男児の膝下に黄金有り、鉄石の心で懸崖を踏断する、多少の人看は何れも識ず、憐れむべき白雲の深くに埋没するを)

仙書岩

石書傳道是仙人 雪嚙霜饜色倍新 一段精神磨不滅 年年香擁百花春

(石書を伝える道は是仙人、雪を嚙み霜を食る色はますます新し、一段の精神を磨くは滅せず、年々香を擁く百花の春)

妙喜泉

滾滾心泉不見踪 鏡光搖漾照虛空 自知一點深無底 不怕魚驚白浪風

(滾々と心泉の踪を見ず、鏡光は搖漾と虚空を照らす、自ら知る一点深く底無しと、魚を怕れず白波風に驚く)

宸奎閣

崔嵬傑閣煥天機 上出重霄掩翠闈 壯觀育王殊勝地 此名無翼勢長飛

(崔嵬の傑閣は天機煥らかに、翠闈を掩う重霄の上に出る、壯観な育王の殊勝の地にて、此の名は翼勢無くも長く飛ぶ)

金沙井

金沙三井鄴峯東 雜布金星漾活龍 聞説昔年多感應 炎天施雨滿瑤空

(金沙の三井は鄴峯の東、雜に布く金星に龍が活き漾う、説を聞く昔年は感応多し、炎天の空に瑤の満ちる雨を施す)

玉几峯

山横一帶翠婆娑 玉几當胸手可磨 阿育國王眞富貴 令人千古誦伽陀

(山横一帯に翠ゆらゆらと、玉几を磨く可く胸手を当てる、阿育国王は真に富貴なり、人に千古の伽陀を誦えさせる)

まず樂長卿の「育王山十詠」、釋自學の「次十境韻」、そして清源本の「次十景韻」の3種について特徴とまとめる。これらの題詩は、「育王山十詠」を元にした和韻詩2種類であるため、詠まれている内容も類似している。選定された十題は、先述の靈隱寺の題詩と比較して、仏教的要素がより多く含まれている。そのため、詩の内容も仏教的である場合が多く、それぞれの題に対する説明や解説が詠まれている。仏教用語は「育王山十詠」に18語、「次十境韻」に12語、そして「次十景韻」に5語含まれていて、靈隱寺の題詩と比較するとかなり多い事が特徴として挙げられる。しかし同時に神仙思想に基づいた内容も頻繁に詠まれており、中国仏教の中に色濃く残る道教の影響は無視できない事がわかる。

最後に、釋琬荃によって詠まれた五言律詩の十題について考察し、「阿育王十詠」やその和韻詩と比較してその特徴を述べる。

釋琬荃の題詩

涌現岩

遠脉分天竺 靈山接越州 光從耶舍至 人自薩訶求
塔影藏山骨 鐘聲到海陬 刹竿當此建 卓立已千秋

(遠脉は天竺を分け、靈山は越州に接す、光に従い耶舍に至り、人自ら薩訶を求む、塔影は山骨に蔵し、鐘聲は海陬に到る、刹竿は此の当りに建て、卓立するを千秋に已む)

玉几峰

太古茲山在 重重翠色濃 渾如蒼玉琢 自有白雲封

樹密藏文豹 泉深起蟄龍 吾宗門戶峻 堪對此高峯

(太古ここに山在り、重々と翠色濃し、渾は蒼玉を琢くが如く、自ら白雲の封有る、樹は豹文を密かに蔵し、泉深くに蟄龍起きる、吾が宗門の戸は峻しく、此の高峯に対するに堪ふ)

金沙井

自古能神應 澄泉在碧嵌 山川遺勝地 碑碣豎重巖
霽祭潭雲黑 靈翻海雨鹹 空亭斜日外 古甃石巉巖

(古より能く神応し、碧嵌に澄泉在り、山川は勝地を遺し、碑碣は重巖に豎つ、霽祭の潭に雲は黒く、靈は海雨の鹹きを翻す、空亭は斜日をそらし、古き甃石の巉々す)

放光松

光放三千尺 形奇六百年 高枝幾墜地 老幹欲參天
霽夜亭亭月 晴春暖曖煙 幽人紀妙絕 吟就占松篇

(三千尺の光を放ち、六百年の形は奇しい、高枝は幾ど地に墜ち、老幹は參天を欲す、霽夜に月が亭亭とし、晴春に煙が曖々とす、幽人は妙絶を紀め、吟は松篇の占めるを就す)

赤堇峰

赤壤多靈草 崖根出劍精 地従山勢結 脉向海門生
甬水春流合 蛟川夕照横 蒼蒼翠微際 一路有鐘聲

(赤壤に靈草多く、崖根に劍精出ずる、地に従い山勢に結び、脈は海門の生まれるに向かう、甬の水春に流合し、蛟川に夕照が横ぎる、蒼々たる翠微の際、一路に鐘声有り)

佛蹟亭

曠劫曾來此 遺踪不可磨 荒亭圍草木 古壁繞藤蘿

鳥向雲中去 人從樹杪過 回看百年内 塵裏擲如梭

(曠劫より曾ち此に来たり、遺踪は磨く可からず、荒亭を草木が圍み、藤蘿は古壁を繞る、鳥は雲中に向かいて去り、人は樹杪の過ぎるに従う、百年の内を回看し、塵裏は梭の如く擲なり)

鬼谷祠

何使秦儀輩 縱横七國兵 高風存古廟 深隱憶陽城

野水數圍曲 荒原一望平 春來祠宇外 寂莫有啼鶯

(秦儀の輩に何ぞさせん、縱横に七国の兵、高風の古廟在り、深隱に陽城を憶う、野水は數圍を曲り、荒原の一望を平らぐ、祠宇の外に春は来て、寂莫に鶯の啼く有り)

望海亭

危亭登一覽 與世隔塵泥 曉日滄溟外 長江赤堇西

地連吳楚遠 天近斗牛低 極目窮三島 何須跨海鯢

(危なき亭に登り一覽し、世の為に塵泥を隔てる、曉日は滄溟の外にて、長江は赤堇の西なり、吳楚は遠く地連なり、天近く斗牛低し、極目は三島に窮り、跨海する鯢は何を須たん)

妙喜泉

繞徑多蒼翠 莓苔處處侵 一泓清且潔 千尺冷偏深

石妙當年句 泉澄此際心 堅珉重拂拭 細讀漫沉吟

(繞徑に蒼翠多く、莓苔は所々を侵す、一泓は清く且つ潔し、千尺は冷たく偏に深し、當年の句は石に妙なり、泉は澄み此に心際す、堅珉の重きを払拭し、漫ろなる沉吟を細読する)

袈裟石

蒼蘚雲根石 空山歲月長 孤標青似鐵 羣臥白如羊
蘇供何曾喜 秦鞭豈復傷 袈裟千古蹟 任世閱滄桑

(蒼蘚は雲根の石に、空山は歲月長し、孤標青きは鉄に似て、羣臥の白きは羊の如し、蘇は何ぞ供に喜ばんや、秦は鞭し豈復傷させんや、袈裟は千の古蹟にて、任世を閱するは滄桑たり)

この十題の中の5題が、「育王山十詠」とその和韻詩と共通している。この5題に詠まれた詩は、異なる形式で詠まれた「育王山十詠」とその和韻詩に於ける同じ題の詩と比較すると、非常に類似した内容が詠まれている事がわかる。この事から、特定の題は詩に詠まれる対象として広く一般化しており、その場の描写のみならず、題から連想される仏教的あるいは道教的思想に基づく要素も、当時の人々に共有されていたらしい事がわかる。また釋琬荃の五言律詩十題は「育王山十詠」やその和韻詩とは異なり、時節による情景描写も詠まれており「瀟湘八景」詩的な特徴をも有している事がわかる。反対に仏教用語の数は、「涌現岩」に3語、「佛蹟亭」と「袈裟石」に1語ずつの合計5語だけで多いとは言えない。十題の題詩の中で特にこの三題の詩だけに仏教用語が含まれていた理由としては単純に、他の七題とは異なり三題とも題そのものに仏教用語が含まれているためであると考えられる。

分析

中国五山寺院で詠まれていた十題一纏まりの題詩は、天童寺と靈隱寺にそれぞれ2種類と阿育王寺に4種類が確認できた。これらの詩に詠まれている内容を分析すると、仏教的・禪宗的な内容が詠まれている詩は決して多くない事がわかった。また、詩の語彙に仏教用

語が用いられている場合であっても、詠んでいる内容は仏教的・禅宗的という訳ではない例が殆どであった。その様な中で、特に仏教的・禅宗的な内容が詠まれていると考えられる詩を表 13 に纏めた。この表からわかることは、阿育王寺の 4 種類の題詩には、天童寺や霊隠寺の寺院の題詩と比較して、仏教的・禅宗的な内容を詠んだ詩の数がかなり多いということである。反対に霊隠寺の 2 種類の題詩については、仏教的・禅宗的な内容の詩は 1 例も確認できなかった。特に「霊隠十詠」については、10 首全ての詩で仏教用語が使用されていなかった。

この様に、禅宗寺院で詠まれた題詩にも拘らず仏教的・禅宗的な特色が弱いことの理由は、題として選ばれている対象物の多くが禅宗寺院の伽藍建築ではなく、寺院周辺に存在する名所や景勝など、或いは寺院に属す建築物であっても伽藍建築には含まれないものなどである為と考えられる。また、天童寺・霊隠寺・阿育王寺の合計 8 種類の題詩それぞれの作者がどのような立場であったかによっても、詩の内容が違ってくると思う。そこで表 14 でこれらの題詩の作者についてまとめた。これを参照すると、これらの題詩の作者は、禅僧であるか在家の詩作家であるかに分かれていた。その結果を表 13 の仏教的・禅宗的な内容の詩の有無を示した物に照らし合わせると、仏教的・禅宗的な内容が全く含まれていない題詩は、全て在家の詩作家によって詠まれたものであるということがはっきりとわかる。反対に禅僧によって詠まれた題詩には、少なくとも 1 題は必ず仏教的・禅宗的な内容の詩が含まれていた。

以上に中国禅宗寺院に於ける一纏まりの題詩について、詠まれている内容を分析することによってその特徴を見出そうと試みてきた。その結果明らかになったのは、中国禅宗寺院に於いては、禅宗寺院が教義の一環として宗教思想に基づいた題詩（日本に於いては「十境詩」と捉えられている）が様式化・体系化されて慣習的に作成されていた訳ではないということである。阿育王寺で詠まれた題詩は日本の禅宗寺院で詠まれた十境詩に比較的類似している様に思われるが、天童寺や霊隠寺の題詩は寺院内の宗教活動とはあまり関係のない文化的活動下に作成されたものと考えられる。また、同じように一纏まりになった題

詩ではあっても、瀟湘八景と同じ様式の題（漢字四字で構成された題）で詠まれた詩は、たとえ八首ではなくても、瀟湘八景同様に風景・時節描写に富んだ内容の詩が詠まれていることがわかった。このことから、瀟湘八景と同じ様式の題詩は十境詩とは別種の詩作品であると捉えてよいと考えられる。

中国五山寺院の題詩の中で、日本禅宗寺院の十境詩に最も類似していると思われるのは樂長卿の「育王山十詠」と釋自學、清源本の次韻詩である。そこでこれらの題詩が作成された年代を比較することで、日本禅宗寺院に於ける十境詩作成に与えた影響があったかどうかを明らかにしたい。「育王山十詠」の作者、樂長卿については詳しい情報を得ることができなかったが、「育王山十詠」に詠まれている承恩閣は至正十年（1350年）に建立されたものなので^{xxvii}、題詩が詠まれたのは1350年以降ということになる。また、樂長卿の題詩の次韻詩を詠んだ釋自學と清源本は共に明代の始め頃（1400年代前半頃）に阿育王寺住持であった。この二人が何故、樂長卿が詠んだ承恩閣ではなく、宸奎閣（熙寧三年（1070年）建立）^{xxviii}を選んだのか明確な理由はわからない。1400年代であれば、阿育王寺伽藍の焼失前であるので、宸奎閣と共に承恩閣も存在していたと推測される。承恩閣の建立年代や、作者の住持年代から、これらの詩が詠まれたのは「育王山十詠」が1350年以降～1400年頃、次韻詩が1400年代前半頃と推測される。日本に於ける十境詩は、最も古い例と考えられるのが、別源円旨が天童寺を詠んだ「和雲外和尚天童十境韻」の1320～1330年間と、明極楚俊が建長寺を詠んだ「題建長寺十境」1330～1333年間なので、日本の十境詩の方が樂長卿の「育王山十詠」より30～20年程早くに制作されたということがわかった。このため「育王山十詠」が日本の禅宗寺院の十境詩作成に影響を与えたという事はできないと考える。

ここまで中国禅宗寺院に対して詠まれた題詩について、詩の内容を詳しく比較、分析した。これを踏まえて次節では、日本五山寺院の十境詩について同様の分析を行いたい。そうする事により、中国と日本それぞれの禅宗寺院に於ける題詩の共通点と違いが明らかになると考える。

3. 日本五山寺院の十境詩についての考察

これまでに中国五山寺院で詠まれた「十詠」「十景」「十題」「十境」詩について考察してきた。そこで次に中国五山制度に強く影響を受けて発展した日本の五山寺院に於いて詠まれた十境詩を分析する事で、境致選定と十境詩の発展について中国五山寺院との類似性や相違を考察する。

『扶桑五山記』や『和漢禪刹次第』を確認すると、日本の禅宗寺院では鎌倉・京都の両五山寺院を始め、数多くの寺院で「境致」が記録されている。しかしその中で十境詩が確認できるのは、建長寺、建仁寺、天龍寺の3寺だけである。詩は次韻詩を含め、6種類確認できた。まず建長寺には、明極楚俊の「題建長寺十境」(『明極楚俊遺稿』)と、乾峰士曇(1285 - 1362)の次韻詩「巨福山十題次明極和尚韻」(『乾峰和尚語録』)の2種類。建仁寺には、清拙正澄の「東山十境」(『禅居州』)の1種類、そして天龍寺には、夢窓疎石の「天龍寺十境」(『夢窓国師語録』)とその和韻詩として鐵舟徳濟(? - 1366)の「天龍寺十境韻」(『閻浮集』)と乾峰士曇の「天龍寺十景和夢窓国師韻」(『乾峰和尚語録』)の3種類である。以下に詩を挙げて検証する。

(1) 建長寺

建長寺の十境詩は、渡来僧である明極楚俊のものと日本人僧乾峰士曇の次韻詩の2種類である。五言律詩の形式で詠まれている。カッコ内は読み下し文で、仏教用語と思われる単語には下線を付けた。

「題建長寺十境」明極楚俊

玄關

巨關門何妙 來鋒不敢當 峻機纔透徹 圓應便通方
大道誰雷礙 迷途自著忙 古今凡與聖 來往更無妨

(巨きく開く門の何と妙なり、来鋒敢えて当らず、峻機は纔かに透徹し、便りの通う方に
円応す。大道を誰か留礙せん、迷途は自自ずから著忙なり、古今凡そ与に聖なり、来往は
更に妨げ無し)

大徹堂

當機領旨深 妙悟廓禪心 撲落虚空碎 掀翻大地沉
燈籠超果位 露柱證圓音 一點靈光在 暉暉耀古今

(当機を領する旨深く、妙悟は禪心を広げる、撲落は虚空を碎き、掀翻は大地に沈む、燈
籠は果位を超え、露柱は円音を證る、一点の靈光在り、暉々と古今に耀く)

得月樓

百尺聳危臺 軒窓面水開 銀魚腥不到 玉兔影先來
初印波心靜 旋移松頂回 夜深觀未足 更復小徘徊

(百尺に聳える危台、軒窓は水に面いて開く、銀魚の腥きは到らず、玉兔の影は先ず来る、
初印の波は心静かなり、旋移は松の頂を回る、夜深く観るは未だ足らず、更に小徘徊に復
る)

逢春閣

東皇司令早 暖律已潜回 淑氣排簷入 韶光透戸來
草芽穿土出 花藥向陽開 臺榭多生意 功歸造化魁

(東皇の司令は早く、暖律の潜回を已める、淑氣を排け簷より入り、韶光は透けて戸より
来る、草芽は穿ち土より出でて、花藥は陽に向かいて開く、台榭に生意は多く、造化は魁
の功に歸す)

拈花堂

金色一頭陀 觀機眼力殊 旨明拈起處 妙顯破顏初

卽此非他物 從來錯認渠 燈籠瞞露柱 百萬只茫如

(金色は頭陀を一つ、觀機の眼力は殊なる、旨明の拈起の処、妙顯は初めて破顔す、即ち此れ他の物に非ず、從來より渠を錯認する、燈籠は露柱を瞞き、百万は只茫の如し)

蘸碧池

誰鑿地爲沼 寒泉涵泳深 青林浮水面 翠巘浸波心

豎看山形側 橫觀樹影沈 晚游成勝賞 聊作五言吟

(誰か地を鑿ち沼を爲し、寒泉に深く涵泳す、青林は水面に浮き、翠巘は波心に浸る、豎ちて山形の側らを見て、横は樹影の沈むを観る、晩に遊び成勝を賞し、五言の吟を作して聊しむ)

華嚴塔

佛現舍那身 頓機人罕聞 深窮華藏海 廣演竺乾文

密護加欄楯 祕函標相輪 都盧高七級 千古鎮乾坤

(舍那は身ら仏現し、頓機を人罕に聞く、華藏の海に深く窮まり、広く演べる竺乾の文、密護は欄楯を加え、秘函は相輪を標す、都盧の高さは七級にて、千古より乾坤を鎮める)

高山

五嶽標中岳 屹居天地心 衡常如侍衛 岱華似恭欽

慧日輝幽谷 慈風動少林 孰知西祖意 昭顯海東岑

(五嶽は中岳を標し、屹く天地の心に居る、衡は常に侍衛の如く、岱華は恭欽に似たり、慧日は幽谷に輝き、慈風は少林を動かす、孰れか西祖の意を知り、海東の岑を昭顯す)

玲瓏巖

不假人穿鑿 天生恠戕奇 嵌空八面透 峻峭一方危
靈竺比難及 羅浮類莫齊 肯容來宴座 閑惹雨華飛

(人に仮ず穿鑿し、天生の恠は奇を戕なう、嵌空は八面に透き、峻峭は一方に危うし、靈竺に比して及び難く、羅浮に類えて齊しき莫し、宴座に来るを肯容し、閑に惹かれ雨華を飛ばす)

圓通閣

聞思修證得 圓應十萬通 耳聽衆色別 眼觀諸響同
朱門嚴像設 白屋奉眞容 此閣何神驗 靈光魯殿雄

(聞思修を證得し、圓應は一萬に通じる、耳に聞く衆色の別なるを、眼に観る諸響の同じなるを、朱門に嚴像を設け、白屋に眞容を奉ずる、此の閣は何の神驗あるか、靈光は魯殿に雄る)

「巨福山十題次明極和尚韻」乾峰士曇

玄關

宗門向上路 佛祖脚朗當 掉譬透過處 舉頭超大方
明知平地險 深辨靜中忙 闔外清風起 來機何更妨

(宗門は路を向上し、仏祖の脚明らかに當る、掉るい譬えるは透過の所とし、頭を挙げ大方を超える、明らかに知る平地の險しきを、深を弁え静中に忙し、闔外に清風起きて、來機は何ぞ更に妨げん)

大徹堂

深過悟處深 說甚即非心 應咲玄樞墜 堪嗤果海沈

聖僧曾駕得 淳老未知音 會却忘機底 紛紛古至今

(深きを過ぎて悟る所は深く、説甚だしきは即ち心に非ず、玄枢の墜ちるに应えて咲き、堪に嗤い果は海に沈む、聖僧はすなわち駕を得て、淳老は未だ音を知らず、会い却き機底を忘れ、粉々と古は今に至る)

得月楼

近水一層臺 簾櫳波底開 明蟾推轂出 吟客倚欄來

海嶠誰凝望 雲衢人未回 廣寒宮不遠 階下幾裴徊

(近水に一層の台、簾櫳は波底に開く、明蟾は推り轂を出て、吟客の倚る欄に来る、海嶠を誰か凝望し、雲衢より未だ人回らず、広寒宮は遠からず、階下に幾か裴徊す)

逢春閣

鞭撻土牛時 東郊暖氣回 梁間初燕語 簷外嫩鶯來

殘雪瓦將解 融風戸自開 吟看梅一樹 獨占百花魁

(鞭撻土牛の時、東郊に暖氣は回る、梁間に初めて燕が語り、簷外に嫩鶯来たる、瓦の残雪は将に解けて、融風自ずから戸を開ける、吟じて見る梅の一樹、百花の魁を独占するを)

拈華堂

柱下有盤陀 渾家元不殊 一枝纔學起 百萬莫知初

衆底獨微笑 機先獲得渠 二千年遠事 徒自證如如

(柱下に盤陀有りて、渾家も元は殊ならず、一枝纔に学び起ち、百万初めて知ること莫れ、衆の底は独り微笑し、機先に渠を獲得する、二千年の遠き事、徒は自ずから如々を證とする)

蘸碧池

漪得溪流遠 浸青山色深 遊魚諳水脈 老兔天下心
松偃蒼龍飲 荷傾翠猱沈 時人皆白眼 到此作高吟

(溪流遠くに漪を得て、青山の色深きを浸す、遊漁は水脈を諳んじて、老兔は天下の心なり、松偃の蒼龍は飲み、荷を傾け翠猱は沈む、時に人皆白眼にて、此に到りて高吟を作る)

華嚴塔

四依菩薩身 聞盡入真聞 簷鈴談深理 網珠彰至文
稜層無縫罅 圓影似車輪 珍重毘盧海 搖乾也蕩坤

(四依の菩薩身、聞き尽くし真聞に入る、簷鈴は深理を談じ、網珠の彰は文に至る、稜層に縫罅の無く、円影は車輪に似たり、毘盧の海を珍重し、乾は搖にて坤もまた蕩なり)

嵩山

峰巒三十六 一岳聳天心 碧眼曾趺坐 神光高仰欽
宗風遺冷地 臘雪滿寒林 誰擬繼芳躅 躡雪踰海岑

(峰巒三十六、一岳は天心に聳える、碧眼は曾て趺坐し、神光を高く仰欽す、宗風は冷地に遺し、臘雪は寒林に満つる、誰か芳躅継ぐを擬うか、雪を躡みて海岑を踰える)

玲瓏岩

空豁豁空地 天窓八面奇 登臨苔跡滑 宴坐石頭危
善現經難講 俱胝喝不齊 佳人何處在 日暮碧雲蜚

(空は豁々と空地なりて、天窓は八面に奇し、登臨して苔跡は滑らかにて、宴坐は石頭に危うし、善現経は講じ難く、俱胝の喝は斉しからず、佳人は何処に在りしか、日暮れて碧雲蜚ぶ)

圓通閣

普門無鎖鑰 處處現圓通 烏鵲離聞見 蝦蟆絶異同

如來成正覺 童子得從容 三十二身外 是誰超世雄

(普門に鎖鑰は無く、所々円通の現れる、烏鵲は離れて聞き見して、蝦蟆は異同を絶つ、如来は正覺となり、童子は從容を得る、三十二身の外に、是は誰か世雄を超えんか)

(2) 建仁寺

建仁寺は、渡来僧である清拙正澄の「東山十境」のみが確認できた。七言絶句で詠まれている。

「東山十境」清拙正澄

慈視閣

有情無情入我眼 我眼徧入情無情 正見正知觀自在 瞳人雙倚玉欄横

(有情無情の我が眼に入り、我が眼は徧く情を無情に入れる、正見正知は觀自在にて、瞳人双びて玉欄の横に倚る)

望關樓

百級雲梯眼界寬 不違咫尺觀天顏 夜摩走入三門上 億萬山河畫笑歡

(百級の雲梯の眼界は寬く、咫尺に違わず天顏を觀る、夜摩の走り入る三門の上、億萬山河の画を笑觀す)

大悟堂

選佛場開集勝流 心空及第是良籌 誰從暗裏輕移步 踏著文殊脚指頭

選仏場開き集まるは流れるに勝り、心空及第するは是良籌なり、誰か従うや暗裏を軽く移

歩するに)

群玉林

垂棘懸黎蘊德輝 琳瑯環植富瑰琦 莫愁大賓無酬價 世有良工畫得知

(垂棘懸黎は徳を蘊め輝き、琳瑯環を植るは瑰琦に富む、愁える莫れ大賓の酬價無きことを、世に良工の画を得知する有り)

入定塔

親見虚菴得正傳 色身堅似法身堅 憑誰爲鑄黄金磬 敲出籊龕箇老禪

(親しく見る菴虚しく正傳を得るを、色身の堅きは法身の堅きに似る、誰に憑り黄金磬しく鑄を為す、籊龕より箇の老禪を敲出す)

樂神廟

吉備行祠自古靈 開山迎奉護禪庭 三千眷属常圍繞 鐵騎追風鬼眼青

(吉備行の祠に自古の靈、開山は禪庭の護りに迎奉す、三千の眷属は常に囲い巡り、鉄騎は眼青の風鬼を追う)

無畫燈

須彌爲炷海爲油 十面磨銅法界周 此土地方塵數徧 灼然不隔一絲頭

(須彌は炷を為し海は油を為す、十面の磨銅は法界を周る、此の土地はまさに塵数徧、灼然は一絲の頭を隔たず)

清水山

巖奇峰紺色幽 寒泉千尺下峰頂 百川浩浩知多少 箇是圓通第一流

(巖の奇峰は紺色に幽し、寒泉は千尺も峰頂を下る、百川は浩浩として多少を知り、箇

是は円通の第一流なり)

第五橋

半虚空裏獨横身 接畫中途未到人 獨界衆生何日了 誰知脚下是通津

(半虚空の裏に独り身を横にし、画を接する中途に未だ人は到らず、独界の衆生は何れの日に了するか、誰か知る脚下に是津を通すを)

鴨川水

鳧頂波光似漢江 澱青疑可染衣裳 曾從加茂宮前過 滴滴醍醐徹底香

(鳧を頂く波の光は漢江に似て、澱青を疑う可く衣装を染める、すなわち従いて加茂宮の前を過ぎ、滴々と醍醐は徹底として香る)

(3) 天龍寺

天龍寺には夢窓疎石の「天龍寺十境」と、鐵舟徳濟の「天龍寺十境韻」、乾峰士曇の「天龍寺十景和夢窓国師韻」の3種類が確認できた。詩は七言絶句の形式で詠まれている。

「天龍寺十境」夢窓疎石

普明閣

廣大慈光照世間 善財當面隔重關 眼皮横蓋虚空界 彈指開門匹似間

(広大なる慈光は世間を照らし、善財は当面を重関にて隔てる、眼皮は横に虚空界を蓋い、指を弾きて匹似間に開門す)

絶唱谿

灘聲激出廣長舌 莫謂深談在口邊 日夜流傳八萬偈 灼然一字未嘗宣

(灘声は広長舌より激出し、謂う莫れ深談は口辺に在りと、日夜流伝する八万の偈、灼然の一字は未だ嘗め宣する)

靈庇廟

精藍分地建靈宮 專冀神風助祖風 莫怪庭前松屈曲 天真正直在其中

(精藍の分地に靈宮の建ち、専ら冀う神風の祖風を助けるを、怪しむ莫れ庭前の松の屈曲するを、天真の正直は其の中に在り)

曹源池

曹源不涸直臻今 一滴流通廣且深 曲岸回塘休 夜闌有月落波心

(曹源は涸れず直に今に臻り、一滴の流通は広く且つ深し、曲岸の回塘は著眼を休め、夜たけなわの波心に月の落ちる有り)

拈華嶺

靈山拈起一枝萼 分作千株在此峯 只見聯芳至今日 不知劫外幾春風

(靈山の拈起は一枝の萼、分けて千株を作り此の峯に在る、只見る聯芳の今日に至るを、知らず劫外に幾春風あるかを)

度月橋

虹勢截流橫兩岸 一條活路透清波 度驢度馬未爲足 玉兔三更推穀過

(虹勢は流れを截ちて兩岸に横たわり、一條の活路は清波を透かす、驢を渡し馬を渡して未だ足らんと為さず、玉兔は三更に穀を推して過ぎる)

三級巖

分危布險作三重 水激雲遮路不通 無限金鱗遭點額 誰知遍界起腥風

(危うきを分け険を布きて三重に作し、水激は雲を遮り路を通さず、無限の金鱗は点額に
遭う、誰か知る遍界に腥風の起こるを)

萬松洞

萬株松下一乾坤 翠靄氛氳鎖洞門 仙境由来屬仙客 莫言此地匪桃源

(万株の松下は一乾坤、翠靄の氛氳が洞門を鎖す、仙境の由来は仙客に屬く、言う莫れ此
の地は桃源に匪と)

龍門亭

不借巨靈分破拳 兩山放出一洪川 三更夜半無來客 數片歸雲宿檻前

(巨靈は分破する拳を借りず、兩山は一洪川を放出す、三更の夜半に來客は無く、數片の
歸雲は檻前に宿る)

龜頂塔

松生背上綠毛長 頂戴浮圖萬劫祥 戶牖恢開不藏六 重重法界目前彰

(松は背上に生じ綠毛長く、浮圖を頂戴して万劫の祥し、戶牖を恢開して六を藏わず、重々
の法界は目前に彰れる)

「天龍寺十境韻」鐵舟徳濟

普明閣

四面欄干萬壑間 圓通門戶本無關 思惟若入三摩地 救苦度生似等閑

(四面の欄干は万壑の間、円通の門戸も本は関無し、思惟もし三摩地に入らば、苦を救い
生を度るは等閑に似たり)

絶唱谿

只因妙語不干舌 流水聲聲落耳邊 劈箭機中能薦取 黃函赤軸不須宣

(只因妙語は舌を干さず、流水の声々は耳邊に落ちる、劈箭の機中は薦め取るに能いし、
黄函赤軸は宣を須たず)

靈庇廟

至化千年護釋宮 兆民承慶仰威風 爲言我沒伏神術 還愧杖藜投此中

(至りて化り千年釋宮を護り、兆民は慶を承り威風を仰ぐ、言を爲し我沒し神術に伏し、
愧に還して杖藜を此中に投ずる)

曹源池

山帶夕陽天倒沈 龍嘘潭底一泓深 追思法眼接人處 萬丈風波一寸心

(山は夕陽を帯び天河到り沈む、龍が嘘く澤の底はもっぱら泓深なり、追思は法眼にて人
所に接し、万丈の風波は寸心に同じ)

拈華嶺

群芳朶朶萬林紅 一會何會異驚峯 今代更無微笑客 大家烈座詠春風

(群芳は朶々とし万林は紅し、一会は何れの会か驚峯と異なる、今代は更に微笑の客は無
く、大家は烈座して春風を詠む)

度月橋

山挾溪流聲澹澹 一條略杓臥平波 氷輪影落曉霜上 人自廣寒宮裡過

(山狭の溪流の声は澹々とし、一條の略杓は平波に臥す、氷輪は曉霜の上に影を落とし、
人は自ら広寒宮の裡を過ぎる)

萬松洞

虚籟聲寒霜雪幹 虬枝錯落綠垂門 日長不見爛柯客 牧笛聲中憶李源

(虚籟の聲は霜雪の幹に寒く、虬枝は錯落して緑を門に垂らす、日は爛柯の客を長く見ず、
牧笛の聲中に李源を憶う)

三級岩

蒼崖嶮與禹門同 路在洪波深處通 雲鎖龍門魚不化 盲龜跛鼈舞秋風

(蒼崖に險を与えるは禹門に同じ、路在りて洪波は深所を通る、雲鎖の龍門の魚は化けず、
盲龜跛鼈は秋風に舞う)

龍門亭

雲嶂嵐山似烈拳 灘頭流水激長川 蒼龍不現清波上 赤葉紛紛落日前

(雲嶂の嵐山は烈拳に似たり、灘頭の流水はは長川に激す、蒼龍は現れず波上は清し、赤
葉は落日の前に粉々とす)

龜頂塔

山號靈龜千載吉 河名大井萬年祥 浮圖百尺絕巔上 一望都城象氣彰

(山は號び靈龜は千載の吉なり、河名大井は万年の祥なり、浮圖は百尺の巔上を絶ち、一
望の都城の象氣を彰す)

「天龍十景和夢窓國師韻」乾峰士曇

普明閣

迦文古佛出人間 是事思惟不掩關 六牖豁開三世外 剎那歛念譬如閑

(迦文古仏は人間より出でて、是の事の思惟は閑を掩わず、六牖は三世の外に豁開し、剎

那の歛念は閑の如きを譬える)

絶唱溪

喬梵鉢提驚吐舌 眞常流注渺無邊 看他直截根源處 海口都來不可宣

(喬梵鉢提は驚き舌を吐き、眞は常に渺として無辺なるに流注す、他の看て根源所を直ちに截ち、海口は都より来ると宣る可らず)

靈庇廟

覺皇垂蹟梵王宮 慈蔭禪叢振古風 得道未曾動法性 太平基立帝城中

(覺皇は梵王宮にて蹟を垂れ、慈蔭なる禪叢は古風に振るう、得道は未だ曾て法性を動かさず、太平は帝の城中なるを基に立つ)

曹源池

正脈滔滔通古今 靈源派遠又流深 臨涯多説謝公夢 芳草句中吟苦心

(正脈は古今に滔々と通い、靈源は派わて遠く又流れの深し、涯に臨み多に謝公の夢を説き、芳草を苦心して句中に吟す)

拈華嶺

驚人春色繼芳躅 惟我龜山即驚峰 提起一枝千載後 飲光何止振宗風

(驚くべき春色は芳躅を継ぎ、我惟う龜山は即ち驚峰なりと、一枝を提起する千載の後、飲光は宗風を振るわすに止まらず)

度月橋

路自天津道處高 趙州略約不同波 夜深唯有明蟾印 兩岸中流共透過

(路は自ら天高き所に道す、趙州の略約と波同じからず、夜深く唯有明に蟾を印し、兩岸

の中流は共に透過す)

三級岩

三層雲擁幾千重 豸獬多從蹉路通 一躍金鱗登九五 不知桃浪颭春風

(三層は幾千に重なる雲を擁き、豸獬の多く従いて蹉路を通う、一躍する金鱗は九五に登り、桃は知らず春風に浪の颭するを)

萬松洞

奮迅搖乾也蕩坤 群龍戴角上天門 細看蛟幹虬枝影 激起清風水出源

(奮迅は乾を揺るがせ坤を蕩し、群龍は角上に天門を戴く、看蛟幹虬枝の影を細看し、源より水出でて激しく清風の起こる)

龍門亭

萬仞山高石一拳 禪關巨闢道如川 積行菩薩曝腮去 換骨奪胎誰進前

(万仞の山高く石一拳し、禪関を巨開した道は川の如し、菩薩は行を積み曝腮を去り、骨を換え胎を奪い誰か前に進まん)

龜頂塔

勢入他州靈杪長 最堪爲瑞亦爲祥 鰲頭擊出非篷島 竺土大仙光彩彰

(他州に勢入する靈杪は長く、最堪は瑞を爲し亦祥を爲す、鰲頭の撃出するは篷島に非ず、竺土に大仙の光彩は彰らかなり)

分析

日本の禅宗寺院で読まれた十境詩は建長寺の 2 種類、建仁寺の 1 種類と天龍寺の 3 種類

が確認できたが、建長寺と天龍寺の作例は何れも最初に作られた十境詩が 1 例と、それに対する和韻詩であった。その為詠まれている内容も元の詩に沿っている事がわかる。そこで建長寺と天龍寺の複数の十境詩は題毎に整理した上で、詠まれている内容についての分析を行った。

それぞれの詩の読み下したものに対して、簡潔な解釈を試みた。その上で、詩の内容が禅宗寺院の景物を詠んだものとして表現されているかどうかを確認した。詩の内容が仏教的、或いは禅宗的であると考えられるものに対する解釈文には下線を付けて記載する事とした。

「題建長寺十境」明極楚俊

「巨福山十題次明極和尚韻」乾峰士曇

玄關

方丈前の玄關について、建長寺の門戸は衆生に対して大きく開かれている事を詠んでいる

大徹堂

座禅道場での厳しい修行の様子を描写している

拈花堂

法堂の名に対して、摩訶迦葉の拈華微笑の故事を踏まえて詠んでいる

華嚴塔

修行と功德を積んだ末の華嚴、すなわち仏の在りようを描写している

嵩山

祖師のまつられている山の様子を、禪の教えに例えて詠んでいる

圓通閣

観音殿の二階部分に対して、観音菩薩の在りようを詠んでいる

得月樓

水辺に建つ楼について、月の故事を踏まえた詩的描写がされている

逢春閣

冬の名残の中に春を迎えようとしている自然の様子が詩的表現で詠まれている

蘸碧池

青い水を湛えた池と、その周囲に繁る樹木などの景観を描写している

玲瓏巖

馬熙の「開窓看雨」を踏まえながら、何処から見ても曇りのない玲瓏巖を詠んでいる

「東山十境」清拙正澄

慈視閣

方丈の上層部を指して読まれているが、仏の観自在である事に閣の展望を含めて詠んでい

る

大悟堂

僧堂に雲水が集まって修行をする様子が詠まれている

入定塔

禅定に入る老僧について詠んでいる

樂神廟

神仏習合の寺院の鎮守について、開祖の出身地の社が迎えられている由を詠んでいる

無畫燈

仏の教えが具現する証としての灯りが点っているという事を表現している

清水山

幾筋もの水の流れを持つ威風を持つ山の様子を、円通の流れと表現しながら描写している

第五橋

未だに衆生が、悟りに通じる橋を渡るに至っていないと詠んでいる

望關樓

山門の二階部分が、真に絶景であるという事を詠んでいる

群玉林

班固の『兩都賦』の故事を踏まえて、衆寮に集う群玉を称えている

鴨川水

鴨川を中国の漢江に例えて、その情景描写をしている

「天龍寺十境」 夢窓疎石

「天龍寺十境韻」 鐵舟徳濟

「天龍十景和夢窓國師韻」 乾峰士曇

普明閣

山門の二階に当たる閣について、仏の教えに入るための門を表現して詠んでいる

絶唱谿

修行者の妙語や偈の絶唱を、大井川の流りに掛けて詠んでいる

靈庇廟

仏教を守護する鎮守の力が詠まれている

拈華嶺

春風の中に佇む嵐山の威風たる景勝を、禅門の靈山として詠んでいる

龜頂塔

嵐山山頂の塔について、仏の偉大さを亀に因んだ時間の長さから表現している

曹源池

方丈前の苑池についての情景が、詩的表現を用いて詠まれている

度月橋

度月橋の在り様を、月に関係する故事を引用するなど文学的表現を用いて詠んでいる

三級巖

嵐山の滝を龍門瀑の故事に例えて詠んでいる

萬松洞

松並木を桃源郷に到る洞に例えて神仙思想の世界観を詠んでいる

龍門亭

嵐山を望む大井川岸に建つ亭の様子が、周りの自然と共に描写されている

以上の 3 寺院の十境詩について、仏教的・禅的な内容の詩とそうではない内容の詩の題だけを、上述の詩の様に分類したものが、表 15 である。赤字と青字で区別して比較すると十境詩は、八景詩のように文学的な情景描写を目的として選定されたものではなく、基本的には禅宗寺院に於ける教義的探究を目的としているという事がわかる。建長寺や建仁寺の十境の内の多くは禅宗寺院の伽藍が対象物となっていて、仏教的・禅宗的な内容の詩が詠まれている。それに対して天龍寺の十境で伽藍に相当するのは山門の二階の「普明閣」だけであるが、それにも拘らず十題の内の半数に対して仏教的・禅宗的な詩が詠まれている。この事からも十境詩が単なる文学的活動から生み出されたのではなく、禅宗寺院に於ける宗教哲学的な活動であったと考えることができる。また、伽藍建築が多数を占めている建長寺や建仁寺の十境と、伽藍に相当するものが 1 題のみの天龍寺の十境の相違は、その十境選定者に由来していると思われる。建長寺と建仁寺の（和韻詩を除く）十境詩は、それぞれ中国渡来僧である明極楚俊と清拙正澄の詠んだものだが、天龍寺十境を詠んだの

は日本人僧で中国への留学も行わなかった夢窓疎石である。また天龍寺の十境詩は、3つの寺院の十境詩の中で最も青字の解釈、即ち仏教的・禅宗的な内容ではないという解釈が為された詩が多い。夢窓疎石については「自然景観と建築との総合的景観美の形成に大きな貢献をし、鎌倉でつちかわれた境致を日本的に高揚し^{xxix}」た功績が認められている事は、以上の様な例からも確認できる。

次に、先節で行った中国五山寺院で詠まれた題詩についての考察結果と日本五山寺院の十境詩の特徴とを比較する。中国五山寺院で詠まれた題詩の中で、日本五山寺院の十境詩と類似した特徴を持っていたのは、別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」と、釋自學の「次十境韻」である。これらは、どちらも禅僧によって詠まれており「十境」として纏められているという点で日本五山寺院の十境詩に非常に近い。別源円旨は日本人留学僧で1330年頃帰国しているが、「題建長寺十境」を詠んだ明極楚俊は1329年、「東山十境」を詠んだ清拙正澄は1326年にそれぞれ来日しているので、大体同時期に中国に居て日本に渡ったことになる。別源円旨は「和雲外和尚天童十境韻」を帰国以前に詠んだと考えられるので、「題建長寺十境」や「東山十境」より成立時期は早い。しかし別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」に選定されている題には禅宗寺院の伽藍建築に当たるものは含まれておらず、仏教的・禅宗的な内容の詩も多いとは言えない点で「題建長寺十境」や「東山十境」とは若干性格が異なるように思われる。また、釋自學の「次十境韻」については、禅僧によって詠まれたという点、仏教的・禅宗的な内容の詩の比率が多いという点で日本禅宗寺院の十境詩と類似しているが、題として選ばれているものには伽藍建築は含まれておらず、詠まれた時期も1400年前後と考えられるので、この例が日本に於ける十境詩作成の成立と発展に直接の影響を及ぼしたとは考えにくい。釋自學の次韻詩の元歌と考えられる樂長卿の「育王山十詠」は、成立時期がはっきりしないが遅くとも1300年代と考えられるので、「題建長寺十境」や「東山十境」と同年代かそれ以前の作品と見られる。仏教的・禅宗的な内容の詩も比較的多く含まれている点でも類似している。但し十境ではなく十詠として一纏まりになっているので、境致の選定や十境詩の作成が中国五山寺院で成立して日本に伝わっ

たということに対する明確な証拠と単純に考えることはできない。

小結

本章では、第1章で検証した事を踏まえて、中国と日本の禅宗寺院に残る10首で一纏まりになっている題詩について、その詠まれている内容や詩の様式について詳しく分析した。題詩の検証を行うに当たって先ず、日本の五山寺院の成立年代を示した上で、各寺院の境致選定推定年代の割り出しを試みた。それによって、何れの寺院の題詩が他の題詩成立に際して影響を与えうるかが明らかになると考えた。推定年代の割り出しは、作者が該当する寺院に住持していた時期を参考に行った。その結果、現在確認できる十境詩は全て1300年代前半から中頃にかけて詠まれているという事がわかった。中国五山寺院の題詩の中で、唯一「十境」の名の下に纏められた題詩が確認できたのは釋自學の「次十境韻」であった。これは『阿育王山續志』に収録されていた樂長卿の「育王山十詠」の次韻詩である。この「次十境韻」が日本の十境詩作成に影響を与えたかどうかについて確認するために、「育王山十詠」「次十境韻」「次十景韻」の3種類の題詩が何時頃成立したかを検証した結果、「育王山十詠」が詠まれたのが1350年以降で、日本で十境詩が詠まれ始めた時期よりも20～30年程後である事が明らかになった。このため「育王山十詠」とその次韻詩「次十境韻」が日本の禅宗寺院の十境詩作成に影響を与えたとは考えられない事がわかった。

中国五山寺院の題詩の特徴については、2節で詩に詠まれた内容を分析した結果、仏教的・禅宗的な内容が詠まれている詩は少なかった。また、詩の語彙に仏教用語が用いられている場合であっても、詠んでいる内容は仏教的・禅宗的という訳ではなかった。その理由として考えられるのは、題として選ばれた対象物の多くが禅宗寺院の伽藍建築ではなく、寺院周辺に存在する名所や景勝、或いは寺院に属す建築物であっても伽藍建築には含まれないものなどである為と考えた。更に、仏教的・禅宗的な内容が全く含まれていない題詩

は、全て在家の詩作家によって詠まれたものであるということも明らかになった。これらの事から、中国五山寺院に残されている題詩は、日本の十境詩とは異なり、寺院内の宗教活動とはあまり関係のない文化活動下に作成されたものではないかと考えている。

3節では、2節での分析結果と比較するために、日本五山寺院の十境詩についても、詠まれている詩の内容について分析をおこなった。その結果明らかになったのは、日本の十境詩が何れも、禅宗寺院に於ける教義的探究を目的としているという事であった。その題の多くは伽藍建築物が対象で、仏教的・禅宗的な内容の詩が詠まれている。日本の禅宗寺院で詠まれた題詩は、確認できる作品全てが「十境」と題されており、その対象物にも共通性が見られた。そして詩の内容が教義的である傾向が強い点から考えても、これらが「偈頌」として詠まれていた可能性が高いと言える。

以上の事から、中国五山寺院の題詩と日本五山寺院の十境詩を比較してみると、中国五山寺院の題詩が比較的文化的な活動に基づいて作成されていたのに対して、日本五山寺院の十境詩は宗教哲学に基づく創作活動、即ち偈頌であったのではないかという結論に至った。

これまでに分析してきた詩詠は何れも、冠する題が観念的なものではなく、実体として存在する対象物の名称であった。そこで明らかなのは、これらの題詩が詠まれた場所が禅宗寺院に特定できる事である。従って、これらの題詩と寺院とは空間的に深い関わりを持っている事は明白である。そこで次章では、題詩と寺院との関係性について、「場」の観点からの検証を試みた。

第三章 日本の禅宗寺院に於ける「境致」「十境」について

はじめに

鎌倉・京都の各五山寺院は、中国南宋時代に第四代皇帝寧宗（乾道 4 年 - 嘉定 17 年 /1168 - 1224）によって定められた五山制度が日本に導入された事によって、南宋五山に倣って制定されたという経緯を経ているため、その伽藍配置も南宋五山寺院と類似したものと成っているが、各寺院の所在地である都市の地形上の違いや風土の差異が、それぞれの寺院の伽藍構成に少なからぬ影響を与えている。その事は、寺院の立地環境と切り離しては成立し得ない「境致」選定とそれに付随する十境詩、或いは中国五山寺院に残された題詩について、寺院毎に異なる特徴を生み出すであろうと考えた。そこで本章では、先ず第 1 節で鎌倉・京都五山の各寺院の由緒と立地環境について纏めた上で、各寺院の境致に選定された対象物が、寺院の何処に位置しているのか確認した。各寺院の境致は『扶桑五山記』と『和漢禅刹次第』に、寺院名に次いで「境致」という項目で列挙されている名称をそのまま使用した。また『扶桑五山記』に記載されている諸寺位次・諸山の寺院の中で「境致」の項が設けられて名称が記載されているものについて、その寺院名と列挙されている境致の名称を纏めた。続く第 2 節では、境致として選定されている対象物のより具体的な位置を明らかにする試みを行った。方法としては、文献に挙げられている境致を、現在の境内に残る建造物の中に確認できるか調べた。そこで先ず、境致の対象物を伽藍建築などの人工物とその他の自然物に分類し、それら対象物が現在の建造物の中に確認できるか、または建造物として現存していないものでも、寺院の絵図が残っていればそれを使用して位置が判断できるので、絵図上に名称を確認する事とした。

『扶桑五山記』や『和漢禅刹次第』には日本の禅宗寺院だけではなく中国の五山・十刹・甲刹についても記載されている。その内の五山寺院については、寺位と寺院名、開山名に続いて建造物などの名称が列挙されている。この名称は、同書の日本五山寺院の項で「境致」として挙げられている名称と非常に類似しているため、その項目に「境致」と提示は

されていないが、著者はその様に示唆する意図で書いたのであろうと推測できる。そこでこれらの名称を、『中國佛寺志』にも確認できるかを調べた。特に、第2章で扱った一纏まりの題詩の題が『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の名称とどれ程共通しているかどうかの確認を行った。共通する名称が一定数以上在れば、中国五山寺院に關係する文献に「境致」という単語が確認されていなくても、境致に類する佳名は存在していたという証明になると考えた。最後の第4節では、第3節で調べた名称の具体的な位置を、『佛寺志』の記述から明らかにした。また中国五山寺院についても、東福寺が所蔵する『大宋諸山図』に絵図が残されている場合があるので、絵図中に名称が記載されているか確認した。

以上の分析を行う事で、境致選定に一定の規則性があるのか、またどのような特徴を持っているのかを明らかにする。また中国五山寺院の「佳名」についても、日本の文献に書かれたものと中国の文献に書かれたものとの差異を明らかにする事で、日本五山寺院の境致との関連性が明確になると考えた。

1. 『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』に記載された「境致」

(1) 鎌倉五山寺院の境致

a) 建長寺

建長寺は三方を山に囲まれ、西南に開ける谷戸に位置している。谷は伽藍が一行に並ぶのに沿って人工的に切り拓かれ、后山へと続いている。

境致は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に26題の記載があり、全て共通していた。境致の位置確認のために、『建長寺指図』^{xxx}（元弘元年（1331）、建長寺）を元本に作図された絵図、および『建長寺境内絵図』^{xxxi}（永保六年（1678）、建長寺）を使用した。題に続く：以下の「 」内には『扶桑五山記』及び『和漢禪刹次第』の本文記載の注釈文を載せた。〈 〉

内は絵図中の記述、[]内はその他の名称を記入した。()内は著者注釈。又、明極楚俊の「題建長寺十境」とその次韻詩の題に選定されている10題は全て含まれていた。その10題は□で囲った。

拈華堂 : 「在毘盧閣下 法堂」(法堂、仏殿の後)

毘盧賓閣 : (法堂の上階部、『建長寺指図』に〈二階千佛閣〉と記載あり)

大徹堂 : 「僧堂」(大徹僧堂、山門から仏殿の間の柏楨並木の西側)

嵩山 : 「^(西來庵)祖塔之門」(祖師堂に通じる門、柏楨並木の東側)

得月樓 : (方丈、池に面している)

逢春閣 :

龍王殿 : 「方丈之後」(現在の方丈にも扁額あり)

玄関 : (方丈の玄関)

蘸碧池 : 「双沼」(方丈前の雙池)

聴松 : 「方丈書院」

天津橋 : (伽藍の西側を流れる水路の上流部に架かる橋、『建長寺境内絵図』に〈天津橋跡〉の記載あり)

梅檀林 : 「衆寮」(法堂の西側)

円通閣 : 「観音殿」(観音殿の二階、蘸碧池から水路を隔てた西側)

對神閣 :

海眼 : 「観音殿側有小池、名曰」

截流橋 : 「天津橋之下流」(円通閣前の橋)

應眞閣 : 「羅漢」

法輪賓蔵 : 「輪蔵」(『建長寺指図』の観音殿前梅檀林の後に〈根本輪蔵後〉の記載あり)

松上軒 : 「后山有洞、大覺禪師居」(現在は[勝上巘]という展望台)

華巖塔 : (『建長寺境内絵図』で方丈奥の二股に分かれた路の間)

摩宵閣 :

照心 : 「寮元寮」(梅檀林の後)

海東法窟 : 「巨福坂」(東外門)

天下禪林 : 「外門」(西外門)

玲瓏岩 : 「十境頌、明極禾上」『扶桑五山記』、「十境之頌極和上作之」『和漢禪刹次第』

三千沸 : 「千如来・千観音・千地藏」(『和漢禪刹次第』では千観音と千地藏の順が逆、『建長寺指図』に描かれた法堂に〈二階千佛閣〉の記載あり)

b) 円覚寺

西に開いた山内の谷戸の斜面に、階段状に伽藍が建てられている。西向きに山門が建ち、その手前には方形の雙池がある。

境致の記載は『扶桑五山記』に 13 題、『和漢禪刹次第』に 12 題であった。『和漢禪刹次第』の 12 題は全て『扶桑五山記』の題と共通で、『扶桑五山記』だけに記載のあった 1 題は「偃松橋」であった。「 」内は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の本文記載注釈。()内は著者注釈。

白鷺池 : 「前面蓮池」(総門前の双池、蓮池)

華嚴塔 : 「在黄梅院」(最奥)

虎頭岩 : (方丈奥北側の妙香池に在る大岩)

六國見 : 「主山」(円覚寺后山、東に在)

妙香池 : 「正續院前」

直指堂 : 「法堂」

法雲閣 : 「山門」

大光明寶殿 : 「仏殿、寶冠釈迦、十二大士」

平等軒 : 「方丈」

偃松橋 : (白鷺池に架かる石橋)

妙莊嚴城 : 「外門、今無」(総門、「今無」の記載は『扶桑五山記』のみ)

選佛場 : 「僧堂」(仏殿の北側)

正法眼堂 : (正續院、円覚寺開山塔内の僧堂)

c) 寿福寺

建長寺派寺院。鶴岡八幡宮から見て西南方向の、鎌倉の中心部に近い平地に位置している。

境致は『扶桑五山記』に4題、『和漢禪刹次第』に12題であった。『和漢禪刹次第』の「境致」の記述の下部には「塔曰逍遙」との記載あり。「」内は『扶桑五山記』及び『和漢禪刹次第』の本文注釈。()内は著者。

扶桑興禪之閣 : 「方丈之上」

三佛殿 : 「佛殿」

梅檀林 : 「衆寮」

三摩池 : 「観音殿」(『和漢五山志』および『和漢禪刹次第』の注記。『扶桑五山記』には記載無)

以下は『扶桑五山記』には記載無し。『和漢禪刹次第』に依る。

獨松峰

販雲塔

法雨塔

碧玉泉

千光室

金龜井

万柳池

梅塙

d) 浄智寺

円覚寺派寺院。円覚寺よりやや南西にある、東に向かって開いた谷戸に立地する。后山の天柱峠まで伽藍跡が発掘調査で確認されている。

境致は『扶桑五山記』『和漢禅刹次第』共に 11 題の記載があった。現在、場所が確認できる境致は后山のみであった。「 」内は『扶桑五山記』『和漢禅刹次第』本文注釈。()内は著者。

法處在近

天柱峰 : (后山)

回鸞峰 :

鵬搏峰 :

芭蕉軒 :

鳳樓嶺 :

妙高亭 :

莊嚴賓殿 : (仏殿)

盤陀石 : 「一作岩」(『扶桑五山記』のみの記述)

甘露池 :

常安 : 「方丈」

e) 浄妙寺

鎌倉中心部の東方にある平坦な地域で、朝比奈切通しの手前に位置している。『扶桑五山記』および『和漢禪刹次第』共に境致の記載は無かった。

2) 京都五山寺院

a) 南禅寺

京都中心部から東の、東山山系の麓に位置する。山を背にして西向きに伽藍が並んでいる。

境致は『扶桑五山記』と『和漢禪刹次第』共に 34 題の記載があり、全て共通の対象物を題としていた。ただ 34 題中には、優れた景勝に佳名を付けたとは言えない様な対象も含まれていたが、意味するところは明らかではない。「」内は『扶桑五山記』及び『和漢禪刹次第』の本文記載の注釈。() 内は著者注釈。

五山之上：「外門、初天下龍門、^(後光厳天皇)文和帝御筆」『扶桑五山記』、「総門」『和漢禪刹次第』(山門)

毘盧頂上：「方丈巽位、新架大屋曰一一一、乾峯掲扁、方丈上間壁畫五百應身⁸、伏見院創之、正歴[應]四年辛卯云」『扶桑五山記』、「方丈」『和漢禪刹次第』(方丈の南東部、乾峯土曇(13世紀末～14世紀初頃)の扁額あり)

金剛殿：「佛殿、金剛王寶殿、宸筆額」『扶桑五山記』、「佛殿」『和漢禪刹次第』、(『和漢禪刹次第』の境致名には「金剛王寶殿」と記載されている。現存せず)

雲華道：「法堂」

⁸「五百應身」：五百羅漢・応身観音か。例) 周季常『五百羅漢図、應身観音』(1178 - 1188、ボストン美術館)

- 近水院 : (旧亀山天皇離宮 (現在の南禅院の辺りに上の宮が存在していた) の上の宮と下の宮の間に「近水院瀑」が在った)
- 五鳳樓 : 「山門閣」『扶桑五山記』、「山門」『和漢禅刹次第』 (山門上部)
- 雲堂 : 「僧堂、選佛場、^(一筆)一山筆」『扶桑五山記』、「僧堂」『和漢禅刹次第』、(『和漢禅刹次第』の境致名には「雲華堂」と記載。僧堂)
- 鎖春亭 : 「^(禁傳)竺仙書」『扶桑五山記』 (外門近くの亭)
- 羊角嶺 : 「有鐘樓、天神銘」『扶桑五山記』 (后山、大日山の麓。鐘樓の上の峰)
- 藏春峽 : (水路閣の東にある最勝院の右手の峽)
- 愈好亭 : 「張郎之筆」『扶桑五山記』
- 皈雲洞 : (『和漢禅刹次第』では「帰雲洞」と記載。方丈北にある規庵祖円の塔所)
- 合潤橋 : (霊隠寺と同名の橋)
- 蘿月池⁹ : (藏春峽の傍らに「蘿月庵」が建っていた)
- 獨秀峰 : (中国桂林市に在る峰と同名。南禅寺后山、南禅寺山)
- 象龍池 : (勅使門前の池)
- 龍淵室 : 「方丈書院」 (旧亀山天皇離宮下の宮の方丈を指す)
- 霜花岩 :
- 神僊佳境 : 「道智僧正祠」『扶桑五山記』 ((江戸期の呼称では「神仙佳境」、江戸期の境致か。水路閣の先、最勝院の右手を藏春峽沿いに独秀峰を登った所に西面している)
- 牢度梯 : 「上生院」 (『扶桑五山記』諸塔頭、嵯峨派の条「上生院」の本文注釈には「夢窓國師、萬秀山、龍湫建 (周澤) 之」とある)
- 蒼蘆林¹⁰ : 「衆寮、^(夢窓)夢窓筆」 (『和漢禅刹次第』には「夢窓筆」の記載無。衆寮)
- 綾戸廟 : 「鎮守」 (現在の南禅寺会館駐車場南西隅の築山にある)
- 雪隠 : 「西浄」

⁹ [名] つたかづらを照らす月。また、つたかづらからもれる月光。→松風蘿月 (『日本国語大辞典』)

¹⁰ センフク : 蒼蘆、香りの高い花の名。一説に梔子の花 (『新漢語林』)

表率寮	：「前堂、首座」（『和漢禪刹次第』には「前堂」の記載無）
望仰	：「后板 ¹¹ 」（『和漢禪刹次第』では「後坂」）
龍蟠	：「書記」
虎嘯	：「東藏」
結集	：「西藏」
景雪	：「知客、 ^(圓信) 義堂住山、新修四寮」（『和漢禪刹次第』では「知客」のみの記載）
擇木	：「侍香」
思忠	：「請客 ¹² 」
内史	：「書狀」
小玉	： ^(侍) 「付藥」
化壇	：「延壽堂」

『山城名勝志』（大島武好、宝永2年（1705年））、『雍州府志』（黒川道祐、貞享3年（1686年））両書に収録されている「南禅寺十境」には、「独秀峯」「羊角峯」「帰雲洞」「拳龍池」「(曇)華堂」「鎖春亭」「蘿月菴」「綾戸廟」「愈好亭」「蒼菊林」が挙げられている。10題は全て『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の34題中に含まれている。

b) 天龍寺

京都中心部の西に、大井川を挟んで南に嵐山、北西に小倉山を望み、西の亀山を背にして東向きに伽藍が並んでいる。

境致は『扶桑五山記』に16題、『和漢禪刹次第』に17題の記載があった。又、夢窓疎石の「天龍寺十境」とその次韻詩の題は全て含まれていた。十境詩の題は□で囲った。「 」

¹¹ 裏板の中国語

¹² [名] 平安時代、大臣の饗応のとき、出席する貴人の迎えに出て、その前駆などを務めた使者。（『日本国語大辞典』）

内は『扶桑五山記』及び『和漢禪刹次第』の本文注釈。()内は著者による。

- 普明閣** : 「山門上」(『和漢禪刹次第』では「山門」と記載。二層山門の上部を指す)
- 曹源池** : 「方丈」(方丈前の池)
- 三級岩** : (音無瀬の滝、嵐山の山中にある)
- 万松洞** : (門前から渡月橋までの松並木、寺院から南に位置する大井川に向かって伸びる)
- 龍門亭** : (音無瀬の滝の対岸にある亭、渡月橋より上流の寺院側河岸にある)
- 亀頂塔** : (亀山の山頂にある塔、伽藍の後山)
- 拈華嶺** : (嵐山、寺院の南)
- 度月橋** : (大井川にかかる橋。現在の位置より上流に在った)
- 靈庇廟** : (鎮守の廟、龍門亭の東側にある)
- 絶唱溪** : 「大井河、開山有十境偈」『扶桑五山記』、「開山十境頌在之」『和漢禪刹次第』(大井川。寺院の背後から南側を通り東に抜けて流れる)
- 天下龍門** : 「外門、舊曰入法界門」『扶桑五山記』、「総門」『和漢禪刹次第』(総門から西に向かって山門まで参道が伸びる)
- 法雷堂** : 「法堂」(仏殿の西)
- 集瑞軒** : 「方丈書院」(曹源池に面した北側の室。北側に扁額あり)
- 選佛場** : 「僧堂」(法堂が焼失した後、選佛場を法堂として移築したため、現在は法堂として存在)
- 覚皇賓殿** : 「佛殿」(山門の西)
- 洞鑑** : 「土地堂」『和漢禪刹次第』(『扶桑五山記』の本文には記載無し。『和漢五山志』に記載あり)
- 聯芳** : (祖師堂)

c) 相国寺

京都市中心部、やや北部の平地に位置する。寺院の東には高野川と賀茂川の合流地点がある。かつては勅使門・天界橋・三門・仏殿・法堂・唐門・方丈が一直線に並び、方丈の東側に庫裏が置かれる伽藍配置だった。

境致は『扶桑五山記』に14題、『和漢禪刹次第』に13題の記載があった。「」内は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の本文注釈。()内は著者注釈。

祝聲堂 : 「輪藏」(経典を納める書庫)

護國廟 : 「鎮守八幡」(法堂の西。今出川通りの北、現御所八幡町)

國通閣 : 「山門之上」『扶桑五山記』、「山門閣」『和漢禪刹次第』

功德池 : 「蓮池」(山門前の放生池)

大寶塔 : (足利義満の七重塔を指す。中山定親の『薩戒記』応永卅一年十月五日の項には「件の塔寺外に在、富小路東、毘沙門堂南也」との記載がある)

洪音樓 : 「鐘楼」『和漢禪刹次第』(法堂の東)

天界橋 : 「蓮池」(功德池に架かる橋)

龍淵水 : 「前川」『和漢禪刹次第』(開山堂前庭に在った流れ。今出川から引かれていた。『和漢五山志』にも「前川」の注記あり)

般若林 : 「総門前壇」(学問所)

妙莊嚴域 : 「一條外門嚴中和尚十境頌在之」『和漢禪刹次第』、「妙莊嚴域、外門」「嚴中禾上十境偈在之」『和漢五山志』(『和漢禪刹次第』及び『和漢五山志』では「妙莊嚴」と記載。総門。室町一条にある)

學雄寶殿 : 「佛殿、三世如來、舊曰三世如來殿、又曰清淨寶殿」『扶桑五山記』(『和漢禪刹次第』には記載無し)

鐵鷄 : 「佛光國師」
(無學祖元)

金鳥 : 「佛國國師」
(高峰顯目)

無畏堂 : (『扶桑五山記』では次項目の「諸塔」の下に記載。法堂)

d) 建仁寺

京都市中心部の南東地域、鴨川の東の平地に南向きに伽藍が配置されている。鎌倉時代から南北朝時代に作成された「建仁寺伽藍配置図^{xxxi}」では、中門・山門・佛殿・法堂・寢堂・方丈が直線状に並んでいるのが確認できる。その直線の東側には東藏・土地堂・鐘樓、西側には西藏・祖師堂・鼓樓が並んでいる。

境致は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に 22 題で、全て共通していた（注釈には違いあり）。又、清拙正澄の「東山十境」の 10 題は 22 題中の始めの 10 題として全て記載されていた。更に「東山十境」の 10 題以下の 12 題は、全てが禅宗寺院の伽藍建築や役職名で、十境に選定されている題とは性格が異なっていることがわかる。「東山十境」の題は□で囲った。「」内は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の本文注釈。()内は著者注釈。

慈視閣 : 「方丈之上」『扶桑五山記』、「方丈上閣」『和漢禪刹次第』（方丈は重層建築であったと考えられる）

望闕樓 : 「山門之上」

大悟堂 : 「僧堂」

群玉林 : 「衆寮」（『和漢禪刹次第』では「羣玉林」と記載。山門の西、禪居菴の北）

入定塔 : 「開山塔」（現在の伽藍東の旧護国院内に「開山堂」あり）

楽神廟 : 「鎮守、（以下鎮守の縁起の記事）」（山門手前の東側にある）

無盡灯 : 「在禪居菴」（禪居菴は放生池の西にある）

清水山 : （清水の山。寺院の東）

第五橋 : （鴨川に架かる五条大橋。元の橋は現在より北）

鴨川水 : 「大鑑禪師（清拙正澄）一と作偈」『扶桑五山記』、「大鑑禪師名有頌」『和漢禪刹次第』（鴨川。寺院の西）

三世如來殿 : 「佛殿」

清凉軒 : 「方丈書院」『扶桑五山記』、「東方丈」『和漢禪刹次第』

拈華堂 : 「法堂」

雪隱 : 「西淨」

悅可 : 「維那」『扶桑五山記』、「維那寮」『和漢禪刹次第』（衣食の役職、衆寮の一）

首座 : 「前板」『和漢禪刹次第』（『扶桑五山記』では「^(表座)首座」と表記）、

夢升 : 「后板」『扶桑五山記』、「後板」『和漢禪刹次第』（衆寮の一）

等慈 : 「書院」『扶桑五山記』、「書記」『和漢禪刹次第』

龍藏 : 「東藏」（佛殿の東）

虎林 : 「西藏」（佛殿の西）

春會 : 「知賓」『扶桑五山記』、「知客」『和漢禪刹次第』

希眞 : 「侍香」

e) 東福寺

京都市の最南東部に位置する。南向きの伽藍配置。境致は『扶桑五山記』に 16 題、『和漢禪刹次第』に 15 題の記載があった。「」内は『扶桑五山記』及び『和漢禪刹次第』の本文注釈。（）内は著者の注釈。

選沸場 : 「僧堂、無^(師範)準筆跡」（禅堂。山門と佛殿の西）

梅檀林 : 「衆寮、張即之筆蹟」（『和漢禪刹次第』では「蹟」の文字無）

龍吟水 : （龍吟庵の井か）

甘露水 : 「井」『和漢禪刹次第』

- 通天橋 : 「^(春陽抄)普明国師筆」(『和漢禪刹次第』)では「普明国師筆、無橋字」と記載。佛殿から開山堂に至る溪谷「洗玉澗」に架けられた橋廊)
- 臥雲橋 : (「洗玉澗」に架かる橋廊。「通天橋」の西に在る)
- 思遠池 : 「蓮池」(山門前の池)
- 洗玉澗 : 「通天之後」『扶桑五山記』(佛殿から開山堂の間にある溪谷)
- 二老橋 : 「^(善見)性海和尚筆、勝定院筆」『扶桑五山記』(東福寺の北方に在る東福寺塔頭海蔵院の南)
- 妙雲閣 : 「山門、故曰凌霄之閣」『扶桑五山記』、「山門、雙曰凌霄閣」『和漢禪刹次第』
- 無價軒 : 「方丈書院」
- 千松林 :
- 潮音堂 : 「法堂」
- 五社宮 : 「鎮守、又云成就宮、八幡、春日、賀茂、山王、稻荷」(山門の東、浴室の奥)
- 三笑橋 : (『扶桑五山記』のみの記載)
- 解空室 : 「普門方丈」(『扶桑五山記』のみに記載。現在の開山堂「常樂庵」(円爾弁円の住坊「普門院」)の方丈の名称)
- 選僧堂 : (『和漢禪刹次第』のみの記載)

f) 万寿寺

現在では東福寺の塔頭の一つに数えられている。東福寺の北、鴨川の東側に位置している。

境致は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に 10 題で、全て共通していた。10 題中の 6 題が漢字四文字で構成されており、その内 3 題は一般的な境致の名称とは異なり「瀟湘八景」と同種の、漢字四文字で情景描写が為された題「千松客徑」「枯木回春」「新花更雨」であった(残る 3 題は建築物の名称)。また、境致の位置・所在については確認できなかった。

()内は著者注釈。

- 琴臺 :
十地超關 : (萬壽寺開山十地學空の名が付く)
大雄寶殿 : (佛殿)
三山神廟 :
千松客徑 : (参道の松並木か)
枯木回春 :
新花更雨 :
東軒 :
南院 :
鏡沼 : (山門前の池か)

『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に、境致の記載の後、東漸和尚作の十境頌が記載されている。『扶桑五山記』では頌の後に「右萬壽十境頌、東漸和尚作」とあり、『和漢禪刹次第』では頌の前に「十境頌、東漸和尚作、八句詩乎」との記載がある。

十境頌：「東軒虚豁包南院、海上仙山當處開、庭月無心臨鏡沼、暮雲有意傍琴臺、新華雨逐空談散、枯木春從冷坐回、親禮大雄超十地、千松客徑接方來」

(3) 十刹、諸山の境致

『扶桑五山記』には日本の諸寺位次・諸山が列挙されており、寺院によっては境致が記載されている。以下にその寺院と境致を挙げる。

a) 十刹

①大慈寺

日向州（鹿児島県）龍興山大慈廣慧禪寺。『扶桑五山記』に「十境」と「八景」の記載があった。『和漢禪刹次第』には「境致」「八景」の記載は無かった。

「十境」は「檳榔塢」「菡萏」「衣明殿」「雲秀溪」「緑池」「潮音閣：山門」「拈華堂：法堂」「烹金爐：方丈」「止止菴」「清涼軒」。

「八景」は「龍山春望」「寺古緑蔭」「漁浦舩舟」「橋邊暮雨」「江上夕陽」「東宮秋月」「西塞夜雪」「野市炊煙」である。

b) 諸山

①光音寺

三河州（愛知県）黄雲山光音禪寺。「十境」の内の8題が記載されていた。

「實相十境」という名称で、「靈光廟」「三嶋軒」「萬松洞」「垂虹橋」「宿鷺池」「南陽江」「有孚井」「無盡藏」の8題である。

②大智寺

豊後州（大分県）金猊山大智寺。「十境」の記載があった。

「十境」は「不二菴」「禪居」「松月」「大雄院」「金粟院」「竹隱」「本位」「自牧」「巢松」「獨芳軒」である。

分析

『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』に記載されていた諸寺位次・諸山の境致は合計で3寺在るだけであった。何れも五山寺院で選ばれていた境致の名称と類似している事がわかる。

また十刹の大慈寺には境致と八景の2種類が記載されていたが、それらの名称は本論文でも第1章、第2章で既に指摘した通り、「境致」系と「瀟湘八景」系で区別されており、2者は明らかに異なる種類の詩である事がわかる。

2. 鎌倉・京都五山寺院に於ける「境致」の位置について

第1節では、『扶桑五山記』と『和漢禅刹次第』に記載された日本禅宗寺院の「境致」について、両史料の記載の差異や、記述された位置描写などを整理した。そこで第2節では、鎌倉と京都の五山寺院について『扶桑五山記』及び『和漢禅刹次第』に記載されていた「境致」と現在の各寺院の伽藍配置とを照らし合わせ、境致の位置についての検討を行う。しかし現在の五山各寺院は何れも創建当時、或いは境致が選定された時期の状態から変化している。そこで過去に作成された境内絵図などが残されている場合は、それらの絵図中に境致として選定された対象物が書き込まれているかを確認する事とした。

始めに境致の対象物を伽藍建築などの人工物とその他の自然物に分類し、次にそれら対象物を実際に確認する。現在の寺院境内に同じ名称の建造物が存在するかを確かめ、また絵図が残っていた場合は、その中に名称を確認した。

(1) 鎌倉五山

鎌倉五山寺院に選定されているのは上位から、建長寺・円覚寺・寿福寺・浄智寺・浄妙寺である。現在の鎌倉市内に五寺全てが点在する。三方を山に囲まれ、南に海を臨む鎌倉市の中心部には鶴岡八幡宮が在る。その東側一帯には、源三代の大蔵幕府跡が、また南側一帯には北条執権時代の宇都宮逗子幕府跡が発掘調査によって確認されている。五山寺院は鶴岡八幡宮から見て、北西に建長寺・円覚寺・浄智寺、南西に寿福寺、そして浄妙寺だけが八幡宮の東方に比較的離れて建立されている。これら五山寺院は何れも、山麓の谷戸

の地形を利用して建てられているのが特徴である。

a) 建長寺

建長寺は現在の鎌倉市中心部に位置する鶴岡八幡宮から直線距離では北に 720m 足らずの、三方を山に囲まれ西南に開ける谷戸に位置し、西南向きに建っている。

この寺は、建長 5 年（1253 年）に鎌倉幕府五代執権北条時頼が蘭溪道隆を招いて創建した禅宗専一道場である。元中 3 年・至徳 3 年（1386 年）、足利義満によって改めて日本の五山制度が制定された時に鎌倉五山第一位に定められた。『建長寺指図』に見る伽藍は中軸上に山門・仏殿・法堂・方丈が一直線に並び、庫裏と僧堂がその左右に相對する配置で、『大宋諸山図』に残された南宋禅宗寺院の伽藍配置を世襲している事がわかる。この寺院には山門前の方池が無いが、これは創建当初から無かったと考えられている。山門前には、伽藍中心軸の左右に方形の敷地が設けられており、柏楨が並木状に植えられている。これが方池の代わりとなっている。

境致は『扶桑五山記』『和漢禅刹次第』共に 26 題であった。建長寺には明極楚俊の「建長寺十境」詩と乾峰士曇の「巨福山十題次明極和尚韻」が残されているが、両史料の 26 題の中に「建長寺十境」とその和韻詩「巨福山十題次明極和尚韻」の十題全てが含まれていた（「玄関」「大徹堂」「得月樓」「逢春閣」「拈華堂」「蘸碧池」「華嚴塔」「嵩山」「玲瓏巖」「円通閣」）。26 題中で位置が確認できなかったのは、「對神閣」「應眞閣」「摩宵閣」「逢春閣」「三千佛」「玲瓏巖」の計 6 題であった。この 6 題の中の 2 題「逢春閣」「玲瓏巖」は「建長寺十境」に含まれている。「逢春閣」に対して詠まれた詩は、明極楚俊と乾峰士曇の何れのものも春の訪れた様子を描写したものであり、逢春閣という名称の建物について詠まれている訳ではない。また「玲瓏巖」については、険しい高所の様子が描写されているが、具体的な位置などが示唆されている訳ではない。

位置が確認できる題は全て人工物で、建築物と池であった。建築物は伽藍建築が、「拈華

堂」「毘盧賓閣」「大徹堂」「嵩山」「栴檀林」「法輪賓藏」「照心」「海東法窟」「天下禪林」の9題。方丈に関連するものが、「得月樓」「龍王」「玄関」「聴松」の4題と方丈前の「蘸碧池」があった。また方丈の西には観音殿が在り、そこからは「円通閣」と「海眼」（池）「截流橋」の3題が選ばれている。その他は伽藍の西側を流れる川に架かる「天津橋」、方丈から更に奥に登った所に在る「華嚴塔」、そして建長寺后山の山頂に在る「松上軒」という展望台が選定されていた。これらを『建長寺指図』と延宝6年（1678年）作成の『建長寺境内絵図』の中に確認した（図1『建長寺指図』『建長寺境内絵図』）。「建長寺十境」に選定されている題については、『建長寺指図』では「嵩山門」、「大徹堂」、「蘸碧池」「得月樓」、「円通閣」が確認できる。また『建長寺境内絵図』では「逢春閣」と「玲瓏巖」を除く8題が全て確認できた。延宝6年に描かれた『建長寺境内絵図』では円通閣、僧堂、法堂はそれぞれ「円通閣跡」、「僧堂跡」、「法堂跡」と記されており、焼失した後に作成された絵図であることが示されている。「建長寺十境」以外については『建長寺境内絵図』に描かれている伽藍の北側の流れに掛かる天津橋と截流橋が確認できる。天津橋は「天津橋跡」と記されており、円通閣などと同様に既に失われていた事がわかる。

建長寺の境致の特徴としては、その対象の殆どが建築物であり、その約半数が伽藍建築だという事である。また特定できなかつた境致6題中の4題が「閣」で、観音殿の様な重層建築が複数存在したのではないかと考えられるが、確認できなかつた。「玲瓏巖」は場所の特定はできなかつたが、建長寺の境致中で唯一の自然物である。この「玲瓏巖」は同名の境致が南宋五山寺院の天童寺に存在し太白山内に在る事から考えて、建長寺の玲瓏巖も周囲の山中の何処かを指した可能性が高い。

b) 円覚寺

円覚寺は建長寺から北西に1km程の場所に立地しており、六国見山山麓から山の傾斜に沿って西向きに伽藍が立ち並ぶ。

この寺は、弘安 5 年（1282 年）に鎌倉幕府八代執権北条時宗が元寇の戦没者を弔うために無学祖元を関山に迎えて創建した寺院である。正平 9 年・文和 3 年（1354 年）には足利尊氏が夢窓疎石の塔所として黄梅院を創建し、元中 3 年・至徳 3 年（1386 年）に鎌倉五山第二位に定められた。円覚寺の寺地は広い谷を横断して門前に方形の蓮池を持ち、そこから北に向かって伸びる斜面上に伽藍が配置されており、南宋禅宗寺院に見られる階段状境内構成が忠実に採用された事が解る^{xxxiii}。

境致は『扶桑五山記』が 13 題、『和漢禅刹次第』が 12 題で、『扶桑五山記』に余分な 1 題は、「偃松橋」（門前の蓮池に架かる石橋）であった。13 題中では人工物が 11 題で、その内の建築物は橋を含めて 9 題と池が 2 題あった。自然物は 2 題で、池に配された大岩と円覚寺后山が選定されていた。9 題の建築物中で伽藍建築は、「妙莊嚴域」「法雲閣」「大光明寶殿」「直指堂」「選佛堂」そして開山塔正續院内に在る僧堂「正法眼堂」の 6 題で、残る 3 題は塔所「華嚴塔」、方丈「平等軒」、「偃松橋」である。これらを貞治 2 年（1363 年）作成の『円覚寺境内絵図』の中に確認した（図 2『円覚寺境内絵図』）。絵図中には『扶桑五山記』に載る 13 題（『和漢禅刹次第』では 12 題）全てが描かれている事が確認できる。

円覚寺の境致の特徴は、建長寺同様に自然物が殆ど選ばれていない事である。また境致に選定された対象物は現在の寺院内に於いても全て確認する事ができたが、后山「六国見山」が境内からやや離れた位置に在る以外は、何れも寺院境内の領域に含まれるものばかりであった。

c) 寿福寺

寿福寺は中心部から西に直線距離で 700m程で、鎌倉の中心部に近い平地に位置しており、背後に源氏山を控えている。寺院の両側面も低い山並みが囲んでいる谷戸である。

この寺は北条政子が源頼朝の没した翌年の正治 2 年（1200 年）に明庵栄西を関山に迎えて創建した。創建当時は 14 の塔頭を有する大寺院で、途中 2 度の火災に見舞われたが復興

され 13 世紀後半頃に最盛期を迎えた。山門前には双池跡と見られる石組が残っており、山門から境内に続く並木道は往時の姿を今に伝える数少ない要素である。境内は三方を山に囲まれた比較的広い平地に東向きに建っており、后山に源氏山を配する。

境致は『扶桑五山記』に 4 題、『和漢禪刹次第』に 12 題であった。この中で用途が解るものは『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』双方に記されている、「扶桑興禪之閣」（方丈の上）「三佛殿」（仏殿）「梅檀林」（衆寮）「三摩地」（「観音殿」の注記あり）だけであった。残る 8 題「獨松峰」「畝雲塔」「法雨塔¹³」「碧玉泉」「千光室」「金龜井」「万柳池」「梅塢」は何れも『和漢禪刹次第』に記載されていたものだが、塔が 2 題と室 1 題が建築物である事はわかる。その他、泉、井、池、峰、塢の 5 題についても、対象物が何であるかは名称からわかる。また、この 8 題中「碧玉泉¹⁴」「万柳池¹⁵」の 2 題は、中国の景勝地と同じ名称である。

寿福寺の境致は現在確認できるものが全く無かったが、これは境致選定時の伽藍建築物が殆ど残されていないためと考えられる。しかし用途の解る 4 題を見ると、何れも五山寺院の境致として常に選定される要素（方丈・仏殿・衆寮・観音殿）が此处でも選ばれている事がわかる。この寺院については、寛政 2 年（1790 年）に作成された『寿福寺境内絵図』があるが、この中に境致の題は確認できなかった（図 3『寿福寺境内絵図』）

d) 浄智寺

浄智寺は建長寺と円覚寺の中間地点に、寺院正面を建長寺や円覚寺とは反対の東向きにして伽藍が配置されていた。場所は三方を山に囲まれた谷戸で建長寺と似たような地形に建てられており、往時は円覚寺同様に后山の天柱峠に至るまで伽藍が立ち並んでいた事が確認されている。

¹³ 中国禅宗の五祖弘忍（大満禅師、602 年 - 675 年（仁寿 2 年 - 上元 2 年））の塔号と同名

¹⁴ 雲南省昆明市にある安寧温泉の古名

¹⁵ 江蘇省淮安市にある湖。月湖

この寺は五代執権北条時頼の三男北条宗政の菩提を弔うため、弘安6年(1283年)頃に創建された。開山として招いた南州宏海は兀庵普寧と大休正念を開山とし、自身は準開山となった。最盛期には伽藍が完備され塔頭を11持つ大寺院であったが15世紀中期頃から次第に勢力が衰え始め、大正12年(1923年)の関東大震災で残っていた伽藍の多くを失った。

境致は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に11題だが、対象が確認できるものは「天柱峰」(后山)と、注記があった「常安」(方丈)の2題のみである。この他に「莊嚴寶殿」が、名前から推測して仏殿を指している事がわかる。また「法處在近」は現在建っている外門に扁額が掲げられており「宝所在近」とある事から総門であった事がわかる。以上を踏まえて11題の境致を整理すると、建築物は「法處在近」「莊嚴寶殿」「常安」の他に「芭蕉軒」「妙高亭」「甘露池」の合計6題、自然物は后山「天柱峰」と「回鸞峰」「鵬搏峰」「鳳樓嶺」「盤陀石」の5題となる。

浄智寺の境致の特徴としては、建築物と自然物の数が半々である事、そして自然物の殆どが「峰」や「嶺」といった山である事が挙げられる。境致全体の比率から見ても11題中4題が山であるのは、他の鎌倉五山寺院の境致とは異なっている特徴である。しかし『扶桑五山記』や『和漢禪刹次第』で、南宋五山寺院の項に記載されている題でも、浄智寺の境致同様「峰」や「嶺」が多数選ばれているので、それに倣ったものであると推測できる。また、この寺院については絵図も確認できなかった。

e) 浄妙寺

浄妙寺は鎌倉中心部から東に1.3km程離れた、朝比奈切通しの手前に位置する。この辺りは山に囲まれた比較的広い平地で、そこを朝比奈から鶴岡八幡宮方向に滑川が流れている。

この寺は文治4年(1188年)に足利義兼が退耕行勇を開山に招いて創建したとされ、当初は極楽寺と称していた。その後、正嘉元年～正応元年(1257～1288年)間に月峰了然に

より禅宗寺院に改められて、浄妙寺に改名される。鎌倉五山に制定された頃は塔頭 23 院も
の大寺院であったが、火災などで次第に衰退した。

境致は『扶桑五山記』『和漢禅刹次第』共に記載が無い。しかし『浄妙寺境内絵図』が寺
に残されており、往時の威風を伝える伽藍建築が描かれている（図 4『浄妙寺境内絵図』）。
但しこの図は 14 世紀半ば頃の最も繁栄していた様子を江戸時代に描写して描かれたものと
されている事から、実際の伽藍の様子がどの様であったか詳しくはわかっていない。

（2）京都五山

京都五山寺院に選定されているのは五山の上に南禅寺を数え六寺ある。上位から南禅
寺・天龍寺・相国寺・建仁寺・東福寺・万寿寺である。現在の京都市内に六寺が点在して
いる。京都は三方を山に囲まれ南に開く緩やかな盆地で、中心部は古代に築かれた都市の
形状を現在まで保っている。殆どの五山寺院は山麓付近に建てられているが、鎌倉の様に
山間の狭い谷戸に築かれているのとは異なり寺域は開けた平地である。このため禅宗寺院
の特徴と考えられている山麓・山岳寺院の様相は持たないものの、周囲の山々を伽藍の背
景として見渡す優れた景観を持っている事が特徴である。

a) 南禅寺

南禅寺は東山山系の麓に在り、山を背にした緩傾斜の地に西向きに伽藍が並んでいる。
地形は山門から段状に徐々に登る様になっており、方丈の後で急激に高くなる。

この寺は後嵯峨天皇が文永元年（1264 年）に造営した離宮を、息子の亀山法皇が正応 4
年（1291 年）に禅寺に改めたのを元とする最初の皇室開基の大禅院である。無関普門を開
山に招いた草創当初は禅林寺といった。実際の造営は二世住持の規庵祖円によって行われ
1299 年頃には禅宗寺院としての伽藍が整い南禅寺と改められた。建武元年（1334 年）
に後醍醐天皇が南禅寺を五山第一位と定めたが、足利義満が自ら創建した相国寺を加えて

京都五山を制定した時に「別格」とされ「五山の上」と位置づけられた。創建当時は中軸上に山門・仏殿・法堂・方丈が並び、仏殿の両脇には土地堂と祖師堂が建っていた。また山門と仏殿の間には回廊が配されていた^{xxxiv}。しかし明徳4年(1393年)と文安4年(1447年)の火災により主要伽藍が焼失し、その後再建された建物も応仁・文明の乱の間に失われた。

境致は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に34題の記載があった。この中で、確実に建築物なのは20題で、その内の7題が伽藍建築(重層山門の上下・仏殿・法堂・僧堂・衆寮・前堂)であった。残る13題は方丈・方丈書院・塔頭2題・亭2題・塔所・橋・鎮守廟・蔵(東・西)西浄・化壇であったが、西浄や化壇が実際に佳名を与えられた境致として選定されていたかは疑わしい。その他の人工物では池が2題あった。また自然物と考えられるものは5題で、嶺・峽・峰・岩と「神僊佳境」という滝のある一画である。しかしこの「神僊(神仙)佳境」は江戸時代の名称であることから、境致選定当初から加えられていたとは断定できない。また、上記以外の7題については禅宗寺院に於ける役職名などで、境致の名称として記載されたとは考えにくい。『扶桑五山記』の注記に依ると后板・書記・知客・侍香・請客・書状・付薬の7題である。

南禅寺の境致は、境致名とは言えないものが数多く含まれていた。例えば、建築物ではあるが境致の対象とは成り難いと考えられるものが「雪隠」と「化壇」である。また「望仰」「龍蟠」「景雪」「擇木」「思忠」「内史」「小玉」は前述の通り、后板、書記、知客、侍香、請客、書状、付薬を指す由が『扶桑五山記』及び『和漢禪刹次第』の本文注釈に記載されている。

境致の佳名として違和感の無い対象物については、その内訳が自然物と比較して建築物の方が数多く含まれており、特に主な伽藍建築は全て選ばれていた。

b) 天龍寺

天龍寺は京都市の西に位置し大井川を挟んで南に嵐山、北西に小倉山を控え、亀山を后山として東向きに伽藍が並んでいる。地形は概ね平坦で、后山山麓に至って初めて傾斜面を持つ。

この寺地には嵯峨天皇の皇后橘嘉智子が開いた檀林寺があったが、13世紀になって後嵯峨天皇と亀山天皇によって「亀山殿」と称する離宮が建てられた。その後、足利尊氏が後醍醐天皇の菩提を弔うため禅寺に改め、康永4年（1345年）に夢窓疎石を開山に迎えて落成供養が行われた。最盛期には広大な寺域に150もの塔頭を持つ大寺院であったが、度重なる火災により創建当時の建物は全て焼失している。

天龍寺建立については『太平記』第二十四巻に「天龍寺建立事」という項があり、此の中で夢窓疎石が天龍寺の十境を作った由が以下の様に記載されている。「此開山國師、天性水石ニ心ヲ寄セ、浮萍ノ跡ヲ爲事給シカバ、傍水依山十境ノ景趣ヲ被作タリ。所謂大士應化ノ普明覺、塵々和光ノ靈庇廟、天心浸秋曹源池、金鱗焦尾三級岩、眞珠琢額龍門亭、捧三壺龜頂塔、雲半間ノ萬松洞、不言開笑拈華嶺、無聲聞音絶唱溪、上銀漢渡月橋、此十景ノ其上ニ、石ヲ集テハ烟嶂ノ色ヲ假リ、樹ヲ栽テハ風濤ノ聲移ス。慧崇ガ烟雨ノ圖、韋偃ガ山水ノ景ニモ未得風流也^{xxxv}」。これをみると、先ず「水に傍い山に依って十境の景誼を作った」とあり続いて十境を列挙しているが、それを受けた次の文では「この十景の其の上に云々」と述べていて、「十境」と「十景」が同じものを指す語彙として使用されている事がわかる。

境致は『扶桑五山記』に16題、『和漢禪刹次第』に17題であった。天龍寺は夢窓疎石が選定した「天龍寺十境」が知られているが、これらは10題全てが両史料共に含まれていた（「普明閣」「絶唱谿」「靈庇廟」「曹源池」「拈華嶺」「渡月橋」「三級岩」「万松洞」「龍門亭」「龜頂塔」）。この「天龍寺十境」以外の6題（『和漢禪刹次第』では7題）は何れも建築物で、伽藍建築が中心であった。その内訳は、総門・法堂・僧堂・仏殿の四伽藍と方丈書院・土地堂（『扶桑五山記』には記載無し）・祖師堂であった。天龍寺十境の内訳は、建築物が橋を含む5題と、自然物が池・岩・洞（並木道）・嶺（嵐山）・溪（大井川）の5題である。

この 5 題の建築物を見ると、伽藍建築に当たるものが山門の上層部のみで、後は亭・塔・廟・橋であった。

天龍寺の境致は「天龍寺十境」で選定されているものが禅寺の伽藍建築以外の要素から選ばれているのに対して、二つの史料では「天龍寺十境」の 10 題に、伽藍建築を中心とした禅宗寺院施設を加えて 16 題（『和漢禅刹次第』では 17 題）にしている事が分かる。その特徴は、夢窓疎石が選定した十境が天龍寺特有の景観美を意識して選ばれたものであるのに対して、『扶桑五山記』及び『和漢禅刹次第』で加えられた建築物群の境致は、何れも天龍寺以外の五山寺院でも境致として選ばれている標準的とも言える対象物だという事である。この「天龍寺十境」には、夢窓疎石の詠んだ偈頌の他に、鐵舟徳濟と乾峰士曇の詠んだ「天龍寺十境韻」の和韻詩もそれぞれ残っている。

また天龍寺には応永 33 年（1426 年）に作成された『天龍寺応永鈞命絵図』が残されているが、この絵図上にも境致の多くを確認できる（図 5『天龍寺応永鈞命絵図』）。まず「天龍寺十境」については、「普明閣」、「万松洞」、「龍門亭」、「亀頂塔」、「拈華嶺」、「渡月橋」、「靈庇廟」、「絶唱谿」の 8 題が絵図上に確認できる。それ以外では「天下龍門」が山門から東に延びた参道の先に在るのが確認できる。

c) 相国寺

相国寺は京都市中心部からやや北の平坦な地に南を正面にして伽藍が並ぶ。寺院の東方には高野川と賀茂川の合流地点が在り、南には御所が在る。

この寺は永徳 2 年（1382 年）に室町幕府三代将軍足利義満により自身の御所に隣接した大禅院として創建された。開山には春屋妙葩を招いたが、彼は師の夢窓疎石を開山とし自身は二世として入寺した。この寺は創建直後から何度も火災に遭い伽藍が焼失するが、その度に再建されて今日に至る。かつては勅使門・天界橋・山門・仏殿・法堂・唐門・方丈が一直線上に並び、方丈の東側に庫裏が置かれていた。

境致は『扶桑五山記』に 14 題、『和漢禪刹次第』に 13 題であった。内訳は建築物が殆どを占めており、自然物は「龍淵水」（今出川から引かれていた流れ）だけであったが、これも自然の川ではなく庭園に引かれた人工の流れである。また「鐵鷄」「金鳥」にはそれぞれ「佛光國師」と「佛國國師」と僧侶名の記載があったが、何を対象物としているのか明確ではない。残る 11 題（『和漢禪刹次第』では 10 題）は、人工物の蓮池の 1 題以外は全て建築物で、伽藍建築が 8 題（仏殿「學雄寶殿」は『扶桑五山記』だけに記載）と橋・廟であった。

相国寺の境致は殆どが建築物であり、それも伽藍建築の占める割合が高いのが特徴である。この理由として挙げられるのが寺院の建てられている場所である。山岳・山麓寺院とは異なり相国寺の立地場所は都市中心部で、周辺の自然環境が豊かとは言い難い。そのため境致に選定された対象物も寺域内の建築物が中心になったと考えられる。

d) 建仁寺

建仁寺は、京都市の南東部の鴨川東側に位置する平坦な土地に、南向きの伽藍配置で建てられている。

この寺は鎌倉幕府二代将軍源頼家を開基、明庵栄西を開山として建仁 2 年（1202 年）に京都における臨濟宗の拠点として建立された。創建当初は天台、真言、禪の三宗並立寺であったが 13 世紀半ばに蘭溪道隆が住持となった頃から純粹な禅寺となった。創建時の建物は度重なる火災で焼失したが、鎌倉～南北朝時代の「建仁寺伽藍配置図」に依ると中門・山門・仏殿・法堂・寢堂・方丈が一直線上に並んで、その東側に東藏・土地堂・鐘樓、西側に西藏・祖師堂・鼓樓が建てられていた。

境致は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に 22 題の記載があった。清拙正澄の「東山十境」の十題は全てこの 22 題に含まれていた（「慈視閣」「望關樓」「大悟堂」「群玉林」「入定塔」「樂神廟」「無晝燈」「清水山」「第五橋」「鴨川水」）。「東山十境」に含まれていない

12 題については、その中の 9 題が南禅寺の場合と同様に役職や西浄等が選ばれており、境致として機能していたか定かではない（西浄・后板・東蔵・西蔵・知寶・侍香が南禅寺と一致する）。この 9 題を除く 13 題中に建築物は 11 題あり、その中で伽藍建築は、山門之上・僧堂・衆寮・仏殿・法堂の 5 題であった。残る 6 題は、方丈之上・開山塔・鎮守廟・禅居庵・第五橋・方丈書院であった。自然物は 2 題で、清水山と鴨川水である。

建仁寺の境致は建築物が殆どで伽藍建築がその半数を占めている事と、伽藍建築ではない建築物についても、寺院の宗教施設であるものが多い事が特徴である。そして南禅寺の境致の場合と同様に、役職名と考えられるものが複数含まれていた事も特徴として挙げる事ができる。

また、建仁寺配置図については、法堂を創建した青山慈永（乾元元年 - 正平 23 年・1302 年 - 1369 年）が入寺した 1363 年以降に作成されたと考えられる『東山往古之図』が両足院に残されている。この原図の書き起こし図^{xxxvi}には「東山十境」の内の鴨川、第五橋、清水山など寺域外の境致以外の 7 題全てが確認できる（図 6『東山往古之図』）

e) 東福寺

東福寺は京都市の最南東部に南向きの伽藍配置で建っている。比較的平坦な地形に伽藍が並ぶが、その後方には洗玉澗という溪谷があり廊橋が架かる。

この寺地には藤原忠平によって延長 2 年（924 年）に建てられた藤原氏の氏寺法性寺があったが、嘉禎 2 年（1236 年）に摂政九条道家によって釈迦像を安置する為の大寺院が建立され東福寺と称されたのが始まりである。開山には仁治 2 年（1241 年）に宋から帰国した円爾弁円を迎えた。14 世紀初頭から度々火災で焼失するが、その都度再建された。

境致は『扶桑五山記』16 題、『和漢禅刹次第』15 題であった。但し二つの史料に於いて、数では 1 題の差しかないが、『扶桑五山記』のみに記載があるのが 2 題、『和漢禅刹次第』のみに記載があるのが 1 題あり、東福寺の境致として史料に記載されているものは合計 17

題確認できた。『扶桑五山記』のみに記載されているのは「三笑橋」と「解空室」（円爾弁円の宿坊「普門院」の方丈）、また『和漢禅刹次第』のみに記載があるのは「選僧堂」で、この3題共に建築物であった。それ以外の14題は、両史料に共通であった。この14題の内、建築物は9題で、伽藍建築が僧堂、衆寮、山門、法堂の4題と、その他の建築物に当たるものが方丈書院・鎮守宮の2題、更に橋が3題であった。人工物は蓮池「思遠池」の1題、そして自然物は井が2題、溪谷「洗玉澗」と松並木と考えられる「千松林」の2題であった。

東福寺の境致は、その対象物として溪谷と橋が伽藍建築と同等に重要視されている事が解る。これら境致に選定されている橋は、溪谷「洗玉澗」に架けられている廊橋で、現代に至るまで景勝地として名高い。また山門前に在る蓮池以外に寺院内の庭園に在った井と思われる「龍吟水」「甘露水」が選ばれている事、また東福寺塔頭「海蔵院」の南に架かる橋「二老橋」も選ばれている事は他の五山寺院には見られない特徴である。

東福寺には雪舟筆と伝わる『東福寺伽藍図』が残されており、図の上部に永正2年（1505年）というト書きが在る。因ってこの図は、鎌倉時代末から南北朝時代にかけて3回炎上した後に再建された室町時代の様子が描かれている。このト書き文中には「惠山所有十境」との記載があり潮音堂、選仏場、妙雲閣、梅檀林、五社宮、千松林、通天橋、思遠池、洗玉礪、臥雲橋の10題が列挙されている（図7『東福寺伽藍図』）。

f) 万寿寺

万寿寺は現在、東福寺塔頭の一つとして東福寺の北に位置している。

この寺は、元は永長2年（1097年）に白河天皇が、前年崩御した娘の郁芳門院のために自身の御所であった六条内裏を仏寺とした「六条御堂」であった。六条内裏は東西一町、南北二町の敷地で、東に高倉小路、西に東洞院大路、北に六条坊門小路、南に六条大路が通っていた。正嘉年間（1257～1259年）に十地覚空により禅寺に改められ、室町時代には

それまでの十刹第四位から五山第五位に昇格したが、永享6年（1434年）の火災以降衰退した。現在の東福寺北に在る三聖寺隣に移転されたのは天正年間の事で、明治時代には両寺が合併され万寿寺として存続している。

境致は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に10題であった。元の寺院が失われているために境致の位置を確認する事はできないが、名称から「十地超關」「大雄寶殿」「千松客徑」「鏡沼」「三山神廟」の5題が何であったかは推察が可能である。残る5題の内の「東軒」「南院」は建築物であると考えられるが「琴臺」が何を指していたのか明確ではない。ただ、南宋五山寺院の天童寺にも「妙高臺」という境致が存在しており、これが山の名称であるので、そこから推測して「琴臺」も山を指していると考え事が可能である。また玉村竹二に依ると「琴臺」は万寿寺の雅称となっていた^{xxxvii}という事であり、ここからも「琴臺」が山を指していたと推測できる。

残る「千松客徑」「枯木回春」「新花更雨」の3題は、対象物の佳名をそのまま使用する境致の題というよりも、「瀟湘八景」に代表される、時節を語彙に含んだ四文字で構成される「景」の名称である。

万寿寺の境致については、境致選定時の伽藍配置が不明なために詳しく考察する事ができず、また10第中6題が漢字四文字で構成されている事も特徴的で、他の五山寺院とは趣を異にするが一方で、五山寺院で慣用的に選定されている境致の対象物（仏殿・松並木・池）が含まれている事も確認できた。

3. 『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』に記載された南宋五山寺院の「佳名」

これまで日本の禅宗寺院の「境致」について、主に鎌倉・京都五山寺院を中心に『扶桑五山記』と『和漢禪刹次第』の両史料を参考にして分析を行ってきた。本論文では先に、中国禅宗寺院に於ける「境致」の選定がどれ程一般的であったかについて第一章で文献史

料を基に考察を行った。そして第二章では、南宋五山寺院と日本の五山寺院それぞれに於いて詠まれた十題一揃いの題詩について、詠まれた内容を比較し分析を試みた。それを踏まえた上で本章では1節と2節で、日本で書かれた史料を参考に日本の禅宗寺院の境致についての分析を行った。『扶桑五山記』の第一冊は「大宋國諸寺位次」という項目で、南宋五山及び十刹の各寺院についての記載に充てられている。ここには、寺院名・開山に続き、境致と思われる名称がそれぞれの寺院毎に記載されている。これらは境致名（佳名）を列挙しているように思われるものの「境致」という但し書は一切なされていない点で、第二冊以下の「日本諸寺位次」とは異なっている。又、これまで第一章、第二章で述べてきた通り、中国で編纂された仏寺志に「境致」の語彙は確認できず、「十境」詩は『明州阿育王山續志』に1例が確認されただけであった。この事から推測すると、『扶桑五山記』が書かれた時に、宋の五山寺院の項目について参考として用いた史料には「境致」という語彙は記載されていなかったと考える事ができる。そのため『扶桑五山記』の著者は、「大宋國諸寺位次」の各寺院の佳名を記載するに当たり、「日本諸寺位次」の各寺院で「境致」として名を列挙したのと同じ形式を用いて記述する事で、「境致」の語を使用せずに「境致」名と同様である事を示唆したとも推測される。

そこで本節では、『扶桑五山記』に記載された南宋五山寺院の佳名についても、日本の寺院の境致と同様の分析を試みた。尚、各佳名について、『中國佛寺志』の記載も参照にしながら、中国で書かれた文献と日本で書かれた文献で如何なる相違が見られるかも確認する。

南宋五山

南宋五山寺院に選定されているのは上位から、径山寺・靈隱寺・天童寺・浄慈寺・阿育王寺である。現在の中国浙江省杭州市の西湖から西の山間部に径山寺、西湖周辺部に靈隱寺・浄慈寺、そして寧波市に天童寺・阿育王寺が建立されている。この様に南宋五山寺院は、日本の五山寺院の様に一都市の中に五寺が全て在るのではなく、異なる二都市に点在

している。この浙江省を含む長江下流地域は唐代から禅宗が盛んな地域で、各地に大禪院が分布しているが、南宋時代に五山寺院として選ばれたのは上記の五寺であった。その最も大きな理由は、五山制度が朝廷の官寺制度であった事で、径山寺・靈隱寺・浄慈寺の在る杭州市は臨安と呼ばれる南宋の首都であり、また寧波市は臨安に一番近い国際貿易港として栄えた町であった。

a) 径山寺

杭州市西方、臨安県西北の径山山頂近くの、三面を山に囲まれ南に開く地形に位置する。境致に該当すると考えられる題は『扶桑五山記』に 20 題、『和漢禪刹次第』に 21 題であった。尚、題：に続く「 」内の語は『扶桑五山記』或いは『和漢禪刹次第』の本文に記載されている注釈で、題と共に太字で記した。()内は著者注釈、下線が付いているのは『径山志』での記載が全く確認できなかった題。

清涼法海：「山門」（『径山志』には記載なし。）

天下径山：「総門」（『径山志』では「三門」の項に「舊扁「天下径山」^{xxxviii}」との記載がある）

五髻峰：「**有五峰故也**」（『和漢禪刹次第』の注釈、堆珠峰・大人峰・鵬拏峰・宴坐峰・朝阳峰。但し『径山志』の「凌霄峰」に対する注記文には「五峰即凌霄峰、大人峰、鵬博峰、晏坐峰和御愛峰」とあり、『和漢禪刹次第』にある五峰名と一部一致していない。『和漢禪刹次第』で五峰として挙げられている「堆珠峰」と「朝阳峰」は『径山志』の注記では「浙江餘杭徑山七峰之一」と説明されている）

凌霄峰：「**主山**」（『和漢禪刹次第』の注釈）

凌霄閣：（『径山志』には「今廢」とあり、現存していない事がわかる）

龍淵室：「**方丈**」（閣のある方丈、径山の東北を切り開いた所に在る庫裏の、法堂上方に位置する。但し『径山志』に「龍淵室」の記載なし。「龍淵」については「匯大

殿為龍淵而從^{xxxix}」とあり、本堂周囲に存在していたと推測される)

不動岩 : (方丈後の山中)

不動軒 : 「方丈、法堂以方丈兼之、后山有不動巖」(『徑山志』には「今廢」とあり、現存していない事がわかる)

浄髮閣 : (『徑山志』には記載なし)

龍井一穴 : (西湖の西南、風篁嶺の上の「龍井」は西湖から 3.75 キロ程しか離れておらず、徑山寺の境致になるとは考え難い。『扶桑五山記』では「龍井」の注記として「一穴」の文字が書かれている。尚『徑山志』には「龍井」の注記として「位徑山寺後龍王殿側小井」とある)

流止亭 : (『徑山志』には「唐永泰間、國一受囑曰「乘流而行、遇徑即止」との記載があり、永泰二年からの約 2 年間 (765~766 年) に國一 (大覚禪師) が述べた事柄がわかる)

楞伽室 : (『楞伽經¹⁶』から由来か。『徑山志』には經典名「楞伽」の記載以外に一か所だけ「楞伽室」が記載されているが、名勝という扱いではなく、元叟端禪師塔銘の項に建物の名称として記載^{xl})

含暉亭 : (『徑山志』には「國一禪坐時、有彩雲朝暉、覆聚不散、故名。今廢^{xli}」と記載があり、現存しない事がわかる)

御受峰 : (『徑山志』には記載なし)

福地¹⁷ : (『徑山志』には記載なし)

喝石岩 : (『徑山志』の注記 : 「位徑山北峰石屏下。有一白衣人稱是天目巾子山人、欲拜國一禪師 (714 - 792) 為師、誦〈觀音〉、〈俱胝〉等咒、石遂裂為三。今喝石巖是也」)

鉢盂峰 : (『徑山志』卷十三、名勝の項には、先ず上述の「七峰」が列挙されており、そ

¹⁶ 禪について説かれているため、中国初期禪宗で重要視された經典

¹⁷ 神仙思想で仙人の住む場所を指す

の内の 4、5 番目に「朝陽峰」「堆珠峰」が記載され、その下に「亦名鉢盂峰。

已上是為五峰」との注がある^{xlii})

靈雞塚 : (『徑山志』巻十四の「古跡」の項に記載。「喝石東^{xliii}」と続き、その注釈には「位
徑山北峰石屏下喝石巖東」との説明がある)

碁盤石¹⁸ : (『徑山志』では詩詠の中に 2 箇所確認できた。「碁盤石徑苔痕斑」「碁盤石剝舊苔
蘚」とあり、何れの詩でも苔生した跡の残る石の様子が詠まれている)

万年正續院 : 「無準塔」(『扶桑五山記』の注釈。『徑山志』には「萬壽正續寺^{xliiv}」との名称
で記載されており、「万年正續」は額。注釈には「徑山寺下院、位雙溪下二十里、
宋佛鑑無準範禪師建、以接待雲水、仁宗皇帝親洒宸翰、而賜額焉」とある)

無準塔 : (『和漢禪刹次第』のみに記載、無準師範の塔頭か。『扶桑五山記』では「万年正
續院」の注記として記載。『徑山志』では建築物としての記載なし)

徑山寺については、『徑山志』に纏まった題詩が確認できなかったため、『扶桑五山記』
や『和漢禪刹次第』に記載されている題との単純な比較はできない。また、20 題中(『和漢
禪刹次第』では 21 題) 4 題が、『徑山志』では確認できなかった。

b) 靈隱寺

西湖の西側山麓、参道が西湖の西北から延びる。南北に 2 つ在る谷の北の谷に位置する。
境致に該当する題は『扶桑五山記』に 12 題、『和漢禪刹次第』に 13 題であった。又、靈隱
寺は『雲林寺志』に 2 種類の 10 首一纏まりの題詩が確認できた。李考光の「靈隱十詠」と
貝瓊の「靈隱十景」である。それぞれの十題のうち共通していたのは、「呼猿洞」1 題だけ
(但し『靈隱寺志』『雲林寺志』では共に「猿呼洞」と記載)であり、それ以外では「靈隱
十詠」の 3 題「高峰塔」(但し『扶桑五山記』では「北高峰」との記載)「冷泉亭」「飛來峰」

¹⁸ 碁は「爛柯」の故事などにも見られるように神仙思想の一要素

と、「靈隱十景」の「合澗橋」が『扶桑五山記』の境致と共通していた。□で囲った題は『雲林寺志』の題詩と共通していたもの。『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』本文の注釈は「」内に太字で記載、()内は著者注釈とする。また靈隱寺については、東福寺蔵の『大宋諸山図』に含まれている「靈隱寺配置図」が存在する。そこで以下の題について、配置図中に確認できるものには網かけで記載、また『靈隱寺志』『雲林寺志』に記載の無い題については下線を付けた。

飛來峰 : 「又云小朶峯」(『扶桑五山記』の注釈。寺の南に位置する溪流を望む奇岩の山。『靈隱寺志』には「飛來峰即靈鷲峰也為靈隱寺案山以竺僧理公得名高五十餘丈此峰中空外奇玲瓏磊塊^{xlv}」との記載)

小朶峰 : (『和漢禪刹次第』のみに記載、『扶桑五山記』では「蜚來峰(飛來峰)」の注記として記載。『靈隱寺志』『雲林寺志』に記載なし)

九里松徑 : (参道の松並木。『靈隱寺志』『雲林寺志』では「九里松」での記載。単独で詠まれた詩の主題としては複数の作品が確認できる)

合澗橋 : (参道を西に行くと、寺の手前に架かる橋。『靈隱寺志』には「南北澗水會于橋下故為合澗也^{xlvi}」とあり、巻頭の絵図「靈隱寺誌圖四^{xlvii}」には飛來峯牌樓という楼門風建築物から延びる橋として描かれている)

北高峰 : 「靈隱對淨慈、故有南北之名」(寺の北に位置する七層磚塔¹⁹が建っていた山)

冷泉亭 : (寺の山門前の広場に位置する、白居易が詩に詠った納涼の亭)

直指堂 : (南北に中軸を持つ伽藍配置の奥(北)に位置する方丈)

梅檀林 : (伽藍西側に位置する学問所。「梅檀林」「般若林」などの扁額を掲る)

呼猿洞 : 「又云白猿洞」(『扶桑五山記』では「云」の文字が「作」と記載。飛來峰西北山麓、白猿峰の下に位置する。西湖民間故事あり。『靈隱寺志』には「呼猿洞在蓮華峰麓即慧公驗飛來峰處^{xlviii}」との記載)

¹⁹ 煉瓦で築いた塔

壑雷亭 : (冷泉亭側の亭。宋代の建築)

石蓮峰 : (『靈隱寺志』には「石蓮」という項目があり、その注釈に「石蓮即蓮華峰也^{xlix}」と記載されている。よって後述する「靈隱十詠」「靈隱十景」の題「蓮花峰」と同じものを指している事がわかる)

蓮峰堂 : (「直指堂」や「千佛閣」などと並ぶ伽藍建築の一つであったと推測される)

鷲嶺 : (『靈隱寺志』の「飛來峰」の項には「飛來峰即靈鷲峰也」と書かれており「靈鷲峰」即ち「飛來峰」を指している。その為『扶桑五山記』や『和漢禪刹次第』の記述に於いて対象物が重複している事がわかる)

「靈隱十詠」「靈隱十景」の題で『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』に含まれていないもの

靈隱寺 :

蓮花峰 : (上述)

龍泓洞 : (『靈隱寺志』には「龍泓洞」の項に「飛來峰下龍泓洞側或云有洞通浙東蕭山徹浙江下有採石乳者入洞不已聞波浪篙櫓之聲懼而返」と記載あり)

鍊丹井 : (『靈隱寺志』に記載なし。『雲林寺志』には、収録されている詩の題として記載されている。但し『靈隱寺志』では恭行己という人物が「靈隱寺」と題する項で「井暗葛洪煉丹處^{li}」と述べており、葛洪が練丹を行った井戸が存在したという認識があった可能性がある。後述する「葛洪井」の葛洪(283 - 343)についての記述は本書に複数確認できた)

水臺盤 : (『靈隱寺志』で「武林山水」の「石」の項に「醉石」という名称が収録されており、その注釈として「名曰水臺盤^{lii}」とある)

翻經臺 : (『靈隱寺志』の「古蹟」の「石橋」の注釈には「亦謂石梁飛來峰頂近翻經臺^{liii}」とあり、飛來峰の頂きに在った事がわかる)

葛洪井 : (「鍊丹井」の項に関連事記載。但し『靈隱寺志』には「葛洪井」という語の記載無し)

連巖棧 : (『靈隱寺志』の「武林山水」の項に記載、「連巖棧飛來峰頂石級猶存^{liv}」との注釈が付随している)

飯猿臺 : (『靈隱寺志』には「在呼猿洞口廣丈許高二尺^{lv}」との注釈が記載されている)

夢謝亭 : (『靈隱寺志』の「客兒亭」の項の注釈に「一稱夢謝亭杜明甫為靈運建^{lvi}」とあり、杜明甫が謝靈運(385 - 433)のために建てた夢謝亭の別名とわかる)

理公巖 : (『靈隱寺志』の「理公巖」の項には「理公巖理公燕寂處也^{lvii}」とあり、靈隱寺開山の祖師慧理が燕寂した場所を指す)

『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の題と『雲林寺志』に記載されていた「靈隱十詠」「靈隱十景」の題で共通しており、更に『大宋諸山図』の「靈隱寺配置図」上にも確認できたのは「飛來峰」と「冷泉亭」の2題だけであった。配置図上に確認できる題の中で『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』に記載されて『靈隱寺志』『雲林寺志』に記載の無い題は3題あるが、反対に『靈隱寺志』『雲林寺志』だけに記載のあった題で配置図上に確認できるものは無かった。「靈隱十詠」「靈隱十景」に詠まれている題は、殆どが武林山水か古蹟の項に記載されている事物であった。反対に靈隱寺伽藍建築物は詩詠の対象となっていない事がわかった。

c) 天童寺

寧波市東方、阿育王寺から更に南東。太白山の麓に位置する。境致に該当する題は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に16題であった。又、天童寺については別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」と舒晝の「天童十題」が10首一纏まりの題詩として確認できるので、それぞれの題を『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の16題と比較した。別源円旨の題詩10題は全てが16題中に含まれているが、舒晝の題詩は半分の5題が含まれているだけであった。また、別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」は著書である『南遊集』には収録されている

が『天童寺志』と『天童寺續志』には収録されていない。舒亶の題詩については、「天童十題」という形での収録は『乾道四明図経』に確認できるが、『天童寺志』及び『天童寺續志』では10題がそれぞれ別の項に収録されていて、纏まった形での収録ではなかった。以下は、舒亶の題詩で『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の題と共通していたものは□で囲った。『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』本文の注釈は「」内に太字で記載、（）内は著者注釈。また先述の『大宋諸山図』に含まれている「天童寺配置図」に確認できる題は網かけで記載、更に『天童寺志』『天童寺續志』に確認できない題は下線を付けた。

五鳳閣：「樓大參作記、樓上安置千佛、名曰千佛閣」（重層山門、千仏閣。『天童寺志』には「五鳳閣」という語の記載無し。明代の詩の中に「五鳳」という単語が幾つか含まれていたが、それ以前の時代の詩詠には見られなかった）

光明藏（**寺志に記載無**）：（前方丈。『天童寺志』『續志』には記載無し）

九峰：（『天童寺志』に詩詠の語彙としての記載のみ。九峰についての具体的な説明箇所は確認できなかった）

龍澤：（太白山山頂、太白庵の近く。但し、舒亶の題詠では「龍池」となっており、『天童寺志』でも「龍池」の記載が確認できた。「太白山頂有龍池^{lviii}」とあり、太白山山頂にある事がわかる。尚『天童寺志』には「龍澤」の記載も確認できて、記載内容から「龍澤」と「龍池」は同じものを指していると考えられる。これについては後述の「太白禪居」の項を参照。**別源円旨の十境の一**）

玲瓏巖：（『天童寺志』には「瓊瓏峙寺西南循磴而上可二里許^{lix}」とあり寺から南西に石道を約1キロ程上った所にあったことがわかる。**別源円旨の十境の一**）

雙沼：（『天童寺志』『續志』には詩に詠まれた単語として一見できる以外に記載なし）

宿鷺亭：（参道上、万工池の手前に在り。『天童寺志』には「池上有宿鷺亭^{lx}」という注釈あり。**別源円旨の十境の一**）

清關：（『天童寺志』には「關」の項に「入山之關有三^{lxi}」として萬松關、鐵蛇關、清關

の三関が列挙されており、清關については「清關在外萬工池之左有橋跨澗上其下飛泉噴玉清響如環珮」と記載。別源円旨の十境の一)

萬松関 : (参道入口の関。上述の三関の一つで「萬松関二十里松之始在」と記載。別源円旨の十境の一)

萬工池 : (古名「双鏡」寺院正面の二つの大池、間の堤には七つの塔が並ぶ。「天童寺配置図」では池と堤の七塔が描かれている。『天童寺志』には「池則有内外萬工又名雙鏡内池當寺之前外池與内者相隔方塘^{lxiii}」との注釈。別源円旨の十境の一)

登閣 : (『天童寺志』『續志』には記載無し。別源円旨の十境の一)

妙高臺 : (『天童寺志』『續志』には詩に詠まれた単語として一見できる以外に記載無し)

翠鎖亭 : (『天童寺志』『續志』に記載無し。別源円旨の十境の一)

門外二十里松徑 : (門前まで続く松並木、「天童寺配置図」には松並木の絵が描かれている。「萬松關」について『寺志』に記載された注記部分に「二十里松」とあり)

虎跑泉 : 「在寺前」(『和漢五山志』に注記あり。但し「虎跑泉」は西湖から南西に2キロ程の大慈山白鶴峰下慧禅寺境内に在るので、天童寺の寺域に含まれる「境致」であるとは考えにくい。『天童寺志』には「虎跑在西澗之濱相傳有虎跑地所出^{lxiii}」の注釈あり。別源円旨の十境の一)

太白禅居 : (山号を冠した禅居、太白庵。『天童寺志』には「在山頂近龍澤^{lxiv}」と注釈あり。舒亶の題詩では「太白庵」。別源円旨の十境の一)

舒亶の「天童十題」にだけ確認できる題

太白峰 : («天童寺配置図」では「太白名山」と記載。『天童寺志』には「太白峰在山之絶頂雄尊深秀爲一郡之望每風雨時雷電多從頂出^{lxv}」と注釈あり)

響石 : (『天童寺志』には「響石下太白峰西百餘步縱衡五尺許扣之鏗訇鏜鞞如鐘鼓聲^{lxvi}」と注釈あり)

佛石 : (『天童寺志』には「佛蹟石」と記載されており「佛蹟在北山石壁上其痕廣四寸

許^{lxvii}」と注釈あり)

臨雲閣 : (『天童寺志』の「蒙堂閣、臨雲軒、春樂亭、宿鷺亭、更幽亭」の項に「時勝構之可紀者有東西四設利塔有蒙堂閣曰臨雲軒曰春樂亭曰宿鷺曰更幽^{lxviii}」との注釈あり)

春樂軒 : (上述の注釈)

上の題で、別源円旨の「和雲外和尚天童寺十境韻」と舒亶の「天童十題」に共通した題の内、更に『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』及び『天童寺志』にも記載されており、尚且つ『大宋諸山図』の「天童寺配置図」にも確認できるものは宿鷺亭 1 題だけであった。また、「天童寺配置図」には記載が無いものの、それ以外で当てはまる題は、龍澤、玲瓏巖、虎跑泉、太白禪居の 4 題あった。天童寺祖師の禪居である太白禪居(『天童寺志』では太白菴と記載)は太白山山頂に建てられていて、龍澤(龍池とも)がその庵の近くに在った。また、玲瓏巖も太白山に在り、太白峰の麓に寺院が建立された 8 世紀当時は、寺院名を「天童玲瓏寺」といった。これらの事から、以上の 3 題は天童寺とは関わりが深く、絵図以外の全ての文献で取り上げられているのは適当である事がわかる。また虎跑泉については、天童寺域内の景勝ではないが、仙人が 2 頭の虎に掘らせた泉という由来と共に広く知られた名勝地なので、詩詠の題に頻繁に選ばれたものと考えられる。

『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』に記載されていた 16 題の内、『天童寺志』『天童寺續志』には記載が確認できなかったものが 7 題あった。その 7 題中には別源円旨の詩が 2 題(登閣、翠鎖亭)含まれていたが、舒亶の詩は含まれていなかった。舒亶の題詩については、「天童十題」の 10 題全てが『天童寺志』『續志』には確認できたが、『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』には記載されていないものが 5 題(太白峰、響石、佛石、臨雲閣、春樂軒)あった。別源円旨の題詩は『天童寺志』『續志』に記載されていないものが 2 題あったが、『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』には 10 題全てが確認できた。この様に同じ寺院についての記述であっても、作成されたのが中国か日本かに因って明確な差異が現れていた事はとても興味

深い。

d) 浄慈寺

西湖の南岸に位置し、南屏山を后山とする。境致に該当すると考えられる題の記載は『扶桑五山記』に 12、『和漢禪刹次第』13 あった。「 」内に『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の本文注釈、() 内には著者の注釈を記載した。また『浄慈寺志』に記載が確認できなかった題については下線を付けた。

南屏山 : 「或云南屏峯」、「又云南屏峰」(先の「 」内が『扶桑五山記』の注釈、次の「 」内は『和漢禪刹次第』の注釈。浄慈寺主山)

慧月山 : (『扶桑五山記』に於ける記載。『和漢禪刹次第』には「慧日山」と記載されている。『浄慈寺志』では「慧日峰」とあり、南屏山の最も高所部を指す)

南高峰 : (西湖南西の、龍井と虎跑の間に在る景勝地。満覚隴)

六和塔 : 「后山」(南屏山に建つ塔)

枯木堂 : 「僧堂」(『浄慈寺志』には名称が該当する僧堂は確認できなかった)

宗鏡堂 : 「法堂」(『浄慈寺志』の「宗鏡堂」の項には「浄慈寺舊志宗鏡堂五楹在毘盧閣後即演法堂也^{lxix}」との注釈あり)

六橋 : (西湖に架かる六つの橋。西湖十景の一題「蘇堤春曉」で知られている。南屏山と栖霞山を結ぶ西湖上の堤岸で、北宋時代に蘇東坡によって作られた)

西湖 : (北向きに建てられた浄慈寺の北に位置する。『和漢禪刹次第』では「六橋」と「西湖」は区切り無しで一つの題として記載)

千峯閣 : (『浄慈寺志』には「千峯閣」或いは「千峰閣」という名称の建築物についての記載は無い。)

羅漢堂 : (伽藍中心部の五百羅漢院。『浄慈寺志』の「羅漢堂」の項には「在運木井南額

日旃檀海藏乾隆乙未二月揚州洪肇根重建時立^{lxx}」という注釈あり)

正徧知閣：(『浄慈寺志』の「千佛閣」の項に「淳祐十年理宗復建上親書正徧知閣四字額以賜^{lxxi}」とあり、千仏閣の扁額を指す)

霜花巖：(『和漢五山志』にはこの項目の次に「雙井」の記載ありとの注記。『浄慈寺志』には記載無し)

雙井：(『和漢禪刹次第』のみの記載。仏殿前に位置する。『扶桑五山記』には「雙井」は含まれていないが、「霜花巖」の項の注記として記載されている。『浄慈寺志』の記載に依ると、仏殿前にあった事がわかる^{lxxii})

浄慈寺については径山寺同様に、『浄慈寺志』に十境詩に当たる纏まった題詩が確認できなかったため、比較検討は行っていない。また『浄慈寺志』には確認できなかった題が 3 題あった。

e) 阿育王寺

寧波東方、天童寺北西の阿育王山西麓に開いた広い谷に位置する。境致は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に 7 題。又、『阿育王山續志』には樂長卿の「育王山十詠」、釋自學の「次十境韻」、清源本の「次十景韻」、そして釋峴荃の 10 題の題詩が記載されていた。これらの題詩で『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の境致と共通しているものを□で囲い、残りを別項に纏めた。『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』本文の注釈は「」内に太字で記載、()内は著者注釈。また『阿育王山志』『阿育王山續志』に確認できない題は下線を付けた。

玉几峯：(寺の南に位置する。玉几山)

玉几亭：(玉几山中の亭を指すか。『阿育王山志』『阿育王山續志』には記載無し)

無畏堂：(法堂か。相国寺の無畏堂は法堂を指す事に依る。『阿育王山志』『續志』では「無

異堂」と表記されており、雪巖祖欽（? - 1287 頃）によって詠まれた「育王四景」の題詩中の 1 題。）

妙喜泉 : 「張九成并大慧(衆賢)作泉銘」「張九成并入慧禪師作泉銘」（先の「」内が『扶桑五山記』、次の「」内が『和漢禪刹次第』の記述。山門前の万工池南に「妙喜泉」の石碑あり）

鄮峯 : (主山、阿育王山)

舍利道場 : 「又云妙勝之殿」（舍利殿、『和漢禪刹次第』では「金利道場」と記載。『阿育王山續志』の題詩では「舍利塔」と記載）

靈鰻池 : 「又云聖井魚」（『和漢五山志』にも同様の注記あり。『阿育王山志』では「靈鰻井」とあり、「金沙井」の別名）

『阿育王山續志』の題詩の題で、『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』と共通しないもの

金沙井 : (「靈鰻井」の別名。上述)

仙書岩 : (『阿育王山志』注記：「在鄮峰上、為阿育王寺旁的名勝古蹟之一」)

佛跡岩 : (別名に佛跡亭、佛蹟亭、佛跡峯とも。『阿育王山志』注記：「在鄮峰上、為阿育王寺旁的名勝古蹟之一、相傳有迦葉佛左足跡踏巨石上、石上覆以石亭」)

七沸潭 : (『阿育王山志』注記：「阿育王寺的前址」)

大權洞 : (『阿育王山志』注記：「玉几山有大權洞、七郎巖」)

承恩閣 : (『阿育王山志』注記：「元至正年間（1342 - 1350）、廣利禪寺住持悟光建承恩閣七間、學士黃潛爲之作記」)

涌現巖 : (『阿育王山志』注記：「距佛跡亭咫尺、乃釋迦佛舍利塔湧出之所」)

宸奎閣 : (『阿育王山志』注記：「大覺禪師回阿育王寺後、於神宗熙寧三年（1070）建造了宸奎閣、用以供藏仁宗の御書偈頌和英宗の手詔」)

放光松 : (『阿育王山志』には阿育王山「有權貴人至寺、戲問曰舍利何在、笑翁指道傍松謂曰此處即有、已而松枝皆放光、貴人驚異、即寺之門巷、建二石塔以表之^{lxxiii}」)

とある。また『阿育王山續志』では詩詠の題として多くの記載あり)

赤堇峰 : (別名に鄞城山、堇山、銀山崗とも。『阿育王山志』注記:「在奉化縣東五十里、古鄞城在下」)

佛蹟亭 : (佛跡岩の別名)

鬼谷祠 : (鬼谷廟とも。『阿育王山志』の注記:「鬼谷子の祠廟有三處、即太白山的南滄岙、沙堰河頭、和縣東三十里的某地」とある)

望海亭 : (『阿育王山志』注記:「在鄞峰頂」)

袈裟石 : (烏石の別名、『阿育王山志』には「烏石」の記載のみ。『阿育王山續志』注記:「烏石岙有烏石、石上隱現袈裟紋」)

阿育王寺については、『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の7題中で『阿育王山志』『續志』に記載が確認できなかった題は「玉几亭」1題だけであった。それも玉几峯内に建てられた亭であると想像できるもので、『中國佛寺志』の記載と比較しても異質ではない。また「無畏堂」「鄞峯」「靈鰻池」についても『阿育王山續志』にあった3種類の題詩の10題には含まれていなかったものの、「無畏堂」は四景詩の1つ、「靈鰻池」は10題中の「金沙井」を指している。そして主山についても、『阿育王山續志』の題詩では「鄞峯」山中に在る景物が複数詠まれていることが指摘できる。

阿育王寺については、南宋五山寺院の寺志中で唯一「十境」詩が確認できた寺院でもある。このため本項での分析結果に於いても、日本の五山寺院の「十境」の扱われ方と、阿育王寺で詩に詠まれた景勝地に類似が見られる事は特筆すべき点である。

4. 南宋五山寺院の題詩に選定されている「佳名」の位置について

第3節で南宋五山寺院について『扶桑五山記』及び『和漢禪刹次第』に記載されている

「佳名」を『中國佛寺志』に記載されている名称と比較して、両史料の記述に見られる差異について整理した。そこで本節では、先に日本五山寺院について行った分析と同様に、南宋五山寺院についても『扶桑五山記』と『和漢禪刹次第』に載る「佳名」の位置を検証する事とした。分析方法も日本五山寺院に行ったのと同様に、先ず「佳名」の対象物を伽藍建築などの人工物とその他の自然物に分類し、その結果を解釈した。そして東福寺が所蔵する『大宋諸山図』に絵図が残されている場合は、その絵図中に名称が記載されているかを確認した。

(1) 径山寺

径山寺は西湖から約 37 キロ西の山岳地帯に位置する。寺院の主山である径山は西の天目山に連なっており、天目山までの路が通じていた為に径山の名がついたと言われている。寺院は山頂近くに建てられており、周辺も山に囲まれた山岳寺院であった。

この寺院は唐代に現れた禅宗の一派である牛頭宗の道欽が西暦 769 年に開いた寺で、1137 年に臨済宗楊岐派の大慧宗杲 (1089 - 1163) が入寺した頃に衆僧 1700 余の大寺院に発展した。その後火災にあったが、1201 年に蒙菴元聡によって復興されて最盛期を迎えた^{lxxiv}。これについては、北宋末と南宋初期の二度にわたって火災にあった記録が残っている^{lxxv}。

佳名の書上は『扶桑五山記』に 20 題、『和漢禪刹次第』には 21 題あったが、それは『和漢禪刹次第』で一つに数えられていた「無準塔」が『扶桑五山記』では「万年正續院」の注記として記載されていた事による。この中でおおよその場所が推測できるものは 16 題あった。これを、伽藍などの建築を対象としたものと自然物を対象としたものに分類すると、建築物が 9 題（「天下径山」「凌霄閣」「龍淵室」「不動軒」「流止亭」「楞伽室」「含暉亭」「靈雞塚」「万年正續院」）、自然物が 7 題（「五髻峰」「凌霄峰」「不動岩」「龍井一穴」「喝石岩」「鉢盂峰」「碁盤石」）であった。伽藍建築で選定されていたものは総門、山門、方丈、塔があった。また自然物は主山・主山内の五峰・主山中の岩である。また『扶桑五山記』の 20 題中、4 題（「清涼法海（山門）」「浄髮閣」「御受峰」「福地」）は『径山志』に記載され

ていない題であった。

以上の事から径山寺の佳名は、建築物を選定対象にしているものが多く、全体の半数以上を占めていた。その内容は、総門といった伽藍建築の中心に位置する建築物や閣を持った方丈など、比較的大規模と思われる建造物も選ばれているが、軒・亭といった伽藍の中心には数えられていない小規模建築や塚・塔などが多く含まれていた。また自然物では、主山を中心に伽藍を取り巻く山々とその景観要素である岩が主な対象物である事が確認できる。これは、山上に伽藍を配置し周囲も山々に囲まれた山岳寺院という環境から生じた結果と考えられる。

径山寺は南宋五山寺院の中でも浄慈寺と共に、当初から禅僧によって創建された禅宗寺院で、禅宗寺院の一理想と考えられていた「孤立した山岳寺院」を体現した寺院であった^{1xxvi}。径山寺の佳名が寺院周囲の峰や山中に在る岩などから選ばれている事は、山岳寺院という環境に依るものと考えられる。

(2) 靈隠寺

靈隠寺は西湖から西に約3キロ離れた山麓地帯にあり、後に山を控えた伽藍配置になっている。西湖の北西方向から寺院に続く参道は松並木で「九里松徑」と呼ばれていた。寺院は谷に位置しており、伽藍の南側を溪流が通っている。

この寺院は西暦326年にインド僧の慧理が開いたとされているが、西暦960年に呉越王銭俶が法眼宗の永明延寿を入山させた時に禅宗寺院となったと考えられる。

佳名の記録は『扶桑五山記』に12題、『和漢禅刹次第』に13題であったが、これは「小朶峰」が『扶桑五山記』では「飛来峰」の注記として記載されていることによる。この中で場所が特定できるものは10題あった（実際の数には11題であったが、その中の「鷲嶺」は「飛来峰」の異名である事から10題とした）。また「蓮峰堂」は『靈隠寺志』にも名称は記載されていたが、その位置はわからなかった。記述からは千仏閣、直指堂と並んでい

たと推測される。そして『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』に記載されているが『靈隱寺志』には記載の無かった題が1題（「小朶峰」）あった。これらを分類すると人工物と自然物がそれぞれ6題ずつ選ばれていた。更に人工物は、寺院の伽藍建築とそれ以外に分類でき、伽藍に当たるものは方丈（「直指堂」）、梅檀林、そして「蓮峰堂」の3題で、残る3題は何れも門外にある建造物で、亭が2題（「冷泉亭」「壑雷亭」と橋「合澗橋」であった。また、自然物は峰が4題（「飛來峰」「小朶峰」「北高峰」「石蓮峰」と「猿呼洞」「九里松徑」であった。

靈隱寺の佳名の特徴として挙げられる事は、建築物と自然物の割合が同じという事、そして建築物では伽藍建築とそれ以外の建築物の割合が同じという事、また自然物では峰が数多く選ばれているという事である。更にこれら自然物の対象は、徑山寺の例と比較して景勝地としての意味をより強く持った場所が選ばれているように思われる。「飛來峰」は靈隱寺の南にある石灰岩の岩山で、数多くの磨崖仏が彫られており景勝地として名高い。また「北高峰」は寺の北側にあり、七層磚塔が建っていた山である^{lxvii}。そして「呼猿洞」は飛來峰西北の山麓に位置し、西湖地方の民間故事の伝承が伝わっている所である。建築物を対象とした境致でも、白居易（772 - 846）が詩を詠んだ（9世紀）縁のある「冷泉亭」の様に文芸的な要素を持ったものが選定されている。

靈隱寺には「靈隱十詠」と「靈隱十境」の題詩が確認できたが、この2種類の題詩に詠まれている題の多くが『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の佳名に含まれていなかった。またこれらの題はその殆どが自然物で、伽藍が対象とされている例は1つも無い事がわかる。

以上の事をまとめると、靈隱寺で選定されている対象物は、建造物であっても自然物であっても景勝地としての価値が高く文化的意味付けが為されているものが多いという特徴が挙げられる。これは完全な山岳寺院である徑山寺とは異なり、西湖に比較的近く山麓という立地条件が影響し、更に景勝地として名高い名が既に知られていたためと考えられる。

東福寺に原本が残されている『大宋諸山図』の「靈隱寺配置図」には上述の対象物の幾つかが記載されている（図8「靈隱寺配置図」）。この図中には伽藍建築だけではなく「飛來

峰」「九里松」「冷泉亭」も確認できる。

(3) 天童寺

天童寺は寧波市から東に 25 キロ、東の海岸線からは 10 キロ程内陸にある太白山の麓に位置する。伽藍は太白山の山沿いに階段状に立ち並んでおり、北東方向から「門外二十里松径」と呼ばれる松並木の参道が伸びている。

この寺院は西暦 300 - 301 年頃に義興が草庵を営んだのに始まり、732 年には法璇が現在は「古天童」と呼ばれている山麓の東に精舎を建立したと伝えられる。その後西暦 756 - 758 年頃に宗弼が現在の地に寺を移した。禅宗寺院となったのは唐代末期と考えられている。南宋時代には、1129 年に曹洞宗の宏智正覚が入寺したのを機に規模が拡大し、12 世紀末頃に最盛期を迎えた^{lxxviii}。

佳名は『扶桑五山記』『和漢禅刹次第』共に 16 題で共通している。場所が確認できたものは半分の 11 題で、人工物が 7 題（「宿鷺亭」「清關」「萬松關」「萬工池」「太白禅居」「五鳳閣」「光明蔵」）、自然物が 4 題（「龍澤」「玲瓏巖」「門外二十里松径」「虎跑泉」）であった。場所が確認できないものは 5 題（「九峰」「雙沼」「登閣」「妙高臺」「翠鎖亭」）あり、建造物が閣と亭の 2 題、自然物は峰、沼、臺の 3 題あった。「五鳳閣」と「九峰」については、先ず「五鳳閣」は重層山門である事がわかっているが『寺志』には「五鳳閣」という名称の記載が無かった。「九峰」は、場所がわかる様な記述が確認できなかった。

また別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」に詠まれた 10 題は『扶桑五山記』『和漢禅刹次第』16 題中に全て含まれていたが、10 題中 2 題が場所の確認できない題（「登閣」「翠鎖亭」）であった。さらに天童寺に対しては、舒宣の「天童十題」があるが、この 10 題の内 5 題が『扶桑五山記』『和漢禅刹次第』の 16 題には含まれていなかった。但し、舒宣の「天童十題」は、「太白庵」以外に禅宗寺院と深く関わりのある題詩は詠まれていないにも拘らず、この 5 題も含め 10 題全てが『寺志』中に記載されており場所も確認できた。

天童寺については『大宋諸山図』の「天童寺配置図」が残されているが、この図中に確認できる題は「光明蔵」「宿鷲亭」「萬松関」「萬工池」「門外二十里松徑」の5つであった(図9「天童寺配置図」)。この内の「光明蔵」は配置図中に名称が記載されているにも拘らず、『寺志』には記載が無かった題である。

伽藍建築で選ばれていたのは重層山門「五鳳閣」と方丈「光明蔵」だけであったが、どちらも『寺志』に記載の無い名称であった。その他の建築物については、門外にある亭などが選ばれていたが、これは靈隠寺の佳名と共通した特徴であると言える。また参道が選ばれている事も共通している。その他の特徴としては、関が複数確認できる事や、池以外に泉、澤、沼など、水に関わるものが多く含まれている事などが挙げられる。

(4) 浄慈寺

浄慈寺は西湖南岸に南屏山を背にして北向き、即ち西湖に向かって建てられている。伽藍は南に行くにつれ高くなり、そのまま后山へと通じている。寺院周辺は南宋中期に成立した「西湖十景」にも選ばれている名勝地が点在する。

この寺は西暦954年に呉越王銭俶が法眼宗の道潜を迎えて建立した禅宗寺院で、最初は慧日永明院と号した。961年には永明延寿が二世として迎えられ、その著書『宗鏡録』百巻が書かれた。浄慈寺に改称した時期は不明であるが、1072年に寺を訪れた成尋の著書『参天台五臺山記』には浄慈寺の名で記載されている。南宋時代に2回炎上したが、その都度再建された。そして「千佛閣」が建立された1250年頃が当寺院の最盛期であったと考えられている^{1xxix}。

佳名は『扶桑五山記』が12題、『和漢禅刹次第』が13題であったが、『扶桑五山記』には記載の無い「霜花巖」は注釈に依れば「雙井」と同じ物を指すと考えられる。この中で『浄慈寺志』の記載に依って場所が確認できたものは10題あり、人工物が6題、自然物が4題であった。人工物の中で建築物は5題(「六和塔」「宗鏡堂」「六橋」「羅漢堂」「正偏知

閣)あり、伽藍建築が法堂「宗鏡堂」、「羅漢堂」、千佛閣「正徧知閣」の3題、その他に塔、西湖に架かる橋が含まれていた。また建築物以外の1題は池(「雙井」)であった。自然物は山が2題(「南屏山」「慧月山」と「南高峰」、「西湖」)であった。確認できなかったものは、僧堂「拈木堂」、「千峯閣」と雙井に当たる「霜花巖」の3題であった。但し上述の通り『浄慈寺志』には、「霜花巖」は「雙井」として記載されている。また「千峯閣」は「千仏閣」の記載間違いとも考えられる。

浄慈寺の佳名には、場所が特定できなかったものも含めて8題の建築物が選ばれており、それらの多くが寺院境内の建築物である。明かに寺院とは関係のない建築物は西湖に架かる六橋のみであった。残る1題の人工物は池で、これも禅宗寺院の伽藍配置に必ず含まれる要素の一つである。また自然物は、山、峰といった山岳に関係するものが4題中3題で、山として選ばれた2題はどちらも后山である。後の2題は南高峰と西湖で、どちらも景勝地として名高い。以上の事から言えるのは、全部で13題ある佳名の内、景勝地で選ばれているのは「南高峰」と「西湖」そして西湖十景にも選ばれている蘇堤の「六橋」だけで、それ以外は浄慈寺の伽藍や后山など、寺院と関係の深い事物が選ばれているという事である。この特徴は徑山寺でも確認できたが、これら二つの寺院に共通しているのは、どちらの寺院も創建当初から禅宗寺院として建立されたという事である。この様に他の寺院に比べて実践的な選定が行われた理由の一つとして、創建当初から禅宗寺院であったか否かが関係しているのではないかと考えられる。

(5) 阿育王寺

阿育王寺は寧波市の東部、天童寺から北西方向に約8キロの阿育王山西麓に開いた谷に位置している。伽藍は南北線上に配置され、南に玉几山、北に赤堇山がある。

この寺は『宝慶四明志』に依ると、西暦281年に僧慧達(すゐだつ)が当寺の山中で阿育王の八万四千塔の一基を発掘した事に始まり、405年に建立されたとされる。禅宗寺院になった時期は

明確ではないが 1008 年に十方禪刹になったと伝えられている。南宋中期から末期にかけて伽藍の造営が盛んに行われ充実していった。

佳名は『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』共に 7 題の記載があった。阿育王寺に対しては、『阿育王山志』『阿育王山續志』に 10 題一纏まりの題詩が 4 種類記載されていた（この内の 3 種類は同じ題に対して詠まれている本歌と次韻詩）が、これらの詩の題と『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の 7 題で共通していたのは 3 題（「玉几峯」「妙喜泉」「舍利道場（舍利塔）」）であった。また 7 題中の 1 題「玉几亭」は『寺志』には記載されていなかった。これ以外の 3 題については、「無異堂」が祖欽禪師（? - 1288 頃）の「育王四景」（「舍利塔」「望海亭」「無異堂」「淵靈廟」）中の 1 題、また「靈鰻池」については「靈鰻井」という題で楊譚（958 - 1011）の「和育王十二題」（「金沙池」「佛跡峯」「七佛石」「袈娑衣」「明月臺」「石屏峯」「靈鰻井」「供奉泉」「育王塔」「八角殿」「晉年札」「重臺蓮」）中の 1 題であった。「鄮峯」は阿育王寺の主山であるが、これに対して詠まれた詩というものは確認できなかった。この 7 題は人工物が亭、堂、道場と池の 4 種類、自然物が峯 2 題と泉であったが、この中で伽藍建築に含まれると考えられるものは 2 題（「無畏堂」「舍利道場」）だけで、残る 5 題は寺院と切り離しても、景勝を詩に詠む対象と成るものであった。

また『阿育王山續志』に記載されていた題詩の題は多くが『扶桑五山記』『和漢禪刹次第』の佳名とは異なる対象が 14 題選ばれていたが、阿育王寺の伽藍建築に当たるものは含まれていなかった。

小結

本章では文献史料で確認できる日本五山寺院の「境致」と、南宋五山寺院の「佳名」について、それぞれの特徴を分析する為に、各寺院の立地環境の分析と境致名（或いは佳名）の位置把握を試みた。各寺院の立地環境については、南宋、鎌倉、そして京都のそれぞれ

の地域による特徴がみられた。南宋五山寺院は、山の頂付近に建てられた径山寺以外は、何れも山麓の谷に当たる地域に建てられている。伽藍は山の斜面に沿って奥に行くにつれ高くなっている。鎌倉五山寺院にも南宋五山寺院に類似した特徴がみられ、何れの寺院も谷戸に建てられている。浄智寺や浄妙寺については、境内の建つ地域は平地だが周りは山に囲まれた谷戸である。それに対して京都五山寺院では、南禅寺が東山山系の麓から比較的緩やかではあるが斜面に沿って伽藍が並ぶが、それ以外の寺院は何れも平地に建てられている。特に相国寺と建仁寺については后山に当たる山が近くに無く、禅宗様として考えられている山岳寺院とは異なる都市の寺院である。

『扶桑五山記』と『和漢禅刹次第』に記載された南宋五山寺院の佳名については、純粹な山岳寺院である径山寺と宋代以前から風光明媚で知られていた天童寺では選定対象に明らかな違いがあった。また径山寺と浄慈寺の二寺は創建当初から禅宗寺院として建立されたが、両寺院とも殆どの対象物が伽藍建築から選ばれていた。ただ『中國佛寺志』には確認できない名称も多く含まれており、著者がどの様な経緯でこれらの「佳名」を選定したのか明らかにはできなかった。

鎌倉五山寺院については、建長寺と円覚寺は立地条件も類似しており南宋禅宗寺院の伽藍配置を比較的忠実に再現している事が解っているが、両寺院ともに自然物を対象とした境致が非常に少ないという特徴があった。鎌倉の寺院は谷戸に営まれる事が一般的だが、その地形が影響している為か、多くの対象物が境内内に在り、そうでないものも比較的寺域から近距離の対象物が選ばれている様に思われる。

京都五山寺院では、鎌倉とは異なり比較的平坦な土地に伽藍が立ち並ぶ傾向がある。このため寺域周辺に視野が広がり、多少遠方の物も対象物として選ばれているであろうと考えたが、実際は他の地域の五山寺院同様に伽藍建築から選定されている率がとても高い事がわかった。

境致（或いは佳名）として選ばれ、更に詩が詠まれる様な対象に選定されるものには、伽藍建築物、亭や庵など伽藍建築には含まれない建造物、橋、池や井戸、そして后山など

の山や岩が選ばれるという特徴があり、南宋の寺院、そして鎌倉と京都の寺院共に同様であった。その比率としては、南宋五山寺院の「佳名」に山、峰、岩などが建造物と同率で含まれているに対して、日本の寺院では比較的境内内の建造物が多かった。この傾向は南宋五山寺院で詩詠の残る佳名にも顕著に表れており、詩の題になっている佳名の多くが伽藍建築には含まれない建造物か、或いは寺域周辺の自然物であった。これは日本五山寺院に残されている十境詩と最も異なる特徴であり、その事から自ずと十境詩が如何なる目的で作成されたのかが推測できるのではないだろうか。即ち日本の禅宗寺院では、十境詩を詠む事は寺院に於ける慣習としての宗教活動の一環であり、境致選定は開祖もしくは住持によって為される慣例行事であったと考える事ができる。そのため南宋五山寺院に残る詩詠とは異なり、必ず禅僧によって境致が選定され、十境詩が詠まれている。これは多くの詩が文人や一般の詩人によって詠まれている南宋五山寺院の題詩とは明らかに異なる特徴と考えられる。つまり、日本の禅宗寺院の境致選定と十境詩は、中国の禅宗寺院で詠まれていた題詩と非常に類似した特徴を持ってはいるが、明らかに明確な目的を持って選定が行われ、禅僧によって禅思想に基づいた詩が詠まれるという規則性を持ったものであると言える。この様な例は中国禅宗寺院の文献には確認できなかった事から考えても、日本の禅宗寺院の中で、南宋五山寺院に於ける詩作という文化的慣習の影響を強く受けながらも、独自に発達した事象であったと考える事ができる。

第四章 日本に於ける境致の発展、十境についての考察

はじめに

中国とは異なり日本の禅宗寺院では、各寺院に共通した規則性を伴った形で「境致」が選定され「十境詩」が詠まれていた様子がこれまでの分析から明らかになったが、更に時代が下ると上流階級の邸宅に於いても「十境」が選定され詩が詠まれるようになる。そこで本章では邸宅に選定された境致と十境詩について分析をおこなった。その上で禅宗寺院に於ける境致や十境詩と比較し、その類似点或いは相違点の有無を明確にする事を試みた。

また前章までで論じた事柄に見るように「境致」或いは「十境」という語彙は、文献中に確認できる使用例の比重から考えても、主に日本の禅宗寺院で使われていたのではないかと考え得る。従って日本の文献に見られる「境致」「十境」という語彙は、中国に於ける使用例の模倣と考えるより寧ろ、日本に於いて主体的に使用するに至ったのではないかと考えた。そこで上述の仮定が正しかった場合、日本で使用されている「境致」「十境」の語は何処からいかなる理由で禅宗寺院に持ち込まれたのかについての考察を行った。

1. 邸宅に選定された境致と十境詩について

境致が邸宅に選定されたと考えられるのは14世紀以降の事で、史料に「境致」あるいは「十境」という記述が確認できるのは、二条良基の押小路殿と足利義持の三條坊門殿の2例であった。この中でも特に三條坊門殿については邸内の設備構成が明らかである上に「相府十境」と題した十境詩が残されているため、他例と比較してある程度詳しく知ることができる。本節ではこれらの邸宅について、その成立過程と構成内容を整理し、どの様な対象物が境致として選定されていたのかについて述べる。

(1) 押小路烏丸殿

この地は、鎌倉初期には藤原範光の邸宅があり^{lxxx}、後に後鳥羽上皇の仙洞御所となった^{lxxxi}。諸史料には、藤原範光の「三条坊門室町泉亭」、押小路新御所「三条坊門殿」と記載されている（室町時代の足利將軍邸「三条坊門殿」とは別）。後鳥羽上皇の御所の位置は、藤原長兼の『三長記』に「今日上皇遷御新御所押小路南、三条坊門北、烏丸西、室町東、一町、有清泉」^{lxxxii}とあり、清泉のある事が特筆されるような地であった。しかしこの御所は、貞応元年五月二十八日に一度消失し^{lxxxiii}、その後、後嵯峨上皇によって再び御所が造営された^{lxxxiv}事がわかっている。

この地が二条家の邸宅となるのは13世紀後半からで、二条良基（1320 - 1388）の代には北朝の御所の役割を果たしていた。良基の時代に在ったとされる施設は、史料から解る範囲で「寝殿」とそれに付随する「公卿座」「中門廊」「泉殿」「水閣」（池に臨んで建てられた建物）、「池」、「南山」（築山）、「北亭」（北の対）、「香光院」（敷地の北に在った浄土宗の尼寺）などが挙げられる。

「池」に関しては、小川剛生によると「敷地の東側に泉が湧出し、西流して敷地の南半分に広がる池をなし」^{lxxxv}とあるが、太田静六の『寝殿造の研究』では『伏見宮御記録』の承元三年八月三日の記事を引用して、「泉は押小路殿の西方から湧出した」^{lxxxvi}と結論付けている（「而西面飛泉堀出之間、忽為仙洞所被造営之（たちまち仙洞これを造営される所となす）」^{lxxxvii}）。上記の史料から、この池は敷地の西側から「飛泉」していたと考えられている。

押小路烏丸殿の十境

義堂周信（1325 - 1388）は押小路烏丸殿を訪れた時のことを以下の様に日記に記している。「赴二条殿倭漢聯句会、入自西門、巡視泉園池亭水石其美不可勝言、名其池曰龍躍、記実也、此者当昼有龍躍雨下之変、曰御楊閣、天子所坐楊在為、曰洗暑亭、曰聴松亭、曰蔵春閣、曰緑楊橋、曰政平水、曰観魚台、曰古靈泉、曰水明楼、曰梅香軒」^{lxxxviii}

義堂周信は日記に計 11 カ所の名を挙げ、その美しさを「言い尽くすことができない」と述べている。おそらくここに挙がっている 11 カ所が押小路烏丸殿の境致として選定されていたのではないかとと思われるが、義堂周信は「境致」や「十境」という語を記事の中で使用してはいない。これらの景物が「十境」として表現されているのは、江戸時代に書かれた『二条家文書』の中の『二条押小路家門亭泉記』という巻に於いてである。この第一部に「靈泉十境二条家門」と題して押小路烏丸殿の「十境」が記されており、それは義堂周信の挙げた 11 カ所から「聴松亭」を除いた 10 種類、「龍躍池」、「御楊閣」、「洗暑亭」、「蔵春閣」、「緑楊橋」、「政平水」、「観魚台」、「古靈泉」、「水明楼」、「梅香軒」（「准寝殿」^{lxxxix}）で構成されている。但しこの史料が書かれたのが江戸時代であることから、これらの名称が義堂周信の時代に既に「境致」或いは「十境」という名称で認識されていたかどうかについては確証が得られない。

なお、上記の「十境」のうち、「梅香軒」、「御楊閣」、「観魚台」については詩偈があるので記載する。3 首のうち「梅香軒」、「御楊閣」は惟忠通恕に依って詠まれており（『雲壑猿吟』に収録）、「観魚台」は春澤永恩²⁰に依って詠まれている（『枯木稿』に収録）。

梅香軒 奉和藤相國春雪韻 閣下有梅香軒 （二条良基の「春雪」に対する和韻）
至矣吾皇德則乾 龍飛已是記前年 梅軒又見雪呈瑞 萬國春風氣靄然
（至れり吾が皇徳すなわち乾に、龍飛すでは是を前年に記す、梅軒また雪を見て瑞を呈し、万国は春風に気靄然たり）

御楊閣 宿藤相公御楊閣下 賦池館聽雨之詩
御閣沈々擁雅筵 麻袍愧是對貂蟬 秋風吹雨芙蓉響 觸忤鴛鴦池上眠
（御閣は沈々と雅筵を擁き、麻袍を愧するは是貂蟬に對う、秋風は雨を吹き芙蓉に響き、

²⁰ (? - 1592) 詩集『枯木稿』

觸忤の鴛鴦池上に眠る)

観魚台 観魚臺

近水樓臺夏亦秋 茨菰葉底看游鯈 却嫌一片波心月 夜々分光似釣鈎

(近水の樓臺に夏また秋、茨菰葉の底に鯈遊ぶを見る、却りて嫌う一片の波心の月、夜々に光と分かつ釣鈎に似り)

これらの詩詠の作者について、惟忠通恕は義堂周信と同時代の禅僧であるので、此の詩が詠まれたのもその頃と推測される。また春澤永恩は 16 世紀の禅僧であるので、この詩が詠まれたのは義堂周信が自身の日記に描写した時よりかなり時代が下った後の事とわかる。

詩は何れも七言絶句で詠まれており、内容は対象物が修飾表現を用いて描写されている事がわかる。ここからは、たとえ禅僧によって詠まれた詩であっても、邸宅の中に選定された景觀を対象物としている場合、禅宗寺院の「十境詩」とは性格の異なる詩詠であった事が推測される。

(2) 東山殿

足利将軍家の歴代邸宅は川上貢の『日本中世住宅の研究』で述べられている通り、三代義満の室町殿が先例となり、それ以降の将軍邸も室町殿の建築構成に準じた邸宅が造られている。敷地は表向と奥向に分けることができ、表向には寢殿を中心とした公の行事を行うための施設が建てられていた。対する奥向の施設は上述の『日本中世住宅の研究』によれば「会所・観音殿・持仏堂・泉殿・禅室などの庭間施設と常御所・対屋・台所・小御所・厩などの常住施設に二分されるが、前者は寢殿の東方、後者は寢殿の北方にそれぞれ配される」とあり、「庭間施設は邸内奥庭の池を廻って樹間に点在し、廊でそれぞれが連絡され

ていた」とされる。そして「禅僧に命じ十境を選定し、扁額をかかげ、それにちなんだ詩文を作成したりしている^{xc}」と述べている。川上はこれらの邸宅が夢窓疎石の西芳寺庭園を手本として作られているとして、西芳寺の建築構成と義持の三條坊門殿、及び義政の東山殿のそれとを比較している（表 17）。西芳寺を作った夢窓疎石は第二章でも述べた様に天龍寺の開山で「天龍寺十境」を選定し、詩偈を遺している。この事からも西芳寺に影響を受けたとされる足利将軍邸で、三條坊門殿以外でも十境が選定されて詩偈が作成されていた可能性は高い。但し表 17 に示された西芳寺の建築構成内容を夢窓疎石の「天龍寺十境」と比較すると、共通する対象物はあまり多いとは言えない。表 18 に見るように対象物は、西芳寺の舍利殿を上下階で 1 つと数えた場合、それぞれ 10 箇所が選ばれている。しかし構成要素が共通していると考えられるのは、門・池・橋・亭の 4 つだけである。この内、門は天龍寺山門「普明閣」と西芳寺の禅室門「向上関」、亭は天龍寺十境では「龍門亭」だけが挙げられているのに対して西芳寺では「縮遠亭」と「湘南亭」の 2 種類が選ばれている。この様に両寺を比較すると、「天龍寺十境」はその他の日本五山寺院で選定された「境致」と共通した構成要素を備えたものであるのに対して、西芳寺は足利将軍邸の奥向構成要素と共通している対象物の方が多し事がわかる。即ち足利将軍邸を始めとする邸宅の境致は、西芳寺の影響を多大に受けて成立したとは言えるが、それを根拠に当時禅宗寺院一般で行われていた境致選定の直接的な影響を受けて成立したとは考えにくい。この理由としては、西芳寺という寺院の特殊性が挙げられよう。西芳寺は元来、五山制度の下に禅道場として建立された寺院ではなかった事から、禅宗寺院特有の伽藍構成要ではなく、邸宅の様に複数の亭や舟舎・泉殿などといった住宅的要素が多く、将軍家邸宅の手本となる条件が備わっていたと言える。

足利義政は東山殿を将軍御所としてではなく、山荘として景勝を選んで造立したが、将軍の山荘（別業）には義詮の室町殿や義満の北山殿などの先例があった。しかし東山殿は、造立当初から義政の隠居所として計画されていたために、他の将軍別業の様に寝殿を中心とする施設である公卿座、中門廊・隨身所・車宿・殿上などといった晴向施設が存在せず、

常御所・会所・泉殿・持仏堂・観音殿などの奥向施設だけで構成されている。それでも表16で三條坊門殿の「相府十境」に選定されている施設と東山殿の建築構成を比較すると、殆ど共通している事がわかる。この事から、三條坊門殿の様な表向施設を兼ね備えた將軍御所に於いても「境致」として選定される建築群は奥向施設を中心に構成されていたという事がわかる。

(3) 三條坊門殿と相府十境

室町幕府の將軍邸については、最初期の足利尊氏の鷹司東洞院殿および義詮の三條坊門殿では史料が少なく境致の確認はされていない。しかし義満の時代以降になると、三條坊門殿の他にも室町殿、北山殿、烏丸殿、小川殿、東山殿のそれぞれに「境致」が選定されていたのではないかと考えられている。この中で足利義持の三條坊門殿を取り上げるのは、『南方紀傳』の応永十六年十月四日の記事に「京將軍移三條坊門殿、義持、新第内二十境ヲ定メ、諸禪僧ヲシテ、題詩唱和セシムルコト、便宜左に会い叙す、^{xci}」とあり、「相府十境」として少なくとも四人の禪僧による詩偈^{xcii}が残っているためである。そこでこれらの史料から、境致として選ばれた施設を明確にし、そこに詠まれた詩の内容と照らし合わせることによってその特徴を検証したい。

三條坊門殿は足利義持が、父親の義満の死後に造営した將軍御所で、義持の後も義量、義教に引き継がれた。三條坊門の地はもともと義詮と義満がそれぞれ居住していた場所であったが、義持の御所は応永十六年(1410年)に着工・移徒が行われた事がわかっている^{xciii}。敷地は三條坊門南、姉小路北、万里小路東、富小路西の一町で、現在の御池通を跨いだ御所八幡の東辺りに位置していた。当時の邸宅施設を知る手掛かりとなる史料として、『永享二年普広院殿拝賀記』の永享二年七月二十五日の記事に載せられた指図がある(図10)。これは足利義教(普広院)の内大臣拝賀の折の指図なので義持の時代とは20年の開きはあるが、当時の將軍邸における標準的な施設が存在していたことがわかる。西向きの万里小路

に面して北に「棟門」(唐門)、南に「四足門」があった。「四足門」を入ると南側に「車宿」と「隨身所」があり、北には「殿上」があった。指図の中央に「西中門」が見え、東北に「御所」と記載された建物がある。この「御所」の西南部分は「西中門」に向かって突出した形をしているが、これは「中門廊」に相当する。「西中門」は「中門廊」や「車宿」に直接つながってはならず、屏が南北に伸びている。この指図からは「御所」が敷地の最も北東に位置し、御所の南には何も建てられていなかったように捉えられるが、これは拝賀儀式に関連した建物のみを記した略図で、三条坊門殿には他にも様々な建物が存在したと考えられている。

三條坊門殿の十境

三條坊門殿には十境が選定されていて「相府十境」として詩偈が残されている。上記の『南方紀傳』の記事によると、十境は義持が定めて禅僧に詩偈を詠ませたと考えられる。三條坊門殿の十境詩で現在確認できるのは、惟忠通如(1349 - 1429)の「枢府十詠」(『繫驢橛』)、鄂隱慧巖(1357 - 1425)の「相府十境」(『南遊稿』)、西胤俊承(1358 - 1422)の「相府十境」(『真愚稿』)そして惟肖得巖(1360 - 1437)の「相府十題」(『東海瑤華集』)^{xciv}の4種類である。

詩に詠まれている境致は4種類とも共通しており、重層観音殿の上層と下層にあたる「勝音閣」(上)と「覚苑殿」(下)、持仏堂の一室の「安仁斎」、会所南面の「嘉会」、泉殿と考えられる「養源」、禅室「探玄」、禅室前に在った関である「要関」、そして「悠然亭」、「湖橋」「蘸月池」である。

境致に選定された建物はいずれも指図には描かれていないが、敷地内の東側に存在していたと考えられている。拝賀の為に作成された指図に描かれなかったという事は、すなわちこれらの建物はこういった政治的儀式の場としては利用されていなかったと思われる。しかし『大日本史料』の永享三年二月七日の記事に依ると「義教貞成親王ヲ萬里小路ノ第二招キ之ヲ響ス^{xcv}」(『椿葉記』)とあり、伏見宮貞成親王がこの日に三條坊門殿を訪問した

ことがわかるが、同じく貞成親王の『看聞日記』には「御会所へ可参之由申相伴参。三位行資中門留候。会所広廂二室町殿被待儲。気色之後予入内。端方着座。主人猶奥へと被申。御会所已下山水等可有御一覽之由伺申。(中略)奥御会所此所儲一献。常御方観音殿御厩馬三匹立。近習遁世物濟々候。所々見廻。凡会所奥端両所以下荘厳置物宝物等驚目。山水殊勝非言語所覃^{xcvi}」とあり、貞成親王が会所や観音殿、厩を見て回り、会所で義持に饗応を受けている様子が伺える。そしてこの時貞成の隨身は中門に留まり、それ以上は入れなかった事もわかる。また万里小路時房の『建内記』の永享三年二月一日及び二月五日の記事には「次於御口[會カ]所有御加持事、親光卿於公卿座前申准后、奉引導之、次准后退出、次御出座口[公カ]卿座、其御路經観音殿北并寢殿前^付入公卿座南面妻戸、着御奥座、東第一間妻戸外、南面御着座也^{xcvii}」とあるので、寢殿の東に観音殿があり、寢殿から会所へは観音殿の北側を通って行っている、会所は寢殿の東北に建っていた。また会所は池(山水)に沿って配置され、常御所、観音殿、厩が接近して存在していた。禅室「探玄」については仲方円伊(1354-1413)の『懶室漫稿』に「於是政治常之東。別闢一室。以為潜鍊精修之地^{xcviii}」とあるので、寢殿の東に一室取られていたと考えられる。

三条坊門殿の施設内容を推測する時に参考になるのが義教の室町殿である。この御所には「普広院殿拝賀記」の指図に比べるとより細部まで描かれた指図『永享四年七月二十五日室町殿御亭大饗指図』(図11)が残されている。これは、義教が内大臣に任じられたことに対する大饗が室町殿で行われた折に描かれたものを基に、長祿二年(1458年)に作成された写本である。義教は当初義持の三条坊門殿を御所として利用していたが、永享三年に義満の室町殿跡に新たな御所を建設して移り住んだ。『満濟准后日記』には上棟から完成にいたる各施設のことが書かれていて、室町殿の内容を窺い知ることができる。まず永享三年十月十三日には「立柱上棟義如常。震殿以下棟數十一ヶ所。門六。西二。四足。唐門。東二。上土門。小門。北二。小門二。各上棟。震殿中央幣。四足中央幣計打之。自餘兼各打之了。上棟了」とあり、寢殿等十一棟の施設と、門が西、東、北にそれぞれ二つずつ建っていた。また永享四年四月廿六日には「新造御會所今夜可有御移徒之儀」とあり、新造会所は他の施

設より後に建てられたものであることがわかる^{xcix}。室町殿は北小路北、室町小路東、今出川西に位置し、その北限は『尋尊大僧正記』（『大乘院寺社雑事記』）の文明十一年三月六日の記事に「室町殿ハ東西行四十丈、南北行六十丈之御地也、然而南北行四十丈ニツイチ被仰付之南方二十丈ニハ小屋共在之故云々^c」とあるので北に広い一町半の敷地があったと考えられる。

指図には三条坊門殿と同様に西向きの室町小路に面して北に「唐門」、南に「四足門」があり、「四足門」と「西中門」の間、南寄りに「車宿」と「隨身所」があった。ただし「西中門」の南北には「中門廊」が付随しており、「中門廊」の南側は「公卿座」につながっていた。「公卿座」の両側にはそれぞれ東に「殿上」と西に「寝殿」が続いていた。ところでこの指図でも、三条坊門殿の図と同様に大饗の際に使用された建物だけが描かれていて、これより東北に広がっていた庭園を伴った建築群については描かれていない。しかし一条兼良が『永享九年室町殿行幸記』の中で室町殿にあった庭園について「東京城外勝境。左相府中名園。水引鴨川支流。山移鼈背之品宇。戲平太液何以過此。積翠未足比焉^{ci}」と描写している事からもわかるように、敷地の北東部分には苑池を中心に建物が並ぶ景勝が形作られていた。池の周囲には「観音殿」「持仏堂」「南向会所」「新造会所」「泉殿」「常御所」などが建てられていた。そして室町殿の北東部分の建物配置は、指図に描かれた建築群配置の類似性から考えても、三条坊門殿と共通するものであったと考えられる。

これまで邸宅の境致について、邸宅の構成要素と照らし合わせることで選定内容の分析を試みてきた。そこで次に、足利義持の三條坊門殿の十境詩を取り上げて、邸宅の境致と十境詩についての分析をおこなう。

2. 三條坊門殿の「相府十境」詩について

前節で述べた通り、三條坊門殿の十境に対して詠まれた詩は4種類確認できた。これら4

種類の詩は、全て同じ 10 題に対して詠まれたものである。本節ではこれらの詩に詠まれて
いる内容を分析し、禅宗寺院で詠まれた「十境詩」との比較をおこなった。

「枢府十詠」惟忠通恕

勝音閣

圓通門戸絶追尋 本自衆生悟入深 竹雨松風閑側耳 分明勝彼世間音

(円通の門戸追尋を経つ、本自衆生は深く入りて悟る、竹雨松風に閑に耳を側れば、分明
彼に勝る世間の音)

覚苑殿

新開宝殿五雲間 學苑春回幾許般 搏得微塵佛世界 不妨親在掌中觀

(新開宝殿は五雲の間、学苑の春回は幾許か帰る、むらがり得る微塵の佛世界、妨げず親
在りて中観をつかさどる)

安仁齋

従来仁者自安仁 竟日齋居思有神 海外群邦頻入貢 驪珠卞璧眼中塵

(従来の仁者自ずから仁に安んず、竟日齋居して思い神あり、海外の群邦は頻りに入貢す
るも、驪珠卞璧は眼中の塵)

嘉会

厦屋潭々錦繡叢 太平嘉運喜相逢 一機瞥轉融方所 此是天宮第幾重

(厦屋に潭々と錦繡の叢り、太平嘉運は相逢って喜ぶ、一機瞥轉する方所を融り 此是天
宮に第幾か重なる)

養源

長養工夫輔國才 恩波更欲及嬰孩 檻前秋水深多少 且看源頭那處来

(長養の工夫は国才を輔る 恩波を更に欲するは嬰孩に及ぶ、檻前の秋水は多少深く、且看る源頭のいかなる處より来るかを)

探玄

深玄易々又難々 不涉言端與語端 無位真人何面目 山河大地一菡團

(深玄易々と又難々として、言端を涉らず語端を與える、無位の真人は何の面目あるか、山河大地は一菡團)

要關

臨濟門庭不可攀 三玄三要立機關 相公放過一頭 南北東西往又還

(臨濟の門庭は攀る可からず、三玄三要の機關に立つ、相公は一頭を放過して、南北東西往き又還える)

悠然

菊花開處興悠々 吟倚欄干露氣浮 脱却淵明舊摸樣 見山雙眼碧於秋

(菊花開く所悠々と興り、吟じて欄干に倚れば露氣は浮かぶ、淵明の旧き摸樣を脱却して、山を見る双眼は秋よりも碧し)

湖橋

五湖烟景自依稀 揚柳蒹葭帶夕暉 玉管橫吹盡橋畔 鴛鴦對々不驚飛

(五湖²¹の烟景は自から依稀たり、揚柳蒹葭は夕暉を帶る、玉管横吹橋畔に尽くし、鴛鴦は對々に驚き飛ばず)

²¹ 古代中国の五つの湖、鄱阳湖・洞庭湖・太湖・洪泽湖・巢湖を指す。又は、太湖或いは洞庭湖を五つに区切った呼び名

蘸月池

撥刺遊魚水雨涯 放生遺事與人知 一天況復無雲夜 月裏蟾蜍跳入池

(撥刺と魚の遊ぶ水雨涯、放生を遺す事人知を与える、一天況や復た雲夜無し、月裏に蟾蜍池に跳入る)

「相府十境」鄂隠慧巖

勝音閣

白花岩畔落潮音 近在塔前碧水深 細柳秋高月如畫 幾人猶向海南尋

(白花は岩畔の潮音に落ち、近在階前の碧水は深し、細柳秋高く月は画の如し、幾人か猶海に向い南を尋ねる)

覺苑殿

閑花野草自芬芳 即是如来妙覺場 寶網交羅金碧耀 隨機也解學時粧

(閑花野草は自ずから芬芳し、即ち是如来妙学の場、宝網²²は交羅し金碧に耀き、隨機の解は学時を粧う)

安仁齋

博愛無偏世所難 不求而得豈非安 小齋也勝萬間厦 庇蔭蒼生天地寬

(博愛は偏り無く世は所難く、求めずして得るは豈安らかならずや、小齋なる勝は萬間の家、庇の蔭の蒼生は天地に寛し)

悠然亭

²² 無極宝網 (曇鸞大師『讚阿弥陀仏偈』)

社稷經綸事事忙 幽亭獨坐意何長 秋空雨歇秋雲散 一抹青山只夕陽

(社稷²³經綸は事事に忙しく、幽亭に独り坐す意は何ぞ長するか、秋空は雨歇みて雲は散る、一抹青山の夕陽)

探玄

擬於靜處覓玄微 當面依然隔鐵圍 金闕朝隨天仗入 鳳池暮帶御香歸

(静所に擬え玄微をもとめ、当面は依然鉄の圍が隔つ、金闕²⁴朝に随い天仗に入り、鳳池²⁵は暮帯びて御香帰る)

蘸月池

水自平時月自沈 本来光境共無心 鏡明却恐生纖翳 識浪情波忽不禁

(水自ら平らな時は月自ら沈む、本来光境共に無心、鏡明は恐却して纖翳を生じ、浪を識り波の情を慌て禁じず)

養源

四海爲家朝衆流 眞源脉脉有来由 料知涓滴不盈溢 利澤施民千萬秋

(四方の海は家を爲し朝に多く流れ、眞源は脈々と来る由あり、知を料り涓滴は盈溢せず、利澤を民に施す千萬の秋)

嘉会

嘉哉堂上會公侯 天下車書混一秋 禮樂和人古爲貴 相君不是事豪遊

²³ 建国の時、天子・諸侯が壇を設け祭った土地の神「社」と五穀の神「稷」(『礼記』、国家(『論語』))

²⁴ 皇居の門、漢の未央宮の金馬門

²⁵ 天子の宮殿の池

(嘉かな堂上に公候の会し、天下に車書²⁶混一の秋、礼楽は人を和し古を貴びたり、相君は是からず豪遊を事とす)

要関

門門不鎖八方通 塞外全歸掌握中 別有一重樞要處 銅頭鐵額伎云窮

(門門を鎖さず八方通じ、塞外は全て帰りて掌握の中、別に有る一重樞要に所して、銅の頭と鉄の額の伎はここに窮す)

湖橋

新架畫橋橫碧流 凭欄彷彿五湖秋 定知隔水多幽事 從此經過不用舟

(新に架ける畫橋は碧流に横たい、欄に凭れ五湖の秋を彷彿とする、定めて知る水を隔つる幽事多く、此れに従い経過するに舟を用いず)

「相府十境」西胤俊承

勝音閣

傑閣新開已畢工 賓陀岩上起清風 人々親到潮音洞 一念纔生耳不聽

(傑閣は新たに開き已に工を畢え、宝陀は岩上に清風を起こす、人々は親しみ至りて潮音を見抜き、一念の纔に生ずるは耳に聴こえず)

覺苑殿

學苑回春大樹陰 西天甘垣蔗根深 由来吾法中興運 不出當人方寸心

²⁶ 『車書合混同』、天下統一されると車の両輪の幅も文字も統一されることから、天下統一がされるべきであるということ

(覺苑春を回る大樹の陰、西天²⁷の甘蔗は根深に託す、由来吾が法は中興を運び、出でず当人の方寸心)

養源

涵養功深和炁融 来源袞々湧無窮 莫言一派濫觴小 四海恩波從此通

(涵養は功深く和炁融け、源より来て袞々と窮する事無く湧く、言うなかれ一派濫觴²⁸の小さきを、四海の恩波はここより通ず)

要関

要路防虞省力多 維摩拍手咲呵々 諸方縦具透關眼 到這一重無奈何

(路を要し虞を防ぐ力多きを省し、維摩は拍手して呵々と咲う、諸方縦に具わる関眼を透き、到這一重を奈何ともする無し)

蘸月池

屈住滄江幾項流 波間月湧一池秋 風臺水榭重々影 人向廣寒宮裡遊

(屈住す滄江の幾項の流れ、波間に月の湧く一池の秋、風台水榭の影は重々し、人は向いて広寒²⁹の宮裡にあそぶ)

嘉会

濟々衣冠峩盛時 動容俯仰合威儀 欲知萬物享通樂 燕舞晴簷魚躍池

(濟々の衣冠盛時に会い、動容俯仰は威儀を合わせる、知るを欲し萬物の通樂を享し、燕舞は晴簷に魚は池に躍る)

²⁷ 西方の地、インドを指す

²⁸ 『莫源可以濫觴』長江も水源に遡れば觴(さかずき)を濫(うかべる)程の、または觴に濫(あふれる)程の小さな流れであることから、物の始まり、起源を指す(『荀子』)

²⁹ 月にあるという宮殿の名、転じて「月の都」

悠然亭

人自清閑山自青 悠然心境共相冥 但能到處吾忘我 一合乾坤一小亭

(人は自ら清閑し山は自ずから青し、悠然の心境共相は冥し、但能う到る所に吾我を忘れ、一合の乾坤は一小亭)

探玄

直向威音空却先 翻身跳下九重淵 自從奪得驪珠後 物々頭々渾是玄

(直ちに向かう威音は空劫³⁰の先、身を翻し跳び下がる九重の淵、自ずから従い奪い得る驪珠³¹の後、物々頭々は渾りてこれ玄し)

安仁齋

一片襟懷盍似春 固知仁者本安仁 清齋恬澹臨天下 草木齊霑雨露新

(一片の襟懷は春の似く盍れ、固り知る仁者は本々安じて仁を行う、清齋恬澹に天下を臨み、草木ひとしく霑い雨露を新たにす)

湖橋

山學蓬丘水學湖 臥波橋影碧模糊 偶來倚欄干曲 洗盡塵心一點無

(山は蓬丘³²を学び水は湖³³を学ぶ、波臥す橋影は碧く模糊たり、偶來たり倚る欄干のすみ、盡く洗う塵心は一点も無し)

³⁰ 世界の最終の時期。壊滅後すべてが空無となって次の世界が生まれるのを待つ

³¹ 「驪竜之珠」黒龍の顎の下にある珠、命がけで求めねばならない物

³² 蓬萊山

³³ 洞庭湖

「相府十題」惟肖得巖

勝音閣

勝音便是世間音 吾相心同大士心 鐵馬丁東能學話 補陀巖上莫追尋

(勝音はすなわち世間の音、吾が相心は土心と同大にて、鐵馬³⁴の丁東は能く学話す、補陀を岩上に追いつねること莫れ)

覚苑殿

一華一葉一牟尼 學苑芬菲付與誰 黃鶴樓頭崔顥後 得間政好更題詩

(一葉一葉に一牟尼、学苑の芬菲を誰に付与するか、黄鶴樓の頭は崔顥³⁵の後、得の間に政を好み題詩を更える)

安仁齋

克己工夫徹底純 手援天下舉皈仁 葭苧瑄裏生青律 一々枝頭梅放春

(克己の工夫は純を徹底し、手援天下³⁶にて挙げて仁は帰る、葭苧は瑄裏に青き律を生じ、一々の枝頭に梅は春を放つ)

嘉会

朝筮無虞作樂長 嘉辰良會在高堂 燭華影裡齊羅拜 萬歲千秋称比觴

(朝筮に虞作無く樂に長じ、嘉辰³⁷の良会は高堂に在る、燭華の影を齊羅の裡に拜し、萬歲千秋を称し觴を比べる)

³⁴ 風鈴

³⁵ 唐代の詩人 (? - 754)、「黄鶴樓」の詩有り(昔人已乘白雲去 此地空餘黄鶴樓 黄鶴一去不復返 白雲千載空悠悠 晴川歷歷漢陽樹 芳草萋萋鸚鵡洲 日暮鄉關何處是 煙波江上使人愁)

³⁶ 「子欲手援天下乎」(『孟子』離婁章句)

³⁷ 謝偃 (? - 643) の雜言詩「嘉辰令月歡無極、萬歲千秋樂未央」

養源

長養聖胎防念初 黄河九曲匪皈墟 打頭不遇作家鑑 夏潦朝盈夕已除

(長養の聖胎は念の初めを防ぎ、黄河は九曲して墟に帰らず、打頭³⁸して作家に遇ずを鑑み、夏潦は朝に盈ち夕に已み除く³⁹)

探玄

重玄之奥若爲通 刺手拔牙鯨口中 驀地連聲呼捉得 依前露柱掛燈籠

(重玄の億若為にして通じ、刺手は鯨口中の牙を抜く、驀地し連声を呼び捉え得て、前に依り露柱に燈籠を掛ける⁴⁰)

要関

韶陽一字何憑振據 積翠三關大放開 只簡要門無鎖鑰 假雞鳴者望崖回

(韶陽⁴¹の一字は何に憑り振據し、積翠⁴²の三關は大放開す、只この要門⁴³に鎖鑰無く、仮雞の鳴くところ崖回を望む)

悠然亭

素定規模方寸間 悠然日々見南山 謝公雅量未相許 奏捷淮淝折屐還

(素を定する規模は方寸の間、悠然と日々南山を見る、謝公⁴⁴の雅量は未だ相許さず、奏捷の淮淝に屐を折りて還る)

³⁸ 先頭に立つ

³⁹ 叶茵(1199 - ?)の七言律詩「自和」より(老夫犹記昌黎語 潢潦朝盈夕已除)

⁴⁰ 道元『正法眼蔵』

⁴¹ 雲門文偃(864 - 949)

⁴² 黄龍慧南(1002 - 1069)

⁴³ 浄土要門

⁴⁴ 謝靈運(385 - 433)詩人「山水詩の祖」とも

湖橋

縹渺鵲橋天漢東 几槎無路去凌空 不知今夕九宵月 掛在湖心第幾虹

(縹渺たる鵲橋⁴⁵は天漢の東にて、およそ槎に路無く凌空を去る、今は知らず夕九の宵月を、湖心に掛かるただ幾らかの虹)

蘸月池

近水樓臺亘月明 々々可掬襲人清 片雲行處半輪沒 卻訝浮萍池面生

(近水の樓台に月明の宜しく⁴⁶、明々と掬すべく襲ねる人清し、片雲の行く所は半輪没し、浮萍の池面に生えるを卻訝す)

分析

以上の4種類の十境詩は、三條坊門殿に選定された10題の対象物に対して4人の禅僧がそれぞれ詩を詠んだものである。前章までに見てきた禅宗寺院の題詩の中にも、同じ10題に対して異なる作者が詠んだ詩が存在するのを確認したが、それらの詩は最初に詠まれた題詩とそれに対して後から詠まれた次韻詩であった。しかしこの三條坊門殿に詠まれた「相府十境」詩は、同じ10題に対して同時期に詠まれた、それぞれ独立した題詩であるという点でこれまでの題詩作品とは異なっている。10題の対象物は明確で、それに対して詠まれた4種類の詩は何れも、持ち主である将軍にふさわしい修飾表現を用いながら、対象物の立地環境や機能を描写している。詩は4種類共に七言絶句で詠まれており、観音殿や禅室など宗教的機能を持った建築物に対して詠まれた詩も含めて、全体的に仏教色は抑えられた内容であった。反対に多くの詩中に引用されていたのが中国古典を原典とした故事である。中国古典からの引用は日本五山寺院の十境詩にも見られるが、三條坊門殿の十境詩で

⁴⁵ 七夕に天の川に架かる橋の名

⁴⁶ 兪文豹(13世紀頃)『清夜録』より(近水樓台先得月、向陽花木易逢春)

はそれが比重の上でより際立っている。これは当時の文化的嗜好に依るものと考えられるが、禅僧によって詠まれた詩であるとはいえ、将軍の私邸に対して詠む十境詩には仏教教義的な制約に従う必要が無かった事も一因であろうと推測できる。これは二条良基の押小路烏丸殿の節で見た 3 首の詩についても同様であった事がわかっている。例として挙げられる対象の邸宅の数が少ないので断定はできないが、寺院の十境詩と邸宅の十境詩は区別して認識されていた様子が伺える。

最後に指摘すべき点は、これら 4 種類の題詩に用いられている題である。これまで三條坊門殿の題詩を「相府十境」と表記しつつ見解を述べてきたが、4 種類の中で「十境」と冠されているのは鄂隠慧叡と西胤俊承だけで、残る 2 種類は惟忠通恕が「枢府十詠」、惟肖得巖が「相府十題」と冠されている。上述した『南方紀傳』には義持が「十境」を定めたとの記述があり、鄂隠慧叡の『南遊稿』と西胤俊承の『真愚稿』にはそれぞれ「相府十境」と題して詩詠が 10 題収録されている事がわかっている。しかし惟忠通如の『繫驢檄』には「枢府十詠」、惟肖得巖の『東海瑤華集』には「相府十題」としてこれらの詩が収録されていた。4 人共 14 世紀中頃から 15 世紀前半の同時代の人で、三條坊門殿の「十境」詩を義持から依頼されたのも同時期であったと考えられるので、何故それぞれの著作集に収録される同種の詩の題が異なるのか明確な理由はわからない。前章までで見てきたように、元々中国禅宗寺院で詠まれていた詩では「境」と「景」「詠」「題」などとの区別はそれ程明確ではなかったと考えられ、更に「境」が使用されていたのは 1 例だけであった。それに対して日本の禅宗寺院では先ず「十境」が選定され、それに対して詠まれた詩は十境詩と題される事が通例となっていた。三條坊門殿の「十境」詩は、日本に於ける例であるにも拘わらず、中国禅宗寺院に於ける題詩と同様に題が固定されていない。この事から以下の推測が可能であろう。先ず、元々中国では明確に定義されていなかった「十境」詩が日本の寺院に於いて固定化し慣習化したのではないかという事である。また、三條坊門殿では義持自身が禅宗寺院の慣習に倣い「相府十境」を定めたが、禅僧にとっては寺院内で行われる宗教的な意味を持った慣習を、世俗的な場に於いて使用する事に抵抗を感じた可能性も

ある。そのため中には「十境」という語彙の使用を避けようとする僧も居り、三條坊門殿の十境詩の題は「十境」には統一されなかったのではないだろうか。

3. 近世の邸宅に見る「八景」との関係

江戸時代になると、大名や公家の邸宅に「八景」が選定され詩歌が添えられるという事が行われるようになる。この「八景」は中国の「瀟湘八景」から取られたもので、形式も「瀟湘八景」同様に 4 文字の漢字から構成された題に詩歌が詠まれる。またこれは元々絵画の主題であったので、日本に於いても「八景」には詩歌と共に絵画作品が残る物も少なくない。「瀟湘八景」が日本にもたらされたのは 13 世紀後半頃で、以降室町時代にかけて主に禅僧らによって作画や詩詠が為されてきた歴史がある。瀟湘八景詩は五山僧によって盛んに詠まれていた事が知られているが、元和九年（1623 年）頃に編纂された『翰林五鳳集』の巻五十二は「八景部」とされ、南北朝から江戸時代初期までの 200 首余が収録されている。江戸時代になると「瀟湘八景」に倣った八景が日本各地の名勝地で選ばれるようになり一般に広く普及したが、その一端として邸宅内に八景を選定する事が行われるようになっていったと考えられる。

この代表的な例が、万治二年（1659 年）に完成した後水尾上皇（1596 - 1680）の修学院離宮で選定された「修学院八景」である。その内容は「村路晴嵐」「修学晩鐘」「遠岫帰樵」「松崎夕照」「茅檐秋月」「平田落雁」「隣雲夜雨」「叡峯暮雪」で、帰帆が帰樵に置き換わる以外は全て瀟湘八景を踏襲している事がわかる。また「修学院八景」には詩と歌がそれぞれ 1 題ずつ詠まれているが、五山僧が詩詠、公卿が和歌を詠んでおり、色紙に清書されたものが中御茶屋の客殿壁面に貼られている。

庭園に選定された例では、柳沢吉保（1658 - 1714）の江戸別邸六義園が挙げられる。この庭園は元禄十五年（1702 年）に完成した池泉回遊式庭園で『万葉集』や『古今和歌集』

に詠まれた名勝を「八十八境」として写している。また「十二境」と「八景」も選定しており、それぞれに対して公卿によって和歌が詠まれている。題は「景」と「境」で明らかに異なっていて、禅宗寺院の「十境詩」「八景詩」で見えてきた例と同じ作法によって作題されていることがわかる。内容は八景が「若浦春曙」「吟花夕照」「紀川涼風」「筑波陰霧」「軒端山月」「芦辺水禽」「土峯晴雪」「東叡幽鐘」、十二境が「初入岡」「玉藻磯」「出汐湊」「妹与背山」「新玉松」「芦辺」「藤代根」「若松原」「紀川上」「嶺花園」「霞入江」「藤里」である。紀川と芦辺が重なるが、十二境は庭園内の景物を対象として選ばれており、名称がそのまま題になっているのに対して、八景は富士山や筑波といった遠景も対象にされ、「瀟湘八景」を踏襲して時間や季節を描写した題となっている。六義園については、「八景」だけではなく「十二境」に対しても和歌が詠まれているという事が特徴である。このため「六義園十二境」は名称をそのまま題にしている点でこれまでの「境」詩の伝統を踏襲しているが、そこに詠まれているのは漢詩ではなく和歌であるという点で、これまではっきりと区別されてきたと考えられる「十境」と「八景」の違いが、近世になり曖昧になっていく事の1例として挙げる事ができるのではないだろうか。

また隠棲の為に造られた邸宅では詩仙堂が挙げられる。詩仙堂は元徳川家家臣であった文人石川丈山（1583 - 1672）が寛永十八年（1641年）に建てた。邸内には日本の三十六歌仙に倣い選定した中国の詩人36人の肖像画で飾られた一室がある。丈山はこの邸宅に「凹凸窠十境」と「凹凸窠十二景」を選定し、十二景には漢詩が添えられた風景図が残されている。十境の内容は「小有洞」「老梅関」「詩仙堂」「至楽巢」「嘯月樓」「膏肓泉」「躍淵軒」「洗蒙瀑」「流葉泊」「百花塢」で、十二景は「満蹊桜花」「前村犁雨」「巖牆瀑泉」「砌池印月」「溪辺紅葉」「四山高雪」「台嶠閑雲」「鴨河長流」「洛陽晚煙」「難波城様」「園外松声」「隣曲叢祠」である。これらを比較すると、十境の題は何れも邸内の十か所が選ばれており、その名称がそのまま題になっているが、十二景の方は「瀟湘八景」と同様に遠景を含めた景勝が時節の描写と共に題とされている事がわかる。

この様に江戸時代には、室町時代の将軍邸と同じように邸宅に景物を選定して詩歌を詠

むという事が行われていたのがわかるが、主に「十境」が選定されていた室町時代とは異なり、新に「瀟湘八景」の伝統を踏襲した「景」が選ばれるようになり、それに伴い詠まれる漢詩も抒情的・文芸的な性格を強めたと考えられる。また時には詠まれる詩が漢詩ではなく和歌であるという事例も見えてくる。即ち、近世の邸宅では「境」と「景」の差異が曖昧なものになっていくと共に、元々室町時代から邸宅に於ける遊興の意味合いが強かった「十境」の選定が、より文芸的性格の強い「八景」の選定へと比重が移行していったものと推測できる。

4. 「十境十乗止観」についての考察

これまで中国禅宗寺院と日本禅宗寺院及び日本の邸宅に於ける題詩について「十境」詩を中心に考察してきた。その結果、特に日本の禅宗寺院では「境致」や「十境」という語彙が特別な意味を持っており、この語彙を意図的に使用していたのではないかと推測された。そこで本節では、十境という語彙の持つ意味を明確にするために、十境という語が最初に使用されたと考えられる仏教論「十境十乗止観」についての考察を行った。

中国天台宗の祖師天台智顛（538 - 597）が594年に荊州（湖北省）玉泉寺に於いて止観思想について講義した。これを弟子の章安灌頂が10巻の書物に纏めたものが『摩訶止観』である。この「止観」とは「座禅による瞑想」の事で、一般には禅宗での「禅定」と同義語として使われる事が多い。『摩訶止観』で解説される「十境」とは、天台宗において悟りの境致に至るために提示された十種類の「止観」を指し、『摩訶止観』第七章（巻第五の上）では、十種それぞれの観法を説いている。そこには十種類の対象物「陰入境界・煩惱境・疾患境・業相境・魔事境・禅定境・諸見境・増上慢境・二乗境・菩薩境」が挙げられており、それぞれの境に対して「十乗観法」を提示し、それに沿って修行を進めるように説かれている。この『摩訶止観』の思想は、座禅を修行の中心に据える禅宗にも影響を与えた

と考えられるが、禅宗寺院で選定された境致の数が特に十種に定まっていた訳ではない事を鑑みると「境致」が即ち『摩訶止観』で説かれている「十境」であると断定する事はできない。但し禅宗寺院において境致を選定したそもその目的は、境致を座禅時の瞑想の対象とするためであると考えられており、選定される境致の数も10種を基本としているので『摩訶止観』の「十境」と概念的な類似点を見出す事ができる。

『摩訶止観』の十境は「十境十乗止観」という瞑想法を解説したもので、止観の観察対象を10種の「境」に分類し、それを「観ぜよ」と説いている。最初の陰入界が眼前の世界を指し、それ以降の煩惱、疾患、業相、魔事、禅定、諸見、増上慢、二乗、菩薩は個々の状況によって生じてくる「境」としている。更にこれら「十境」を止観する方法として、10種類を提示したものが「十乗観法」である。これは「観不思議境」（不思議の境を観ぜよ）、「起慈悲心」（慈悲の心を起こせ）、「巧安止観」（善く巧みに心を安んぜよ）、「破法遍」（法を破すること遍ねかれ）、「識通塞」（通塞を識れ）、「修道品」（道品を調適せしめよ）、「対治助開」（助道をもちいて対治せよ）、「知次位」（次位を知れ）、「能安忍」（能く安忍せよ）、「無法愛」（法愛無からしめよ）という10種類の方法で、先の「十境」それぞれに対して十乗の方法を行う事で合計100種類の止観法が生じることになる。

この様に『摩訶止観』で解説されている「十境十乗止観」には、座禅法として10種類に分類された事柄が次々に提示されている。智顛の説いたこの座禅法は文献として最も古く、中国や日本の禅宗にも影響を与えたとされる事から、主に日本の禅宗寺院で使われている「十境」という語はこの書物から取られているのではないかと推測される。禅宗寺院の「十境」が座禅時の瞑想対象物と定義づけられている事も、『摩訶止観』に説かれている内容と通じている。確かに、中国の禅宗寺院で多く詠まれていた詩詠や日本の邸宅に於ける「境」や「景」などと比較すると、日本の禅宗寺院の十境詩は何れも仏教經典中に見られる偈頌の様式に則り仏徳讃嘆や仏教教理を詠じた、謂わば教義に生真面目な内容であった。そうであるならば、日本の禅宗寺院に於いて選定された「境致」と「十境」詩は、現在考えられている程芸術的側面の強い文芸的活動に因ったものではなく、禅宗寺院内で一般に行わ

れていた純粋な宗教活動の一環であったと言えるのではないだろうか。また『摩訶止観』の経典が主に日本の禅宗寺院で重んじられている理由については、日本に禅の教えが伝えられた過程から説明し得るのではないだろうか。即ち日本の臨済宗開祖とされる栄西は、比叡山延暦寺で出家得度した天台宗の僧侶で、最初の入宋も天台宗の教学を学ぶためであった。更に帰国後の布教活動も、既存仏教との軋轢を回避するために天台宗や真言宗との調和を図りながら行っていた事がわかっている。このような事情から、栄西を開祖とする日本の禅宗寺院に於いては、『摩訶止観』が座禅法の経典として重要視されるようになったのではないかと推測する。

小結

本章では、日本の邸宅に於いて選定された十境と十境詩についての考察をおこなった。邸宅の境致は禅宗寺院に比べて史料が少なく、また邸宅自体も保存されている物が存在していないので多くの事がわかっていない。足利義教が十境を選んだ由が文献に残されている三條坊門殿を除いて、歴代将軍邸では十境が選定されて十境詩が詠まれたかどうかは明らかではない。押小路烏丸殿についても、義堂周信の日記に於いて、記載されている11か所の景観に対して「境致」或いは「十境」という語が使われている訳ではない。この邸宅に十境が選定されていた事が確認できるのは江戸時代に書かれた書物に因ってである。その中で、少なくとも室町時代の将軍邸に対して十境が選定され、それに対して詩が詠まれていた事例が在ったと言える唯一の例が、足利義持の三條坊門殿である。この邸宅には「相府十境」或いは「相府十詠」と題された4種類の題詩が存在している。また、これによって当時の邸宅に於ける「十境」選定や「十境詩」の作成には禅僧が深く関わっていた様子も文献史料からうかがう事ができる。それにより邸宅に詠まれた十境詩は、禅宗寺院同様に禅僧が作成していたが、宗教活動の場に対して詠んでいたのとは異なり私邸に対して制

作するのに相応しく、より文芸的嗜好が表現された詩作であることが確認できた。即ち邸宅の境致は禅宗寺院の境致とは選定目的が異なり、その詩詠内容も異質のものである事が確認できた。

日本に於ける十境詩は、鎌倉時代の禅宗寺院で十境の選定が行われるようになる事から始まり、室町時代に入るとそれまで寺院内で詠まれていた十境詩が、将軍家や貴族の邸宅でも詠まれるようになった。それにより、禅宗寺院では偈頌としての性格が強かった十境詩が、文芸的な側面を伴う様になり、更に時代が下ると武家や貴族の邸宅に於ける文芸活動の一環として定着していったと考えられる。更に江戸時代以降は「瀟湘八景」文化を基とする「八景詩」との混同が起り、庭園を伴う邸宅では「十境」と「八景」が並行する文芸活動の一環として捉えられる様になったのではないかと推測される。

また「十境」という語が使用されるようになった経緯は、語彙の初見から考察し、中国天台宗の『摩訶止観』禅定法である「十境十乘止観」基となっている可能性を示唆した。『摩訶止観』で説かれる禅定法は、日本の禅宗に於いても重んじられていたとされる事から、当時日本の禅宗寺院では、中国禅宗寺院で行われていた「寺域内に景物を選定し、詩を詠む」という行為を、「景」「詠」或いは「題」という語を敢えて使用せず、「十境」と固定したのではないだろうか。この事柄については、今後の更なる検討が必要であると考えられる。

結論

日本では鎌倉時代から禅宗寺院を中心に、そして室町時代になると武家や貴族の邸宅に於いても「境致」選定や、それに伴った「十境」詩を作成する事が盛んになっていった。この習慣は、日本に於ける禅宗の五山制度が南宋五山に倣って導入された経緯から、制度に付随する形で中国から日本にもたらされたと考えられている。例えば関口欣也はその著書で、日本の禅宗寺院が五山制度を取り入れた時に制度の一環として境致の概念も導入されたとし、鎌倉五山寺院に見られる自然景観と建築群および人工的環境形成の総合美が、中国宋代の禅宗寺院に於ける「境致」の概念に依るものであると述べている^{cii}。

確かに、『五山文学』に残る漢詩の様式・形式を見ると、中国の禅僧達が詠んでいた詩偈の影響を強く受けている事は間違いない。その為本論文第一章では、「境致」選定や「十境」詩の作成の習慣が何処でどのように始まったのかを明らかにする為に、中国の文献史料から「十境」詩を探し出す事を試みた。中国宋代の禅宗寺院についての史料はそれ程多いとは言えず、中国禅宗寺院に於いて「境致」の選定が慣習的に行われていたという確かな文献史料は見つからなかった。本論文で使用した『中國佛寺志』は、明代から清代に数多く編纂された中国の地方誌を扱う文献史料の一つである。その主な内容は寺院の歴史沿革、所在地や地理環境、伽藍建築、高僧伝、法語や詩偈、法脈、伝承、感応事跡、風俗などである。この史料から、中国の五山寺院を始めとする禅宗寺院で詠まれた「一定数に纏まった題詩」を探し出し分析した結果は本論文で述べた通りである。

この様に、中国禅宗寺院で詠まれた一定数で一纏まりの題詩に冠される名称は「景」や「詠」であり、「境致」や「十境」という語が極めて稀にしか使用されていない事が明らかとなった。そこで、『中國佛寺志』に記載されていた「複数に纏まった題詩（主に十題で纏められているもの）」の題と『扶桑五山記』や『和漢禅刹次第』に記載されている「境致」と考えられる題を、五山寺院の史料に絞って比較、類別し、中国と日本の題がそれぞれ持

つ特徴や共通性を明確にする試みを行った。その結果、中国の文献に記載されている詩の題（佳名）と日本で書かれた文献の記載の間にはかなりの相違がある事がわかった。『扶桑五山記』や『和漢禪刹次第』の「大宋國諸寺位次」の五山各寺院の項で、列挙されている佳名（日本五山寺院の項で「境致」に当たるもの）の中には『中國佛寺志』に確認できなかったものも少なくなかった。「十境」という単語の唯一の使用例であった『明州阿育王山續志』の「次十境韻」についても、その十首の題の中で『扶桑五山記』の阿育王寺の項で、列挙されていた7題と共通していたのは三首だけであった。『中國佛寺志』には「境致」以外の題詩は数多く収録されており、中国禪宗寺院に於いて、寺院とその周辺の景観に対して佳名を付けて詩を詠むという習慣が一般的であった事は確かである。それにもかかわらず、「境致」や「十境」という語彙を使用しているのは全体を通して一例だけであった。それは、この様な形式の題詩を作成する時に「境致」や「十境」という概念で景観を捉えるという事が、我々が考えている程普及していた訳ではなかったという理由から来るのではないだろうか。このため、『扶桑五山記』や『和漢禪刹次第』といった「禪刹記」系史料の南宋五山寺院の項に列挙されている「境致」と考えられる題が、中国に於いても同様に「境致」という認識で捉えられていたものであるのか、或いはそれ以前に、日本の禪宗寺院の様な「境致」選定が確かに行われていたのかという事についても、現段階に於いて明確な回答を出す事ができない。

『中國佛寺志』をみると、中国五山寺院で詠まれた題詩の中にも十首一纏まりの題詩が複数確認できる。これらは『明州阿育王山續志』の「次十境韻」の例以外は全て「境」以外の語を冠していたが、詩の様式は日本五山寺院の「十境詩」と非常に似ている事がわかる。従って、これらの詩に詠まれている内容を比較分析することで日本五山寺院の十境詩が「境」という文字を冠する事に特別な意味付けがされた詩詠であるのか、それとも中国五山寺院の「境」以外の十首一纏まりの題詩と詩の内容にはそれ程の違いはなく、何れも同一の範疇に属する詩詠であるのかを明らかにした。

その結果、詠まれている内容には一定の規則性の様なものが見いだせることに気が付い

た。先ず、十境詩とは明確に異なる種類の題詩が「八景詩」の系統であった。これは詩の内容もそうだが、題の形式が異なっている。所謂「瀟湘八景」詩の形式で、日本の十境詩や、更に中国の十詠詩、十景詩などとも異なっている。次に中国の十詠詩や十景詩と十境詩の比較についてであるが、これは何れも題に選定した対象物を目にして、抒情性を含めずに描写するという様式で詠まれていることがわかる。ただ、日本の十境詩が何れも仏教的、禪宗的な内容が詠み込まれているのに対して、中国の題詩は左程仏教色が強くなく、中には神仙思想が詠み込まれている詩もふくまれていた。この様な日本と中国の詩詠の内容の差異は、作者の立場の違いに依るのではないかと考えられる。日本の十境詩は全て、禅僧によって題の選定と詩詠が行われているのに対して、『中國佛寺志』に記載されていた題詩は文人や職業詩人によって詠まれたものが少なくない。その為、中国の題詩は比較的仏教色の強くない詩が詠まれる傾向にあったと考えられる。

中国と日本の五山寺院の立地している地理的条件は、十境詩の様な十首一纏まりの題詩を作成する時に何らかの影響を及ぼしているかどうかを理解するために、中国と日本の五山各寺院の立地環境について纏めた。その上で「境致」或いは「佳名」に準ずる佳名が、寺域の何処に位置しているのかを調べた。その結果、中国の南宋五山寺院と鎌倉五山寺院に選ばれる土地は、周囲を山に囲まれた山麓や谷間である傾向が見られ比較的類似しているのに対して、京都五山寺院は斜面の多くない平地に建っている傾向が強いことがわかった。それにも拘らず、選ばれている「境致」（或いは「佳名」）は、南宋五山寺院では伽藍建築よりも周囲の自然物、中でも峰、嶺、嶺が非常に多いのに対して、日本の両五山寺院では、立地条件が異なるにもかかわらず何れも伽藍建築を多く含み、各十題は殆どが寺院に関係の深い対象物が選ばれている。各寺院の十境の対象物となっているものは非常に類似しており、「十境」選定には規範の様なものが存在したのではないかと推測される。

また、五山寺院の中には絵図が残っている所もあるので、その場合は「境致」（或いはそれに準ずる「佳名」）が絵図中にどれ程描かれているかを確かめる。それにより明らかにするのは、寺域のどの様な場所が「境致」として選定されたのか、また選定場所に規則性

が見いだせるかどうかという事である。それにより明らかとなったのは、まず中国禅宗寺院に於いて『扶桑五山記』や『和漢禅刹次第』に記載されている題で『中國佛寺志』に確認できないものが複数個存在したという事が挙げられる。また日本の禅宗寺院については、文献に記載されている「境致」の位置が明確にわかり、更に絵図上にも確認できるものが比較的多く見られた。

日本の禅宗寺院で「境致」選定と「十境」詩の制作が定着すると、次第に武家や公家の邸宅にも同じように「境致」選定が行われるようになっていく。この場合も、五山寺院を中心とする禅僧が選定や詩詠に深く関わっていた事がわかっている。ただ、三條坊門殿の「相府十境」を始めとする 4 種類の題詩の内容を分析したところ、十境詩は何れも禅僧が作成していたが、禅宗寺院の十境詩として詠まれていたものと比較して、より文芸的嗜好が表現されている事が確認できた。確かに邸宅の十境詩の例として提示できるのが三條坊門殿の 1 例だけであるという点は結論を導き出すのは早急ではある。しかし両者を比較すると、禅宗寺院の十境詩詠まれたであろうと推測できるのに対して、三條坊門殿の十境詩は中国の古典からの引用が非常に多く見られる一方で、仏教的或いは禅宗的な表現は多くない。この事から、邸宅で行われた「境致」選定と詩詠は禅宗寺院で行われていたものとは異なるものであるとの認識が存在したのではないかと推測した。少なくとも双方の制作に関わっていた禅僧達にとっては異なるという認識があったのではないだろうか。

江戸時代になると邸宅で「境致」の様な景物が選定されて詩詠が行われるという風習は、「八景」という形で引き継がれる。江戸時代には大名や公家の邸宅に「八景」が選定され詩歌が添えられるという事が盛んに行われているが、この「八景」は中国の「瀟湘八景」から取られたもので、形式も「瀟湘八景」同様に 4 文字の漢字から構成された題に詩歌が詠まれる。論文では例として、公家の邸宅に修学院離宮、武家の邸宅に六義園、そして文人の山荘として詩仙堂を取り上げた。これら 3 例とも禅宗寺院との関わりを看取る事ができるが、何れも禅僧と在家との役割が明確に分担されていた事が見て取れる。修学院離宮では「修学院八景」の 8 題に対して禅僧が漢詩、公卿が和歌を詠んでいる。六義園では

「十二境」と「八景」の2種類が存在し、何れも公卿によって和歌が詠まれているが、「十二境」と「八景」では題が明確に異なる。即ち「境」には景物の名称をそのまま取った題が使われ、「景」には「瀟湘八景」と同じ漢字4文字の題が使われている。詩仙堂も「凹凸窠十境」と「凹凸窠十二景」の2種類が存在するが、ここでも「境」には邸内の景物の名称が選ばれ、「景」には邸宅から眺める遠景も含めた景物が「瀟湘八景」様の漢字4文字で表されていた。この様に、日本に於いては「境」と「景」は明確に区別されていた事が推測できる。これは『中國佛寺志』に於いて「瀟湘八景」様式とは関係なく、「境」と同じ形式の題詩についても「景」を使用し、「境」と「景」或いは「詠」「題」なども含めて明確な差別化を行わない事とは異なっている点である。

本論文では、中国禅宗寺院と日本禅宗寺院及び日本の邸宅に於ける題詩について「十境」詩を中心に考察してきた。その結果、特に日本の禅宗寺院では「境致」や「十境」という語彙が概念として特別な意味を持っていたために、敢えて使用しているのではないかという様子が窺えた。そこで「十境」という語が最初に使用されたと考えられる仏教論についての考察を行った。「十境」という語彙の初見は、中国天台宗の祖師天台智顛が594年に講義した止観思想に於いてである。この講義の内容は、弟子の章安灌頂が『摩訶止観』という10巻の書物に纏めた。この中で言う十境とは、悟りの境致に至るために提示された十種類の「止観」即ち禅定を指している。この様に『摩訶止観』は天台宗に於ける仏法書でありながら、座禅法を説いた書物であったために中国及び日本の禅宗にも影響を与えたと考えられている。禅宗寺院で境致を選定する目的とは、それを座禅時の瞑想の対象とするためであると説かれているが、この考え方が『摩訶止観』に言う「十境」と全く無関係に成立したとは考えにくい。この様に『摩訶止観』に見る「十境」という語彙が禅宗に与えた影響を考えても、これまでも述べた通り日本の禅宗寺院に於ける境致選定と「十境」詩の作成の持つ意味は、これとの対比で見てきた中国禅宗寺院で詠まれた題詩や日本の邸宅の「十境」や「八景」とは異なっていたと捉える事ができよう。

本論文に於いて明らかにしようと試みたのは、日本の禅宗寺院で選定された「境致」と

それに対して詠まれてきた「十境詩」について、その成立に影響を受けたとされる中国南宋の禅宗寺院との関係、また日本に於ける発展についてであった。そこで中国で書かれた『中國佛寺志』を史料とし、南宋五山寺院については確認できる題詩を全て取り上げ、日本の五山寺院の「十境」詩との比較を行った。その結果、中国禅宗寺院に於いて「境致」や「十境」について日本の寺院に見られた様な明確な概念化が成されていた訳ではない様子が窺えた。詠まれた題詩の内容比較に於いても、偈頌の形式に則っていると思われる日本の詩詠と比較して、中国禅宗寺院の題詩は在家の詩人によって詠まれた仏教教義とは直接関わりのない内容のものが数多く含まれている事が明らかとなった。更に日本に於いては、五山文化の影響下に武家や公家の邸宅にも選定されるようになった事が知られているが、邸宅の「十境」についても日本の禅宗寺院で詠まれた十境詩の内容と比較すると仏教教義が説かれているものは殆ど無く、より文芸的な詩詠と成っている事がわかった。これらの事から推測されるのは、日本の禅宗寺院において南宋五山寺院などの中国禅宗寺院の影響を受けるに当たり、中国の寺院で行われていた詩詠の習慣を、より厳格な仏教教義の一環として捉え直し「偈頌」という形で詠じたのではないかという事である。即ち日本の禅宗寺院に於ける「境致」選定と「十境」詩の制作とは、これまで考えられてきた以上に厳格な宗教活動の一環であり、修行の一部であったと言えるのではないだろうか。これまでは「境致」や「十境」に対して文芸的要素に注目した分析が多く行われてきたと感ずるが、それらに加えて禅宗思想に基づく分析を行う事で、より多角的な理解が深まるものと考えている。

引用文献

-
- i 田島柏堂「天童山十境」と禅語散策 - 「拜登」・「警策」考 - 、『禅研究所紀要』第 11 号、108 頁
- ii 同上、111 頁
- iii 同上、112 頁
- iv 関口欣也「中国江南の大禅院と南宋五山」『仏教芸術』144 号、38 頁
- v 同上、38 頁
- vi 関口欣也「中世五山伽藍の源流と展開」『新編 名宝日本の美術 第 15 卷 五山と禅院』、124 頁
- vii 同上、137 頁
- viii 蔡敦達「日本の禅院における中国的要素の摂取：十境を中心として」『国際日本文化研究センター紀要 23』、15 頁
- ix 同上、17 頁
- x 同上、18 頁
- xi 玉村竹二「禅院の境致一特に楼閣・廊橋について」横山正編『叢書 禅と日本文化』第五卷 禅と建築・庭園、78 頁
- xii 明文書局編集部編『靈隠寺志』卷八、詩詠、五言古、509 頁
- xiii 明文書局編集部編『靈隠寺志』卷五下、歴代人物、274 頁
- xiv 中華電子佛典協會編、卍新纂續藏經 Vol.72、No.1431『雲外和尚語録』、17 頁
- xv 明文書局編集部編『勅建浄慈寺志』卷首二、87 頁
- xvi 同上、88 頁
- xvii 同上、88 頁
- xviii 明文書局編集部編『明州阿育王山續志』卷六、876 頁
- xix 明文書局編集部編『勅建弘慈廣濟寺新志』6-24 頁
- xx 宋釋徳洪撰、宋釋覺慈輯『石門文字禅 三、四』田原仁左衛門刊、1664、29 頁
- xxi 明文書局編集部編『靈隠寺志』卷七、疏、436 頁
- xxii 玉村竹二校『扶桑五山記』、1 頁
- xxiii 同上、1 頁
- xxiv 関口欣也「中世五山伽藍の源流と展開」『新編 名宝日本の美術 第 15 卷 五山と禅院』、137 頁、166 頁
- xxv 玉村竹二校『扶桑五山記』、20 頁
- xxvi 蔡敦達「中世の禅院空間に関する研究：境致を中心として」『建築年報』1994 年、13 頁
- xxvii 明文書局編集部編『明州阿育王山續志』卷五、796 頁
- xxviii 同上、795 頁
- xxix 関口欣也「中世五山伽藍の源流と展開」『新編 名宝日本の美術 第 15 卷 五山と禅院』、163 頁
- xxx 関口欣也「中国江南の大禅院と南宋五山」『仏教芸術』144 号、155 頁
- xxxi 三浦勝男編『鎌倉国宝館図録 第十五集 鎌倉の古絵図 I 』、図版 6
- xxxii 『建仁寺誌稿』上卷（明治 26 年編纂、建仁寺）
- xxxiii 関口欣也「中世五山伽藍の源流と展開」『新編 名宝日本の美術 第 15 卷 五山と禅院』、157 頁
- xxxiv 同上、162 頁
- xxxv 「太平記」卷第二十四『日本古典文學体系 35 太平記二』岩波書店、昭和 36 年、414

頁

- xxxvi 太田博太郎「社寺建築の研究」『日本建築史論集 3』岩波書店、1986年、106頁
- xxxvii 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』、747頁
- xxxviii 明文書局編輯部編『徑山志』卷十三、殿宇、1008頁
- xxxix 明文書局編輯部編『徑山志』卷七、碑記、651頁
- xl 明文書局編輯部編『徑山志』卷六、塔銘、538頁
- xli 明文書局編輯部編『徑山志』卷十三、殿宇、1010頁
- xlii 明文書局編輯部編『徑山志』卷十三、名勝、1033頁
- xliii 明文書局編輯部編『徑山志』卷十四、古跡、1060頁
- xliv 明文書局編輯部編『徑山志』卷十三、外院、1049頁
- xlv 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷一、武林山水、54頁
- xlvi 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷二、古蹟、119頁
- xlvii 明文書局編輯部編『靈隱寺志』24頁
- xlviii 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷一、武林山水、65頁
- xlix 同上、67頁
- l 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷八、遺事、585頁
- li 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷八、詩詠、524頁
- lii 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷一、武林山水、69頁
- liii 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷二、古蹟、119頁
- liv 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷一、武林山水、70頁
- lv 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷二、古蹟、122頁
- lvi 同上、117頁
- lvii 明文書局編輯部編『靈隱寺志』卷一、武林山水、66頁
- lviii 明文書局編輯部編『天童寺志』卷十、附餘攷、708頁
- lix 明文書局編輯部編『天童寺志』卷一、山川攷、40頁
- lx 明文書局編輯部編『天童寺志』卷一、歴代総題天童山川詩、75頁
- lxi 明文書局編輯部編『天童寺志』卷一、山川攷、60頁
- lxii 同上、57頁
- lxiii 同上、59頁
- lxiv 明文書局編輯部編『天童寺志』卷九、轄麗攷、679頁
- lxv 明文書局編輯部編『天童寺志』卷一、山川攷、37頁
- lxvi 同上、51頁
- lxvii 同上、52頁
- lxviii 明文書局編輯部編『天童寺志』卷二、建置攷、82頁
- lxix 明文書局編輯部編『浄慈寺志』卷二、興建二、232頁
- lxx 明文書局編輯部編『浄慈寺志』卷三、興建三、263頁
- lxxi 同上、305頁
- lxxii 明文書局編輯部編『浄慈寺志』卷一、興建一、119頁
- lxxiii 明文書局編輯部編『阿育王山志』卷四、阿育王山廣利禪寺碑銘并序、238頁
- lxxiv 関口欣也「中世五山伽藍の源流と展開」『新編 名宝日本の美術 第15巻 五山と禅院』、130頁
- lxxv 同上、130頁
- lxxvi 関口欣也「中国江南の大禅院と南宋五山」『仏教芸術』144号、37頁
- lxxvii 同上、14頁
- lxxviii 関口欣也「中世五山伽藍の源流と展開」『新編 名宝日本の美術 第15巻 五山と禅院』、133頁
- lxxix 同上、134頁

-
- lxxx 『明月記』承元元年六月三十日条「上皇。藤原範光の三条坊門室町泉亭に御幸あらせらる」(『大日本史料』4編9冊728頁)
- lxxxix 『大日本史料』4編10冊588頁、承元三年八月三日条
- lxxxii 『三長記』(『増補史料大成』第31巻)
- lxxxiii 『大日本史料』5編1冊559頁
- lxxxiv 『大日本史料』5編905冊17頁、正嘉元年四月三日二条
- lxxxv 小川剛生『二条良基研究』131頁
- lxxxvi 太田静六『寝殿造の研究』877頁
- lxxxvii 『大日本史料』4編10冊591頁
- lxxxviii 『空華日用工夫略集』永和四年三月八日条・康暦二年八月八日条
- lxxxix 『満濟准后日記』正長元年六月二十四日条
- xc 川上貢『日本中世住宅の研究』、279頁
- xcii 『大日本史料』7編12冊223頁
- xciii 四詩中『大日本史料』に記載されているのは『繫驢檄』『南遊稿』『真愚稿』の三種
- xciv 『大日本史料』7編11冊346頁
- xcv 玉村竹二『五山文學新集』第二巻988頁
- xcvi 『大日本史料』7編907冊585頁
- xcvii 『看聞日記』三271-272頁
- xcviii 『建内記』(菊亭本第七巻)204頁
- xcix 上村観光『五山文學全集』第三巻「懶室漫稿巻之五」序
- c 『大乘院寺社雜事記』尋尊大僧正記八十七 510頁
- ci 『群書類従』巻第四十「室町殿行幸記」574頁
- cii 関口欣也「中世五山伽藍の源流と展開」『新編 名宝日本の美術 第15巻 五山と禅院』、137頁、166頁

参考文献

- 1) 太田静六『寢殿造の研究』吉川弘文館、2010年
- 2) 小川剛生『二条良基研究』笹間書店、2005年
- 3) 川上貢『日本中世住宅の研究』墨水書房、昭和42年(1967年)
- 4) 関口欣也「中国江南の大禅院と南宋五山」『仏教芸術』144号、毎日新聞社、昭和57年(1982年)
- 5) 関口欣也「中世五山伽藍の源流と展開」『新編 名宝日本の美術 第15巻 五山と禅院』小学館、1991年
- 6) 関口真大校注『摩訶止観』(上巻)岩波書店、昭和41年(1966年)
- 7) 田島柏堂「「天童山十境」と禅語散策 - 「拜登」・「警策」考 - 」『禅研究所紀要』第11号、愛知学院大学禅研究所、昭和56年(1981年)
- 8) 玉村竹二「禅院の境致 - 特に楼閣・廊橋について - 」横山正編『叢書 禅と日本文化』第五巻 禅と建築・庭園、ペリカン社、2002年
- 9) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』思文閣、2003年
- 10) 玉村竹二編『扶桑五山記』鎌倉市教育委員会、昭和38年(1963年)
- 11) 田島柏堂「「天童山十境」と禅語散策 - 「拜登」・「警策」考 - 」『禅研究所紀要』第11号、愛知学院大学禅研究所、昭和56年(1981年)
- 12) 外山英策『室町時代庭園史』思文閣、昭和9年(1934年)
- 13) 堀川貴司『瀟湘八景 - 詩歌と絵画に見る日本化の様相』臨川書店、平成14年(2002年)

表目次

表 1	『径山志』に収録されていた『扶桑五山記』記載の題を冠する題詩の数と形態	204
表 2	『靈隱寺志』の七首と『扶桑五山記』記載の題の比較	204
表 3	詩の形態で分類した『靈隱寺志』記載の題詩	205
表 4	『雲林寺志』記載の題詩と『扶桑五山記』記載の題の比較	206
表 5	『乾道四明図経』と『天童寺志』に収録された舒亶の題詩の比較	207
表 6	「太白山十境詩」と「瀟湘八景」の題の比較	207
表 7	別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」と舒亶の「天童十題」の題の比較	208
表 8	「和雲外和尚十境韻」及び「天童十題」と『扶桑五山記』記載の題の比較	209
表 9	『阿育王山志』『阿育王山續志』収録の題詩の比較	210
表 10	『扶桑五山記』記載の題と共通する『阿育王山志』『阿育王山續志』の題詩分類	210
表 11	日本五山寺院及び博多聖福寺の創建年代と開	211
表 12	日本禅宗寺院の十境詩	212
表 13	仏教的・禅宗的な内容が詠まれていると考えられる詩	212
表 14	題詩の作者	213
表 15	仏教的・禅的な内容の詩とそうではない内容の詩の題による区分け	214
表 16	邸宅の境致	215
表 17	川上貢による三者比較（『日本中世住宅の研究』より）	215
表 18	天龍寺十境と西芳寺建築構成の比較	216

表1 『径山志』に収録されていた『扶桑五山記』記載の題を冠する題詩の数と形態

原肇 七言律詩	喝石巖			
龍大淵 七言律詩		凌霄閣	含暉亭	
超宗 七言絶句	喝石			
范至能 五言排律		凌霄庵		
徐懋弁 五言絶句	喝石巖			
黄汝亨 五言絶句	題喝石巖			題靈雞塚
	四首	二首	一首	一首

表2 『靈隱寺志』の七首と『扶桑五山記』記載の題の比較

『靈隱寺志』十首の中の七首	『扶桑五山記』
「本寺（靈隱寺）」「曲水亭」「龍泓洞」「蓮華石」	「直指堂」「石蓮峯」「北高峰」「合澗橋」「壑雷亭」「鷲嶺」「九里松徑」「蓮峯堂」「梅檀林」
「冷泉亭」	「冷泉亭」
「飛來峰」	「蜚來峯」
「猿呼洞」	「猿呼洞」

表3 詩の形態で分類した『靈隱寺志』記載の題詩

五言古詩	七言古詩	五言律詩	七言律詩	五言絶句	七言絶句	五言排律
飛來峰 (四首)		飛來峰 (四首)	飛來峰 (三首)	飛來峰 (一首)	飛來峰 (六首)	飛來峰 (一首)
冷泉亭 (一首)		冷泉亭 (三首)	冷泉亭 (一首)	冷泉亭 (二首)	冷泉亭 (八首;三 首は「冷 泉」)	
北高峰 (二首、内 一首は「上 北高峰」)	北高峰 (一首)	北高峰 (一首)	北高峰 (二首)	北高峰 (一首、 「遊北高 峰」)	北高峰 (一首)	
			呼猿洞 (一首)		呼猿洞 (五首)	
			九里松 (六首)	九里松 (一首)	九里松 (一首)	
				合澗橋 (一首)		
「靈隱寺」 (四首)	「靈隱寺」 (一首)	「靈隱寺」 (三首)	「靈隱寺」 (九首)		「靈隱寺」 (四首、内 一首は「靈 隱寺石」)	「靈隱寺」 (四首、内 二首は「遊 靈隱寺」、 一首は「宿 靈隱寺」)

表4 『雲林寺志』記載の題詩と『扶桑五山記』記載の題の比較（赤字は共通しているもの）

扶桑五山記	十二首	靈隱十詠	靈隱十景
呼猿洞	猿呼洞	猿呼洞	猿呼洞
北高峰	北高峰塔	高峰塔	
合澗橋	合澗橋		合澗橋
冷泉亭		冷泉亭	
蜚来峯		飛来峰	
直指堂			
石蓮峯			
壑雷亭			
鷲嶺			
九里松徑			
蓮峯堂			
梅檀林			
		蓮花峰	蓮花峰
		龍泓洞	龍泓洞
	石門澗	鍊丹井	葛洪井
	葛塢	水臺盤	連巖棧
	韜光菴	翻經臺	飯猿臺
	靈隱浦	靈隱寺	夢謝亭
	西菴		理公巖
	臥犀泉		題名塔
	青林洞		
	白沙泉		
	翻經臺		

表5 『乾道四明図経』と『天童寺志』に収録された舒亶の題詩の比較

天童十題（『乾道四明図経』）	天童寺志
太白峰	太白峰
太白庵	太白庵
玲瓏巖	玲瓏巖
響石	響石
龍池	神龍霽
虎跑泉	虎跑泉
佛石	佛蹟石
臨雲閣	臨雲閣
春楽軒	春楽軒
宿鷺亭	宿鷺亭
—————	太白山二首（律詩・排律）
—————	蒙堂（律詩）

表6 「太白山十景詩」と「瀟湘八景」の題の比較

太白山十景詩（七言絶句）	瀟湘八景
深徑廻松	瀟湘夜雨
清關噴雪	洞底秋月
雙池印景	煙寺晚鐘
西礪分鐘	遠浦帰帆
玲瓏天鑿	山市晴嵐
太白生雲	漁村夕照
東谷秋紅	江天暮雪
南山晚翠	平沙落雁
平臺鋪月	
鳳岡修竹	

表7 別源円旨の「和雲外和尚天童十境韻」と舒宣の「天童十題」の題の比較

和雲外和尚天童十境韻（七言絶句）	天童十題
舒宣「天童十題」と共通する五首	
宿鷺亭	宿鷺亭
玲瓏巖	玲瓏巖
虎跑泉	虎跑泉
龍潭	龍池・神龍霧
太白禪居	太白峰
	太白庵
『天童寺志』「山川攷」「建置攷」の題詩と共通する四首	
萬松關	
翠鎖亭	
清關	
萬工池	
その他	
登閣	臨雲閣
	春楽軒
	響石
	佛石・佛蹟石

表8 「和雲外和尚十境韻」及び「天童十題」と『扶桑五山記』記載の題の比較（赤字は共通しているもの）

『扶桑五山記』	「和雲外和尚十境韻」	舒宣（「天童十題」）
五鳳楼		
光明蔵		
九峯		
龍潭	龍潭	龍池・神龍霧
玲瓏巖	玲瓏巖	玲瓏巖
雙沼		
宿鷺亭	宿鷺亭	宿鷺亭
清關	清關	
萬松關	萬松關	
萬工池	萬工池	
登閣	登閣	
妙高臺		
翠鎖亭	翠鎖亭	
門外二十里松徑		
虎跑泉	虎跑泉	虎跑泉
太白禪居	太白禪居	太白庵
		太白峰
		響石
		佛石・佛蹟石
		臨雲閣
		春楽軒

表9 『阿育王山志』『阿育王山續志』収録の題詩の比較

阿育王四景 (七言絶句)	阿育王八景 (七言律詩)	育王山十詠 (七言絶句)	和育王十二題 (五言絶句)	次十境韻 (七言絶句)	次十景韻 (七言絶句)	釋畹荃の十題 (五言律詩)
舍利塔	燈燃兩塔	舍利塔	名月臺	舍利塔	舍利塔	望海亭
望海亭	井湧金沙	金沙井	金沙池	金沙井	金沙井	金沙井
無畏堂	山横玉几	玉几峰	八角殿	玉几峯	玉几峯	玉几峰
淵靈廟	香篆燒雲	七沸潭	七沸石	七沸潭	七沸潭	放光松
	鐘度重關	佛石	佛跡峯	佛跡岩	佛跡岩	佛蹟亭
	螢照松堂	仙書岩	石屏峯	仙書岩	仙書岩	赤菴峰
	鹿鳴芝洞	大權洞	靈鰻井	大權洞	大權洞	鬼谷祠
	茶鑪煮月	涌現巖	供奉泉	涌現岩	涌現岩	涌現岩
		妙喜泉	育王塔	妙喜泉	妙喜泉	妙喜泉
		承恩閣	袈裟衣	宸奎閣	宸奎閣	袈裟石
			晉年札			
			重臺蓮			

表10 『扶桑五山記』記載の題と共通する『阿育王山志』『阿育王山續志』の題詩分類

扶桑五山記	阿育王山志・續志の題詩
玉几峯	育王山十詠・次韻詩二種類
妙喜泉	育王山十詠・次韻詩二種類
無畏堂	阿育王四景
靈鰻池	和育王十二題 (「靈鰻井」)

表 11 日本五山寺院及び博多聖福寺の創建年代と開山

寺院名	創建年代	開山
安国山聖福寺（博多） 十刹第二・第三	建久 6 年（1195 年） 聖福寺所蔵「栄西申状」	明庵栄西（入宋）
亀谷山寿福寺（鎌倉）	正治 2 年（1200 年） 『吾妻鏡』 ¹⁰³	明庵栄西（入宋）
東山建仁寺（京都）	建仁 2 年（1202 年） 『歴代編年集成』 ¹⁰⁴	明庵栄西（入宋）
慧日山東福寺（京都）	寛元元年（1243 年） 『元亨釋書』 ¹⁰⁵ 『扶桑五山記』 ¹⁰⁶	円爾弁円（入宋）
巨福山建長寺（鎌倉）	建長 5 年（1253 年） 『吾妻鏡』 ¹⁰⁷	蘭溪道隆（渡来）
万寿寺（京都）	正嘉年間（1257~1259 年） 十地覚空により禅寺に改め	十地覚空・東山湛照（開山） （円爾弁円に帰依）
瑞鹿山円覚寺（鎌倉）	弘安 5 年（1282 年）	無学祖元（渡来）
金峰山浄智寺（鎌倉）	弘安 4 年~6 年 （1279~1283 年）	大休正念（渡来） 南洲宏海（入宋）
稻荷山浄妙寺（鎌倉）	正嘉元年~正応元年 （1257~1288 年）間に月峰 了然により禅宗寺院に改め られ名も極楽寺から浄妙寺 になる 『京城万寿禅寺記』 ¹⁰⁸	退耕行勇 （開山・1200 年頃栄西に参 禅した元密教僧） 月峰了然 （浄妙寺に改める・蘭溪道隆 の弟子）
瑞龍山南禅寺（京都）	正応 4 年（1291 年） 『皇代記』 ¹⁰⁹	無関普門（円爾弁円に参禅）
靈龜山天龍寺（京都）	康永 4 年（1345 年） 『太平記』 ¹¹⁰	夢窓疎石
万年山相国寺（京都）	永徳 2 年（1382 年） 『空華日工略集』 ¹¹¹	夢窓疎石

※創建年代の後に出典の書かれていないものは『日本仏教史辞典』（吉川弘文館、1999 年）に依る

表 12 日本禅宗寺院の十境詩

天童寺			
「和雲外和尚天童十境韻」	別源円旨（日本）	『南遊集』	1320～1330年の間
建長寺			
「題建長寺十境」	明極楚俊（渡来）	『明極楚俊語録』	1330～1333年の間
「巨福山十題次明極和尚韻」	乾峰士曇（日本）	『乾峰和尚語録』 明極楚俊の和韻詩	1352～1356年の間
建仁寺			
「東山十境」	清拙正澄（渡来）	『禅居集』	1333～1335年の間
天龍寺			
「天龍寺十境」	夢窓疎石（日本）	『夢窓国師語録』	1346年
「天龍寺十境韻」	鐵舟徳濟（日本）	『閻浮集』 夢窓疎石の和韻詩	1347～1366年の間
「天龍十景和夢窓国師韻』」	乾峰士曇（日本）	『乾峰和尚語録』 夢窓疎石の和韻詩	1347～1362年の間

表 13 仏教的・禅宗的な内容が詠まれていると考えられる詩

天童寺				
和雲外和尚天童十境韻	登閣	太白禪居		
天童十題				
靈隠寺				
靈隠十詠				
靈隠十景				
阿育王寺				
育王山十詠	涌現巖	玉几峰	舍利塔	妙喜泉
次十境韻	涌現岩	七沸潭	大權洞	佛跡岩
次十景韻		玉几峯		
釋峴荃の題詩	涌現岩			

表 14 題詩の作者

天童寺	
和雲外和尚天童十境韻	別源円旨（1294-1364）鎌倉～南北朝時代、禪僧
天童十題	舒亶（1041-1103）北宋、官僚・文人
靈隱寺	
靈隱十詠	李考光（1285-1350）元代、詩作家
靈隱十景	貝瓊 元代、詩作家
阿育王寺	
育王山十詠	樂長卿 1350 年以降
次十境韻	釋自學 明代初頭、阿育王寺第八十代住持
次十景韻	清源本 明代初頭、阿育王寺第八十四代住持
釋畹荃の題詩	釋畹荃 清代、阿育王寺の禪僧

表 15 仏教的・禅的な内容の詩とそうではない内容の詩の題による区分け

建長寺 (赤字は仏教的・禅的な内容、青字はそれ以外。以下同様)

玄関	方丈前玄関	得月楼
大徹堂	座禅道場	逢春閣
拈華堂	法堂	蘸碧池 方丈前の池
華嚴塔		玲瓏巖
高山	山頂に祖師堂	
圓通閣	観音殿の二階	

建仁寺

慈視閣	方丈の二階	望關樓 山門の二階
大悟堂	僧堂	群玉林 衆寮
入定塔	禅定の塔	鴨川水
樂神廟	鎮守	
無畫燈	禪居庵の燈	
清水山		
第五橋		

天龍寺

普明閣	山門の二階	曹源池 方丈前の池
絶唱溪	大井川	渡月橋
靈庇廟	鎮守	三級巖 嵐山の滝
拈華嶺	嵐山	萬松洞
龜頂塔	嵐山山頂の塔	龍門亭

表 16 邸宅の境致

押小路殿 (二条良基)	御權閣・蔵春閣・洗暑亭(泉殿)・聴松亭・観魚台・水明楼・龍躍池・政平水・古霊泉・緑揚橋・梅香軒(准寝殿) (康歴2年/1380年の義堂周信の日記に記載、『二条家文書』では聴松亭を省いて「十境」としている)
三条坊門殿 (足利義持) 応永16年 (1409年)	勝音閣(安観音) 覚苑殿(安佛菩薩) 安仁斎 嘉会(宴居) 養源(水殿) 探玄(禅室) 要關(在探玄前) 悠然(亭) 湖橋 蘸月池 (括弧内は惟忠通恕『繫驢楸』に記載の「枢府十詠」による)
東山殿 (足利義政) 文明15年 (1483年)	心空殿 潮音閣 西指庵 太玄関 東求堂 同仁斎 超然亭 弄清亭 釣秋亭 竜背橋 漱蘇亭 夜泊船 錦鏡池

表 17 川上貢による三者比較 (『日本中世住宅の研究』より)

西芳寺	三條坊門殿	東山殿
舍利殿 瑠璃殿 無縫閣	観音殿 覚苑殿 勝音閣	観音殿 心空殿 潮音閣
指東庵	探玄(禅室)	西指庵
向上関(指東庵門)	要関(禅室門)	太玄関(西指庵門)
西來堂	安仁斎(持仏堂書院)	東求堂
縮遠亭	悠然亭	超然亭
潭北亭	養源(泉殿)	弄清亭(泉殿)
湘南亭		釣秋亭
邀月橋	湖橋	竜背橋
合同船(舟舎)		夜泊船
黄金池	蘸月池	

表 18 天龍寺十境と西芳寺建築構成の比較

天龍寺	西芳寺
普明閣	向上閣
曹源池	黄金池
度月橋	邀月橋
龍門亭	縮遠亭 湘南亭
絶唱谿	舍利殿
靈庇廟	指東庵
拈華嶺	西來堂
三級巖	潭北亭
萬松洞	合同船
龜頂塔	

103 『吾妻鏡』 10 冊、113-114 頁

104 『歴代編年集成』 5 卷、「土御門院廿三」、60 頁

105 『元亨釋書』 卷七、淨禪三之二、慧日山辨圓

106 『扶桑五山記』 卷五、東福寺、201 頁

107 『吾妻鏡』 22 冊、38 頁

108 『京城万寿禪寺記』 群書類從第二十四輯、242 頁

109 『皇代記』 史料綜覧、5 編 905 冊 380 頁

110 『太平記 二』 日本古典文學体系、岩波書店、昭和 36 年、414 頁

111 『空華日工略集』 史料綜覧、6 編 907 冊 136 頁

図目次

図 1	①『建長寺指図』	218
図 1	②『建長寺境内絵図』	219
図 1	③『建長寺境内絵図』(部分)	220
図 2	①『円覚寺境内絵図』	221
図 2	②『円覚寺境内絵図』(寛政三年)	222
図 3	『寿福寺境内絵図』	223
図 4	①『浄妙寺境内絵図』	224
図 4	②『浄妙寺境内絵図』(部分)	225
図 5	①『天龍寺応永鈎命絵図』	226
図 5	②『天龍寺応永鈎命絵図』(部分)	227
図 6	『東山往古之図』	228
図 7	①『東福寺伽藍図』	229
図 7	②『東福寺伽藍図』(ト書き部分)	230
図 8	「靈隠寺配置図」(『大宗諸山図』)	231
図 9	「天童寺配置図」(『大宗諸山図』)	232
図 10	『永享二年普広院殿拝賀記』指図 (『日本中世住宅の研究』)	233
図 11	『室町殿大饗指図』 (『日本中世住宅の研究』)	234
	図引用文献	235

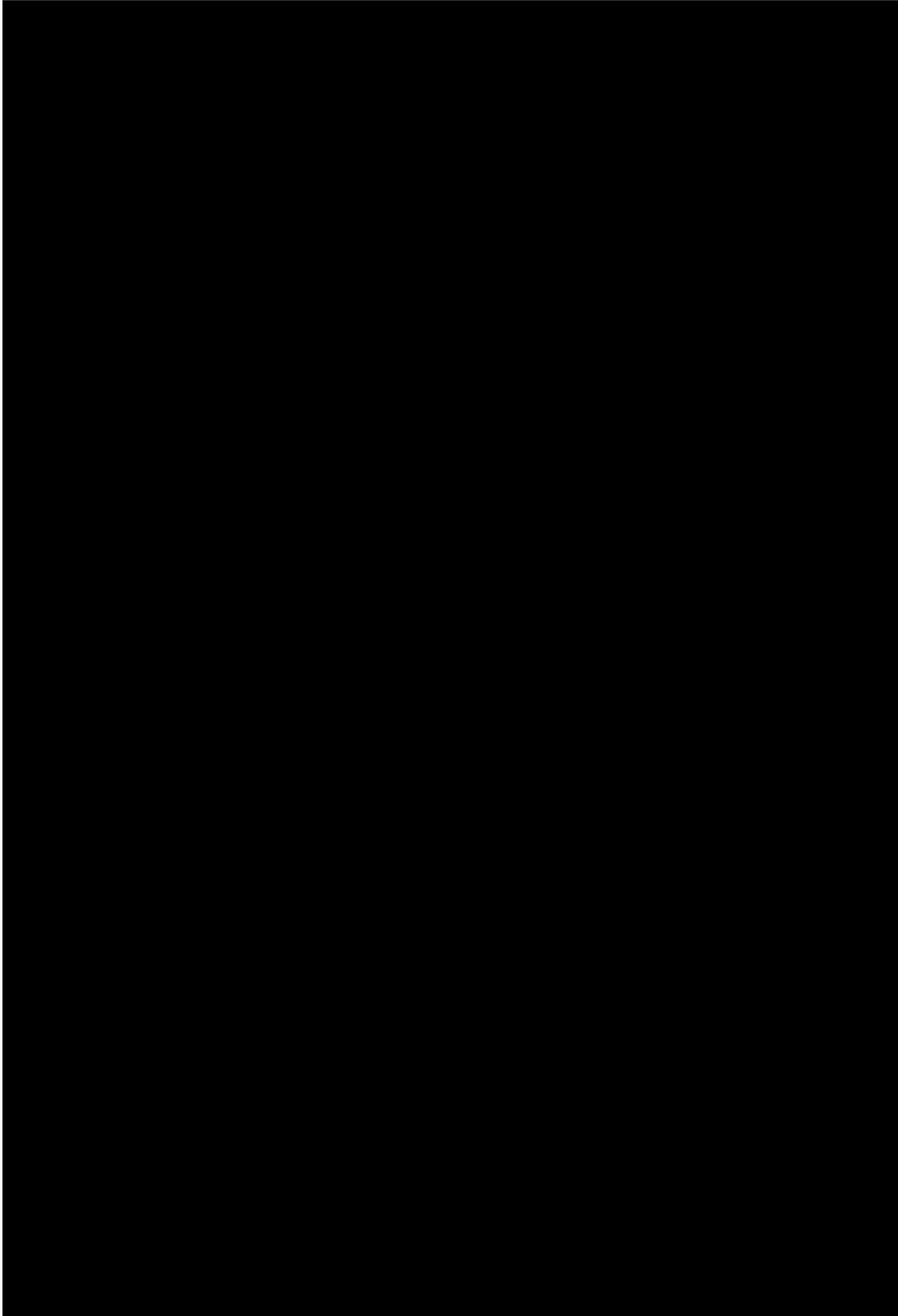


図 1 ①『建長寺指図』（『新編 名宝日本の美術 第 15 卷 五山と禅院』）

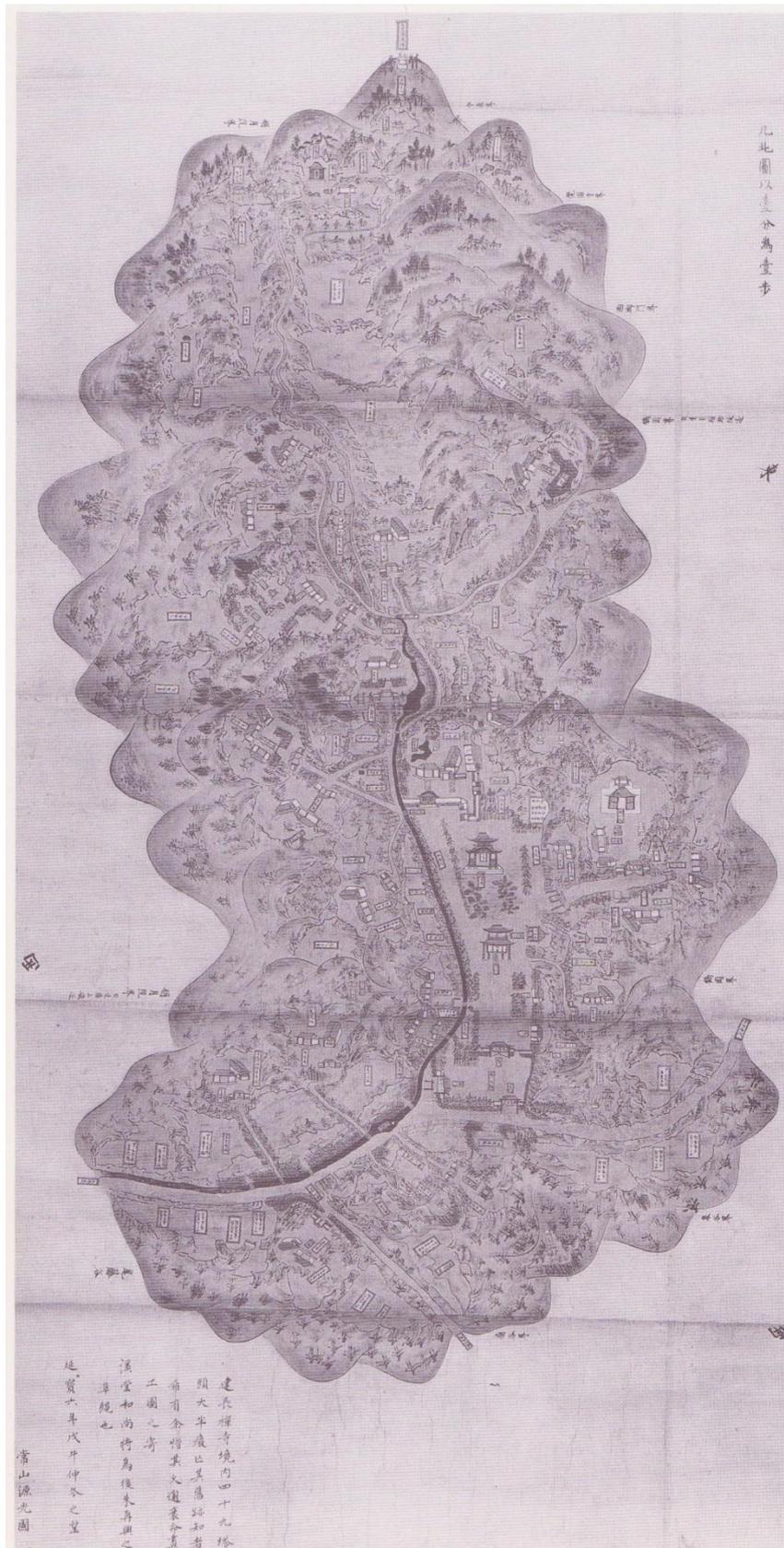


图1 ②『建長寺境内絵図』（『鎌倉の古絵図I』）

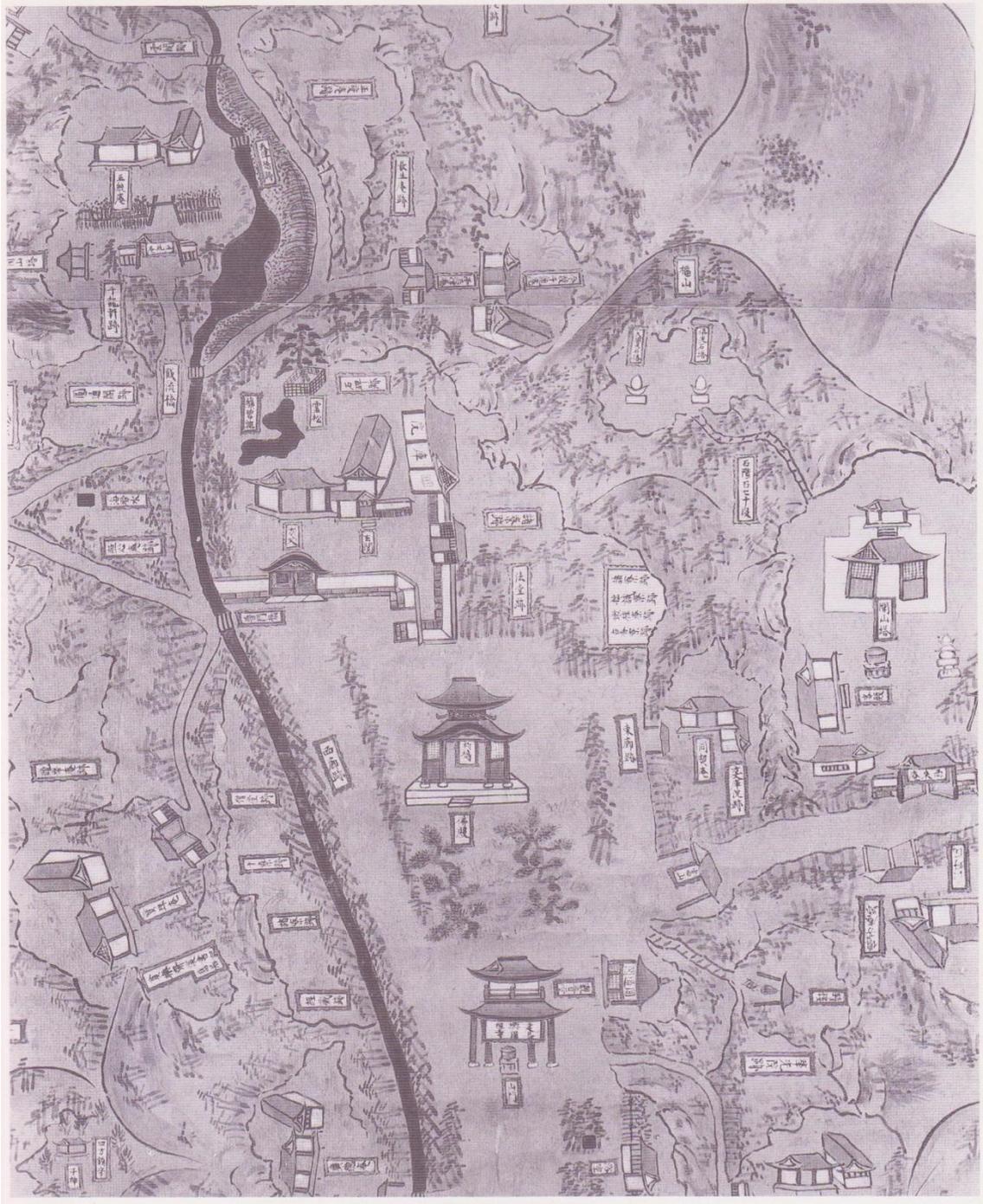


図1 ③『建長寺境内絵図』(部分) (『鎌倉の古絵図I』)

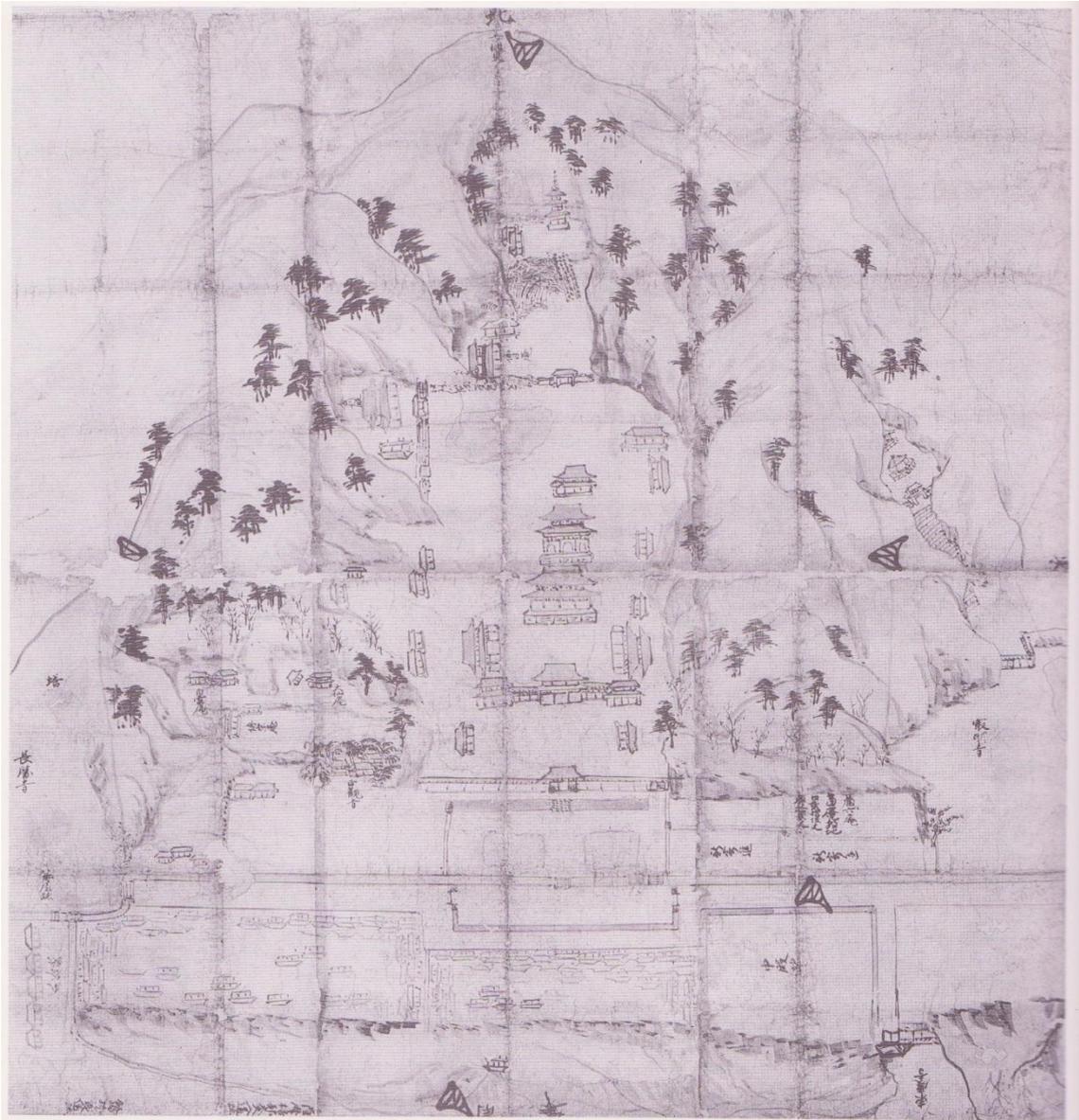


図2 ①『円覚寺境内絵図』（『鎌倉の古絵図Ⅰ』）

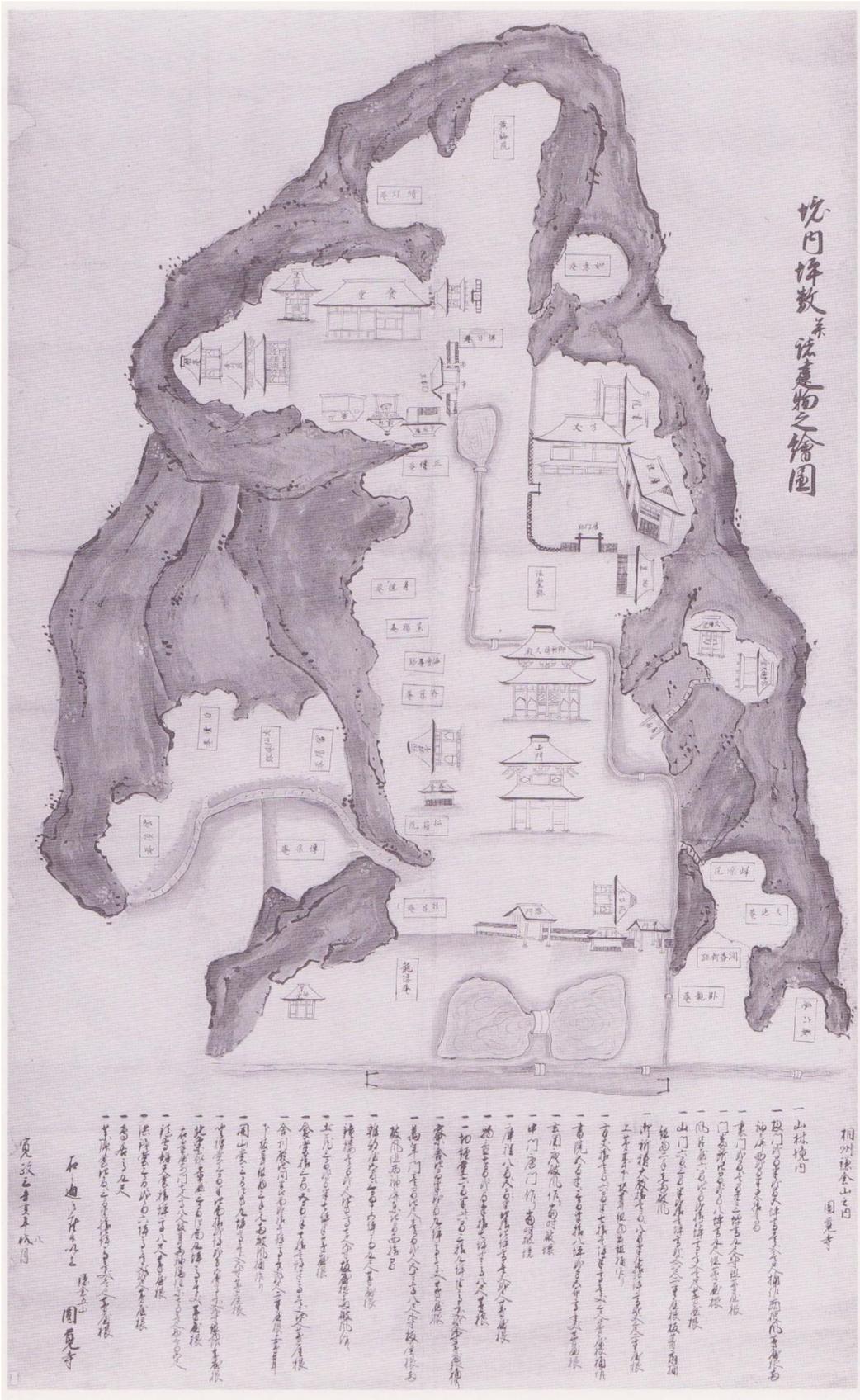


図2 『圀覺寺境内繪図』(寛政三年)『鎌倉の古繪図I』

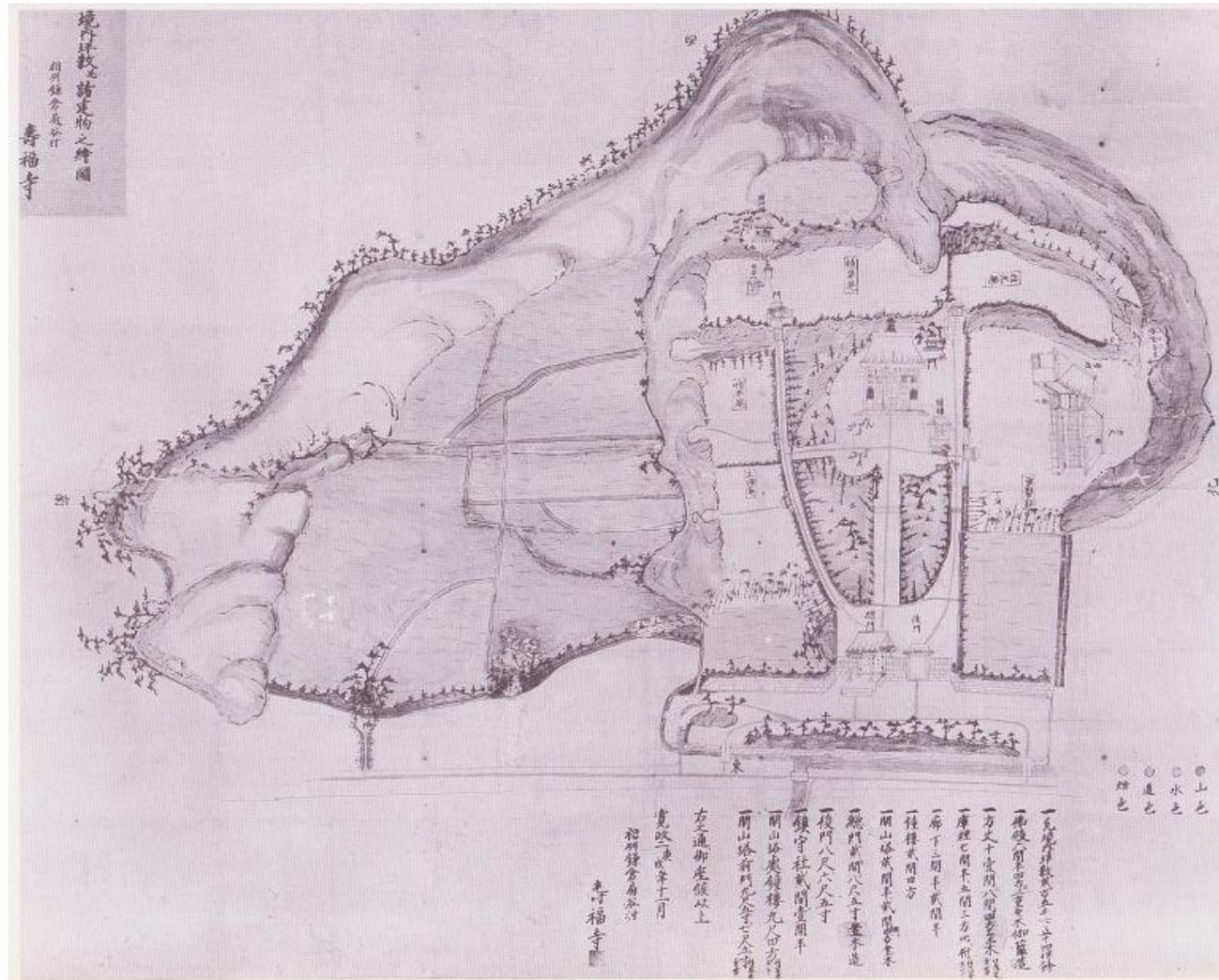


図3 『寿福寺境内絵図』（『鎌倉の古絵図I』）

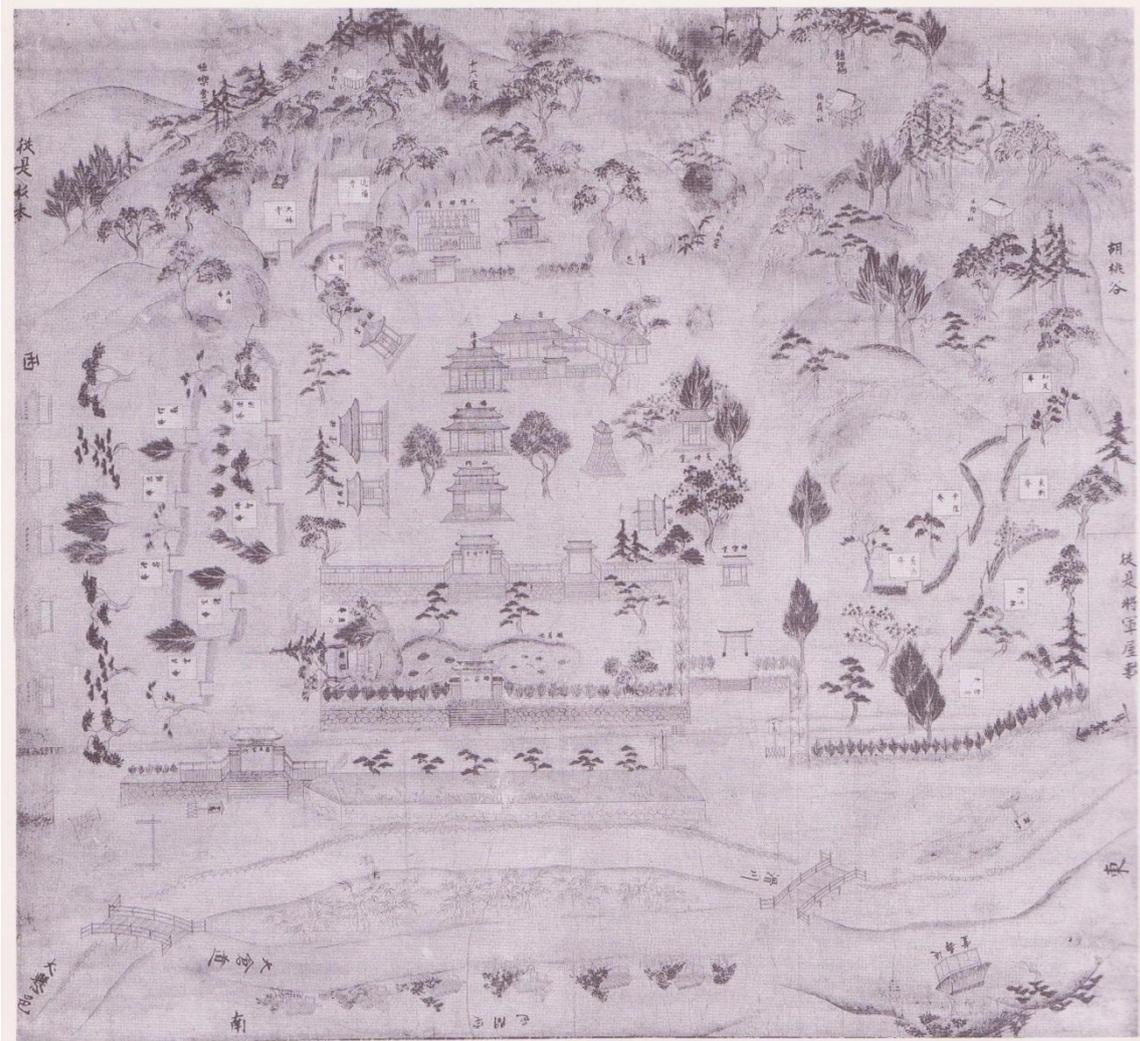


図4 ①『浄妙寺境内絵図』(『鎌倉の古絵図I』)

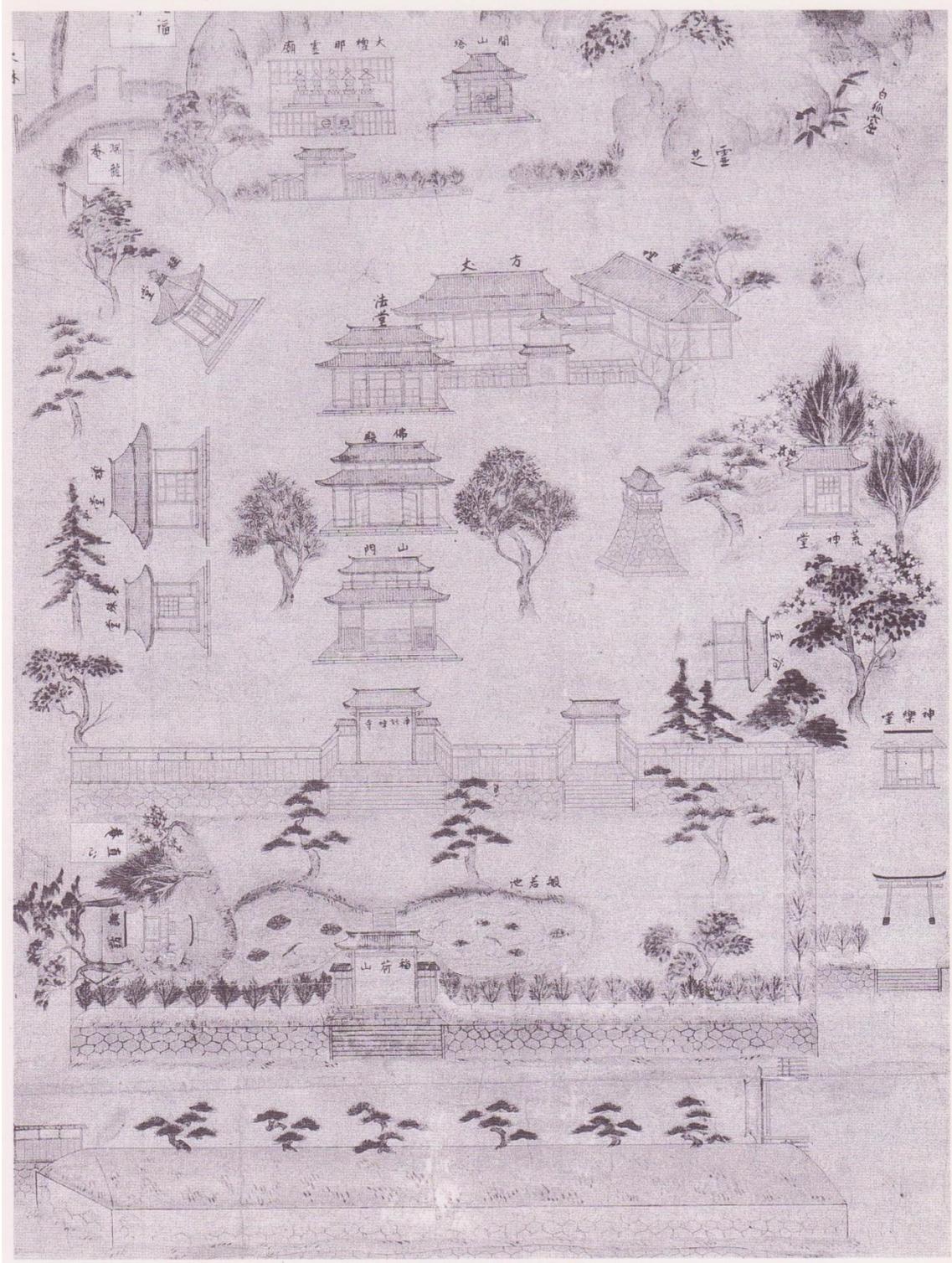


図4 ②『浄妙寺境内絵図』(部分) (『鎌倉の古絵図I』)

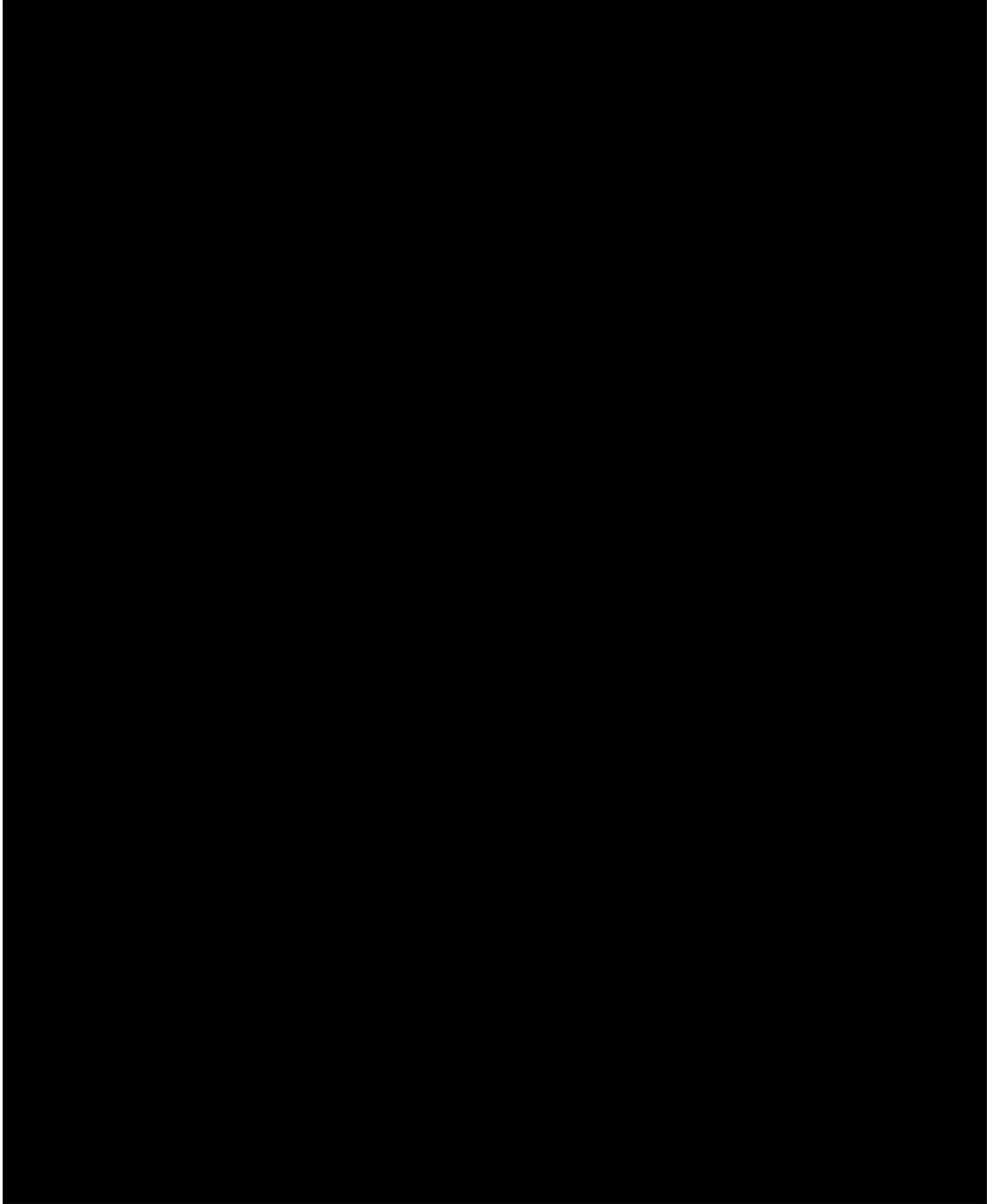


図5 ①『天龍寺応永鈞命絵図』（『新編 名宝日本の美術 第15巻 五山と禅院』）

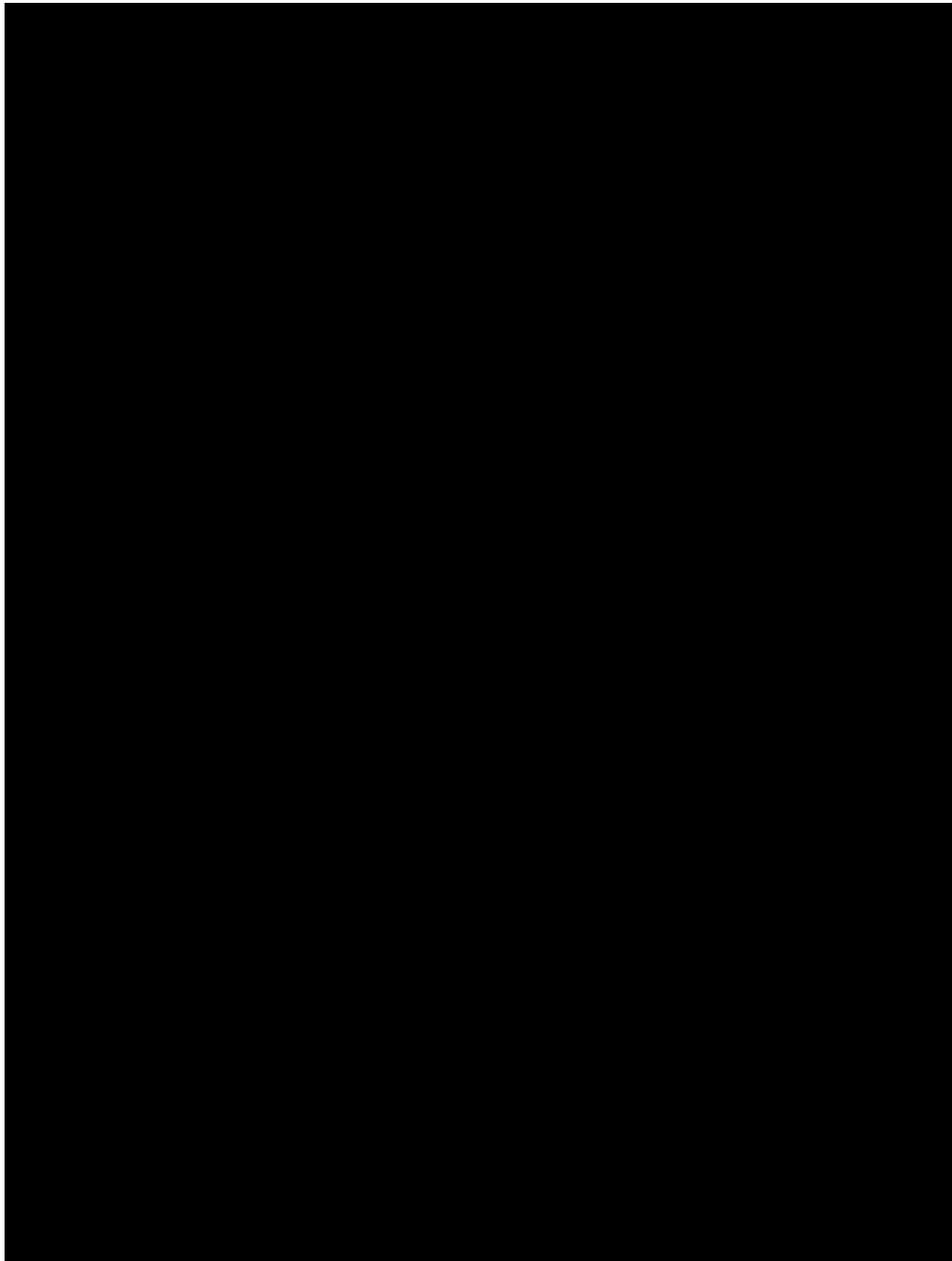


図 5 ②『天龍寺応永鉤命絵図』(部分) (『日本庭園をゆく 3 西芳寺 天龍寺』)

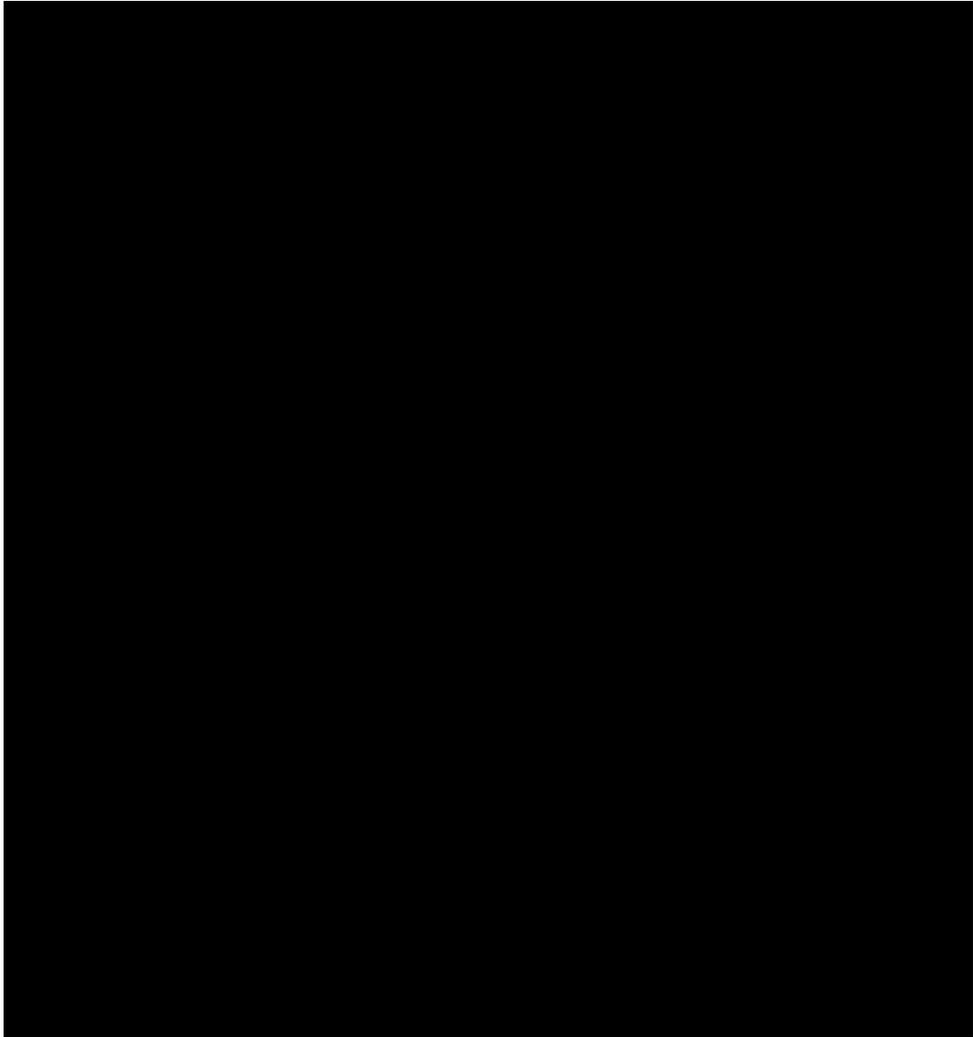


図 6 『東山往古之図』(『日本建築史論集 3』)

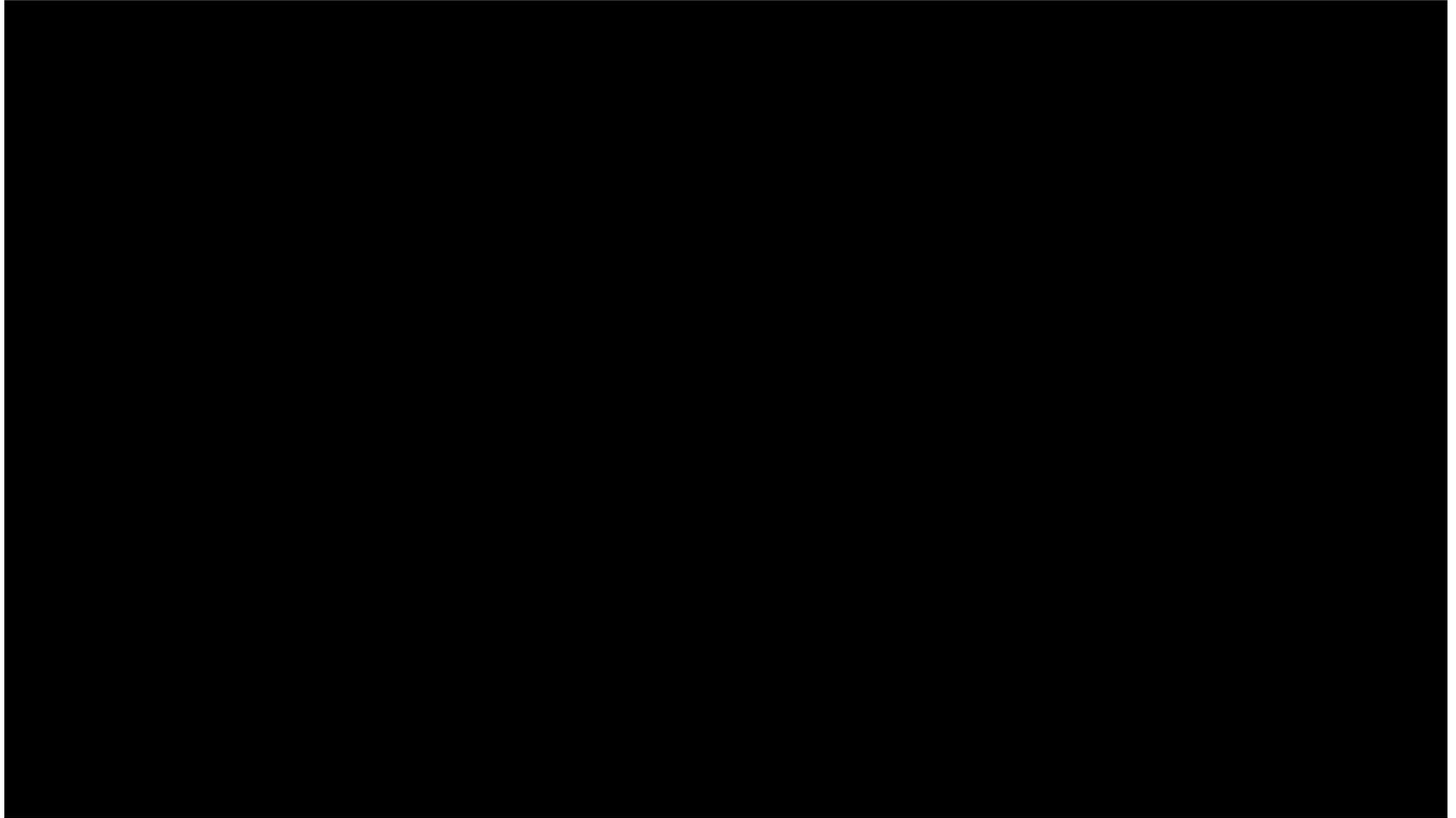


図7 ①『東福寺伽藍図』（『新編 名宝日本の美術 第15巻 五山と禅院』）

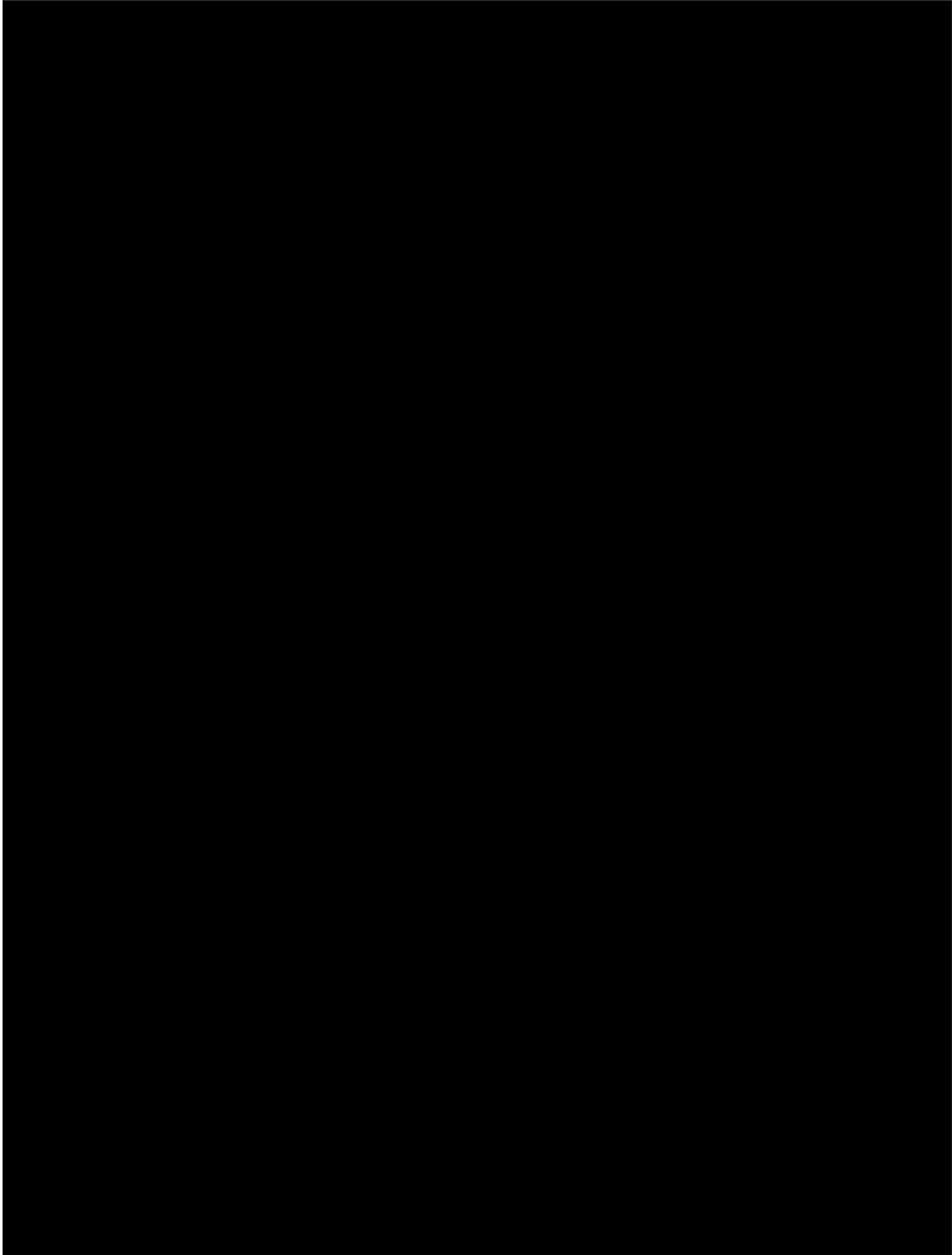


図 7 ②『東福寺加藍図』(ト書き部分) (『新編 名宝日本の美術 第 15 卷 五山と禅院』)

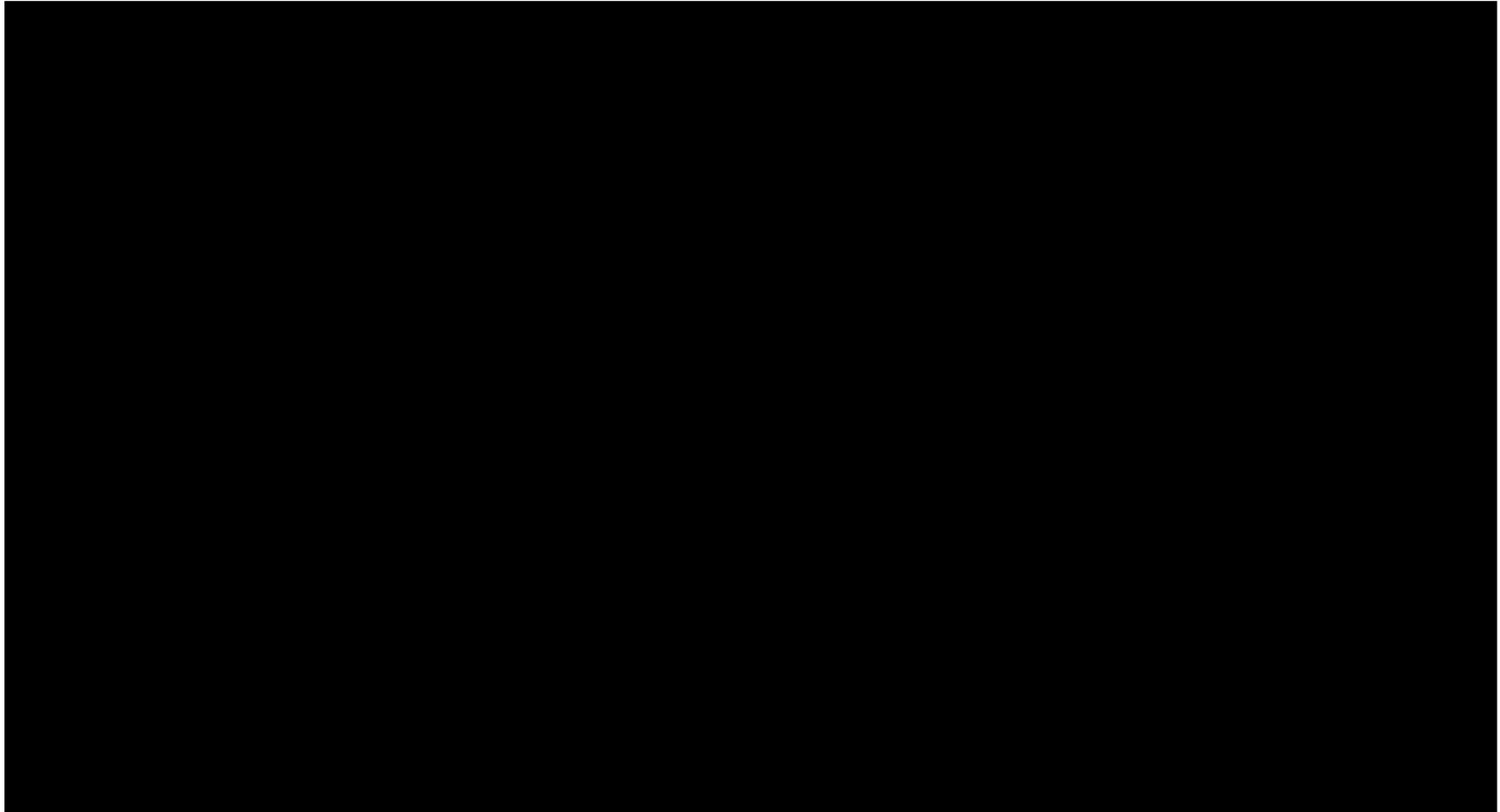


図 8 「靈隠寺配置図」(『大宗諸山図』)(『新編 名宝日本の美術 第 15 卷 五山と禅院』)

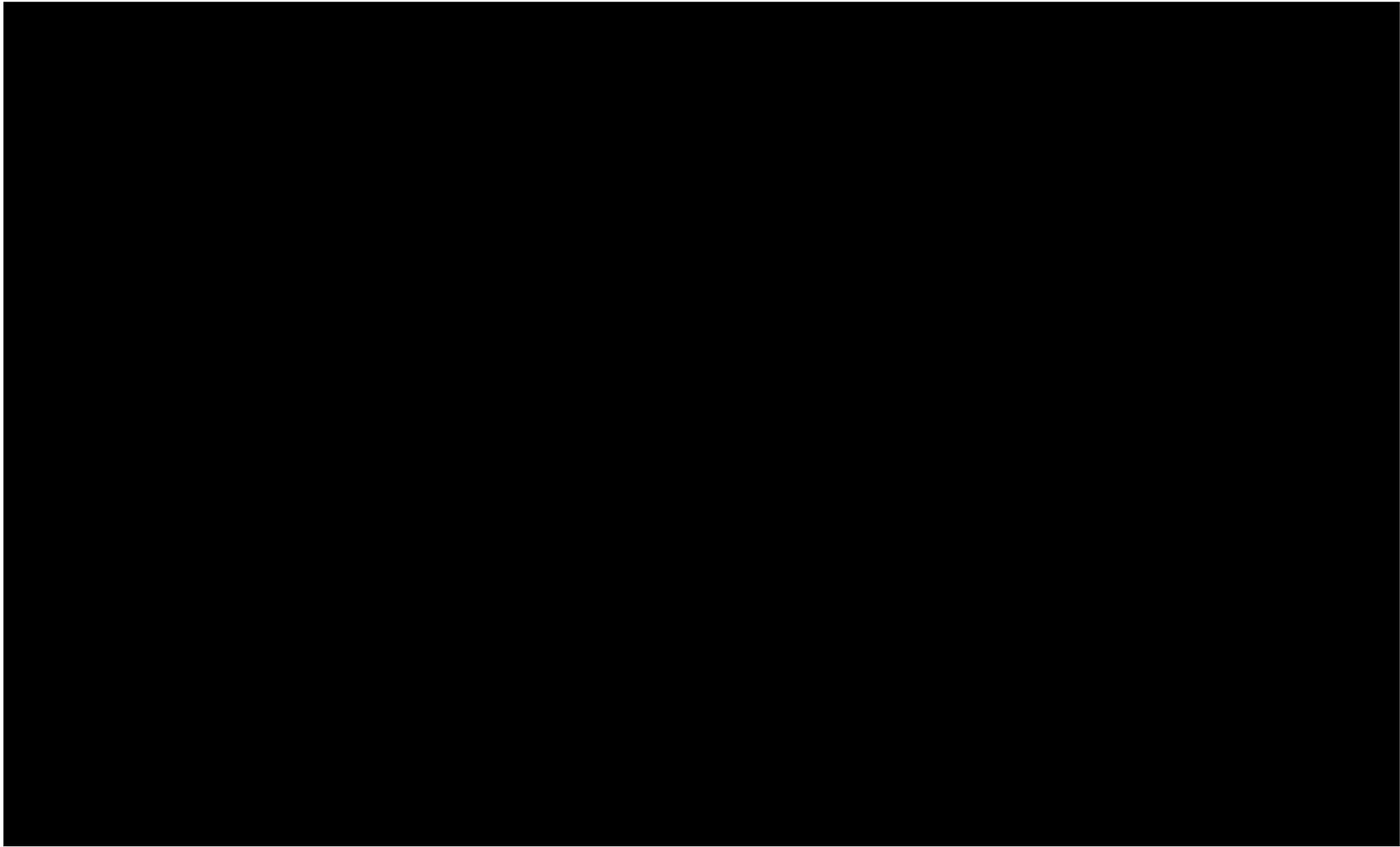


図9 「天童寺配置図」(『大宗諸山図』)(『新編 名宝日本の美術 第15巻 五山と禅院』)

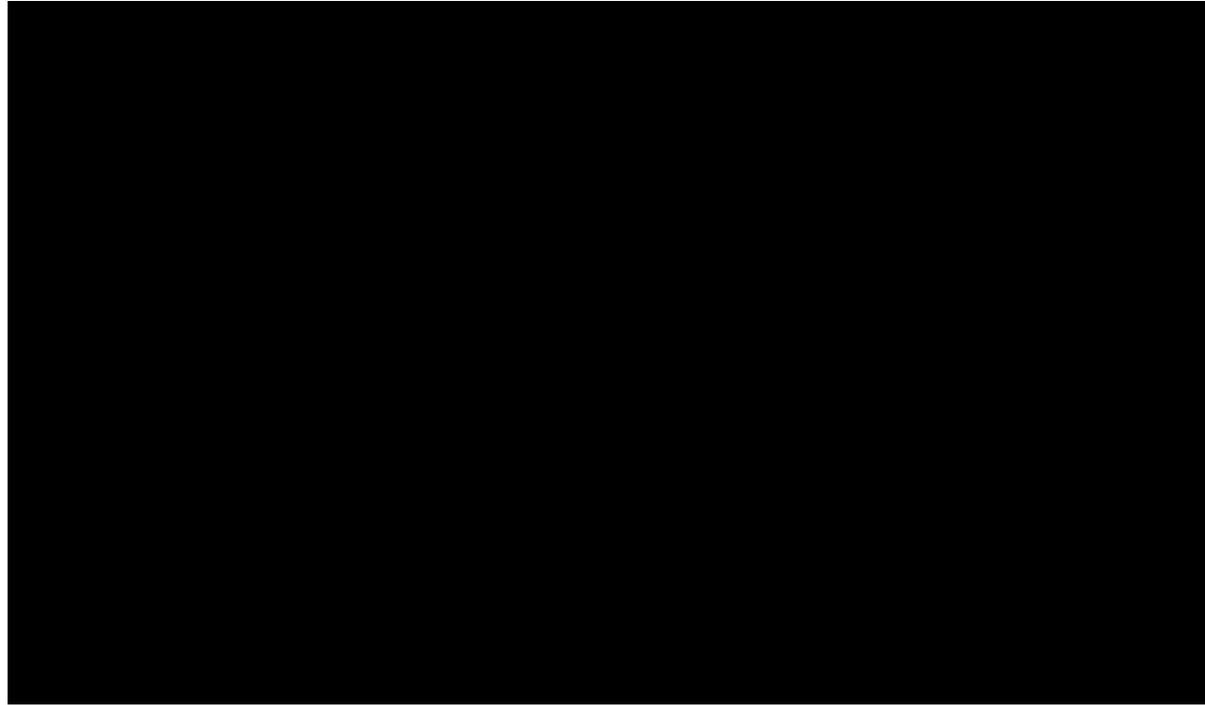


図 10 『永享二年普広院殿拝賀記』指図（『日本中世住宅の研究』）

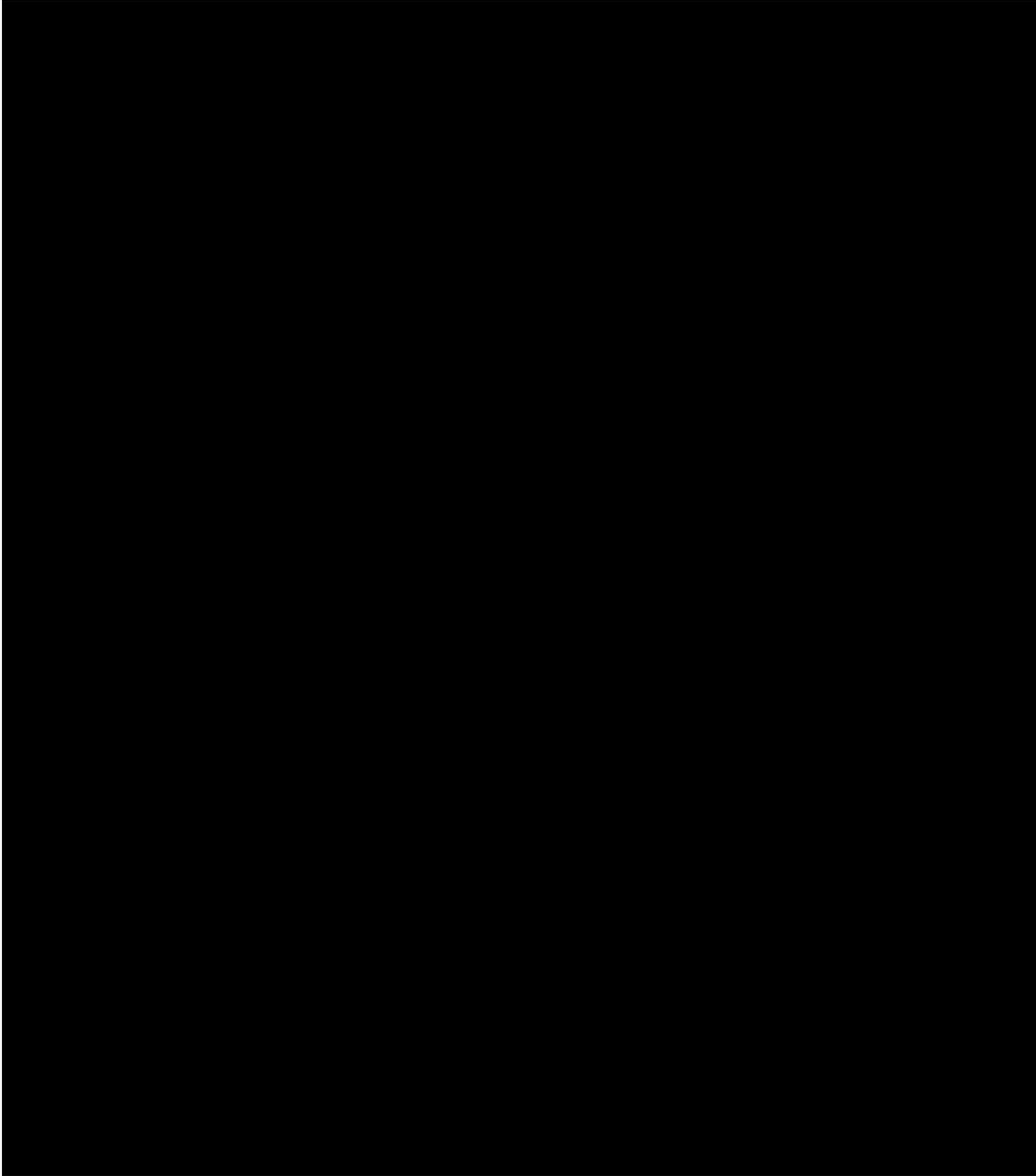


図 11 『室町殿大饗指図』（『日本中世住宅の研究』）

図引用文献

- 1) 関口欣也『新編 名宝日本の美術 第15巻 五山と禅院』1991年、小学館
- 2) 太田博太郎『日本建築史論集3 社寺建築の研究』1986年、岩波書店
- 3) 三浦勝男編『鎌倉国宝館図録 第十五集 鎌倉の古絵図I』昭和43年、鎌倉市教育委員会
- 4) 『週刊日本庭園をゆく3 西芳寺 天龍寺』2005年、小学館
- 5) 川上貢『日本中世住宅の研究』昭和42年、墨水書房

謝辞

本論文の作成に際し、指導教授をお引受下さいました仲隆裕先生には終始一貫ご丁寧かつ堅忍不拔なご指導をいただきました。ここに深甚なる感謝の意を表します。また、入学時より何かと心に掛けて頂き、有益なご助言を下さいました中村利則先生、尼崎博正先生に深く感謝申し上げます。

併せて、各地での実地調査に同行させて下さり様々な助言をして下さいました横浜国立大学名誉教授の関口欣也先生、博士課程単位取得満期退学後に研究の場を与えて下さいました横浜国立大学大学院都市イノベーション学府の古田綱市先生、大野敏先生に厚くお礼申し上げます。

本論文は上記の先生方の絶大なるご指導、ご助言、ご支援あってはじめて出来上がったものです。ここに改めまして先生方にお礼を申し上げる次第です。どうも有難うございました。